

表リー 1 (2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (設備・機器)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
発電機・ポンプ棟 発電機室	非常用電源設備	{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	非常電源設備 非常用発電機	1 台	改造	耐震補強を行う。
屋外	非常用電源設備	{8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	非常電源設備 No. 2 非常用発電機 No. 2	1 台	変更なし	
屋外	非常用電源設備	{8005} 非常用電源設備 A 非常用発電機	—	1 台	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 粉末取 扱フード設備	{8013} 分析設備 粉末取扱フード No. 1	分析設備 試料取扱ボックス	1 台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 粉末取 扱フード設備	{8014} 分析設備 粉末取扱フード No. 2	分析設備 グローブボックス No. 2	1 台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 粉末取 扱フード設備	{8015} 分析設備 粉末取扱フード No. 3	分析設備 小型天秤用フード	1 台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 ドラフ トチャンバ	{8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	分析設備 実験用ドラフト	1 台	改造	老朽化対策のため、 設備を更新する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 ドラフ トチャンバ	{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	分析設備 実験用ドラフト	1 台	改造	老朽化対策のため、 設備を更新する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 ドラフ トチャンバ	{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	分析設備 実験用ドラフト	1 台	改造	老朽化対策のため、 設備を更新する。
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備 粉 末取扱フード設備	{8019} 燃料開発設備 スクラップ処理装置	燃料開発設備 スクラップ処理装置	1 台	改造	耐震補強を行う。 火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備 粉 末取扱フード設備	{8020} 燃料開発設備 試料調整用フード	粉末調整用フード —	1 台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。 使用予定のない設備 の一部を撤去し、移 設する。
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備 粉 末取扱フード設備	{8021} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	試験検査設備 試料調整用フード	1 台	改造	耐震補強を行う。 火災対策のため、囲 い式フード及び設備 カバーを不燃性又は 難燃性材料に変更す る。
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備 粉 末取扱フード設備	{8022} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	試料調整用フード No. 2 —	1 台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。

表リー 1 (2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (設備・機器)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉 末取扱フード設備	{8023} 燃料開発設備 粉末取扱フード	粉末取扱フード 実験設備	1台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。 使用予定のない設備 の一部を撤去し、部 材を追加する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 プ レス	{8024} 燃料開発設備 プレス	プレス 実験設備	1台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。 火災対策のため、油 圧ユニットの作動油 タンクにオイルパン を設け、作動油タン ク周辺に防護板を設 置する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 加 熱炉	{8025} 燃料開発設備 加熱炉	燃料開発設備 加熱炉	1台	改造	耐震補強を行う。 火災爆発対策とし て、可燃ガス漏えい 検知器及び感震計と 連動した屋外緊急遮 断弁を設置する。
第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替 機構 (窒素配管含 む)	{8025-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒 素ガス配管含む) —	—	1式	改造	火災爆発対策とし て、安全系 窒素を 追加する。
第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	{8025-3} 空気混入防止機構 —	—	1式	改造	プロパンガスを燃焼 させるパイロットバ ーナを電気式のイグ ナイターへ変更す る。そのため、失火 検知機構を廃止す る。
第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	{8025-5} 過加熱防止機構 —	—	1式	変 更 な し	
第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	{8025-6} 圧力逃がし機構 —	—	1式	変 更 な し	
第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	{8025-7} 可燃性ガス配管 —	—	1式	改造	火災爆発対策とし て、可燃性ガス配管 の経路を変更する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 小 型雰囲気可変炉	{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	小型雰囲気可変炉 —	1台	改造	可燃性ガス配管の配 置見直しに伴い移設 する。 火災爆発対策とし て、可燃ガス漏えい 検知器及び感震計と 連動した屋外緊急遮 断弁を設置する。

表リ-1 (2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (設備・機器)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	{8026-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) —	—	1式	改造	火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。
第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	{8026-3} 空気混入防止機構 —	—	1式	変更なし	
第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	{8026-4} 過加熱防止機構 —	—	1式	変更なし	
第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	{8026-5} 圧力逃がし機構 —	—	1式	変更なし	
第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	{8026-6} 可燃性ガス配管 —	—	1式	改造	火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備	{8066-4} 分析設備 計量設備架台 No. 12	分析設備 計量設備架台 No. 12	1台	撤去	
第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	{8070-3} 試験検査設備 計量設備架台 No. 13	試験検査設備 計量設備架台 No. 13	1台	撤去	
第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	{8070-4} 試験検査設備 計量設備架台 No. 14	試験検査設備 計量設備架台 No. 14	1台	撤去	

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表リー 1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第1廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	1式	改造	全数取替え
第1廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	1式	改造	一部移設、残り再据付け
第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	自動火災報知設備 検出器	1式	改造	再据付け
第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	自動火災報知設備 火災受信器盤	1式	改造	再据付け
第1廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-2} 消火設備 消火器	—	1式	改造	一部移設
第1廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8031} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設	
第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032} 緊急設備 非常用照明	—	1式	改造	全数取替え
第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032-2} 緊急設備 誘導灯	—	1式	改造	一部移設、残り再据付け
第3廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	非常通報設備 放送用スピーカ	1式	改造	全数取替え
第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	自動火災警報設備 感知器	1式	改造	再据付け
第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	自動火災警報設備 火災受信器盤	1式	改造	再据付け
第3廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-3} 消火設備 消火器	—	1式	変更なし	
第3廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8033} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設	
第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036} 緊急設備 非常用照明	—	1式	改造	全数取替え
第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036-2} 緊急設備 誘導灯	—	1式	改造	再据付け

表リー 1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容(建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
発電機・ポンプ棟	所内通信連絡設備	{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	1式	改造	取替え
発電機・ポンプ棟	自動火災報知設備	{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	—	1式	改造	再据付け
発電機・ポンプ棟	消火器	{8010-7} 消火設備 消火器	—	1式	改造	一部移設
発電機・ポンプ棟	避難通路	{8035-2} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設	
発電機・ポンプ棟	非常用照明、誘導灯	{8038-5} 緊急設備 非常用照明	—	1式	改造	全数取替え
発電機・ポンプ棟	非常用照明、誘導灯	{8038-6} 緊急設備 誘導灯	—	1式	新設	
第2加工棟	自動式又は遠隔操作式の消火設備	{8011} 消火設備 自動式の消火設備(※)	—	1式	新設	
第2加工棟	消火栓	{8012} 消火設備 屋内消火栓(※)	消火設備 消火栓	1式	改造	増設、取替え、再据付け
屋外	消火栓	{8012-2} 消火設備 屋外消火栓(※)	消火設備 消火栓	1式	改造	移設、取替え、再据付け
屋外	消火栓	{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ	—	1式	変更なし	
第2加工棟	漏水検知器	{8052} 緊急設備 漏水検知器(※)	—	1式	改造	再据付け
第1廃棄物貯蔵棟	漏水検知器	{8056} 緊急設備 漏水検知器(※)	—	1式	改造	再据付け
屋外	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	{8039} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)(※)	—	1式	改造	
屋外	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)(※)	—	1式	改造	
屋外	緊急遮断弁(水素ガス)	{8040} 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)(※)	—	1式	改造	
屋外	緊急遮断弁(プロパンガス)	{8041} 緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)(※)	—	1式	改造	

表リ-1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容(建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
屋外	緊急遮断弁(都市ガス)	{8042} 緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス) (※)	—	1式	改造	
屋外	—	{8042-2} 緊急設備 感震計(※)	—	1式	改造	
発電機・ポンプ棟	送水ポンプ自動停止装置 緊急遮断弁(冷却水) 上水送水用緊急遮断弁	{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置(※)	—	1式	新設	
第2加工棟 第2-2ペレット室	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	{8046} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)(※)	—	1式	改造	交換、新設
第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	{8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)(※)	—	1式	改造	交換、新設
第2加工棟 第2-2ペレット室	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	{8047} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)(※)	—	1式	改造	交換、新設
第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	{8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)(※)	—	1式	改造	交換、新設
屋外	非常用照明、誘導灯	{8038-4} 緊急設備 可搬型照明	—	1式	変更なし	
事務棟	所内通信連絡設備	{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)	—	1式	改造	再据付け
事務棟	所内通信連絡設備	{8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(無線機)	—	1式	変更なし	
事務棟、保安棟	所内通信連絡設備	{8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	—	1式	変更なし	
事務棟、保安棟	所内通信連絡設備	{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	1式	改造	再据付け
屋外	所内通信連絡設備	{8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	1式	改造	新設、残り変更なし

表リー 1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
事務棟、保安棟、屋外	所外通信連絡設備	{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備	—	1 式	変更なし	
第 2 加工棟	遮水板	{8065} 緊急設備 遮水板 (※)	—	1 式	新設	
第 1 廃棄物貯蔵棟	遮水板	{8065-2} 緊急設備 遮水板 (※)	—	1 式	新設	
第 1 廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W 1 防護壁)	—	1 基	新設	
第 1 廃棄物貯蔵棟	堰、密閉構造扉	{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉	—	1 式	改造	
第 3 廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W 3 防護壁)	—	1 基	新設	
第 2 加工棟	防火ダンパー	{8045} 緊急設備 防火ダンパー (※)	—	1 式	改造	更新、一部撤去
第 2 加工棟	防護板	{8062} 緊急設備 防護板 (※)	—	1 式	新設	
第 2 加工棟	防水カバー	{8058} 緊急設備 防水カバー (※)	—	1 式	新設	
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備	{8066} 分析設備 (※) —	分析設備 —	1 式	変更なし	
第 2 加工棟	計量設備	{8068} 計量設備 上皿電子天秤 (※)	計量設備 上皿電子天秤	1 式	改造	一部撤去、追加
第 1 加工棟	計量設備 放射線測定装置	{8068-2} 放射線測定装置 (※) —	—	1 式	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備	{8069} 燃料開発設備 (※) —	燃料開発設備 —	1 式	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 開発室	試験検査設備	{8070} 試験検査設備 (※) —	試験検査設備 —	1 式	変更なし	
第 1 加工棟	自動火災報知設備	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	自動火災警報設備 感知器	1 式	改造	発信機の一部移設、残り 再据付け
—	運搬設備 (フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック)	{8071} 運搬設備 (フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック) —	搬送設備 —	1 式	変更なし	

表リ-1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
—	高圧ガス貯蔵施設 (アンモニア、プロパンガス等)	{8072} 高圧ガス貯蔵施設(アンモニア、プロパンガス等) —	—	1式	変更なし	
—	ガス供給施設	{8073} ガス供給施設 —	ガス供給施設 —	1式	変更なし	
—	危険物貯蔵施設 (油、薬品等)	{8074} 危険物貯蔵施設(油、薬品等) —	—	1式	変更なし	
—	受電施設	{8075} 受電施設 —	受電施設 —	1式	変更なし	
—	空調施設	{8076} 空調施設 —	空調施設 —	1式	変更なし	
—	給水及び循環水設備	{8077} 給水及び循環水設備 —	冷却水施設 —	1式	変更なし	
—	緊急設備(放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測機等、消火用資機材、その他資機材)	{8078} 緊急設備(放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材) —	—	1式	変更なし	
—	緊急対策本部	{8079} 緊急対策本部 —	—	1式	変更なし	
以下、先行申請した設計及び工事の計画(第1次申請～第4次申請)において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの						
第1加工棟	非常用照明、誘導灯	{8038} 緊急設備 非常用照明	—	1式	改造	(全数取替え)
第1加工棟	非常用照明、誘導灯	{8038-2} 緊急設備 誘導灯	—	1式	改造	(一部取替え、追加、残り再据付け)
第1加工棟	避難通路	{8035} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設	
第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	1式	改造	(全数取替え)
第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	—	1式	改造	(再据付け)
第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	1式	改造	(一部取替え・追加、残り再据付け)

表リー 1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第1加工棟	自動火災報知設備	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	火災警報設備 自動火災報知設備	1式	改造	(一部取替え・型式変更、残り再据付け)
第1加工棟	自動火災報知設備	{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	非常用通報設備 警報集中表示盤	1式	改造	(再据付け)
第1加工棟	消火器	{8010-5} 消火設備 消火器	防火設備 No. 1	1式	増設	(1本撤去、3本増設)
第1加工棟	防護閉止板又はコンクリート	{8044} 緊急設備 コンクリート閉止部	—	1式	改造	(第3次申請において{1001}第1加工棟の建物本体に含めて適合性確認を受けたもの)
第1加工棟	大型外扉	{8063} 緊急設備 大型外扉	—	1式	改造	(第3次申請において{1001}第1加工棟の建物本体に含めて適合性確認を受けたもの)
第1加工棟	外扉	{8064} 緊急設備 外扉	—	1式	改造	(第3次申請において{1001}第1加工棟の建物本体に含めて適合性確認を受けたもの)
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	— (警報集中表示盤の付属設備として放送設備)	1式	改造	全数取替え
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	— (警報集中表示盤の付属設備として放送設備)	1式	改造	再据付け
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	1式	改造	一部取替え、一部移設、残り再据付け
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	—	1式	変更なし	
第2加工棟	自動火災報知設備	{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	火災警報設備 検知器	1式	改造	一部取替え・型式変更、追加、移設、変更なし、残り再据付け
第2加工棟	自動火災報知設備	{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	火災警報設備 火災受信器盤	1式	改造	再据付け
第2加工棟	消火器	{8010} 消火設備 消火器	消火設備 消火器	1式	増設	一部移設、追加

表リー 1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容(建物、設備・機器の付属設備等)


設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟	避難通路	{8027} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設	
第2加工棟	非常用照明、誘導 灯	{8029} 緊急設備 非常用照明	非常灯及び誘導灯	1式	改造	全数取替え
第2加工棟	非常用照明、誘導 灯	{8029-4} 緊急設備 誘導灯	非常灯及び誘導灯	1式	改造	一部取替え、追加、残り 再据付け
第2加工棟	防護壁又は防護柵	{8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵	—	1式	新設	
第2加工棟	防護壁	{8049} 緊急設備 防護壁	—	1式	新設	
第2加工棟	防護閉止板又はコ ンクリート	{8050} 緊急設備 コンクリート閉止部	—	1式	改造	
第2加工棟	堰、密閉構造扉 (溢水防護区域境 界の扉の開口部)	{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉	—	1式	改造	
第2廃棄物貯蔵棟	非常用通報設備 火災警報設備	{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器)	—	1式	撤去	
第2廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	{8010-8} 消火設備 消火器	防火設備 (No.1)	1式	撤去	
第2廃棄物貯蔵棟	非常用設備 非常 灯	{8038-3} 緊急設備 非常用照明	—	1式	撤去	
第5廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(スピーカ))	—	1式	新設	
第5廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内 携帯電話機(PHSアンテ ナ))	—	1式	新設	
第5廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器)	—	1式	新設	
第5廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-4} 消火設備 消火器	—	1式	新設	
第5廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8034} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設	
第5廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導 灯	{8037} 緊急設備 非常用照明	—	1式	新設	

表リー 1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容 (建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第5廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8037-2} 緊急設備 誘導灯	—	1 式	新設	
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	{8080} 試験開発設備 粉末混合試験装置	試験開発設備 粉末混合試験装置	1 台	撤去	
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	{8081} 試験開発設備 粉末粉碎篩分装置	試験開発設備 粉末粉碎篩分装置	1 台	撤去	
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	{8082} 試験開発設備 小型粉末混合試験装置	試験開発設備 小型粉末混合試験装置	1 台	撤去	
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	{8083} 試験開発設備 小型粉末粉碎篩分装置	試験開発設備 小型粉末粉碎篩分装置	1 台	撤去	
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	{8083-2} 試験開発設備 試験設備フード	試験開発設備 試験設備フード	1 台	撤去	
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	{8083-3} 試験開発設備 試験設備ベース	試験開発設備 試験設備ベース	1 台	撤去	
第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	所内通信連絡設備	{8007-9} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	— (警報集中表示盤の付属設備として放送設備)	1 式	仮移設	
第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	自動火災報知設備	{8009-9} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	火災警報設備 検知器	1 式	仮移設	
第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	非常用照明、誘導灯	{8029-2} 緊急設備 非常用照明	非常灯及び誘導灯	1 式	仮移設	
第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	非常用照明、誘導灯	{8029-3} 緊急設備 誘導灯	非常灯及び誘導灯	1 式	仮移設	
屋外(第2加工棟西側)	消火栓	{8012-4} 消火設備 屋外消火栓	消火設備 消火栓	1 基	仮移設	
屋外	消火栓	{8012-3} 消火設備 屋外消火栓	防火設備(No.3)	1 式	仮移設	
屋外	消火栓	{8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管	防火設備(No.3)	1 式	仮移設	
屋外	消火栓	{8012-6} 消火設備 屋外消火栓配管	消火設備 消火栓	1 式	仮移設	

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。
※：5. 工事の方法のc、dにて示す。

表リー建－１ 発電機・ポンプ棟 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）	
	施設名称	発電機・ポンプ棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 避難通路 非常用照明 誘導灯 送水ポンプ自動停止装置	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名		（本体） {1007} 発電機・ポンプ棟 —	（付属設備） {8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 （放送設備（スピーカ）） {8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 （感知器） {8010-7} 消火設備 消火器 {8035-2} 緊急設備 避難通路 {8038-5} 緊急設備 非常用照明 {8038-6} 緊急設備 誘導灯 {8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置
		建物・構築物の区分	本体、付属設備
変更内容		（本体）改造 新規制基準に適合させるために、発電機・ポンプ棟に以下の改造を行う。 また、発電機・ポンプ棟の各部位の仕様を別表リー建－１－４に、各部位の位置を図リー建－１－１４に、改造工事完了後の発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）を図リー建－１－１５に示す。 ①エキスパンションジョイントの設置（仕様を別表リー建－１－１に示す。） 発電機棟とポンプ棟が地震により相互に波及的影響を及ぼさない構造とするため、南面の壁にエキスパンションジョイントを設置する。 ②外部扉の改造 ⁽¹⁾ （仕様を別表リー建－１－２に示す。） F1 竜巻による損傷の防止対策として、外部扉を F1 竜巻対策扉に改造する。また、発電機棟西側に追加で設置する避難用扉も同様に F1 竜巻対策扉とする。 （付属設備）付属設備については、表リー他－１に示す。	
		設置場所	発電機・ポンプ棟（発電機・ポンプ棟の位置を図リー建－１－１－１に示す。）
員数	（建物）１ （付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。）		
一般仕様	型式	鉄筋コンクリート造、平屋建て （付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。）	
	主要な構造材	（建物）別表リー建－１－１～別表リー建－１－４	
	寸法（単位：mm）	（建物）  建築面積：約 110 m ² （発電機棟：約 74 m ² 、ポンプ棟：約 37 m ² ） 延べ床面積：約 99 m ² （発電機棟：約 62 m ² 、ポンプ棟：約 37 m ² ）	
	その他の構成機器	地下ピット（消火栓水槽、循環冷却水用水槽）、設備用 循環冷却水ポンプ、上水ポンプ	
	その他の性能	—	

表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>[5.1-B1]</p> <p>発電機・ポンプ棟（本体）の基礎構造は直接基礎（発電機棟：布基礎、ポンプ棟：べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、発電機・ポンプ棟を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、直接基礎の支持層は、N値 10 以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <p>○地盤支持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値 10 以上の洪積層（砂質土層）に直接基礎で支持させる。 <p><発電機棟></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎形式 直接基礎（布基礎） ・支持層深さ 約 GL-2 m N値 30 ・基礎伏図 図リ一建一 1 - 1 6（1） <p><ポンプ棟></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎形式 直接基礎（べた基礎） ・支持層深さ 約 GL-5 m N値 50 ・基礎伏図 図リ一建一 1 - 1 6（1） <p>発電機・ポンプ棟の支持地盤の土質柱状図を図リ一建一 1 - 4 に示す。</p> <p>発電機棟は土間コンクリートを採用しており、平板載荷試験にて十分な支持力があることを確認した表層地盤に支持させる。</p> <p>【土間コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ・地盤種別 表層近くの人工盛土（粘土層及び砂層） <p>[5.1-F1]</p> <p>以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟に設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） ・{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） ・{8035-2} 緊急設備 避難通路 ・{8038-5} 緊急設備 非常用照明 ・{8038-6} 緊急設備 誘導灯 ・{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 <p>なお、発電機・ポンプ棟に設置する {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機については、本体を建物から独立した基礎に設置する。{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機の仕様を表リ一設一 2 - 1 に示す。</p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1]</p> <p>発電機・ポンプ棟の耐震重要度分類は、発電機棟を第2類、ポンプ棟を第3類とする。</p> <p>発電機・ポンプ棟は、以下に示す一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。</p> <p>発電機棟とポンプ棟は南面の壁にエキスパンションジョイントを設けて、地上部分の地震力が相互に影響しないよう構造的に分離する。</p> <p>位置、構造、寸法、材料を別表リ一建一 1 - 1、別表リ一建一 1 - 3、図リ一建一 1 - 5 及び図リ一建一 1 - 6 に示す。</p> <p>○一次設計</p> <p>常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。⁽²⁾</p>

表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、発電機・ポンプ棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る。⁽³⁾</p> <p>[6.1-F1] 以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、発電機・ポンプ棟にボルト等で固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ・ {8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) ・ {8038-5} 緊急設備 非常用照明 ・ {8038-6} 緊急設備 誘導灯 ・ {8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 <p>発電機棟に付属する設備のうち、耐震重要度分類第3類の設備は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するおそれがあるが、発電機棟の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、発電機棟と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—⁽⁴⁾</p>
<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) [8.1-B2] 発電機・ポンプ棟は、F1 竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を確保する。 また、局部評価として、発電機・ポンプ棟の外壁、屋根は単位面積当たりの短期許容荷重が F1 竜巻荷重を上回り、F1 飛来物が到達する可能性のある部分については、F1 飛来物の貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。 F1 竜巻防護境界の扉は、F1 竜巻対策扉とする。 発電機・ポンプ棟本体における位置、構造、寸法、材料を別表リ一建一 1-2、別表リ一建一 1-3、図リ一建一 1-7～図リ一建一 1-10 及び図リ一建一 1-16～図リ一建一 1-18 に示す。</p> <p>(落雷) —⁽⁵⁾</p> <p>(極低温 (凍結)) —</p> <p>(火山活動 (降下火砕物)) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm³ とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定める 29 cm の積雪に耐える。</p> <p>(生物学的事象) —⁽⁶⁾</p> <p>(航空機落下) —⁽⁷⁾</p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発)) —</p>

表リー建－1 発電機・ポンプ棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(電磁的障害) [8.2-F2] 送水ポンプ自動停止装置のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等による機能喪失を防止する。機器と制御盤間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 インターロック回路の制御盤は鋼製筐体を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。 ○設備の安全機構（{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置）</p> <p>(交通事故（自動車）) —</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>—</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-F1] 発電機・ポンプ棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010-7}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を見込んだ数の粉末消火器を、防火対象物の各部分から歩行距離 20 m 以下となるよう配置する⁽⁸⁾。</p> <p>{8010-7}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条第 2 項第二号に基づき、通行又は避難に支障がなく、使用に際して容易に持ち出すことができる屋外に設置する。消火器格納箱に格納する、転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数（{8010-7}消火設備 消火器） ・ABC 粉末消火器 10 型：4 本 （{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機に必要な消火器 1 本を含む）</p> <p>消火設備 消火器の配置を図リー他－3 に示す。</p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して、屋外に設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に 2 台配置する。 {8012-8}消火設備 可搬消防ポンプの仕様を表リー他－3 に示す。</p> <p>[11.1-F2] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を設置する。 発電機・ポンプ棟の警戒区域は、建物全体を一つとして設定する。</p> <p>○設備の員数（{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） ・熱感知器（スポット型）：8 台</p> <p>なお、感知器は第 2 加工棟の {8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、警戒区域の配置を図リー他－3 に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リー他－1 2（4）に示す。</p>

表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-B1] 発電機・ポンプ棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物（耐火構造）とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。改造等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃材料又は難燃性材料とする。 発電機・ポンプ棟に使用する材料を別表リ一建一 1-1～別表リ一建一 1-3に示す。</p> <p>[11.3-B2] 発電機・ポンプ棟は延べ床面積が小さく、建築基準法に基づく防火区画を設けないことから、建物全体を1つの火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。 火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>火災区画の仕様 ○火災区画DG/P ・対象部材 区画境界壁、特定防火設備（防火戸） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間）</p> <p>発電機・ポンプ棟の火災区画を図リ一建一 1-13（1）に示す。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F2] {8038-5}緊急設備 非常用照明、{8038-6}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 {8038-5}緊急設備 非常用照明、{8038-6}緊急設備 誘導灯の分電盤の配置図を図リ一他一 3に、配線用遮断器の結線図を図リ一他一 11（6）に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-F4] 発電機・ポンプ棟には、第2加工棟の設備を冷却する循環冷却水の水槽及び送水ポンプ、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟に上水を供給する上水ポンプを設置する。 震度5弱相当の地震時が発生した際に{8042-2}緊急設備 感震計からの信号を受けて{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置が作動し、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟への送水を自動停止することで、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の内部溢水量を抑制する。</p> <p>○設備の安全機構（{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置） ・送水ポンプ（第2加工棟 設備用 循環冷却水ポンプ） ・送水ポンプ（第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟 上水ポンプ） ・{8042-2}緊急設備 感震計（表リ一他一 4）</p>

表リー建－1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	<p>[13.1-F1]</p> <p>発電機・ポンプ棟には、容易に識別できる{8035-2}緊急設備 避難通路を設置する。{8035-2}緊急設備 避難通路は非常口を含み、床面への表示等により、屋外へ避難できるよう誘導する。床面の表示は、容易に剥離しない標識を設置する。{8035-2}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第二百六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8038-5}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8038-6}緊急設備 誘導灯を設置する。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {8038-5}緊急設備 非常用照明： 3 台 ・ {8038-6}緊急設備 誘導灯： 3 台 <p>{8035-2}緊急設備 避難通路、{8038-5}緊急設備 非常用照明及び{8038-6}緊急設備 誘導灯の配置図を、図リー他－3に示す。</p> <p>[13.1-F2]</p> <p>加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備可搬型照明を設置する。</p> <p>{8038-4}緊急設備 可搬型照明の仕様を表リー他－1に示す。</p>
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-B1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—

表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>警報設備等</p>	<p>[18.1-F1] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を設け、第2加工棟の{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）にて、火災を検知した場合に警報を発する。</p> <p>[18.2-F1] 震度5弱相当の地震が発生した際、{8042-2}緊急設備 感震計からの信号を受けて自動的に{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を作動させ、送水ポンプによる第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟への送水を停止する。</p> <p>○設備の安全機構（{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感震計の作動震度：計測震度 \geq (震度5弱相当)⁽⁹⁾ ・送水ポンプ（第2加工棟 設備用 循環冷却水ポンプ） ・送水ポンプ（第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟 上水ポンプ） ・{8042-2}緊急設備 感震計
	<p>放射線管理施設</p>	<p>—</p>
	<p>廃棄施設</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質等による汚染の防止</p>	<p>—</p>
	<p>遮蔽</p>	<p>[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、壁量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リ一1-1-1に示す。</p> <p>○発電機・ポンプ棟の遮蔽機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮蔽能力を有する壁の位置、構造、寸法、材料を別表リ一建一1-3及び図リ一建一1-19に示す。 ・壁の厚さは、図リ一建一1-19に示す設計確認値以上。 ・コンクリートの気乾単位容積質量 \geq 以上 <p>[22.2-B1] 管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、壁、屋根により放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。</p>
	<p>換気設備</p>	<p>—</p>
	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24.2-F1] {8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵している第2加工棟の{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。（{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第4次申請にて申請済み。）</p> <p>{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵している第2加工棟の{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電することにより、外部電源を喪失した場合であっても警戒可能とする。（{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、第4次申請にて申請済み。）</p> <p>{8038-5}緊急設備 非常用照明、{8038-6}緊急設備 誘導灯は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>

表リー建－1 発電機・ポンプ棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24.2-F2]</p> <p>{8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続した第2加工棟の{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続した第2加工棟の{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p> <p>{8038-5}緊急設備 非常用照明、{8038-6}緊急設備 誘導灯は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>電源に係る結線図を図リー他－11(6)に、非常用電源設備接続の系統図を図リー他－11(8)に、所内通信連絡設備の系統図を図リー他－12(1)に、自動火災報知設備の系統図を図リー他－12(4)に示す。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○:該当、－:該当なし)</p> <table border="1" data-bbox="643 931 1366 1473"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーに 接続</th> <th>非常用発電 機に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>{8038-5} 緊急設備 非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>{8038-6} 緊急設備 誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーに 接続	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作	{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	○	○	－	{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	－	－	○	{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	○	○	－	{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	－	－	○	{8038-5} 緊急設備 非常用照明	○	○	－	{8038-6} 緊急設備 誘導灯	○	○	－
設備・機器名称 機器名	バッテリーに 接続	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作																											
{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	○	○	－																											
{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	－	－	○																											
{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	○	○	－																											
{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	－	－	○																											
{8038-5} 緊急設備 非常用照明	○	○	－																											
{8038-6} 緊急設備 誘導灯	○	○	－																											
	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-F1]</p> <p>発電機・ポンプ棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。</p> <p>{8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))を設置し、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に接続し、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクにより建物内における放送が可能とする。</p> <p>{8007-10}{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクによる、{8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))からの事業所内建物間における相互の放送が可能とする。</p> <p>マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟(緊急対策本部)、保安棟に設置する。マイクの配置を図リー他－10(1)に示す。</p>																												

表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	通信連絡設備	<p>PHS アンテナに付属する所内携帯電話機 (PHS) により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができる⁽¹⁰⁾。</p> <p>{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) の配置を図リ一他一 3 に、系統図を図リ一他一 1 2 (1) に示す。</p> <p>○設備の員数 (通信連絡設備) ・ {8007-15} 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) : 1 台</p> <p>[25.2-F1] 加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した {8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。 {8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備の仕様を表リ一他一 1 に、配置を図リ一他一 1 0 (2) に示す。</p>
その他許可で求める仕様		<p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために発電機・ポンプ棟の屋根にアクセス可能とする。 屋根へのアクセスルートを図リ一建一 1 1 2 に示す。</p>
添付図		<p>図リ一 1 1 1 1 ~ 図リ一建一 1 1 1 9、図リ一他一 3、図リ一他一 7、図リ一他一 1 0、図リ一他一 1 1 (6)、図リ一他一 1 1 (8)、図リ一他一 1 2 (1)、図リ一他一 1 2 (2)、図リ一他一 1 2 (4)</p>

- (1) 発電機・ポンプ棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式を F1 竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」のみを実施する扉はない。
- (2) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 C_0 を 0.2 として、地震地域係数 Z (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す A_i 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する R_t から求めた地震層せん断力係数 C_i に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.25 (発電機棟)、1.0 (ポンプ棟) を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (3) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 C_0 を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 D_s と、剛性率、偏心率に応じて定める形状特性係数 F_{es} を乗じて求める必要保有水平耐力 Q_{un} に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (4) 本加工施設の敷地は海拔約 48 m にあり、基準津波の最大遡上高さ 6 m と比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (5) 高さが $GL+6.6$ m であることから建築基準法第三十三条にある高さ 20 m 以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第一項第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (6) 発電機・ポンプ棟の建物は、鉄筋コンクリート造の建物であり生物学的事象の影響を受けるおそれはない。発電機・ポンプ棟は気体廃棄設備がないため、発電機・ポンプ棟の付属設備は生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (7) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が 10^{-7} (回/施設・年) を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (8) 粉末消火器の必要能力単位 2 となるのに対して、設置する粉末消火器の能力単位の合計は 12 となる。
(非常用電源設備 No. 1 非常用発電機に必要な消火器 1 本を含む)
- (9) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成 8 年気象庁告示第 4 号 気象庁震度階級表」による算定方法による。
- (10) {8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) は、近隣の第 1 廃棄物貯蔵棟に設置する。

別表リー建-1-1 発電機・ポンプ棟の改造の仕様（発電機棟とポンプ棟の構造的隔離）

改造項目	部位	材料	対応図
エキスパンションジョイントの設置(発電機棟とポンプ棟の構造的隔離)	発電機棟とポンプ棟間の外壁		図リー建-1-5 図リー建-1-6

別表リー建-1-2 発電機・ポンプ棟の改造の仕様（外部扉の改造）

改造項目	位置	断面（単位：mm）使用材料	員数	対応図
外部扉の改造	発電機棟	[断面図]	14	図リー建-1-7 図リー建-1-8 図リー建-1-9 図リー建-1-10 (1)
			12	図リー建-1-7 図リー建-1-8 図リー建-1-9 図リー建-1-10 (2)
			4 2	図リー建-1-7 図リー建-1-8 図リー建-1-9 図リー建-1-10 (4)
	1		図リー建-1-11	
	ポンプ棟		2 10	図リー建-1-7 図リー建-1-8 図リー建-1-9 図リー建-1-10 (3)

別表リー建-1-4 (1/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
1階	外壁・外部扉	外壁1-1	発電機室と屋外 (B通り/1-2通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図リー建-1-15(1)	工事なし
				扉(扉:95)	鉄(特定防火設備)		図リー建-1-7 図リー建-1-8 図リー建-1-10(1)	改造
		外壁1-2	コンプレッサ室と屋外 (B通り/2-3通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
				扉(扉:96)	鉄(特定防火設備)		図リー建-1-7 図リー建-1-8 図リー建-1-10(2)	改造
		外壁1-3	ポンプ室と屋外 (B通り/4-5通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
				扉(扉:97)	鉄(特定防火設備)		図リー建-1-7(1) 図リー建-1-8 図リー建-1-10(3)	改造
				ガラリ(AG-4)	アルミニウム		図リー建-1-7	工事なし
		外壁1-4	ポンプ室と屋外 (5通り/A-B通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
		外壁1-5	ポンプ室と屋外 (A通り/4-5通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
		外壁1-6	クーリングタワー置場 (A通り/3-4通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1) 図リー建-1-6	改造
		外壁1-7	コンプレッサ室と屋外 (A通り/2-3通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
外壁1-8	発電機室と屋外 (A通り/1-2通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(1)	工事なし			
外壁1-9	発電機室と屋外 (1通り/A-B通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(1)	工事なし			
		扉(扉:98)	鉄(特定防火設備)	図リー建-1-7 図リー建-1-8 図リー建-1-10(4)	改造			
				図リー建-1-15(1)	工事なし			
外壁1-10	コンプレッサ室と屋外 (3通り/A-B通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(1)	工事なし			
外壁1-11	ポンプ室と屋外 (4通り/A-B通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(1)	工事なし			
		ガラリ(AG-3)	アルミニウム	図リー建-1-7	工事なし			
R階	外壁・外部扉	外壁R-1	発電機棟屋上 (1通り/A-A ⁽¹⁾ B ⁽¹⁾ 通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(2)	工事なし	
		外壁R-2	発電機棟屋上 (3通り/A-B ⁽¹⁾ -B ⁽¹⁾ 通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(2)	工事なし	

別表リー建-1-4 (2/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
R階	外壁・外部扉	外壁 R-3	発電機棟屋上 (3通り/A-A ⁽¹⁾ 通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-4	ポンプ棟屋上 (4通り/A-A ⁽¹⁾ 通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-5	クーリングタワー置場 (A通り/3-4通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2) 図リー建-1-6	改造
		外壁 R-6	発電機棟屋上 (A通り/1-3通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-7	発電機棟屋上 (B通り/2-3 ⁽¹⁾ -3通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-8	発電機棟屋上 (A-B ⁽¹⁾ 通り/2-3 ⁽¹⁾ -3通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-9	ポンプ棟屋上 (B通り/4-4_5 ⁽¹⁾ 通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-10	ポンプ棟屋上 (A-B ⁽¹⁾ 通り/4-4_5 ⁽¹⁾ 通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-11	ポンプ棟屋上 (A-B ⁽¹⁾ 通り/4-4_5 ⁽¹⁾ 通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-12	発電機棟屋上 (A通り/1-3通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	ガラリ (AG-1)	アルミニウム		図リー建-1-7	工事なし
				ガラリ (AG-2)	アルミニウム		図リー建-1-7	工事なし
		1階	内壁・内部扉	内壁 1-1	図リー建-1-14(1) 参照		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート
内壁 1-2	図リー建-1-14(1) 参照			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(1)	工事なし	
1階	床	S1-1	図リー建-1-14(3) 参照	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)	図リー建-1-14(3)	工事なし	
		S1-2	図リー建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-14(3)	工事なし	
		S1-3	図リー建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-14(3)	工事なし	
		S1-4	図リー建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-14(3)	工事なし	
		S1-5	図リー建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-14(3)	工事なし	
		S1-6	図リー建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-14(3)	工事なし	


別表リ-建-1-4 (3/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	床	S1-7	図リ-建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート	-	図リ-建-1-14(3)	工事なし
		S1-8	図リ-建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図リ-建-1-14(3)	工事なし
R階	床	SR-1	図リ-建-1-14(4) 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図リ-建-1-14(4)	工事なし
		SR-2	図リ-建-1-14(4) 参照	鉄筋コンクリート 屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図リ-建-1-14(4)	工事なし
	屋根	SR-3	図リ-建-1-14(4) 参照	鉄筋コンクリート 屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図リ-建-1-14(4)	工事なし
		SR-4	図リ-建-1-14(4) 参照	鉄筋コンクリート 屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図リ-建-1-14(4)	工事なし
地下 ボンプ ア	ユニット 壁	P-1	図リ-建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし
		P-2	図リ-建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし
		P-3	図リ-建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし
		P-4	図リ-建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし
		P-5	図リ-建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし
		P-6	図リ-建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ-建-1-15(1)	工事なし
	ユニット 床	S1-9	図リ-建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図リ-建-1-14(3)	工事なし

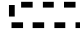

(1) 通り番号の間に壁がある場合 (a_b は a 通りと b 通りの間) を示す。

(2) 安全機能のない部位のため、「-」とする。

表リ一建一 2 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	遮蔽壁 No. 2
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	{1009} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 - 3 貯蔵棟 北側屋外 (遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の位置を図リ一 1 - 1 - 1 に示す。)	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ一建一 2 - 1 に示す。
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の基礎構造は直接基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 を十分に支持することができる地盤に設ける。 ○地盤支持 ・支持方法 N 値 10 以上の洪積層 (砂層) に直接基礎で支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の支持地盤の土質柱状図を図リ一建一 2 - 1 に示す。
	地震による損傷の防止	[6. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の耐震重要度分類は第 1 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ⁽¹⁾ 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の構造を別表リ一建一 2 - 1 に示す。
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) [8. 1-B2] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 は、単位面積当たりの短期許容荷重が設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による風圧力を上回る。また、F1 竜巻に対して、その形状と重量から飛来物とはならない。 (落雷) — (極低温 (凍結)) — (降下火砕物) — (積雪) — (生物学的事象) —	

表リ一建一 2 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(航空機落下) — (外部火災) — (電磁的障害) — (交通事故) — ⁽²⁾
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料（鉄筋、コンクリート）とする。 使用する材料を別表リ一建一 2 - 2 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22. 1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リ一 1 - 1 - 1 に示す。 ○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の遮蔽機能 ・壁厚さ  以上（図リ一建一 2 - 3） ・コンクリートの気乾単位容積質量  以上 [22. 2-B1] 管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、壁により放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リ一 1 - 1 - 1、図リ一建一 2 - 1～図リ一建一 2 - 3

- (1) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 C_0 を 0.2 として、地震地域係数 Z (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す A_i 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する R_t から求めた地震層せん断力係数 C_i に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.5 を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (2) 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 は、一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 と一般道路との位置関係を図ト-W1 建-19 に示す。

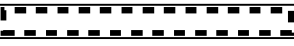
別表リ-建-2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 の構造

項目	主要部材	断面等 (単位 : mm)	対応図
基礎	鉄筋コンクリート		図リ-建-2-2 図リ-建-2-3
壁	鉄筋コンクリート		

別表リ-建-2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート

表リ一建一 3 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	遮蔽壁 No. 3
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	{1010} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 - 3 貯蔵棟 北側屋外 (遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の位置を図リ一 1 - 1 - 1 に示す。)	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ一建一 3 - 1 に示す。
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の基礎構造は直接基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 を十分に支持することができる地盤に設ける。 ○地盤支持 ・支持方法 N 値 10 以上の洪積層 (砂層) に直接基礎で支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の支持地盤の土質柱状図を図リ一建一 2 - 1 に示す。
	地震による損傷の防止	[6. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の耐震重要度分類は第 1 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法とう適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ⁽¹⁾ 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の構造を別表リ一建一 3 - 1 に示す。
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) [8. 1-B2] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は、単位面積当たりの短期許容荷重が設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による風圧力を上回る。また、F1 竜巻に対して、その形状と重量から飛来物とはならない。 (落雷) — (極低温 (凍結)) — (降下火砕物) — (積雪) — (生物学的事象) —	

表リ一建一 3 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(航空機落下) — (外部火災) — (電磁的障害) — (交通事故) — ⁽²⁾
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料（鉄筋、コンクリート）とする。 使用する材料を別表リ一建一 3 - 2 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するように設置する。 [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リ一 1 - 1 - 1 に示す。 ○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の遮蔽機能 ・壁厚さ ■■■■以上（図リ一建一 2 - 3） ・コンクリートの気乾単位容積質量■■■■以上 [22.2-B1] 管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、壁により放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リ一 1 - 1 - 1、図リ一建一 2 - 1 ~ 図リ一建一 2 - 3

- (1) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 C_0 を 0.2 として、地震地域係数 Z (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す A_i 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する R_t から求めた地震層せん断力係数 C_i に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.5 を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (2) 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 は、一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 と一般道路との位置関係を図ト-W1 建-19 に示す。




別表リー建-3-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 の構造

項目	主要部材	断面等 (単位: mm)	対応図
基礎	鉄筋コンクリート		図リー建-2-2 図リー建-2-3
壁	鉄筋コンクリート		


別表リー建-3-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート

追第3次 表リ-2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 仕様

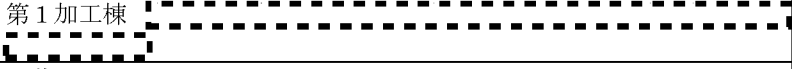
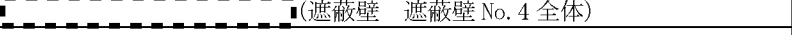

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 遮蔽壁 No. 1
建物・構築物名称	{1008} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟 	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ-2-1-2 に示す。
	寸法 (単位: mm)	 (遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 全体)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5. 1-B1]</p> <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤 (人工盛土) に直接支持させる。 ・ 基礎構造 直接基礎 ・ 地盤の許容応力度  <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 は、加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6. 1-B1]</p> <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の耐震重要度分類を第 1 類 (割増係数 1.5) とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。</p> <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の構造を別表リ-2-1-1 に示す。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	— ⁽¹⁾
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-B1]</p> <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) を使用する設計。</p> <p>使用する材料を別表リ-2-1-2 に示す。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	<p>[14. 1-B1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</p>	

追第3次 表リ-2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 仕様 (続き)


技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53) ○遮蔽壁 遮蔽壁 No.1の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)  [22.2-B1] 壁により外部放射線を低減する設計。
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ-2-1-1～図リ-2-1-2	

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。
- (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成13年国土交通省告示第1113号に基づく試験を行い確認。

追第3次 表リ-2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 仕様

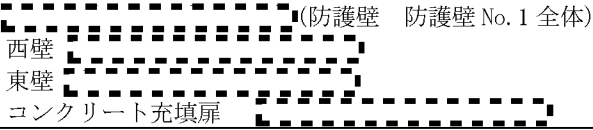

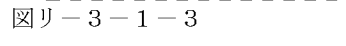
許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 遮蔽壁 No. 4
建物・構築物名称	{1011} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟 	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ-2-2-2に示す。
	寸法 (単位: mm)	 (遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 全体)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。 <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤 (人工盛土) に直接支持させる ・基礎構造 直接基礎 ・地盤の許容応力度  遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 は、加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
	地震による損傷の防止	[6. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の耐震重要度分類を第 1 類 (割増係数 1.5) とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の構造を別表リ-2-2-1に示す。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	— ⁽¹⁾
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) を使用する設計。 使用する材料を別表リ-2-2-2に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。	

追第3次 表リ-2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53) ○遮蔽壁 遮蔽壁 No.4の遮蔽機能としての仕様(設計確認値) 
		[22.2-B1] 壁により外部放射線を低減する設計。
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ-2-2-1～図リ-2-2-2	

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。
(2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成13年国土交通省告示第1113号に基づく試験を行い確認。

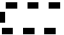
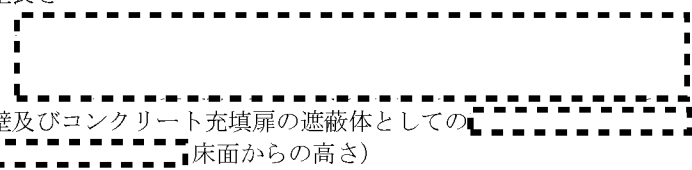


追第3次 表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	防護壁 No.1 防護壁 No.2
建物・構築物名称		{1012} 防護壁 防護壁 No.1 ⁽¹⁾
建物・構築物の区分		本体
変更内容		新設 (竜巻対策のために第 1 加工棟北側に新設する。) (別表リ-3-1-1 に示す構造とする。)
設置場所		第 1 加工棟 北側屋外
員数		1 基
一般仕様	型式	自立型、コンクリート充填扉付き
	主要な構造材	鉄筋コンクリート壁、コンクリート充填扉 別表リ-3-1-2 に示す。
	寸法 (単位: mm)	 (防護壁 防護壁 No.1 全体) 西壁 東壁 コンクリート充填扉
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-B1] 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁 防護壁 No.1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。 支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N 値 30 以上の洪積層である大阪層群 (泉南累層) とする設計。 ・支持方法 N 値 30 以上の洪積層 (粘土層及び砂層) に杭基礎で支持させる ・杭材料  ・杭先端深さ ⁽¹²⁾  ・杭配置 図リ-3-1-3
	地震による損傷の防止	[6.1-B1] 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) の耐震重要度分類を第 1 類 (割増係数 1.5) とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 ○構造・寸法を図リ-3-1-2 から図リ-3-1-8 に示す。
	津波による損傷の防止	— ⁽²⁾
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-B2] (竜巻) 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による竜巻荷重を上回る強度を有し、設計竜巻に伴う飛来物 (プレハブ) による損傷が生じない設計。

追第3次 表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>○防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 配置を図リ-3-1-1に示す。 ・構造・寸法 構造・寸法を図リ-3-1-2から図リ-3-1-8に示す。 ・材料 主な材料を別表リ-3-1-1に示す。 <p>(落雷) —⁽³⁾</p> <p>(極低温) —⁽⁴⁾</p> <p>(降下火砕物) —⁽⁵⁾</p> <p>(積雪) —⁽⁶⁾</p> <p>(生物学的事象) —⁽⁷⁾</p> <p>(航空機落下) —⁽⁸⁾</p> <p>(森林火災、外部火災) [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。 防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へ-2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へ-2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へ-2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へ-2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表リ-3-1-3に示す。⁽⁹⁾</p> <p>(電磁的障害) —⁽¹⁰⁾</p> <p>(交通事故) —⁽¹¹⁾</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B1] 防護壁 防護壁 No.1 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) を使用する設計。 使用する材料を別表リ-3-1-2に示す。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—


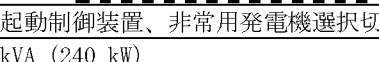

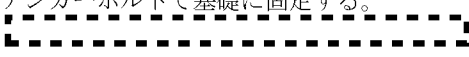

追第3次 表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</p> <p>[14. 2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽		<p>[22. 1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びブスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53)</p> <p>○防護壁 防護壁 No.1の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁厚さ：以上 ・壁長さ  <ul style="list-style-type: none"> ・壁及びコンクリート充填扉の遮蔽体としての床面からの高さ) ・壁コンクリート及びコンクリート充填扉に充填するコンクリートの気乾単位容積質量：以上 <p>[22. 2-B1] 壁及びコンクリート充填扉により外部放射線を低減する設計。</p>
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-B4] 防護壁 防護壁 No.1はF3風荷重で損傷することなく、トラックウィング車の衝突で倒壊せず、第1加工棟をトラックウィング車から防護する設計。	
添付図	図リ-3-1-1～図リ-3-1-6	

- (1) 加工事業変更許可申請書に示していた防護壁 No.1、防護壁 No.2は基礎を共有する構築物とすることとしたため、本設工認ではこれらをあわせて防護壁 防護壁 No.1として申請する。本設工認における防護壁 防護壁 No.1は地上部に2つの壁を有する構造であり、加工事業変更許可申請書に記載した第1加工棟の竜巻対策としての防護壁の安全設計方針(2つの壁により竜巻防護する)から変更はない。
- (2) 本加工施設の敷地は標高約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (3) 建築基準法第三十三条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第1項第十四号に定める指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (4) 防護壁 防護壁 No.1は壁と扉のみの構造であり、極低温の影響を受けるおそれはない。
- (5) 防護壁 防護壁 No.1に屋根はないため、火山活動(降下火砕物)の影響を受けるおそれはない。
- (6) 防護壁 防護壁 No.1に屋根はないため、積雪の影響を受けるおそれはない。

- (7) 防護壁 防護壁 No. 1 は壁と扉のみの構造であり、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (8) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が 10^{-7} (回/施設・年) を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを確認している。
- (9) 防護壁 防護壁 No. 1 は航空機落下火災の評価対象に該当しない。
- (10) 防護壁 防護壁 No. 1 はインターロックを有しておらず、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (11) 防護壁 防護壁 No. 1 は一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。防護壁 No. 1 と町道の位置関係を示したものを図へ-2-1-55に示す。
- (12) 杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。

表リー設-2-1 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	非常用電源設備
設備・機器名称 機器名	{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	発電機・ポンプ棟 発電機室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ディーゼル式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (重油タンク) 
	その他の構成機器	重油タンク、自動起動制御装置、非常用発電機選択切替器
	その他の性能	発電機出力: 300 kVA (240 kW) 電圧(周波数):  (60 Hz) 燃料油: A 重油 (390 L)
	核燃料物質の状態	—
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機の基礎構造は建物とは独立した直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、設備を十分に支持することができる地盤に設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N 値 10 以上の洪積層 (砂質土層) に直接基礎で支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 (べた基礎) ・支持層深さ 約 GL-1.85 m N 値 30 ・基礎図 図リー設-2-1 <p>重油タンクは安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟の土間コンクリートに設置し、発電機・ポンプ棟の壁面に固定する。</p>
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 ○基礎 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 ○非常用発電機 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで基礎に固定する。  ○重油タンク 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置し、壁面に固定する。 床面のアンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とする。  非常用電源設備 No.1 非常用発電機の設備外観及び本体基礎図を図リー設-2-1 に示す。
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	

表リ一設一2一1 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 [14.4-F1] 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	[24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台（{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機）を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることにより、負荷系統に接続し、給電を維持する。 また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。 負荷設備の系統図を図リ一他一11（8）、配線用遮断器結線図を図リ一他一11（1）～（7）に示す。 非常用電源設備 No.1 に接続する設備・機器を表リ一設一2一1（別表3）に示す。	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ一2、図リ一設一2一1、図リ一他一11	

表リー設-2-1 (別表1) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	コンクリート 圧縮強度 ≥ 25 N/mm ² 以上
強度部材	柱 (重油タンク) はり (重油タンク) ベース (非常用発電機)	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	接合ボルト (重油タンク) アンカーボルト (非常用発電機) アンカーボルト (重油タンク) 非常用発電機本体 重油タンク部	鋼 鋼 鋼 金属製 金属製

* ≥ 25 以上の強度を有する材料

表リー設-2-1 (別表2) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機
重油タンク 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
既存トラスの撤去	トラス	
はりの追加	はり	
	接合ボルト	
	アンカーボルト	
アンカーボルトナットの撤去*1	アンカーボルトナット	

*1 アンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とするため。

表リー設-2-1 (別表3) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機
非常用電源設備 No.1 に接続する設備・機器

(○: 該当、—: 該当なし)

設備・機器名称 機器名	バッテリーに接続	非常用電源設備 に接続	設備からの給電 で動作
ハンドフットクロスモニタ*1 —	○	○	—
ダストモニタ (排気用モニタ) —	—	○	—
ダストモニタ (換気用モニタ) —	—	○	—
放射線監視盤 (ダストモニタ) —	○	○	—
ガンマ線エリアモニタ 検出器*5	○	○	—
放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) —	○	○	—
モニタリングポスト*3 —	○	○	—
放射線監視盤 (モニタリングポスト) *3 —	○	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) *2*3	○	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー)) *2*3*5	—	—	○
緊急設備 非常用照明*2*3*5	○	○	—

表リ一設一 2-1 (別表3) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機

非常用電源設備 No.1 に接続する設備・機器

(○:該当、—:該当なし)

設備・機器名称 機器名	バッテリーに接続	非常用電源設備 に接続	設備からの給電 で動作
緊急設備 誘導灯*2*3*5	○	○	—
緊急設備 感震計*4	—	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機	—	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 排風機	—	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 排風機	—	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5 排風機	—	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 排風機	—	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	—	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)	—	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	—	○	—
火災報知設備 自動火災報知設備 (受信機) *2*3	○	○	—
火災報知設備 自動火災報知設備 (感知器) *2*3*5	—	—	○
消火設備 屋内消火栓 (消火栓ポンプ)	—	○	—
消火設備 屋外消火栓 (消火栓ポンプ)	—	○	—
警報集中表示盤 —	○	○	—
連続焼結炉 No.1 (温度記録計)*5 —	—	○	—
連続焼結炉 No.2-1 (温度記録計) —	—	○	—
焼却設備 焼却炉 (温度表示器)	—	○	—

*1 第2 出入管理室に設置する1台が非常用電源設備と接続する。


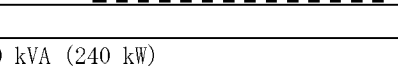
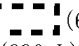

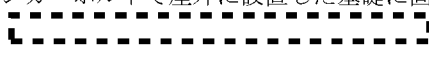
*2 第3 次設工認申請設備を含む

*3 第4 次設工認申請設備を含む

*4 緊急設備 感震計は、停電時に安全機能を持たない設備であるが継続的な震度モニタリングのため非常用電源設備と接続する。

*5 後半申請設備を含む

表リ一設-2-2 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	非常用電源設備
設備・機器名称 機器名	{8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	
変更内容	変更なし	
設置場所	屋外	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ディーゼル式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (重油タンク) 
	その他の構成機器	重油タンク
	その他の性能	発電機出力: 300 kVA (240 kW) 電圧(周波数):  (60 Hz) 燃料油: A 重油 (390 L)
	核燃料物質の状態	—
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機及び重油タンクの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、設備を十分に支持することができる地盤に設ける。非常用発電機及び重油タンクの基礎は個別に設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・ 基礎構造 直接基礎 (べた基礎) ・ 支持層深さ 約 GL-0.3 m ・ 基礎図 図リ一設-2-2
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 ○基礎 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 ○非常用発電機 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。  ○重油タンク 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。  非常用電源設備 No.2 非常用発電機の設備外観及び本体基礎図を図リ一設-2-2 に示す。
	津波による損傷の防止	—

表リ一設-2-2 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) [8.1-F3] 屋外に設置する{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、F1 竜巻に対して非常用発電機及び重油タンクが飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。</p> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温 (凍結)) [8.1-F2] 屋外に設置する{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機で使用する冷却水には、JIS K 2234 に定める不凍液を混合する。また、屋外設置の非常用発電機に関しては、不凍液の混合に加えて発電機内のヒータにて冷却水の保温を行うため、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する。</p> <p>(火山活動 (降下火砕物)) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) —</p> <p>(交通事故 (自動車)) —</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表 (別表1) に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表リ一設-2-2 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.4-F1] 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	<p>[24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台（{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機）を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることにより、負荷系統に接続し、給電を維持する。 また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。</p> <p>負荷設備の系統図を図リ一他-11(8)、配線用遮断器結線図を図リ一他-11(1)～(7)に示す。</p> <p>非常用電源設備 No.2 に接続する設備・機器を表リ一設-2-2 (別表2) に示す。</p>
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リ-2、図リ一設-2-2、図リ一他-11

表リ一設一2一2（別表1） 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	コンクリート 圧縮強度 ≥ 25 N/mm ² 以上
強度部材	柱（重油タンク） はり（重油タンク） ベース（非常用発電機）	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト（非常用発電機） アンカーボルト（重油タンク） 非常用発電機本体 重油タンク部	ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製

* ≥ 25 以上の強度を有する材料

表リ一設一2一2（別表2） 非常用電源設備 No.2 非常用発電機
非常用電源設備 No.2 に接続する設備・機器

（○：該当、—：該当なし）

設備・機器名称 機器名	バッテリーに接続	非常用電源設備 に接続	設備からの給電 で動作
ハンドフットクロスモニター ^{*1} —	○	○	—
ダストモニタ（排気用モニタ） —	—	○	—
ダストモニタ（換気用モニタ） —	—	○	—
放射線監視盤（ダストモニタ） —	○	○	—
ガンマ線エリアモニタ 検出器 ^{*5}	○	○	—
放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） —	○	○	—
モニタリングポスト ^{*3} —	○	○	—
放射線監視盤（モニタリングポスト） ^{*3} —	○	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ）） ^{*2*3}	○	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー）） ^{*2*3*5}	—	—	○
緊急設備 非常用照明 ^{*2*3*5}	○	○	—
緊急設備 誘導灯 ^{*2*3*5}	○	○	—
緊急設備 感震計 ^{*4}	—	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統 2（局所排気系統） No.2 排風機	—	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統 3（局所排気系統） No.3 排風機	—	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統 3（局所排気系統） No.4 排風機	—	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統 4（局所排気系統） No.5 排風機	—	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統 4（局所排気系統） No.6 排風機	—	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統 V（局所排気系統） 排風機（305-F）	—	○	—

表リ一設一 2-2 (別表2) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機

非常用電源設備 No.2 に接続する設備・機器

(○: 該当、—: 該当なし)

設備・機器名称 機器名	バッテリーに接続	非常用電源設備 に接続	設備からの給電 で動作
気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)	—	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	—	○	—
火災報知設備 自動火災報知設備 (受信機) *2*3	○	○	—
火災報知設備 自動火災報知設備 (感知器) *2*3*5	—	—	○
消火設備 屋内消火栓 (消火栓ポンプ) 消火設備 屋外消火栓 (消火栓ポンプ)	—	○	—
警報集中表示盤	○	○	—
連続焼結炉 No. 1 (温度記録計*5)	—	○	—
連続焼結炉 No. 2-1 (温度記録計)	—	○	—
焼却設備 焼却炉 (温度表示器)	—	○	—

*1 第2 出入管理室に設置する1 台が非常用電源設備と接続する。



*2 第3 次設工認申請設備を含む

*3 第4 次設工認申請設備を含む

*4 緊急設備 感震計は、停電時に安全機能を持たない設備であるが継続的な震度モニタリングのため非常用電源設備と接続する。

*5 後半申請設備を含む

表リー設-2-3 非常用電源設備A 非常用発電機 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 施設名称	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 非常用電源設備
設備・機器名称 機器名	{8005} 非常用電源設備A 非常用発電機	
変更内容	変更なし	
設置場所	屋外	
員数	1台	
一般仕様	型式	ディーゼル式
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:(本体) (重油タンク)
	その他の構成機器	重油タンク
	その他の性能	発電機出力:300kVA(240kW) 電圧(周波数): (60Hz) 燃料油:A重油(390L)
	核燃料物質の状態	—
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {8005}非常用電源設備A 非常用発電機及び重油タンクの基礎構造は直接基礎(べた基礎)とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、設備を十分に支持することができる地盤に設ける。非常用発電機及び重油タンクの基礎は個別に設ける。 ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤(人工盛土)に直接基礎(べた基礎)で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎(べた基礎) ・支持層深さ 約GL-0.3m ・基礎図 図リー設-2-3
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 ○基礎 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 ○非常用発電機 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。  ○重油タンク 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。  非常用電源設備A 非常用発電機の設備外観及び本体基礎図を図リー設-2-3に示す。
津波による損傷の防止	—	


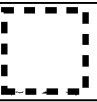
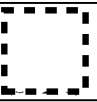
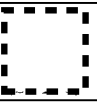


表リー設-2-3 非常用電源設備A 非常用発電機 仕様

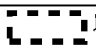
技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) [8.1-F3] 屋外に設置する{8005}非常用電源設備Aは、F1 竜巻に対して非常用発電機及び重油タンクが飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。</p> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温(凍結)) [8.1-F2] 屋外に設置する{8005}非常用電源設備A 非常用発電機で使用する冷却水には、JIS K 2234 に定める不凍液を混合する。また、屋外設置の発電機に関しては、不凍液の混合に加えて発電機内のヒータにて冷却水の保温を行うため、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する。</p> <p>(火山活動(降下火砕物)) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) —</p> <p>(交通事故(自動車)) —</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—

表リー設-2-3 非常用電源設備A 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	<p>[24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。</p> <p>負荷設備の系統図を図リー他-11(9)に示す。</p> <p>非常用電源設備Aに接続する設備・機器を表リー設-2-3(別表2)に示す。</p>	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー-2、図リー設-2-3、図リー他-11	

表リー設-2-3(別表1) 非常用電源設備A 非常用発電機 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	コンクリート 圧縮強度  N/mm ² 以上
強度部材	柱(重油タンク) はり(重油タンク) ベース(非常用発電機)	鋼  鋼  鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト(非常用発電機) アンカーボルト(重油タンク) 非常用発電機本体 重油タンク部	ステンレス鋼  ステンレス鋼  金属製 金属製

*  以上の強度を有する材料

表リー設-2-3(別表2) 非常用電源設備A 非常用発電機
非常用電源設備Aに接続する設備・機器

(○: 該当、—: 該当なし)




設備・機器名称 機器名	バッテリーに接続	非常用電源設備 に接続	設備からの給電 で動作
気象観測装置 —	○	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)	○	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ)) *1*2	—	—	○
通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機) *2	—	—	○
通信連絡設備 所外通信連絡設備	○*3	○	—

*1 第3次設工認申請設備を含む

*2 第4次設工認申請設備を含む

*3 携帯電話、衛星携帯電話、電話交換機はバッテリーを内蔵

表リー設-3-1 分析設備 粉末取扱フード No.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	分析設備 粉末取扱フード設備	
設備・機器名称 機器名	{8013} 分析設備 粉末取扱フード No.1		
変更内容	改造(火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。)		
設置場所	第2加工棟 第2分析室		
員数	1台		
一般仕様	型式	グローブボックス型	
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼	
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	—	
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット(No.2-7(1))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (に持ち込むウランの総量(分析試料保管棚を除く)を管理する。)</p> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 以上</p> <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。	
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	

表リー設-3-1 分析設備 粉末取扱フード No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-1、図リー設-3-1



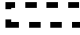
表リー設-3-2 分析設備 粉末取扱フード No. 2 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8014} 分析設備 粉末取扱フード No. 2	
変更内容	改造(火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法(単位:mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 [REDACTED] に持ち込むウランの総量(分析試料保管棚を除く)を管理する。 [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: [REDACTED] 以上 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リー設-3-2 分析設備 粉末取扱フード No.2 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>
	<p>搬送設備</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>	<p>—</p>
	<p>警報設備等</p>	<p>—</p>
	<p>放射線管理施設</p>	<p>—</p>
	<p>廃棄施設</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質等による汚染の防止</p>	<p>—</p>
	<p>遮蔽</p>	<p>—</p>
	<p>換気設備</p>	<p>—</p>
	<p>非常用電源設備</p>	<p>—</p>
	<p>通信連絡設備</p>	<p>—</p>
	<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>—</p>
<p>添付図</p>		<p>図リー設-1、図リー設-3-2</p>



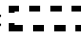
表リ一設-3-3 分析設備 粉末取扱フード No. 3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8015} 分析設備 粉末取扱フード No. 3	
変更内容	改造 (火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (に持ち込むウランの総量 (分析試料保管棚を除く) を管理する。) <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離: 以上 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リー設-3-3 分析設備 粉末取扱フード No. 3 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-1、図リー設-3-3

表リ一設一3一4 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 仕様




許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 ドラフトチャンバ
設備・機器名称 機器名	{8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	スクラバー ⁽¹⁾
	その他の性能	—
核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 () に持ち込むウランの総量 (分析試料保管棚を除く) を管理する。 <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離:  以上 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 酸又はアルカリを取り扱う {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1 ~ {8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3 からの排気は、スクラバーにより酸とアルカリを除去する。

表リー設-3-4 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。 </p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-1、図リー設-3-4

(1) {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No.1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No.2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 で共用する。

表リ-設-3-5 分析設備 ドラフトチャンバNo.2 仕様



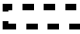
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 ドラフトチャンバ
設備・機器名称 機器名	{8017} 分析設備 ドラフトチャンバNo.2	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	スクラバー ⁽¹⁾
	その他の性能	—
核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (に持ち込むウランの総量 (分析試料保管棚を除く) を管理する。)</p> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 以上</p> <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-F7] 酸又はアルカリを取り扱う {8016} 分析設備 ドラフトチャンバNo. 1~ {8018} 分析設備 ドラフトチャンバNo. 3 からの排気は、スクラバーにより酸とアルカリを除去する。</p>

表リー設-3-5 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。 </p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー設-1、図リー設-3-5	

(1) {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No.1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No.2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 で共用する。

表リー設-3-6 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 仕様




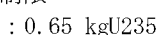
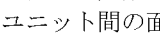

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 ドラフトチャンバ
設備・機器名称 機器名	{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	スクラバー ⁽¹⁾
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 () に持ち込むウランの総量 (分析試料保管棚を除く) を管理する。 [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 酸又はアルカリを取り扱う {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1~ {8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3 からの排気は、スクラバーにより酸とアルカリを除去する。

表リー設-3-6 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。 </p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-1、図リー設-3-6

(1) {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No.1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No.2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 で共用する。

表リー設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8019} 燃料開発設備 スクラップ処理装置	
変更内容	改造 〔・耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。 ・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。〕	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	フード型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	電気マッフル炉、真空オープン、真空排気装置
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン) 最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 ( に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。)
		[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して 9.8 Pa 以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	

表リー設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
<p>材料及び構造</p>		<p>—</p>
<p>搬送設備</p>		<p>—</p>
<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>		<p>—</p>
<p>警報設備等</p>		<p>—</p>
<p>放射線管理施設</p>		<p>—</p>
<p>廃棄施設</p>		<p>—</p>
<p>核燃料物質等による汚染の防止</p>		<p>—</p>
<p>遮蔽</p>		<p>—</p>
<p>換気設備</p>		<p>—</p>
<p>非常用電源設備</p>		<p>—</p>
<p>通信連絡設備</p>		<p>—</p>
<p>その他許可で求める仕様</p>		<p>—</p>
<p>添付図</p>		<p>図リー設-1、図リー設-4-1</p>

表リー設-4-1 (別表1) 燃料開発設備 スクラップ処理装置 材料一覧



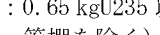


部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
	はり	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼
	取付ボルト	ステンレス鋼

*  以上の強度を有する材料

表リー設-4-1 (別表2) 燃料開発設備 スクラップ処理装置 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
フードを架台に固定	取付ボルト (JIS B 1054-1)	

表リー設-4-2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8020} 燃料開発設備 試料調整用フード	
変更内容	改造 〔・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。〕 〔・使用予定のない設備の一部を撤去し、移設する。〕	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	作業台付箱型フード
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 ( に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。)
		[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。




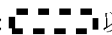
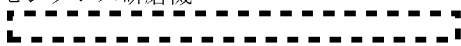


表リー設-4-2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
<p>材料及び構造</p>		<p>—</p>
<p>搬送設備</p>		<p>—</p>
<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>		<p>—</p>
<p>警報設備等</p>		<p>—</p>
<p>放射線管理施設</p>		<p>—</p>
<p>廃棄施設</p>		<p>—</p>
<p>核燃料物質等による汚染の防止</p>		<p>—</p>
<p>遮蔽</p>		<p>—</p>
<p>換気設備</p>		<p>—</p>
<p>非常用電源設備</p>		<p>—</p>
<p>通信連絡設備</p>		<p>—</p>
<p>その他許可で求める仕様</p>		<p>—</p>
<p>添付図</p>		<p>図リー設-1、図リー設-4-2</p>

表リー設－４－２（別表１） 燃料開発設備 試料調整用フード 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼

表リー設-4-3 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	
設備・機器名称 機器名	{8021} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 1		
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。 ・火災対策のため、囲い式フード及び設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 		
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	作業台付箱型フード	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	センタレス研磨機、試料研磨機、試料切断機、防水パン	
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン) 保有水量: (試料研磨機) 0.036 m ³ 、(センタレス研磨機) 0.023 m ³	
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。) <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離: 以上 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。	
地震による損傷の防止	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>○センタレス研磨機 </p> <p>○試料研磨機 </p> <p>○試料切断機 </p>	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	

表リー設－４－３ 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10. 1-F2] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。</p> <p>[10. 1-F5] ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止するため、防水パンを設ける。ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052}緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他－１に示す。</p> <p>また、建物の壁及び堰で構成された溢水防護区画内に設置することにより、ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止する。</p> <p>[10. 1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。</p> <p>[10. 1-F7] 粉末状のウランを含む液体と接触する部位には耐腐食性を有するステンレス鋼を用いるとともに、液体の漏えいを防止する。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>

表リー設-4-3 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー設-1、図リー設-4-3、図リー他-6	

表リー設-4-3 (別表1) 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 材料一覧



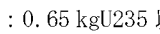


部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト 取付ボルト 試料切断機 試料研磨機 センタレス研磨機 設備カバー 防水パン	鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製 金属製 金属製、ポリカーボネート (難燃性) ステンレス鋼

* 以上の強度を有する材料

表リー設-4-3 (別表2) 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
センタレス研磨機をボルトで固定する	取付ボルト (JIS B 1054-1)	



表リー設-4-4 燃料開発設備 試料調整用フード No.2 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8022} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	
変更内容	改造 (火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	鋼板箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 ( に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。)
		[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して 9.8 Pa 以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リー設-4-4 燃料開発設備 試料調整用フード No.2 仕様



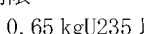


技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-1、図リー設-4-4

表リー設－４－４（別表１） 燃料開発設備 試料調整用フード No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼 
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼 

* 以上の強度を有する材料


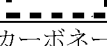
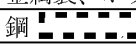
表リ一設-4-5 燃料開発設備 粉末取扱フード 仕様

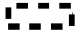
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8023} 燃料開発設備 粉末取扱フード	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ・使用予定のない設備の一部を撤去し、部材を追加する。部材変更の仕様を本表 (別表 2) に示す。 	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	作業台付箱型フード
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 ( に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。)
		[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リー設-4-5 燃料開発設備 粉末取扱フード 仕様

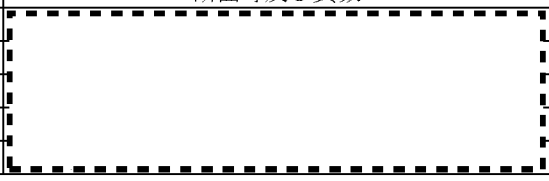


技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー設-1、図リー設-4-5	

表リー設-4-5（別表1） 燃料開発設備 粉末取扱フード 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼 
	はり	ステンレス鋼 
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼 

*  以上の強度を有する材料


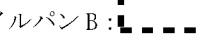
表リー設-4-5（別表2） 燃料開発設備 粉末取扱フード 部材変更の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
柱・はりの撤去	柱 はり	
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	
柱の追加	柱 	
はりの追加	はり 	

表リー設-4-6 燃料開発設備 プレス 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 プレス
設備・機器名称 機器名	{8024} 燃料開発設備 プレス {8062} 緊急設備 防護板	
変更内容	改造 〔・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。〕 〔・火災対策のため、油圧ユニットの作動油タンクにオイルパンを設け、作動油タンク周辺に防護板を設置する。〕	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	油圧式
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: ██████████
	その他の構成機器	モータ (3.7 kW 超)、オイルパン、作動油タンク、防護板
	その他の性能	最大取扱量: ██████████ (酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット) 作動油タンク A: 油圧油 (██████ L) 作動油タンク B: 油圧油 (██████ L)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (██████████に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。) [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: ████████以上 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 {8024} 燃料開発設備 プレスをアンカーボルトで床面に固定する。 作動油タンク A の {8062} 緊急設備 防護板をアンカーボルトで床面に固定する。 作動油タンク B の {8062} 緊急設備 防護板を据付ボルトで作動油タンク B に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—




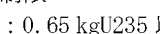
表リー設-4-6 燃料開発設備 プレス 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	<p>[10.1-F6]</p> <p>囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1]</p> <p>設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2]</p> <p>配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3]</p> <p>3.7 kW を超えるモータは、排熱に配慮した鋼板製ケースに收容する。油圧ユニットの作動油タンクに金属製のオイルパンを設け、作動油タンク周辺に厚さ 1.5 mm 以上の金属製の {8062} 緊急設備 防護板を設置し、火災の伝播を防止する。</p> <p>オイルパン A : </p> <p>オイルパン B : </p> <p>[11.3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1]</p> <p>設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3]</p> <p>被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	



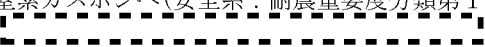


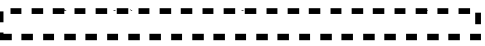
表リー設-4-6 燃料開発設備 プレス 仕様

技術基準に基づく仕様	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー設-1、図リー設-4-6	

表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構 (窒素配管含む) 空気混入防止機構 失火検知機構 過加熱防止機構 圧力逃がし機構 可燃性ガス配管
設備・機器名称 機器名		{8025} 燃料開発設備 加熱炉 {8025-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) {8025-3} 空気混入防止機構 {8025-5} 過加熱防止機構 {8025-6} 圧力逃がし機構 {8025-7} 可燃性ガス配管 {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。 ・プロパンガスを燃焼させるパイロットバーナを電気式のイグナイターへ変更する。そのため、失火検知機構を廃止する。 ・火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。仕様を本表 (別表 3) に示す。 ・火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。 ・火災爆発対策として、可燃ガス漏えい検知器及び感震計と連動した屋外緊急遮断弁を設置する。
設置場所		第 2 加工棟 第 2 開発室 (屋外 第 2 加工棟 3 階屋上外壁面 (可燃性ガス配管、緊急遮断弁)) (第 2 加工棟 3 階南外壁面、(可燃性ガス配管、可燃性ガス漏えい検知器))
員数		1 台
一般仕様	型式	フード型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	真空排気装置、循環冷却水 安全機構及びインターロックに関する機器を (別表 4) に示す。
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウランペレット) 最高使用温度: 
核燃料物質の状態		酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 ( に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。)

表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離：以上</p> <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>○{8025}燃料開発設備 加熱炉  アンカーボルトで壁面に固定する。</p> <p>○窒素ガスポンベ(安全系：耐震重要度分類第1類)  窒素ガスポンベは、床上に設置し、架台により転倒を防止する。ポンベ架台は壁にアンカーボルトで固定する。</p> <p>○窒素ガス配管(安全系)({8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む))、{8025-7}可燃性ガス配管 耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で配管を支持する。配管本体は、サポート又は架台に固定する。配管サポート等は、壁、天井にアンカーボルトで固定する。</p> <p>○イグナイター({8025-3}空気混入防止機構) 設備本体にボルトで固定されている部材と一体で設備本体に固定する。 </p> <p>○熱電対({8025-5}過加熱防止機構) 設備内に設置する。熱電対を含む信号線は、フェールセーフで設計するため、地震による損傷により安全機能を損なわない。</p> <p>○{8025-6}圧力逃がし機構 ボルトで設備本体に固定する。 </p> <p>○{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8040}緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)(耐震重要度分類第1類) 緊急遮断弁本体は、前後を鋼製の可燃性ガス配管で接続し、遮断弁及び配管一体で架台に固定する。</p> <p>○緊急遮断弁制御盤({8039-2}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8040}緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)) 壁にM6以上のアンカーボルトで固定する。 </p>

表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>○{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス) (耐震重要度分類第1類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検知部：アンカーボルトで天井に固定する。 ・ 可燃ガス警報盤：アンカーボルトで壁に固定する。 ・ アナログ信号線は電線管をアンカーボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) —</p> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温(凍結)) [8.1-F2] 屋外 第2加工棟 3階屋上外壁面に設置する緊急設備 緊急遮断弁は大阪管区气象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する機器を設置する。</p> <p>○緊急設備 緊急遮断弁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {8039-2}緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) ・ {8040}緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) ・ {8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス) <p>(火山活動(降下火砕物)) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] 安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 インターロック回路の制御盤には鋼製筐体を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p> <p>○アナログ信号線を使用する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {8025-5}過加熱防止機構 ・ {8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス) <p>(交通事故(自動車)) —</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—

表リー設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	<p>[10.1-F1] 核燃料物質が落下しないよう、加熱炉内で取り扱う。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p> <p>[11.4-F1] 水素ガス（アンモニア分解ガス）を取り扱う当該施設は適切に接地し、帯電を防止する。</p> <p>[11.5-F1] 可燃性ガス（アンモニア分解ガス及び水素ガス）を取り扱う当該施設は、可燃性ガスが漏えいした場合においても工程室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。</p> <p>○可燃性ガス漏えい検知器 当該施設及び当該施設へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。 可燃性ガス漏えい検知器は、爆発防止インターロックを構成する機器であるため、独立した2系統の多重化を行い高い信頼性を確保する。 なお、アンモニア分解ガスは容積比で概ね水素75%、窒素25%の混合ガスであるため、水素ガスの漏えいで検知する。 ガスの比重を考慮し、上方に拡散する水素ガスを検知する検知器は天井付近に設置する。</p> <p>○設備の員数 ・{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）：1箇所 上記の検知器は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p> <p>可燃性ガス漏えい検知器の配置を図リー他-8（1）に示す。</p> <p>○緊急遮断弁及び感震計 可燃性ガス（アンモニア分解ガス及び水素ガス）の漏えい時に可燃性ガス漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。 また、当該緊急遮断弁は震度5弱相当の地震が発生した際に{8042-2}緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて自動閉止し、可燃性ガスの供給を遮断する。 緊急時に確実に動作するように感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。なお、緊急遮断弁は、第2開発室用として設置し、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共用する。</p>

表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○設備の安全機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {8042-2} 緊急設備 感震計：1 箇所 (表リ-他-4) ・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)：1 箇所 (図リ-他-7 (1)、図リ-他-7 (6)、図リ-他-7 (7)) ・ {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)：1 箇所 (図リ-他-7 (1)、図リ-他-7 (6)、図リ-他-7 (8)) <p>上記の感震計及び緊急遮断弁は、2 系統で設置するため、1 箇所につき 2 台設置する。</p> <p>○可燃性ガス配管</p> <p>屋内のアンモニア分解ガス及び水素ガス配管について、可燃性ガス漏えい検知器により緊急遮断弁が閉止された後、配管内に残留するガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発下限界濃度に達しない設計とする。</p> <p>○設備の員数 ({8025-7} 可燃性ガス配管)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性ガス配管 (アンモニア分解ガス)：1 式 ・ 可燃性ガス配管 (水素ガス)：1 式 <p>[11. 7-F1]</p> <p>○空気混入防止機構</p> <p>当該施設の開口部は、上部の排気口のみとし、開口部には排出されるアンモニア分解ガス及び水素ガスと周囲の空気を燃焼させるための電気式のイグナイターを設置することにより、排気口から排出するアンモニア分解ガス及び水素ガスを完全に燃焼させて排気し、室内へのアンモニア分解ガス及び水素ガスの漏えい・滞留及び炉内への空気混入を防止する。</p> <p>○設備の安全機構 ({8025-3} 空気混入防止機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イグナイター：1 基 <p>燃焼した排気ガスを安全に排出するため、施設上部には局所排気系統に接続されたフードを設置する。</p> <p>○自動窒素ガス切替機構</p> <p>水素ガス及び水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する当該施設は、内部への空気の混入による爆発を防止するために、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室内よりも正圧に維持する。</p> <p>アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発し、アンモニア分解ガス及び水素ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入し、機器内を正圧に維持するとともに内部の水素ガスを排出する。</p> <p>導入する窒素ガスについては、通常使用する一般窒素ガス系統とは別に、耐震重要度分類第 1 類で装置近傍に据付を実施したガスボンベを安全系としてを設け、一般窒素ガス系統の供給圧力が低下した場合には、自動で安全系窒素ガス系統に切替わる。なお、窒素ガスボンベは、{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共用する。</p> <p>○設備の安全機構 ({8025-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンモニア分解ガス 圧力スイッチ：1 基 ・ 水素ガス 接点付圧力計：1 基 ・ 一般系 窒素ガス系統 (一般産業機器扱い) ・ 安全系 窒素ガス系統：1 基 ・ アンモニア分解ガス 装置弁：1 基 ・ 水素ガス 装置弁：1 基
-------------------	--------------------	---

表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様



技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.3-F1] 可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。 ○設備の安全機構（{8025-6}圧力逃がし機構） ・バネ式安全弁：1基</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1][18.2-F1] ○自動窒素ガス切替機構 アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発し、アンモニア分解ガス及び水素ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入するとともに、自動的にヒータ電源を遮断する。 インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。</p> <p>○設備の安全機構（{8025-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）） ・アンモニア分解ガス 圧カスイッチ：1基 ・水素ガス 接点付圧力計：1基 ・窒素ガス系統：1式 ・窒素ガス導入弁：1基（停電時開） ・アンモニア分解ガス 装置弁：1基（停電時閉） ・水素ガス 装置弁：1基（停電時閉） ・ヒータ電源用 配線用遮断器：1基（停電時遮断）</p>


表リー設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>警報設備等</p>	<p>上記の感震計及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。なお、緊急遮断弁は、第2開発室用として設置し、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共用する。</p> <p>○緊急停止機構 当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、アンモニア分解ガス及び水素ガスの緊急遮断弁が閉止し、窒素ガス導入弁が開放され、当該施設が安全に停止する。なお、緊急停止回路はハード回路で構成し、リセット操作で解除する。 本緊急停止ボタンの操作により、同一室内で可燃性ガスを使用する他の{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉も遮断する。</p> <p>○設備の安全機構（緊急停止機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急停止ボタン：1基 ・ヒータ電源用 配線用遮断器：1基 ・{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1箇所（停電時閉） ・{8040}緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）：1箇所（停電時閉） ・窒素ガス導入弁：1基（停電時閉） ・アンモニア分解ガス 装置弁：1基（停電時閉） ・水素ガス 装置弁：1基（停電時閉）
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	<p>[99-F1]</p> <p>耐震重要度分類第1類の{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）、{8040}緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）及び{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどめる。また、{8025-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）の安全系の窒素ガスポンベは耐震重要度分類第1類の据付けを行い、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p>
	添付図	図リー設-1、図リー設-4-7、図リー設-4-9、図リー他-7、図リー他-8



(1) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。


表リ-設-4-7 (別表1-1) 燃料開発設備 加熱炉 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 
ウランを取り扱う部位	加熱炉	金属製
その他	アンカーボルト	鋼 

*  以上の強度を有する材料

表リ-設-4-7 (別表1-2) 燃料開発設備 加熱炉
自動窒素ガス切替機構 (安全系) 材料一覧






部位	部位名	材料
強度部材	はり	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付金具	鋼  金属製


*  以上の強度を有する材料

表リ-設-4-7 (別表1-3) 燃料開発設備 加熱炉
配管 主要な材料及び機器

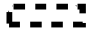



設備・機器名	部位名	主要な材料及び機器
自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	窒素ガス配管 (安全系)	窒素ガス (安全系) : ・材料: ステンレス鋼  ・機器: 逆止弁 (金属製)
可燃性ガス配管	—	水素ガス : ・材料: ステンレス鋼 
	—	アンモニア分解ガス : ・材料: ステンレス鋼 

表リ-設-4-7 (別表1-4) 燃料開発設備 加熱炉 その他の機器 材料一覧

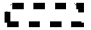



設備・機器名	部位名	材料
空気混入防止機構	据付ボルト イグナイター	ステンレス鋼  金属製
圧力逃がし機構	据付ボルト 圧力逃がし弁	ステンレス鋼  金属製
緊急遮断弁制御盤 ({8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス))	アンカーボルト 制御盤	鋼  金属製
検知部 ({8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス))	アンカーボルト 検知部	鋼  樹脂製
可燃ガス警報盤 ({8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス))	アンカーボルト 警報盤	鋼  樹脂製

*  以上の強度を有する材料

表リ一設一4一7 (別表2一1) 燃料開発設備 加熱炉 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
床面支持トラスの追加	トラス 	
	アンカーボルト 	
トラスの追加	トラス 	

表リ一設一4一7 (別表2一2) 燃料開発設備 加熱炉 その他の機器 補強一覧

設備・機器名	関連部材	断面等及び員数
緊急遮断弁制御盤 ({8039} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、 {8041} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素 ガス))	鋼 	
検知部 ({8046} 緊急設備 可燃性ガ ス漏えい検知器 (水素ガス))	鋼 	
可燃ガス警報盤 ({8046} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガ ス))	鋼 	

表リ一設一4一7 (別表3) 燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構 (安全系)
新設の項目

新設項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルト	アンカーボルト 	
はり	はり 	



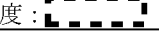
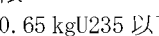
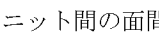
表リー設一4ー7 (別表4) 燃料開発設備 加熱炉
安全機構及びインターロックに関する機器の構成と改造仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数 ⁽²⁾
{8025-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	アンモニア分解ガス 圧力スイッチ : 1 基
	水素ガス 接点付圧力計 : 1 基
	窒素ガス導入弁 : 1 基
	安全系 窒素ガス配管系統(耐震重要度分類第2類) : 1 式
	アンモニア分解ガス 装置弁 : 1 基
	水素ガス 装置弁 : 1 基
	ヒータ電源用 配線用遮断器 : 2 基
{8025-3} 空気混入防止機構	イグナイター : 1 基
{8025-5} 過加熱防止機構	熱電対 : 1 本
	ヒータ電源用 配線用遮断器 : 1 基
{8025-6} 圧力逃がし機構	バネ式安全弁 : 1 基
地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック	{8042-2} 緊急設備 感震計 : 1 箇所 ⁽¹⁾
	{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) : 1 箇所 ⁽¹⁾
	{8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) : 1 箇所 ⁽¹⁾
可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック	{8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス) : 1 箇所 ⁽¹⁾
	{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) : 1 箇所 ⁽¹⁾
	{8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) : 1 箇所 ⁽¹⁾
緊急停止機構	緊急停止ボタン : 1 基
	ヒータ電源用 配線用遮断器 : 1 基
	{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) : 1 箇所 ⁽¹⁾
	{8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) : 1 箇所 ⁽¹⁾
	窒素ガス導入弁 : 1 基
	アンモニア分解ガス 装置弁 : 1 基
	水素ガス 装置弁 : 1 基

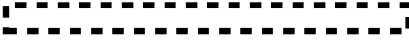

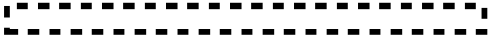

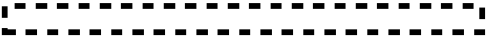

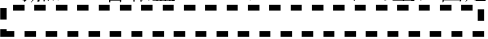
(1) 制御回路を含めて独立した2系統(A系統/B系統)とするため、1箇所にて2台設置する。

(2) 制御盤、緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)及び緊急遮断弁(水素ガス)は、第2開発室用として設置し、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉及び極少量のアンモニア分解ガス及び水素ガスを使用する熱分析装置(熱分析装置は第2開発室の{8070}試験検査設備に属する機器)と共用する。また、感震計は、{8039}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8041}緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)、{8042}緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)及び{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置と共用する。

表リ一設一4一8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) 空気混入防止機構 過加熱防止機構 圧力逃がし機構 可燃性ガス配管
設備・機器名称 機器名		{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 {8026-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) {8026-3} 空気混入防止機構 {8026-4} 過加熱防止機構 {8026-5} 圧力逃がし機構 {8026-6} 可燃性ガス配管 {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・可燃性ガス配管の配置見直しに伴い移設する。 ・火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。 ・火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。 ・火災爆発対策として、可燃ガス漏えい検知器及び感震計と連動した屋外緊急遮断弁を設置する。
設置場所		第 2 加工棟 第 2 開発室 (第 2 加工棟 3 階屋上外壁面(可燃性ガス配管、緊急遮断弁)) (第 2 加工棟 3 階南外壁面(可燃性ガス配管、可燃性ガス漏えい検知器))
員数		1 台
一般仕様	型式	横型管状炉
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	安全機構及びインターロックに関する機器を (別表 2) に示す。
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウランペレット) 最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 ( に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。) [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。

表リ一設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-F1]</p> <p>耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 ○{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 </p> <p>アンカーボルトで壁面に固定する。 ○窒素ガスポンペ据付固定(安全系：耐震重要度分類第1類)  窒素ガスポンペは、床上に設置し、架台により転倒を防止する。ポンペ架台は壁にアンカーボルトで固定する。</p> <p>○窒素ガス配管（安全系）（{8026-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）、{8026-7}可燃性ガス配管 耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で配管を支持する。配管本体は、サポート又は架台に固定する。配管サポート等は、壁、天井にアンカーボルトで固定する。 ○イグナイター（{8026-3}空気混入防止機構） ボルトで設備に固定する。 </p> <p>○熱電対（{8026-4}過加熱防止機構） 設備内に設置する。熱電対を含む信号線は、フェールセーフで設計するため、地震による損傷により安全機能を損なわない。 ○{8026-5}圧力逃がし機構 ボルトに設備で固定する。 </p> <p>○{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）、{8040}緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス） 緊急遮断弁本体は、前後を鋼製の可燃性ガス配管で接続し、標準支持間隔以下で緊急遮断弁及び配管一体で架台に固定する。架台は、壁にアンカーボルトで固定する。 ・緊急遮断弁制御盤 アンカーボルトで壁に固定する。 </p> <p>○{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス) ・検知部：アンカーボルトで天井に固定する。  ・可燃ガス警報盤：アンカーボルトで壁に固定する。  ・アナログ信号線は電線管をアンカーボルトで固定する。</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) — (落雷) — (極低温（凍結）) [8.1-F2] 屋外 第2加工棟 3階屋上外壁面に設置する緊急設備 緊急遮断弁は大阪管区气象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する機器を設置する。 ○緊急設備 緊急遮断弁 ・{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス） ・{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）</p>

表リー設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様


<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(火山活動 (降下火砕物)) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] 安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 インターロック回路の制御盤には鋼製筐体を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p> <p>○アナログ信号線を使用する設備 ・ {8026-4} 過加熱防止機構 ・ {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)</p> <p>(交通事故 (自動車)) —</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-F1] 核燃料物質が落下しないよう、炉芯管内で取り扱う。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表1) に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p> <p>[11.4-F1] 水素ガス (アンモニア分解ガス) を取り扱う当該施設は適切に接地し、帯電を防止する。</p>

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.5-F1]</p> <p>可燃性ガス（アンモニア分解ガス）を取り扱う当該施設は、可燃性ガスが漏えいした場合においても工程室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。</p> <p>○可燃性ガス漏えい検知器 当該施設及び当該施設へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。 可燃性ガス漏えい検知器は、爆発防止インターロックを構成する機器であるため、独立した2系統の多重化を行い高い信頼性を確保する。 なお、アンモニア分解ガスは容積比で概ね水素75%、窒素25%の混合ガスであるため、水素ガスの漏えいで検知する。 ガスの比重を考慮し、上方に拡散する水素ガスを検知する検知器は天井付近に設置する。</p> <p>○設備の員数 ・ {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）：1箇所 上記の検知器は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p> <p>可燃性ガス漏えい検知器の配置を図リ一他-8（1）に示す。</p> <p>○緊急遮断弁及び感震計 可燃性ガス（アンモニア分解ガス）の漏えい時に可燃性ガス漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。 また、震度5弱相当の地震が発生した際に {8042-2} 緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて自動閉止し、可燃性ガスの供給を遮断する。 緊急時に確実に動作するように感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。なお、緊急遮断弁は、第2開発室用として設置し、{8025}燃料開発設備 加熱炉と共用する。</p> <p>○設備の安全機構 ・ {8042-2} 緊急設備 感震計：1箇所 （表リ一他-4） ・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1箇所 （図リ一他-7（1）、図リ一他-7（6）、図リ一他-7（7））</p> <p>上記の感震計、緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p> <p>○可燃性ガス配管 屋内のアンモニア分解ガス配管について、可燃性ガス漏えい検知器により緊急遮断弁が閉止された後、配管内に残留するアンモニア分解ガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発下限界濃度に達しない設計とする。</p> <p>○設備の員数（{8026-6}可燃性ガス配管） ・ 可燃性ガス配管（アンモニア分解ガス）：1式</p>
------------	-------------	---


表リ一設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11. 7-F1] ○空気混入防止機構 当該施設の開口部は、上部の排気口のみとし、開口部には排出されるアンモニア分解ガスと周囲の空気を燃焼させるための電気式のイグナイターを設置することにより、排気口から排出されるアンモニア分解ガスを完全に燃焼させて排気し、室内へのアンモニア分解ガス及び水素ガスの漏えい・滞留及び炉内への空気混入を防止する。</p> <p>○設備の安全機構（{8026-3} 空気混入防止機構） ・イグナイター：1 基</p> <p>イグナイターで燃焼した排気ガスを安全に排出するため、上部には局所排気系統に接続されたフードを設置する。</p> <p>○自動窒素ガス切替機構 水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する当該施設は、内部への空気の混入による爆発を防止するために、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室よりも正圧に維持する。 アンモニア分解ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発生し、アンモニア分解ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入し、機器内を正圧に維持するとともに内部の水素ガスを排出する。 導入する窒素ガスについては、通常使用する一般窒素系統とは別に、耐震重要度分類第 1 類で装置近傍に据付を実施したガスボンベを安全系としてを設け、一般窒素系統の供給圧力が低下した場合には、自動で安全系窒素系統に切替わる。なお、窒素ガスボンベは、{8025} 燃料開発設備 加熱炉と共用する。</p> <p>○設備の安全機構（{8026-2} 自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）） ・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ：1 基 ・一般系 窒素系統（一般産業機器扱い） ・安全系 窒素ガス系統：1 基 ・アンモニア分解ガス 装置弁：1 基</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>

表リ一設一4一8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.3-F1] 可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。 ○設備の安全機構（{8026-5}圧力逃がし機構） ・バネ式安全弁：1基
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等		[18.1-F1][18.2-F1] ○自動窒素ガス切替機構 アンモニア分解ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発生し、アンモニア分解ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入するとともに、自動的にヒータ電源を遮断する。 インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。 ○設備の安全機構（{8026-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）） ・アンモニア分解ガス 圧カスイッチ：1基 ・窒素ガス系統：1式 ・窒素ガス導入弁：1基 ・アンモニア分解ガス 装置弁：1基（停電時開） ・ヒータ電源用 配線用遮断器：1基（停電時遮断） ○過加熱防止機構 当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生し、ヒータ電源を遮断する過加熱防止機構を設ける。 インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。 熱電対から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。 熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、熱源であるヒータ電源を遮断する。 ○設備の安全機構（{8026-4}過加熱防止機構） ・過加熱防止 設定温度（℃）：  ・炉内温度を監視する熱電対：1箇所 ・ヒータ電源用 配線用遮断器：1基（停電時遮断） ○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック 可燃性ガス（アンモニア分解ガス）の漏えいを検知した場合は、自動的に警報を発生する。 漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。 インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。 可燃性ガス漏えい検知器の検知部から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。

表リー設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様


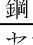

技術基準に基づく仕様	<p>警報設備等</p>	<p>○設備の安全機構（可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）：1 箇所（停電時閉） ・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1 箇所（停電時閉） <p>上記の検知器及び緊急遮断弁は、2 系統で設置するため、1 箇所につき 2 台設置する。</p> <p>[18. 2-F1]</p> <p>○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック</p> <p>震度 5 弱相当の地震が発生した際、{8042-2} 緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、可燃性ガスの供給を遮断する。</p> <p>緊急時に確実に動作するように感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した 2 系統の多重化を行う。</p> <p>インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。</p> <p>○設備の安全機構（地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感震計の作動震度：計測震度 （震度 5 弱相当）⁽⁴⁾ ・ {8042-2} 緊急設備 感震計：1 箇所 ・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1 箇所（停電時閉） <p>上記の感震計及び緊急遮断弁は、2 系統で設置するため、1 箇所につき 2 台設置する。なお、緊急遮断弁は、第 2 開発室用として設置し、{8025} 燃料開発設備 加熱炉と共用する。</p> <p>○緊急停止機構</p> <p>当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、アンモニア分解ガスの緊急遮断弁が閉止し、窒素ガス導入弁が開放され、当該施設が安全に停止する。なお、緊急停止回路はハード回路で構成し、リセット操作で解除する。</p> <p>本緊急停止ボタンの操作により、同一室内で可燃性ガスを使用する他の {8025} 燃料開発設備 加熱炉も遮断する。</p> <p>○設備の安全機構（緊急停止機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急停止ボタン：1 基 ・ ヒータ電源用 配線用遮断器：1 基（停電時遮断） ・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1 箇所（停電時閉） ・ 窒素ガス導入弁：1 基（停電時開） ・ アンモニア分解ガス 装置弁：1 基（停電時閉）
		<p>放射線管理施設</p> <p>廃棄施設</p> <p>核燃料物質等による汚染の防止</p> <p>遮蔽</p> <p>換気設備</p> <p>非常用電源設備</p> <p>通信連絡設備</p>

表リ一設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様



その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）及び{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどめる。また、{8026-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）の安全系の窒素ガスポンペは耐震重要度分類第1類の据付けを行い、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどめる。
添付図	図リ一設-1、図リ一設-4-8、図リ一設-4-9、図リ一他-7、図リ一他-8

(1) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。


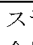


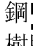
表リ一設-4-8（別表1-1） 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 材料一覧


部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼  鋼 
ウランを取り扱う部位	炉心管	セラミックス
その他	アンカーボルト	鋼 


表リ一設-4-8（別表1-2）燃料開発設備 小型雰囲気可変炉
配管 主要な材料及び機器

設備・機器名	部品名	主要な材料及び機器
自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）	窒素ガス配管（安全系）	窒素ガス： ・材料：ステンレス鋼 
可燃性ガス配管	—	アンモニア分解ガス： ・材料：ステンレス鋼 

表リ一設-4-8（別表1-3）燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 その他の機器 材料一覧

設備・機器名	部位名	材料
空気混入防止機構	据付ボルト イグナイター	鋼  金属製
圧力逃がし機構	据付ボルト バネ式安全弁	ステンレス鋼  金属製
緊急遮断弁制御盤（{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）{8040}緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス））	アンカーボルト 制御盤	鋼  金属製
検知部（{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス））	アンカーボルト 検知部	鋼  樹脂製
可燃ガス警報盤（{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス））	アンカーボルト 警報盤	鋼  樹脂製

*1  以上の強度を有する材料




*2  以上の強度を有する材料

表リー設一4-8 (別表2-1) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉
安全機構及びインターロックに関する機器の構成と改造仕様


安全機構及びインターロック	構成機器と員数 ⁽²⁾
{8026-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	
{8026-3} 空気混入防止機構	
{8026-4} 過加熱防止機構	
{8026-5} 圧力逃がし機構	
地震発生時 可燃性ガス遮断	
可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断	
緊急停止ボタン	

- (1) 制御回路を含めて独立した2系統 (A系統/B系統) とするため、1箇所に2台設置する。
- (2) 制御盤及び緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) は、第2開発室用として設置し、{8025}燃料開発設備 加熱炉及び極少量のアンモニア分解ガスを使用する熱分析装置 (熱分析装置は第2開発室の{8070}試験検査設備に属する機器) と共用する。また、感震計は、{8039}緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8040}緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)、{8041}緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)、{8042}緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) 及び{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置と共用する。

表リー設一4-8 (別表2-2) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉
その他の機器 補強一覧


設備・機器名	関連部材	断面等及び員数
緊急遮断弁制御盤 ({8039} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8041} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス))	鋼 	
検知部 ({8046} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス))	鋼 	
可燃ガス警報盤 ({8046} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス))	鋼 	

表リ一設-5-1 分析設備 計量設備架台 No.12 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 施設名称	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 分析設備 ⁽¹⁾
設備・機器名称 機器名	{8066-4} 分析設備 計量設備架台 No.12	
変更内容	撤去	
設置場所	第2加工棟 第2分析室	
員数	1台	
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	鋼
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図リ一設-1	


(1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可)に基づく施設名称を記載する。

表リ一設-5-2 試験検査設備 計量設備架台 No.13 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	試験検査設備 ⁽¹⁾
設備・機器名称 機器名		{8070-3} 試験検査設備 計量設備架台 No.13
変更内容		撤去
設置場所		第 2 加工棟 第 2 開発室
員数		1 台
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第 1 種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第 1 種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様		[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。
添付図		図リ一設-1

(1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可)に基づく施設名称を記載する。

表リ一設-5-3 試験検査設備 計量設備架台 No.14 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	試験検査設備 ⁽¹⁾
設備・機器名称 機器名		{8070-4} 試験検査設備 計量設備架台 No.14
変更内容		撤去
設置場所		第2加工棟 第2開発室
員数		1台
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	鋼
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様		[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。
添付図		図リ一設-1

(1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可)に基づく施設名称を記載する。

表リ-他-1 (1/11) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
第1 廃棄物貯蔵棟	{8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	改造	1式 (11台)	通信連絡設備	図リ-他-1 (1) 図リ-他-1 (2) 図リ-他-1 2 (1)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)) ⁽⁴⁾	改造	1式 (4台)	通信連絡設備	図リ-他-1 (1) 図リ-他-1 (2) 図リ-他-1 2 (2)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造	1式 (熱感知器(スポット型):45台 煙感知器(スポット型):4台、 発信機:4台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ-他-1 (3) 図リ-他-1 (4) 図リ-他-1 2 (5)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	改造	1式 (1台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ-他-1 (3) 図リ-他-1 1 (5) 図リ-他-1 2 (5)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8010-2} 消火設備 消火器	改造	1式 (ABC粉末消火器10 型:21本 二酸化炭素消火器:1 本)	火災等による損傷の防止	図リ-他-1 (5) 図リ-他-1 (6)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8031} 緊急設備 避難通路	新設	1式	安全避難通路等	図リ-他-1 (7) 図リ-他-1 (8)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8032} 緊急設備 非常用照明	改造	1式 (11台)	安全避難通路等	図リ-他-1 (7) 図リ-他-1 (8) 図リ-他-1 1 (5)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8032-2} 緊急設備 誘導灯	改造	1式 (20台)	安全避難通路等	図リ-他-1 (7) 図リ-他-1 (8) 図リ-他-1 1 (5)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)

表リ-他-1 (2/11) 建物等、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
第3廃棄物貯蔵棟	{8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	改造	1式 (3台)	通信連絡設備	図リ-他-2(1) 図リ-他-2(2) 図リ-他-12(1)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造	1式 (熱感知器(スポット型):38台 煙感知器(スポット型):1台 発信機:3台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ-他-2(3) 図リ-他-2(4) 図リ-他-12(3)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	改造	1式 (1台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ-他-2(3) 図リ-他-11(5) 図リ-他-12(3)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8010-3} 消火設備 消火器	変更なし	1式 (ABC粉末消火器10 型:6本)	火災等による損傷の防止	図リ-他-2(5) 図リ-他-2(6)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8033} 緊急設備 避難通路	新設	1式	安全避難通路等	図リ-他-2(7) 図リ-他-2(8)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8036} 緊急設備 非常用照明	改造	1式 (7台)	安全避難通路等	図リ-他-2(7) 図リ-他-2(8) 図リ-他-11(5)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8036-2} 緊急設備 誘導灯	改造	1式 (10台)	安全避難通路等	図リ-他-2(7) 図リ-他-2(8) 図リ-他-11(5)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
発電機・ポンプ棟	{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) ⁽⁴⁾	改造	1式 (1台)	通信連絡設備	図リ-他-3 図リ-他-12(1)	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)
発電機・ポンプ棟	{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造	1式 (熱感知器(スポット型):8台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ-他-3 図リ-他-12(4)	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)

表リ一他一 1 (3 / 1 1) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
発電機・ポンプ棟	{8010-7} 消火設備 消火器	改造	1 式 (ABC 粉末消火器 10 型: 4 本)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ一他一 3	発電機・ポンプ棟 (表リ一建一 1)
発電機・ポンプ棟	{8035-2} 緊急設備 避難通路	新設	1 式	安全避難通路等	図リ一他一 3	発電機・ポンプ棟 (表リ一建一 1)
発電機・ポンプ棟	{8038-5} 緊急設備 非常用照明	改造	1 式 (3 台)	安全避難通路等	図リ一他一 3 図リ一他一 1 1 (6)	発電機・ポンプ棟 (表リ一建一 1)
発電機・ポンプ棟	{8038-6} 緊急設備 誘導灯	新設	1 式 (3 台)	安全避難通路等	図リ一他一 3 図リ一他一 1 1 (6)	発電機・ポンプ棟 (表リ一建一 1)
第 2 加工棟	{8011} 消火設備 自動式の消火設備	新設	1 式 (3 基(制御盤) /17 個(薬剤))	火災等による損傷の防止	図リ一他一 4	第 2 加工棟 (追第 4 次 表ハ一 2 - 1)
第 2 加工棟	{8012} 消火設備 屋内消火栓	表リ一他一 2 に記す。				
屋外	{8012-2} 消火設備 屋外消火栓	表リ一他一 2 に記す。				
屋外	{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ	表リ一他一 3 に記す。				
第 2 加工棟	{8052} 緊急設備 漏水検知器	改造	1 式 (40 台)	溢水による損傷の防止	図リ一他一 6 (1)	第 2 加工棟 (追第 4 次 表ハ一 2 - 1)
第 1 廃棄物貯蔵棟	{8056} 緊急設備 漏水検知器	改造	1 式 (4 台)	溢水による損傷の防止	図リ一他一 6 (2)	第 1 廃棄物貯蔵棟 (表ト一 W 1 建一 1)

表リ-他-1 (4/11) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
屋外	{8039} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)	改造	1 式 (2 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-7	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2 P 設-13-1)
屋外	{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)	改造	1 式 (2 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-7	燃料開発設備 加熱炉 (表リ-設-4-7) 燃料開発設備 小型雰囲気可 変炉 (表リ-設-4-8)
屋外	{8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)	改造	1 式 (2 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-7	燃料開発設備 加熱炉 (表リ-設-4-7)
屋外	{8041} 緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)	改造	1 式 (2 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-7	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2 P 設-13-1)
屋外	{8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)	改造	1 式 (2 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-7	焼却設備 焼却炉 (表ト-W1 設-5-1)
屋外	{8042-2} 緊急設備 感震計	表リ-他-4 に記す。				
発電機・ポンプ棟	{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置	新設	1 式 (9 台 ⁽⁵⁾)	内部溢水による損傷の防 止	図リ-他-7	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1) 第2加工棟 (追第4次 表ハ-2-1) 第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第2加工棟 第2-2ペレット 室	{8046} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素 ガス)	改造	1 式 (4 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-8 (1)	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2 P 設-13-1)

表リ-他-1 (5/11) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
第2加工棟 第2開発室 (屋外)	{8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素 ガス)	改造	1式 (8台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-8 (1)	燃料開発設備 加熱炉 (表リ-設-4-7) 燃料開発設備 小型雰囲気可 変炉 (表リ-設-4-8)
第2加工棟 第2-2ペレット 室	{8047} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロ パンガス)	改造	1式 (4台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-8 (1)	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2P設-13-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市 ガス)	改造	1式 (6台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-8 (2)	焼却設備 焼却炉 (表ト-W1設-5-1)
屋外	{8038-4} 緊急設備 可搬型照明 ⁽⁴⁾	変更なし	1式 ⁽²⁾	安全避難通路等	図リ-他-9	第1加工棟 (追第3次 表へ-2-1) 第2加工棟 (追第4次 表ハ-2-1) 第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1) 第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1) 第5廃棄物貯蔵棟 (追第4次 表ト-4-1) 発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)

表リ-他-1 (6/11) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
事務棟	{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)	改造	1 式 (1 台)	通信連絡設備	図リ-他-10 (1) 図リ-他-11 (9) 図リ-他-12 (2)	事務棟 第1加工棟 (追第3次 表へ-2-1) 第2加工棟 (追第4次 表ハ-2-1) 第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1) 第5廃棄物貯蔵棟 (追第4次 表ト-4-1)
事務棟	{8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (無線機)	変更なし	1 式 (12 台)	通信連絡設備	図リ-他-10 (1)	事務棟
事務棟、保安棟	{8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	変更なし	1 式 (事務棟:1台、保安棟:1台)	通信連絡設備	図リ-他-10 (1) 図リ-他-12 (2)	事務棟、保安棟
事務棟、保安棟	{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) ⁽⁴⁾	改造	1 式 (事務棟:1台、保安棟:1台)	通信連絡設備	図リ-他-10 (1) 図リ-他-12 (2)	事務棟、保安棟
屋外	{8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー)) ⁽⁴⁾	改造	1 式 (11 台: 第5廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟設置を含む)	通信連絡設備 ⁽⁶⁾	図リ-他-10 (1) 図リ-他-12 (1)	全施設

表リ-他-1 (7/11) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
事務棟、保安棟、 屋外	{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備	変更なし	1式 ⁽¹⁾	通信連絡設備	図リ-他-10(2) 図リ-他-11(9)	事務棟、保安棟 第1加工棟 (追第3次 表へ-2-1) 第2加工棟 (追第4次 表ハ-2-1) 第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1) 第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1) 第5廃棄物貯蔵棟 (追第4次 表ト-4-1) 発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)
第2加工棟	{8065} 緊急設備 遮水板	新設	1式 (2箇所)	溢水による損傷の防止	図リ-他-13(1)	第2加工棟 (追第4次 表ハ-2-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8065-2} 緊急設備 遮水板	新設	1式	溢水による損傷の防止	図リ-他-13(2)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵(W1防護壁)	新設	1基	外部からの衝撃による損傷の防止	図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-13	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉	改造	1式	溢水による損傷の防止	図ト-W1建-21 図ト-W1建-22	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵(W3防護壁)	新設	1基	外部からの衝撃による損傷の防止	図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-12	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)

表リ一他一1 (8/11) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
第2加工棟	{8045} 緊急設備 防火ダンパー	改造	1式 (45台)	火災等による損傷の防止	図ト-2P設-2-1-1(2) 図ト-2P設-2-1-1(3) 図ト-2P設-2-1-1(4) 図ト-2P設-2-1-1(5) 図ト-2P設-2-2-1(2) 図ト-2P設-2-2-1(3) 図ト-2P設-2-2-1(4) 図ト-2P設-2-3-1(2) 図ト-2P設-2-3-1(3) 図ト-2P設-2-4-1(2) 図ト-2P設-2-4-1(3) 図ト-2P設-2-4-1(4)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、 系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) (表ト-2P設-2-1) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、 系統Ⅵ、給気系統) (表ト-2P設-2-2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅳ、 給気系統) (表ト-2P設-2-3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、 系統Ⅷ、給気系統) (表ト-2P設-2-4)
第2加工棟	{8062} 緊急設備 防護板	新設	1式	火災等による損傷の防止	図ハ-2P設-7-1 図ハ-2P設-8-2(1) 図リ一設-4-6	プレス No.2-1 (表ハ-2P設-7-1) 焙焼炉 No.2-1 破碎装置 (表ハ-2P設-8-2) 燃料開発設備 プレス (表リ一設-4-6)

表リー他ー1 (9 / 11) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
第2加工棟	{8058} 緊急設備 防水カバー	新設	1式 (5箇所)	加工施設内における溢水 による損傷の防止	図ハー2P設-3-1(1) 図ハー2P設-5-1(4) 図ハー2P設-13-1-3	粉末混合機 No.2-1 粉末投入機 (表ハー2P設-3-1) 粉末搬送機 No.2-1 粉末搬送 容器昇降リフト (表ハー2P設-5-1) 連続焼結炉 No.2-1 (表ハー2P設-13-1)
第2加工棟 第2分析室	{8066} 分析設備 —	変更なし	1式	—	図リー他ー15	—

表リ-他-1 (10/11) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
第2加工棟	{8068} 計量設備 上皿電子天秤	改造	1式 (13台)	—	図ハ-2P設-8-3 (3) 図ハ-2P設-9-2 (1) 図ハ-2P設-10-1 図ハ-2P設-17-1 図ハ-2P設-20-1 図ハ-2P設-21-1 (3) 図リ-他-14	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱フ ード (表ハ-2P設-8-3) 焙焼炉 No.2-1 焙焼炉 (表ハ-2P設-9-2) 計量設備架台 No.4 (表ハ-2P設-10-1) ペレット搬送設備 No.2-2 ペ レット移載装置 ペレット検 査台部 (表ハ-2P設-17-1) 計量設備架台 No.7 (表ハ-2P設-20-1) ペレット検査台 No.1 (表ハ-2P設-21-1) ペレット一時保管台 (追第4次 表ニ-12-1) 計量設備架台 No.9 (追第4次 表ニ-16-1) 計量設備架台 No.10 (追第4次 表ニ-17-1) 粉末缶搬送コンベア No.1 (追第1次 表ヘ-2-5) 粉末缶搬送コンベア No.2 (追第1次 表ヘ-3-5)
第1加工棟 ⁽⁷⁾	{8068-2} 放射線測定装置 —	変更なし	1式 (1台)	—	—	—
第2加工棟 第2開発室	{8069} 燃料開発設備 —	変更なし	1式	—	図リ-他-15	—

表リ一他一 1 (1 1 / 1 1) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) ⁽³⁾
第2加工棟 第2開発室	{8070} 試験検査設備 ⁽⁸⁾ —	変更なし	1式	—	図リ一他一 1 5	燃料開発設備 加熱炉 ⁽⁸⁾ (表リ一設一 4 - 7) 燃料開発設備 小型雰囲気可 変炉 ⁽⁸⁾ (表リ一設一 4 - 8)
第1加工棟	{8009-5} ⁽⁹⁾ 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	改造 (発信 機の一部 移設、残り 再据付け)	1式 (発信機: 11台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ一他一 1 6	第1加工棟 (追第3次表へ一 2 - 1)

- (1) ファクシミリ: 3台 一般回線: 1式 携帯電話: 1式 衛星携帯電話: 4台 IP電話: 3台 社内網の利用: 1式
- (2) 可搬型エンジン駆動照明: 2台 ヘッドライト: 20個 手動発電ライト: 2個 可搬型ライト: 10個 懐中電灯: 20個 可搬式 2800 VA ガソリン発電機: 3台
- (3) 本設備・機器の技術基準に基づく仕様については、関係する建物本体の仕様表の技術基準に基づく仕様の欄に記載しており、本申請において適合性を確認する。
- (4) 屋外に設置する又は屋外で使用する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有するカバーを付加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。
- (5) {8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置の送水ポンプ本体及び水配管は設工認の対象外機器
- (6) {8007-10} {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) に付属するマイクによる、{8007} {8007-3} {8007-4} {8007-5} {8007-7} {8007-15} {8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) からの事業所内建物間における相互の放送が可能とする。マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟 (緊急対策本部)、保安棟に設置する。
- (7) 主に廃棄物ドラム缶等に密封された試料のウラン量測定に用いる可搬型の設備・機器であり、第1加工棟において使用するほか、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び屋外に移動させ使用する場合がある。
- (8) 第2開発室の {8070} 試験検査設備に属する機器には、極少量の水素ガス等を使用する熱分析装置があり、{8025}燃料開発設備 加熱炉、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉に対する安全対策として設置する制御盤、感震計及び緊急遮断弁を共用する。
- (9) {8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) は、第3次申請にて申請済み。本申請では、{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) に付属する発信機の適合性を確認する。

表リ一他ー2 消火設備 屋内消火栓、屋外消火栓 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	消火栓
設備・機器名称 機器名	{8012} 消火設備 屋内消火栓 {8012-2} 消火設備 屋外消火栓	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・地震による損傷の防止対策及び竜巻風対策として補強及び配管ルート変更を実施する。 ・地盤対策として、屋外消火栓を加工施設に支持させる。 ・内部溢水源となるため、配管ルートの変更改善を実施する。 ・消火活動の円滑化として、屋内消火栓及びホース格納箱の増設を実施する。 ・加工施設と加工施設外との境界配管に閉止バルブを設置する。 	
設置場所	屋外 (第 1 加工棟外壁及び第 1 廃棄物貯蔵棟外壁含む) (屋外消火栓、消火栓配管) 第 2 加工棟 (屋上、外壁含む) (屋内消火栓、消火栓配管、高置水槽、泡消火薬剤) (発電機・ポンプ棟 (消火栓ポンプ、消火栓水槽、消火栓配管))	
員数	1 式	
一般仕様	型式	放水式
	主要な構造材	炭素鋼配管、鋼
	寸法 (単位 : mm)	(敷地内に配管を使用して敷設)
	その他の構成機器	屋内消火栓 (消防用ホース、消防用ノズル及び消火栓ポンプ起動ボタン含む) 屋外消火栓 (消防用ホース、消防用ノズル及び消火栓ポンプ起動ボタン含む) 消火栓ポンプ、高置水槽、消火栓水槽、消防用ホース箱、泡消火薬剤
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 消火栓を構成する屋内消火栓、屋外消火栓及び消火栓配管は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟、第 2 加工棟、第 1 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟に設置又は液状化のおそれのない地盤に埋設する。 消火栓を構成する消火栓ポンプ及び水源となる消火栓水槽は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟 (表リ一建一 1) に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 消火栓を構成する機器は、耐震重要度分類を第 3 類とし、加工施設の壁、柱、はり、屋根、床等にボルト等で固定する。 配管は、耐震重要度分類第 3 類における標準支持間隔以下で支持する。配管本体は、配管サポート又は架台に固定する。配管サポート等は、壁、柱、はり、屋根、天井、床にアンカーボルトで固定する。 また、地震により加工施設外の消火栓配管が破断した場合でも加工施設の放水機能を維持するために、逆止弁又は閉止可能な弁を設置する。 消火栓を構成する消火栓水槽は地下ピットとし、耐震重要度分類第 3 類である発電機・ポンプ棟 (ポンプ棟側) に設け、建物として地震による損傷を防止する。
津波による損傷の防止	—	

表リ一他ー2 消火設備 屋内消火栓、屋外消火栓 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) —</p> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温) [8.1-F2] 屋外に設置する屋外消火栓及び消火栓配管は、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃を踏まえて安全機能に影響を及ぼさないよう配管の凍結防止対策として露出部には断熱材で被覆し、それ以外は地中埋設とする。なお、大阪府は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。 また、埋設部で構内道路下に埋設する箇所は、車両の荷重を考慮し、上記深さが600mm以上となるように埋設する。</p> <p>(火山活動(降下火砕物)) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) —</p> <p>(交通事故(自動車)) —</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F1] 粉末消火器では消火できない場合のバックアップとして第1加工棟(追第3次表へー2ー1)には{8012-2}消火設備 屋外消火栓、第2加工棟(追第4次表へー2ー1)には{8012}消火設備 屋内消火栓を設ける。</p> <p>{8012-2}消火設備 屋外消火栓は、消防法施行令第十九条の設置基準に基づき設置する。 建築物の各部分からその消火栓の各部分からホース接続口までの水平距離が40mの範囲内以下となるように配置する。 ○設備の員数({8012-2}消火設備 屋外消火栓) ・屋外消火栓：全6台 ・屋外消火栓に設置するホース：20mホース2本</p> <p>加工施設に係る屋外消火栓は全6台であり、このうち、第1加工棟全域を包含するために配置する屋外消火栓は4台とする。</p>

表リ一他ー2 消火設備 屋内消火栓、屋外消火栓 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>{8012} 消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条の設置基準に基づき設置する。</p> <p>防火対象物の階ごとに、その消火栓の各部分からホース接続口までの水平距離が 25 m の範囲内以下となるように配置する。また、当該階の各部分に有効に放水することができるよう延長ホースを配置する。</p> <p>屋上の受電設備(変圧器等)の火災に備えて泡消火剤(油火災用)を設置する。</p> <p>○設備の員数 ({8012} 消火設備 屋内消火栓)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内消火栓 : 全 13 台 (1 階 : 4 台、中 2 階 : 1 台、2 階 : 3 台、3 階 : 4 台、4 階 : 1 台) ・屋内消火栓に設置するホース : 15 m ホース 2 本 ・延長ホース (15 m) : 3 本 (1 階 : 1 本、2 階 : 1 本、3 階 : 1 本) ・泡消火薬剤 : 1 式 <div style="border: 2px dashed black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>消火栓の消火栓ポンプ及び水源となる消火栓水槽は、消防法施行令第十一条(屋内消火栓)及び十九条(屋外消火栓)の設置基準に基づき設置する。なお、消火栓ポンプ及び消火栓水槽は、発電機・ポンプ棟(表リ一建一1)に設置する。</p> <p>○設備の員数 ({8012} 消火設備 屋内消火栓 / {8012-2} 消火設備 屋外消火栓)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火栓水槽 : 1 基 (約 25 m³ 屋内消火栓/屋外消火栓兼用) ・消火栓ポンプ : 1 台 (屋内消火栓/屋外消火栓兼用、非常用電源設備に接続) <p>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓による消火活動を円滑に行うために、第 1 加工棟は建物外から各室へのアクセスルートを 2 つ以上確保するように屋外消火栓を配置する。{8012} 消火設備 屋内消火栓による消火活動を円滑に行うために、第 2 加工棟は消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを 2 つ以上確保するように屋内消火栓を配置する。</p> <p>[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>[11. 3-F2] 消火栓ポンプには、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
------------	-------------	---

表リ一他ー２ 消火設備 屋内消火栓、屋外消火栓 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	—												
	安全避難通路等	—												
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>												
	材料及び構造	—												
	搬送設備	—												
	核燃料物質の貯蔵施設	—												
	警報設備等	—												
	放射線管理施設	—												
	廃棄施設	—												
	核燃料物質等による汚染の防止	—												
	遮蔽	—												
	換気設備	—												
	非常用電源設備	<p>[24. 2-F2] 消火栓ポンプは、消防法施行令第十一条（屋内消火栓）及び第十九条（屋外消火栓）に基づき、{8001}非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも放水可能とする。 消火栓ポンプを接続する非常用電源設備の系統図及び結線図を図リ一他ー 1 1 に示す。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設備・機器名称 機器名</th> <th style="text-align: center;">バッテリーに 接続</th> <th style="text-align: center;">非常用発電 機に接続</th> <th style="text-align: center;">設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火設備 屋内消火栓（消火栓ポンプ）</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>消火設備 屋外消火栓（消火栓ポンプ）</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーに 接続	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作	消火設備 屋内消火栓（消火栓ポンプ）	—	○	—	消火設備 屋外消火栓（消火栓ポンプ）	—	○	—
	設備・機器名称 機器名	バッテリーに 接続	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作										
消火設備 屋内消火栓（消火栓ポンプ）	—	○	—											
消火設備 屋外消火栓（消火栓ポンプ）	—	○	—											
通信連絡設備	—													
その他許可で求める仕様	—													
添付図	図リ一他ー 5（図リ一他ー 5（1 1）を除く）、図リ一他ー 1 1													

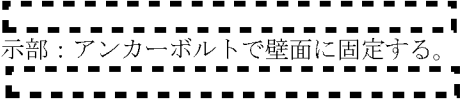
表リ-他-3 消火設備 可搬消防ポンプ 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 可搬消防ポンプ
設備・機器名称 機器名	{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ	
変更内容	変更なし	
設置場所	屋外 (第 2 加工棟出荷ヤード (貯水槽①近傍) 及び貯水槽②近傍)	
員数	2 台	
一般仕様	型式	可搬型エンジン駆動消防ポンプ 級別: B-3 級
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	消防用吸管、消防用ホース、消防用ノズル 貯水槽①: 240 m ³ 貯水槽②: 200 m ³
	その他の性能	放水圧力: 0.55 MPa (規格放水時) 0.8 MPa (高圧放水時) 放水量: 0.5 m ³ /min (規格放水時) 0.27 m ³ /min (高圧放水時)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 1-F1] {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプを、消防法施行令第二十条に準拠して、屋外に設置する。 ○設備の員数 ({8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ) ・可搬消防ポンプ: 2 台 {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプの配置を、図リ-他-5 (11) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	

表リ-他-3 消火設備 可搬消防ポンプ 仕様

技術基準に基づく仕様	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図リ-他-5 (11)	

表リ一他ー4 緊急設備 感震計 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) 緊急遮断弁 (水素ガス) 緊急遮断弁 (プロパンガス) 緊急遮断弁 (都市ガス)
設備・機器名称 機器名		{8042-2} 緊急設備 感震計
変更内容		改造 (第 2 加工棟及び第 1 廃棄物貯蔵棟の火災爆発対策及び溢水対策のため、緊急遮断弁及び送水ポンプ自動停止装置と連動する感震計を 2 系統で設置する。)
設置場所		屋外 第 2 加工棟北外壁面
員数		1 式 (2 台)
一般仕様	型式	(感震器) 地上設置 静電容量式
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	避雷器 (GPS アンテナ用)
	その他の性能	加速度測定範囲: ±4000 gal (水平・鉛直)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 検知部: アンカーボルトで床面に固定する。  表示部: アンカーボルトで壁面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻)	—
	(落雷)	—
外部からの衝撃による損傷の防止	(極低温 (凍結))	[8.1-F2] 感震計は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5 °C でも作動する機器を設置する。
	(火山活動 (降下火砕物))	—
	(積雪)	—
	(生物学的事象)	—
	(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災))	—
		—

表リ一他ー4 緊急設備 感震計 仕様


<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(電磁的障害) [8.2-F2] 安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 インターロック回路の制御盤の筐体には金属製を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。 アンテナ線は避雷器を設置し、雷サージの侵入を防止する。</p> <p>(交通事故(自動車)) —</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>—</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p> <p>[11.5-F1] 震度5弱相当の地震が発生した際に可燃性ガスの緊急遮断弁に閉信号を発し、可燃性ガスを取り扱う設備への可燃性ガスの供給を遮断することにより、設備の爆発を防止する。</p> <p>対象とする可燃性ガスを取り扱う設備及び緊急遮断弁を下記に示す。 ○{2064}連続焼結炉 No.2-1 (表ハー2P設-13-1) ・{8039}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス):1箇所 ・{8041}緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス):1箇所</p> <p>○{6138}焼却設備 焼却炉 (表ト-W1設-5-1) ・{8042}緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス):1箇所</p> <p>○{8025}燃料開発設備 加熱炉 (表リ一設-4-7) ・{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス):1箇所 ・{8040}緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス):1箇所</p> <p>○{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 (表リ一設-4-8) ・{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス):1箇所</p>


表リ一他ー４ 緊急設備 感震計 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 震度 5 弱相当の地震が発生した際に発電機・ポンプ棟に設置された {8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置に作動信号を発生し、第 2 加工棟への設備用循環冷却水の送水、第 2 加工棟及び第 1 廃棄物貯蔵棟への上水の送水を自動停止させることで、第 2 加工棟及び第 1 廃棄物貯蔵棟の内部溢水量を抑制する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 検査に当たっては国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される屋外の温度、湿度、放射線等の環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 2-F1] ○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック 震度 5 弱相当の地震が発生した際に可燃性ガスの緊急遮断弁に閉信号を発生し、下記の可燃性ガスを取り扱う設備への可燃性ガスの供給を遮断する地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックを作動させる。 感震計の作動震度： 計測震度 $\square\square\square$ (震度 5 弱相当) ⁽¹⁾ 対象とする可燃性ガスを取り扱う設備を下記に示す。 ・ {2064} 連続焼結炉 No. 2-1 (表ハー 2 P 設-1 3-1) ・ {6138} 焼却設備 焼却炉 (表ト-W 1 設-5-1) ・ {8025} 燃料開発設備 加熱炉 (表リー設-4-7) ・ {8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 (表リー設-4-8) ○送水ポンプ自動停止装置 震度 5 弱相当の地震が発生した際に発電機・ポンプ棟に設置された送水ポンプ自動停止装置に作動信号を発生し、第 2 加工棟への設備用循環冷却水の送水、第 2 加工棟及び第 1 廃棄物貯蔵棟への上水の送水を自動停止する送水ポンプ自動停止装置を作動させる。 ○設備の安全機構 ({8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置) ・ 感震計の作動震度： 計測震度 $\square\square\square$ (震度 5 弱相当) ⁽¹⁾ ・ 送水ポンプ (第 2 加工棟 設備用 循環冷却水ポンプ) ・ 送水ポンプ (第 2 加工棟及び第 1 廃棄物貯蔵棟 上水ポンプ) ・ {8042-2} 緊急設備 感震計
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図リ一他ー 7 (1)、図リ一他ー 7 (2)	



(1) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成 8 年気象庁告示第 4 号 気象庁震度階級表」による算定方法による。

表リ一他ー4（別表1） 緊急設備 感震計 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	感震計（検知部） 感震計（表示部） アンカーボルト	金属製 金属製 鋼 

* 以上の強度を有する材料

表リ一他ー4（別表2） 緊急設備 感震計 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトの追加	アンカーボルト 	

表リ一他ー5 加工施設に関連するその他の主要な設備 仕様

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する 仕様	添付図
{8071} 運搬設備(フォークリフト、ドラムポータ、 パレットトラック) —	変更なし	1式	—	—
{8072} 高圧ガス貯蔵施設(アンモニア、プロパン ガス等) —	変更なし	1式	—	—
{8073} ガス供給施設 —	変更なし	1式	—	—
{8074} 危険物貯蔵施設(油、薬品等) —	変更なし	1式	—	—
{8075} 受電施設 —	変更なし	1式	—	—
{8076} 空調施設 —	変更なし	1式	—	—
{8077} 給水及び循環水設備 —	変更なし	1式	—	—
{8078} 緊急設備(放射線障害防護用器具、非常用 通信機器、計測器等、消火用資機材、その 他資機材) —	変更なし	1式	—	—
{8079} 緊急対策本部 —	変更なし	1式	—	—

追第2次 表リ-3-1 仮移設する設備・機器 (1/3)

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	技術基準に基づく仕様	仮移設中の安全機能の維持
第2加工棟 (図リ-1-6、図リ-1-7参照)	{8007-9} 通信連絡設備 所内通信連絡 設備(放送設備 (スピーカ))	1式	仮移設 ⁽¹⁾	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 設備・機器の耐震評価(耐震重要度分類第3類)を行う。
				安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計基準事故が発生した場合であっても、その影響が及ばない位置に設備・機器を配置しているため、安全機能は維持できる。 [11.2-F1] 現状の保全(巡視・点検、施設定期自主検査、補修及び改造)を継続して実施することにより設備・機器の安全機能を維持する。
				非常用電源設備	[16.2-F1][16.2-F2] 仮移設中、停電が発生しても、内蔵されたバッテリーにより、非常用電源設備が稼働するまで間の電源が確保される。また、非常用電源設備との接続を維持する。
				通信連絡設備	[17.1-F1] 仮移設中も放送による通信連絡が聴取可能な位置に配置する。
第2加工棟 (図リ-1-6、図リ-1-7参照)	{8009-9} 火災感知設備 自動火災報知 設備(感知器)	1式	仮移設 ⁽¹⁾	火災等による損傷の防止	[4.1-F2] 公設消防と協議し確認の上、工事中も火災を感知できる位置に仮移設する。
				地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 設備・機器の耐震評価(耐震重要度分類第3類)を行う。
				安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計基準事故が発生した場合であっても、その影響が及ばない位置に設備・機器を配置しているため、安全機能は維持できる。 [11.2-F1] 現状の保全(巡視・点検、施設定期自主検査、補修及び改造)を継続して実施することにより設備・機器の安全機能を維持する。
				非常用電源設備	[16.2-F1][16.2-F2] 仮移設中、停電が発生しても、内蔵されたバッテリーにより、非常用電源設備が稼働するまで間の電源が確保される。また、非常用電源設備との接続を維持する。

(1) 別途申請する第2加工棟の設備・機器(気体廃棄設備No.1 系統Ⅲ(部屋排気系統)ダクト、気体廃棄設備No.1 系統Ⅵ(局所排気系統)ダクト(図リ-1-9参照))の新規制基準対応工事を実施するに当たって、干渉する既設の設備・機器の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、第2加工棟の設備・機器(通信連絡設備、火災感知設備)を一時的に取り外し仮移設する。仮移設中においてもその安全機能を維持するための措置を講じる。仮移設した設備・機器は、次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。

追第2次 表リ-3-1 仮移設する設備・機器 (2/3)

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	技術基準に基づく仕様	仮移設中の安全機能の維持
第2加工棟 (図リ-1-6、図リ-1-7参照)	{8029-2} 緊急設備 非常用照明	1式	仮移設 ⁽¹⁾	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 設備・機器の耐震評価(耐震重要度分類第3類)を行う。
				安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計基準事故が発生した場合であっても、その影響が及ばない位置に設備・機器を配置しているため、安全機能は維持できる。 [11.2-F1] 現状の保全(巡視・点検、施設定期自主検査、補修及び改造)を継続して実施することにより設備・機器の安全機能を維持する。
				安全避難通路等	[13.2.1-F1] 仮移設中、停電が発生しても、内蔵されたバッテリーにより、安全に避難できる。
				非常用電源設備	[16.2-F1][16.2-F2] 仮移設中、停電が発生しても、内蔵されたバッテリーにより、非常用電源設備が稼働するまで間の電源が確保される。また、非常用電源設備との接続を行い ⁽²⁾ 、その接続を維持する。
第2加工棟 (図リ-1-6、図リ-1-7参照)	{8029-3} 緊急設備 誘導灯	1式	仮移設 ⁽¹⁾	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 設備・機器の耐震評価(耐震重要度分類第3類)を行う。
				安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計基準事故が発生した場合であっても、その影響が及ばない位置に設備・機器を配置しているため、安全機能は維持できる。 [11.2-F1] 現状の保全(巡視・点検、施設定期自主検査、補修及び改造)を継続して実施することにより設備・機器の安全機能を維持する。
				安全避難通路等	[13.2.1-F1] 仮移設中、停電が発生しても、内蔵されたバッテリーにより、安全に避難できる。
				非常用電源設備	[16.2-F1][16.2-F2] 仮移設中、停電が発生しても、内蔵されたバッテリーにより、非常用電源設備が稼働するまで間の電源が確保される。また、非常用電源設備との接続を行い ⁽²⁾ 、その接続を維持する。

(1) 別途申請する第2加工棟の設備・機器(気体廃棄設備No.1 系統Ⅲ(部屋排気系統)ダクト、気体廃棄設備No.1 系統Ⅵ(局所排気系統)ダクト(図リ-1-9参照))の新規制基準対応工事を実施するに当たって、干渉する既設の設備・機器の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、第2加工棟の設備・機器(緊急設備)を一時的に取り外し仮移設する。仮移設中においてもその安全機能を維持するための措置を講じる。仮移設した設備・機器は、次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。

(2) 既認可においては非常用電源設備に接続されていないため、仮移設中において非常用電源設備に接続する。

追第2次 表リ-3-1 仮移設する設備・機器 (3/3)

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	技術基準に基づく仕様	仮移設中の安全機能の維持
屋外(第2加工棟西側) (図リ-1-8参照)	{8012-4} 消火設備 屋外消火栓	1基	仮移設 ⁽¹⁾	火災等による損傷の防止	[4.1-F1] 公設消防と協議し確認の上、工事中も消火栓の機能を維持できる位置に仮移設する。
				地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 設備・機器の耐震評価(耐震重要度分類第3類)を行う。
				外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-F2] 凍結の影響を受けないように、配管に保温材を巻きつける措置を講じる。
				安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計基準事故が発生した場合であっても、その影響が及ばない位置に設備・機器を配置しているため、安全機能は維持できる。 [11.2-F1] 現状の保全(巡視・点検、施設定期自主検査、補修及び改造)を継続して実施することにより設備・機器の安全機能を維持する。
				非常用電源設備	[16.2-F2] 仮移設中においても非常用電源設備との接続を維持する。

(1) 別途申請する建物(第2加工棟)の新規制基準対応工事を実施するに当たって、干渉する既設の設備・機器の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、屋外(第2加工棟西側)の設備・機器(消火設備)を一時的に取り外し仮移設する。仮移設中においてもその安全機能を維持するための措置を講じる。仮移設した設備・機器は、次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。

追第3次 表リ-4-1 非常用設備

設置場所	設備・機器名称 機器名	汎用部品	技術基準に 基づく仕様	員数	変更内容	添付図
第1加工棟	{8038} 緊急設備 非常用照明 ⁽¹⁾	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	1式(15台)	改造(全数取替え)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6
第1加工棟	{8038-2} 緊急設備 誘導灯 ⁽¹⁾	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	1式(47台)	改造(一部取替え、追加、残り再据付け)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6
第1加工棟	{8035} 緊急設備 避難通路	避難通路表示	安全避難通路等	1式	新設	図リ-4-1-1
第1加工棟	{8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) ⁽¹⁾⁽⁵⁾	器具本体(スピーカ)、配線	通信連絡設備等	1式(10台)	改造(全数取替え)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7
第1加工棟	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) ⁽¹⁾⁽⁵⁾	器具本体(アンプ、バッテリー、マイク)、配線	通信連絡設備等	1式(1台)	改造(再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7
第1加工棟	{8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)) ⁽¹⁾⁽⁵⁾	器具本体(PHSアンテナ)、配線、所内携帯電話機(PHS)	通信連絡設備等	1式(5台)	改造(一部取替え・追加、残り再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-8
第1加工棟	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) ⁽¹⁾	器具本体、配線	火災等による損傷の防止	1式 熱感知器(スポット型) :27台 煙感知器(スポット型) :35台	改造(一部取替え・型式変更、残り再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9
第1加工棟	{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) ⁽¹⁾	受信機本体、バッテリー、配線	火災等による損傷の防止	1式 受信機:1台(P型受信機)	改造(再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9
第1加工棟	{8010-5} 消火設備 消火器	消火器	火災等による損傷の防止	1式 ABC粉末消火器10型 :20本 ABC粉末消火器20型 :13本 ABC粉末消火器50型 :2本	増設(1本撤去、3本増設)	図リ-4-1-4
屋外	{8012-3} 消火設備 屋外消火栓 ⁽¹⁾⁽²⁾	屋外消火栓	火災等による損傷の防止	1式	仮移設(1台) ⁽⁴⁾	図リ-4-1-5 図リ-4-1-10
屋外	{8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管 ⁽¹⁾⁽²⁾	屋外消火栓配管	火災等による損傷の防止	1式	仮移設(3箇所) ⁽³⁾	図リ-4-1-5 図リ-4-1-10

(1) 耐震重要度分類第3類とする。

- (2) 消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は凍結防止のため、地上露出部に断熱材を巻く措置を講じる。
- (3) 第1加工棟の第1-2資材保管室を撤去する工事及び隣接一般建物の外壁補強工事を実施するに当たって、干渉する既設の消火設備 屋外消火栓配管の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、消火設備 屋外消火栓配管を一時的に取り外し仮移設する。仮移設中においてもその安全機能を維持するための措置（消火器の設置、可搬消防ポンプを近傍に備えること）を講じる。仮移設した消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。
- (4) 加工施設に係る消火設備 屋外消火栓は6台（消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11、消火栓 No. 12、消火栓 No. 13）であり、このうち、第1加工棟全域を包含できるように設置する消火設備 屋外消火栓は4台（消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11）である。本申請に係る防護壁 防護壁 No. 1 の設置工事を実施するに当たって、干渉する消火設備 屋外消火栓の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、消火設備 屋外消火栓（消火栓 No. 6）の仮移設を行う。なお、消火設備 屋外消火栓（消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11、消火栓 No. 12、消火栓 No. 13）は、次回以降の申請で適合性を確認する。
- (5) 多様性を備えた所内通信連絡設備は、所内通信連絡設備（放送設備）と所内通信連絡設備（所内携帯電話機）の2種類になる。

追第4次 表リ-2-1 (1/2) 建物の付属設備

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) ⁽²⁾
{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ⁽¹⁾	改造 (全数取替え)	1式 (66台)	器具本体 (スピーカ)、配線	図リ-2-1-2-1～ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-9	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	改造 (再据付け)	1式 (1台)	器具本体 (アンプ、バッテリー、マイク)、配線	図リ-2-1-2-1～ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-9 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	改造 (一部取替え、一部移設、残り再据付け)	1式 (15台)	器具本体 (PHS アンテナ) ⁽³⁾ 、配線、所内携帯電話機 (PHS)	図リ-2-1-2-1～ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	変更なし	1式 (23台)	器具本体 (固定電話機)、配線	図リ-2-1-2-1～ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) ⁽¹⁾	改造 (一部取替え・型式変更、追加、残り再据付け)	1式 (熱感知器 (スポット型): 280台 煙感知器 (スポット型): 90台)	器具本体 ⁽³⁾ 、配線	図リ-2-1-3-1～ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-11	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	改造 (再据付け)	1式 (受信機: 1台 (P型受信機))	受信機本体、バッテリー、配線	図リ-2-1-3-1～ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-11 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8010} 消火設備 消火器	増設 (一部移設、追加)	1式 (ABC 粉末消火器 10型: 102本 ABC 粉末消火器 50型: 17本 BC 粉末消火器 20型: 19本 金属火災用消火器: 3本 二酸化炭素消火器: 1本 乾燥砂 (消火用): 2個)	消火器	図リ-2-1-4-1～ 図リ-2-1-4-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8027} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	図リ-2-1-1-1～ 図リ-2-1-1-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8029} 緊急設備 非常用照明 ⁽¹⁾	改造 (全数取替え)	1式 (94台)	器具本体 ⁽³⁾ 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1～ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8029-4} 緊急設備 誘導灯 ⁽¹⁾	改造 (一部取替え、追加、残り再据付け)	1式 (74台)	器具本体 ⁽³⁾ 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1～ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	撤去	1式 (熱感知器 (スポット型、防爆型): 1台)	—	—	第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)

追第4次 表リ-2-1 (2/2) 建物の付属設備

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) ⁽²⁾
{8010-8} 消火設備 消火器	撤去	1式 (ABC 粉末消火器 50 型：2本)	—	—	第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)
{8038-3} 緊急設備 非常用照明	撤去	1式 (2台)	—	—	第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)
{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放 送設備(スピーカー))	新設	1式 (1台)	器具本体 (ス ピーカ) ⁽³⁾ 、 配線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-9	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所 内携帯電話機 (PHS ア ンテナ))	新設	1式 (1台)	器具本体 (PHS アンテナ) ⁽³⁾ 、 配線、所内携 帯電話機 (PH S)	図リ-2-1-6 図リ-2-1-10	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感 知器)	新設	1式 (熱感知器(スポット 型、防爆型)：3台)	器具本体、配 線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-12 図リ-2-1-13	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8010-4} 消火設備 消火器	新設	1式 (ABC 粉末消火器 50 型：2本 ABC 粉末消火器 10 型：1本)	消火器	図リ-2-1-6	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8034} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	図リ-2-1-6	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8037} 緊急設備 非常用照明	新設	1式 (3台(防爆型))	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-8 図リ-2-1-14	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8037-2} 緊急設備 誘導灯	新設	1式 (1台(防爆型))	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-8 図リ-2-1-14	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)

- (1) 本設備・機器には第2次設工認で仮移設する施設 ({8007-9} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー))、{8009-9} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、{8029-2} 緊急設備 非常用照明、{8029-3} 緊急設備 誘導灯) を含んでおり、第4次申請において仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行う。
- (2) 本設備・機器の技術基準に基づく仕様については、関係する建物本体の仕様表の技術基準に基づく仕様の欄に記載しており、第4次申請において適合性を確認する。
- (3) 屋外に設置する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有するカバーを付加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。

追第4次 表リ-2-2 (1/3) 建物の付属設備 (第2加工棟に付帯する緊急設備)

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) ⁽¹⁾	
{8048} 緊急設備 防護壁及び防 護柵	新設	1式	北側防護壁 (鉄筋コンクリート造)	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-16 図ハ-2-1-3-6	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-4)
			南側防護壁 (鉄筋コンクリート造)	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-15 図ハ-2-1-3-5	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-4)
			コンクリート充填扉 (鉄筋コンクリート造)	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-3 図ハ-2-1-3-4	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-3)
			扉1-1袖壁、扉1-2袖壁 (鉄筋コンクリート造)	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-7	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-4)
			防護柵 No.1 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-12 図ハ-2-1-1-15 図ハ-2-1-3-10	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-5)
			防護柵 No.2 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-12 図ハ-2-1-1-15 図ハ-2-1-3-11	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-5)
			防護柵 No.3 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-12 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-12	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-5)
			防護柵 No.4 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-12 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-13	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-5)
			{8049} 緊急設備 防護壁	新設	1式
試料保管柵防護壁 No.2 (鉄筋コンクリート造)	図ハ-2-1-1-13 図ハ-2-1-3-8 図ハ-2-1-3-9	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-4)			
{8050} 緊急設備 コンクリート 閉止部	改造	1式	閉止部① (鉄筋コンクリート造)	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-14	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-6)
			閉止部② (鉄筋コンクリート造)	図ハ-2-1-1-12 図ハ-2-1-1-15 図ハ-2-1-3-15	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-6)
{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉	改造	1式	堰 溢水対策1 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-23	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)
			堰 溢水対策3 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-25	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)

追第4次 表リ-2-2 (2/3) 建物の付属設備 (第2加工棟に付帯する緊急設備)


設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) ⁽¹⁾			
{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉	改造	1式	堰 溢水対策4 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-26	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策8 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-30	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策9 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-31	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策10 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-32	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策11 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-33	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策12、溢水対策13 (鉄筋コンクリート造)	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-34	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策17 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-38	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策18 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-39 図ハ-2-1-3-40	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策21 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-43	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策22 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-50 図ハ-2-1-3-44	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策26 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-46	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策27、溢水対策28 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-46	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			変更なし	1式	堰 既設溢水対策1 (鉄筋コンクリート造)	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-48	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-9)
					堰 既設溢水対策13 (鉄骨造)	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-48	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-9)
堰 既設溢水対策14 (鉄筋コンクリート造)	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-48	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-9)					
堰 既設溢水対策15 (鉄筋コンクリート造)	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-48	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-9)					

追第4次 表リ-2-2 (3/3) 建物の付属設備 (第2加工棟に付帯する緊急設備)

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) ⁽¹⁾	
{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉	改造	1式	エアタイト扉 (PAT仕様) 溢水対策6、溢水対策7、 溢水対策14、溢水対策15、 溢水対策16、溢水対策19、 溢水対策20、溢水対策23、 溢水対策24、溢水対策25 溢水対策29	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-29 図ハ-2-1-3-35 図ハ-2-1-3-36 図ハ-2-1-3-37 図ハ-2-1-3-41 図ハ-2-1-3-42 図ハ-2-1-3-45 図ハ-2-1-3-47	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)
	変更なし	1式	エアタイト扉 (PAT仕様) 既設溢水対策2、既設溢水対策3 既設溢水対策4、既設溢水対策5 既設溢水対策6、既設溢水対策7 既設溢水対策8 大型搬入口扉 (パッキン) 既設溢水対策11、既設溢水対策 12、	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-1-50 図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-4-24	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-9)


(1) 本設備・機器の技術基準に基づく仕様については、関係する建物本体の仕様表の技術基準に基づく仕様の欄に記載している。

追第2次 表リ-2-1 試験開発設備 粉末混合試験装置 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	試験開発設備 一式 ⁽¹⁾
設備・機器名称 機器名		{8080} 試験開発設備 粉末混合試験装置
変更内容		撤去
設置場所		第2加工棟 第2-1作業支援室 ⁽²⁾
員数		1台
一般仕様	型式	ナウタミキサ型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末 ⁽³⁾ 、酸化ウランペレット ⁽³⁾
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁴⁾	—
	安全機能を有する施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様		[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。
添付図		図リ-1-1、図リ-1-2、図リ-1-3

- (1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可 (平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可) に基づく施設名称を記載する。
- (2) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、第2加工棟第3開発室の部屋名称を第2加工棟第2-1作業支援室に変更する。
- (3) 天然ウラン及び劣化ウランのみとする。天然ウラン及び劣化ウランのみを取り扱う本設備・機器については、臨界安全に関する制限値を適用しない。
- (4) 本設備・機器は、試験開発設備 試験設備ベース (表リ-2-6) の上に固定しており、床、壁等に直接固定していないため、撤去する際には撤去跡が残ることはない。したがって、核燃料物質等による汚染の防止の措置については、試験開発設備 試験設備ベース (表リ-2-6) の撤去においてその適合性を確認する。

追第2次 表リ-2-2 試験開発設備 粉末粉碎篩分装置 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	試験開発設備 一式 ⁽¹⁾
設備・機器名称 機器名	{8081} 試験開発設備 粉末粉碎篩分装置	
変更内容	撤去	
設置場所	第2加工棟 第2-1作業支援室 ⁽²⁾	
員数	1台	
一般仕様	型式	回転軸傾動式ボールミル型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末 ⁽³⁾ 、酸化ウランペレット ⁽³⁾ 、金属ウラン ⁽³⁾
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁴⁾	—
	安全機能を有する施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図リ-1-1、図リ-1-2、図リ-1-3	

- (1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可 (平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可) に基づく施設名称を記載する。
- (2) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、第2加工棟第3開発室の部屋名称を第2加工棟第2-1作業支援室に変更する。
- (3) 天然ウラン及び劣化ウランのみとする。天然ウラン及び劣化ウランのみを取り扱う本設備・機器については、臨界安全に関する制限値を適用しない。
- (4) 本設備・機器は、試験開発設備 試験設備ベース (表リ-2-6) の上に固定しており、床、壁等に直接固定していないため、撤去する際には撤去跡が残ることはない。したがって、核燃料物質等による汚染の防止の措置については、試験開発設備 試験設備ベース (表リ-2-6) の撤去においてその適合性を確認する。

追第2次 表リ-2-3 試験開発設備 小型粉末混合試験装置 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	試験開発設備 一式 ⁽¹⁾
設備・機器名称 機器名	{8082} 試験開発設備 小型粉末混合試験装置	
変更内容	撤去	
設置場所	第2加工棟 第2-1作業支援室 ⁽²⁾	
員数	1台	
一般仕様	型式	ナウタミキサ型、フローシェアミキサ型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末 ⁽³⁾ 、酸化ウランペレット ⁽³⁾
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁴⁾	—
	安全機能を有する施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図リ-1-1、図リ-1-2、図リ-1-3	

- (1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可 (平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可) に基づく施設名称を記載する。
- (2) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、第2加工棟第3開発室の部屋名称を第2加工棟第2-1作業支援室に変更する。
- (3) 天然ウラン及び劣化ウランのみとする。天然ウラン及び劣化ウランのみを取り扱う本設備・機器については、臨界安全に関する制限値を適用しない。
- (4) 本設備・機器は、試験開発設備 試験設備ベース (表リ-2-6) の上に固定しており、床、壁等に直接固定していないため、撤去する際には撤去跡が残ることはない。したがって、核燃料物質等による汚染の防止の措置については、試験開発設備 試験設備ベース (表リ-2-6) の撤去においてその適合性を確認する。

追第2次 表リ-2-4 試験開発設備 小型粉末粉碎篩分装置 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	試験開発設備 一式 ⁽¹⁾
設備・機器名称 機器名	{8083} 試験開発設備 小型粉末粉碎篩分装置	
変更内容	撤去	
設置場所	第2加工棟 第2-1作業支援室 ⁽²⁾	
員数	1台	
一般仕様	型式	クロスビーターミル型
	主要な構造材	鋼、ステンレス鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末 ⁽³⁾ 、酸化ウランペレット ⁽³⁾
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁴⁾	—
	安全機能を有する施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図リ-1-1、図リ-1-2、図リ-1-3	


- (1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可 (平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可) に基づく施設名称を記載する。
- (2) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、第2加工棟第3開発室の部屋名称を第2加工棟第2-1作業支援室に変更する。
- (3) 天然ウラン及び劣化ウランのみとする。天然ウラン及び劣化ウランのみを取り扱う本設備・機器については、臨界安全に関する制限値を適用しない。
- (4) 本設備・機器は、試験開発設備 試験設備ベース (表リ-2-6) の上に固定しており、床、壁等に直接固定していないため、撤去する際には撤去跡が残ることはない。したがって、核燃料物質等による汚染の防止の措置については、試験開発設備 試験設備ベース (表リ-2-6) の撤去においてその適合性を確認する。

追第2次 表リ-2-5 試験開発設備 試験設備フード 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	試験開発設備 一式 ⁽¹⁾
設備・機器名称 機器名	{8083-2} 試験開発設備 試験設備フード	
変更内容	撤去	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 作業支援室 ⁽²⁾	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	ステンレス鋼
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止 ⁽³⁾	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽³⁾	—
	安全機能を有する施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図リ-1-1、図リ-1-2、図リ-1-4	

- (1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可（平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可）に基づく施設名称を記載する。
- (2) 加工の事業の変更許可（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可）に基づき、第 2 加工棟第 3 開発室の部屋名称を第 2 加工棟第 2-1 作業支援室に変更する。
- (3) 本設備・機器は、試験開発設備 試験設備ベース（表リ-2-6）の上に固定しており、床、壁等に直接固定していないため、撤去する際には撤去跡が残ることはない。したがって、核燃料物質等による汚染の防止の措置については、試験開発設備 試験設備ベース（表リ-2-6）の撤去においてその適合性を確認する。

追第2次 表リ-2-6 試験開発設備 試験設備ベース 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	試験開発設備 一式 ⁽¹⁾
設備・機器名称 機器名	{8083-3} 試験開発設備 試験設備ベース	
変更内容	撤去	
設置場所	第2加工棟 第2-1作業支援室 ⁽²⁾	
員数	1台	
一般仕様	型式	H型鋼組合せ型
	主要な構造材	鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止 ⁽³⁾⁽⁴⁾	[4.3-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用している。
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽³⁾⁽⁴⁾	[10.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。
	安全機能を有する施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—	
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図リ-1-1、図リ-1-2、図リ-1-5	

- (1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可）に基づく施設名称を記載する。
- (2) 加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づき、第2加工棟第3開発室の部屋名称を第2加工棟第2-1作業支援室に変更する。
- (3) 本申請では、設備・機器の適合性確認として、撤去する設備・機器の跡仕舞いの状態を確認する（外観）。次回以降の申請では、建物の適合性確認として、第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁に対する核燃料物質等による汚染防止の措置の状態を確認する。
- (4) 当該技術基準に基づく仕様は、建物と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「リ. その他の加工施設」に示す。

4. 添付図一覧表

番号	名称
図リ-1-1-1	その他の加工施設（建物・構築物） 配置図
図リ-建-1-1	発電機・ポンプ棟 平面図（1階・R階）
図リ-建-1-2	発電機・ポンプ棟 立面図
図リ-建-1-3	発電機・ポンプ棟 断面図
図リ-建-1-4	発電機・ポンプ棟 安全機能を有する施設の地盤（土質柱状図）
図リ-建-1-5（1）	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止（1階）
図リ-建-1-5（2）	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止（1FL+2850、R階）
図リ-建-1-5（3）	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止（A通り、B通り軸組図）
図リ-建-1-5（4）	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止（1通り、2通り、3通り、4通り、5通り軸組図）
図リ-建-1-6	発電機・ポンプ棟 エキスパンションジョイント部詳細
図リ-建-1-7（1）	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止（1階・R階）
図リ-建-1-7（2）	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止（立面図）
図リ-建-1-8	発電機・ポンプ棟 建具表
図リ-建-1-9	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具 姿図
図リ-建-1-10（1）	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具（扉95）詳細図 部材表
図リ-建-1-10（2）	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具（扉96）詳細図 部材表
図リ-建-1-10（3）	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具（扉97）詳細図 部材表
図リ-建-1-10（4）	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具（扉98）詳細図 部材表
図リ-建-1-11	発電機・ポンプ棟 追加設置扉（扉98）の開口補強要領
図リ-建-1-12（1）	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止（1階・R階）
図リ-建-1-12（2）	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止（立面図）
図リ-建-1-13（1）	発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止（1階・R階）
図リ-建-1-13（2）	発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止（立面図）
図リ-建-1-13（3）	発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止（断面図）
図リ-建-1-14（1）	発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁
図リ-建-1-14（2）	発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階壁
図リ-建-1-14（3）	発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階スラブ
図リ-建-1-14（4）	発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階スラブ
図リ-建-1-15（1）	発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（1階）
図リ-建-1-15（2）	発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（R階）
図リ-建-1-16（1）	発電機・ポンプ棟 1階床伏図兼構造区分図
図リ-建-1-16（2）	発電機・ポンプ棟 R階はり伏図兼構造区分図
図リ-建-1-17（1）	発電機・ポンプ棟 軸組図A通り、B通り
図リ-建-1-17（2）	発電機・ポンプ棟 軸組図1通り、2通り、3通り、4通り、5通り
図リ-建-1-18（1）	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 基礎断面
図リ-建-1-18（2）	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱・柱配置図

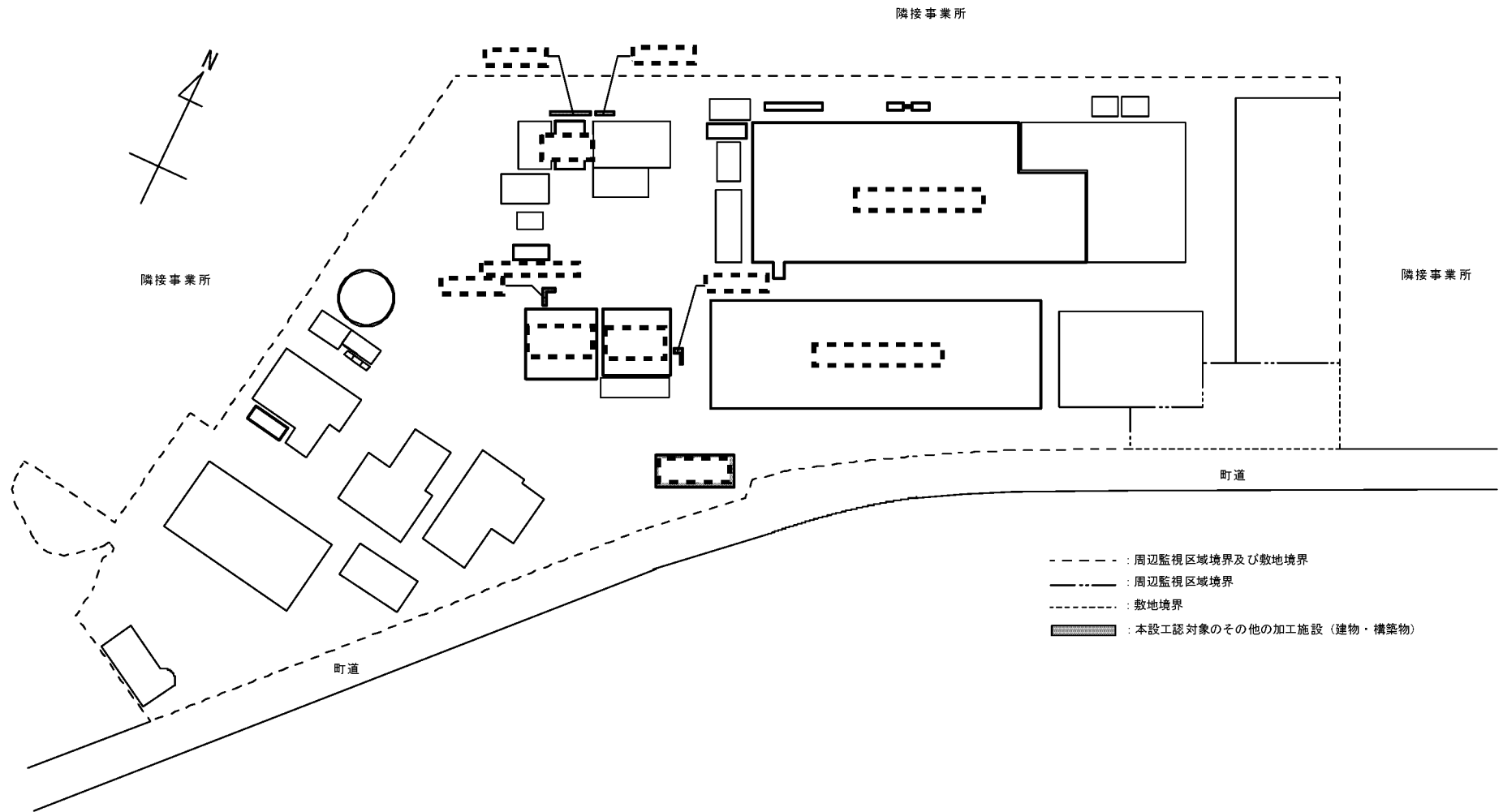
番号	名称
図リー建-1-18(3)	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり
図リー建-1-18(4)	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 壁
図リー建-1-18(5)	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト スラブ
図リー建-1-19(1)	発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 (平面図 1階、R階)
図リー建-1-19(2)	発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 (断面図 A通り、B通り)
図リー建-1-19(3)	発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 (断面図 1通り、2通り、3通り、4通り、5通り)
図リー建-2-1	遮蔽壁 No.2、遮蔽壁 No.3 土質柱状図
図リー建-2-2	遮蔽壁 No.2、遮蔽壁 No.3 配置図及び姿図
図リー建-2-3	遮蔽壁 No.2、遮蔽壁 No.3 配筋図

番号	名称
図リ-2	本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図
図リ-設-1 (1)	第2加工棟の主要な部屋配置
図リ-設-1 (2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (3階)
図リ-設-1 (3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)
図リ-設-2-1 (1)	非常用電源設備 No.1 非常用発電機
図リ-設-2-1 (2)	非常用電源設備 No.1 非常用発電機 重油タンク部 (補強詳細図)
図リ-設-2-1 (3)	非常用電源設備 No.1 非常用発電機 (本体基礎図)
図リ-設-2-2 (1)	非常用電源設備 No.2 非常用発電機
図リ-設-2-2 (2)	非常用電源設備 No.2 非常用発電機 (本体基礎図)
図リ-設-2-2 (3)	非常用電源設備 No.2 非常用発電機 (重油タンク部基礎図)
図リ-設-2-3 (1)	非常用電源設備 A 非常用発電機
図リ-設-2-3 (2)	非常用電源設備 A 非常用発電機 (本体基礎図)
図リ-設-2-3 (3)	非常用電源設備 A 非常用発電機 (重油タンク部基礎図)
図リ-設-3-1	分析設備 粉末取扱フード No.1
図リ-設-3-2	分析設備 粉末取扱フード No.2
図リ-設-3-3	分析設備 粉末取扱フード No.3
図リ-設-3-4	分析設備 ドラフトチャンバ No.1
図リ-設-3-5	分析設備 ドラフトチャンバ No.2
図リ-設-3-6	分析設備 ドラフトチャンバ No.3
図リ-設-4-1	燃料開発設備 スクラップ処理装置
図リ-設-4-2 (1)	燃料開発設備 試料調整用フード (撤去・移設前)
図リ-設-4-2 (2)	燃料開発設備 試料調整用フード (撤去・移設後)
図リ-設-4-3	燃料開発設備 試料調整用フード No.1
図リ-設-4-4	燃料開発設備 試料調整用フード No.2
図リ-設-4-5 (1)	燃料開発設備 粉末取扱フード
図リ-設-4-5 (2)	燃料開発設備 粉末取扱フード (補強詳細図)
図リ-設-4-6	燃料開発設備 プレス
図リ-設-4-7 (1)	燃料開発設備 加熱炉
図リ-設-4-7 (2)	燃料開発設備 加熱炉 (補強詳細図)
図リ-設-4-7 (3)	燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 インターロック信号系統図 (自動窒素ガス切替機構) (1/2)
図リ-設-4-7 (4)	燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 インターロック信号系統図 (自動窒素ガス切替機構) (2/2)
図リ-設-4-7 (5)	燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 インターロック信号系統図 (過加熱防止機構)
図リ-設-4-7 (6)	燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 機器及び警報盤 配置図
図リ-設-4-8 (1)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉
図リ-設-4-8 (2)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 インターロック信号系統図 (自動窒素ガス切替機構)

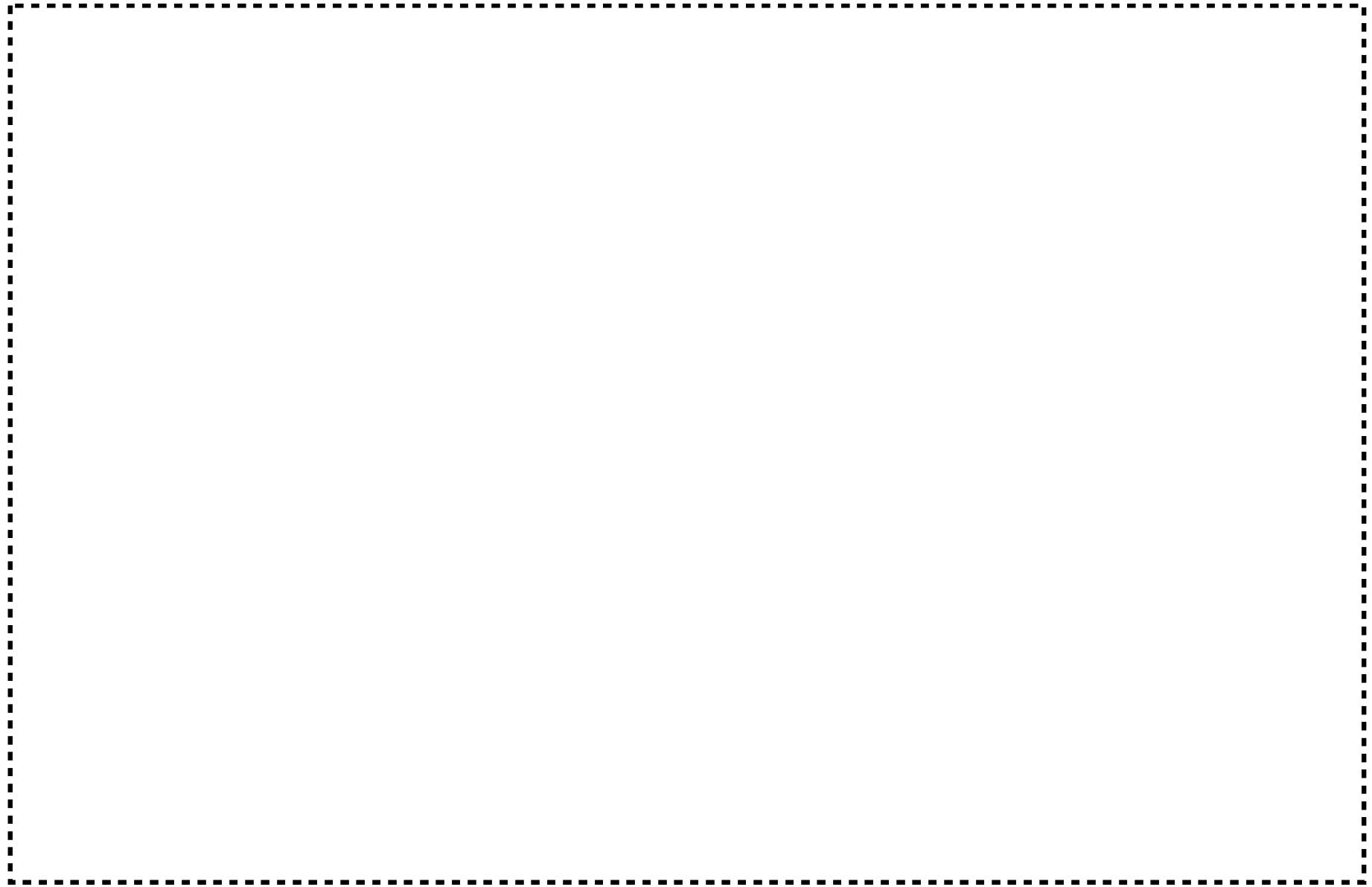
番号	名称
図リ-設-4-8 (3)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 インターロック信号系統図 (過加熱防止機構)
図リ-設-4-8 (4)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 機器及び警報盤 配置図
図リ-設-4-9 (1)	燃料開発設備 付帯安全系 ガス配管・機器構成図
図リ-設-4-9 (2)	燃料開発設備 付帯安全系 可燃性ガス配管 配置図
図リ-設-4-9 (3)	燃料開発設備 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構 配置図
図リ-設-4-9 (4)	燃料開発設備 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構 ポンベ架台図
図リ-設-4-9 (5)	試験開発設備 試験開発炉系統 可燃性ガス緊急遮断 インターロック信号 系統図 (1/2)
図リ-設-4-9 (6)	試験開発設備 試験開発炉系統 可燃性ガス緊急遮断 インターロック信号 系統図 (2/2)

番号	名称
図リ一他一1(1)	第1廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図(1階、中2階)
図リ一他一1(2)	第1廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図(2階、3階)
図リ一他一1(3)	第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図(1階、中2階)
図リ一他一1(4)	第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図(2階、3階)
図リ一他一1(5)	第1廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(1階、中2階)
図リ一他一1(6)	第1廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(2階、3階)
図リ一他一1(7)	第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図(1階、中2階)
図リ一他一1(8)	第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図(2階、3階)
図リ一他一2(1)	第3廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図(1階、2階)
図リ一他一2(2)	第3廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図(3階)
図リ一他一2(3)	第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図(1階、2階)
図リ一他一2(4)	第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図(3階)
図リ一他一2(5)	第3廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(1階、2階)
図リ一他一2(6)	第3廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(3階)
図リ一他一2(7)	第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図(1階、2階)
図リ一他一2(8)	第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図(3階)
図リ一他一3	発電機・ポンプ棟 緊急設備等 配置図
図リ一他一4	消火設備 自動式の消火設備 配置図
図リ一他一5(1)	消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 消火警戒区域図
図リ一他一5(2)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(1階) 消火警戒区域図
図リ一他一5(3)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(中2階) 消火警戒区域図
図リ一他一5(4)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(2階) 消火警戒区域図
図リ一他一5(5)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(3階) 消火警戒区域図
図リ一他一5(6)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(4階) 消火警戒区域図
図リ一他一5(7)	消火栓配管 屋外 配管図
図リ一他一5(8)	消火栓配管 第2加工棟内 配管図
図リ一他一5(9)	消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 アクセスルート図
図リ一他一5(10)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟 アクセスルート図
図リ一他一5(11)	消火設備 可搬消防ポンプ 配置図
図リ一他一6(1)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 配置図
図リ一他一6(2)	緊急設備 漏水検知器 第1廃棄物貯蔵棟 配置図
図リ一他一7(1)	緊急設備 感震計、緊急設備 緊急遮断弁、緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 敷地配置図
図リ一他一7(2)	緊急設備 感震計 配置図
図リ一他一7(3)	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス、プロパンガス) (連続焼結炉 No. 2-1) 配置図
図リ一他一7(4)	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) (連続焼結炉 No. 2-1) 操作架台図

番号	名称
図リ一他ー7 (5)	緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス) (連続焼結炉 No. 2-1) 操作架台図
図リ一他ー7 (6)	緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス、水素ガス) (試験開発炉) 配置図
図リ一他ー7 (7)	緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) (試験開発炉) 操作架台図
図リ一他ー7 (8)	緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) (試験開発炉) 操作架台図
図リ一他ー7 (9)	緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) (焼却炉) 配置図及び操作架台図
図リ一他ー7 (10)	緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) (焼却炉) 新設基礎図
図リ一他ー7 (11)	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 インターロック信号系統図
図リ一他ー8 (1)	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 第2加工棟 配置図
図リ一他ー8 (2)	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 第1廃棄物貯蔵棟 配置図
図リ一他ー9	緊急設備 可搬型照明 配置図
図リ一他ー10 (1)	周辺監視区域 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図
図リ一他ー10 (2)	周辺監視区域 通信連絡設備 所外通信連絡設備 配置図
図リ一他ー11 (1)	配線用遮断器結線図 (第2加工棟系統) (1)
図リ一他ー11 (2)	配線用遮断器結線図 (第2加工棟系統) (2)
図リ一他ー11 (3)	配線用遮断器結線図 (第1加工棟系統)
図リ一他ー11 (4)	配線用遮断器結線図 (第1廃棄物貯蔵棟系統) (1)
図リ一他ー11 (5)	配線用遮断器結線図 (第1廃棄物貯蔵棟系統) (2)
図リ一他ー11 (6)	配線用遮断器結線図 (発電機・ポンプ棟系統)
図リ一他ー11 (7)	配線用遮断器結線図 (事務棟・保安棟系統)
図リ一他ー11 (8)	非常用電源設備 系統図 (1)
図リ一他ー11 (9)	非常用電源設備 系統図 (2)
図リ一他ー12 (1)	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備) 系統図
図リ一他ー12 (2)	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、所内通信連絡設備 (固定電話機) 系統図
図リ一他ー12 (3)	第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図
図リ一他ー12 (4)	発電機・ポンプ棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図
図リ一他ー12 (5)	第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図
図リ一他ー13 (1)	緊急設備 遮水板 第2加工棟 配置図
図リ一他ー13 (2)	緊急設備 遮水板 第1廃棄物貯蔵棟 配置図
図リ一他ー14	計量設備 上皿電子天秤 配置図
図リ一他ー15	分析設備、燃料開発設備、試験検査設備 配置図
図リ一他ー16	第1加工棟 火災感知設備 配置図

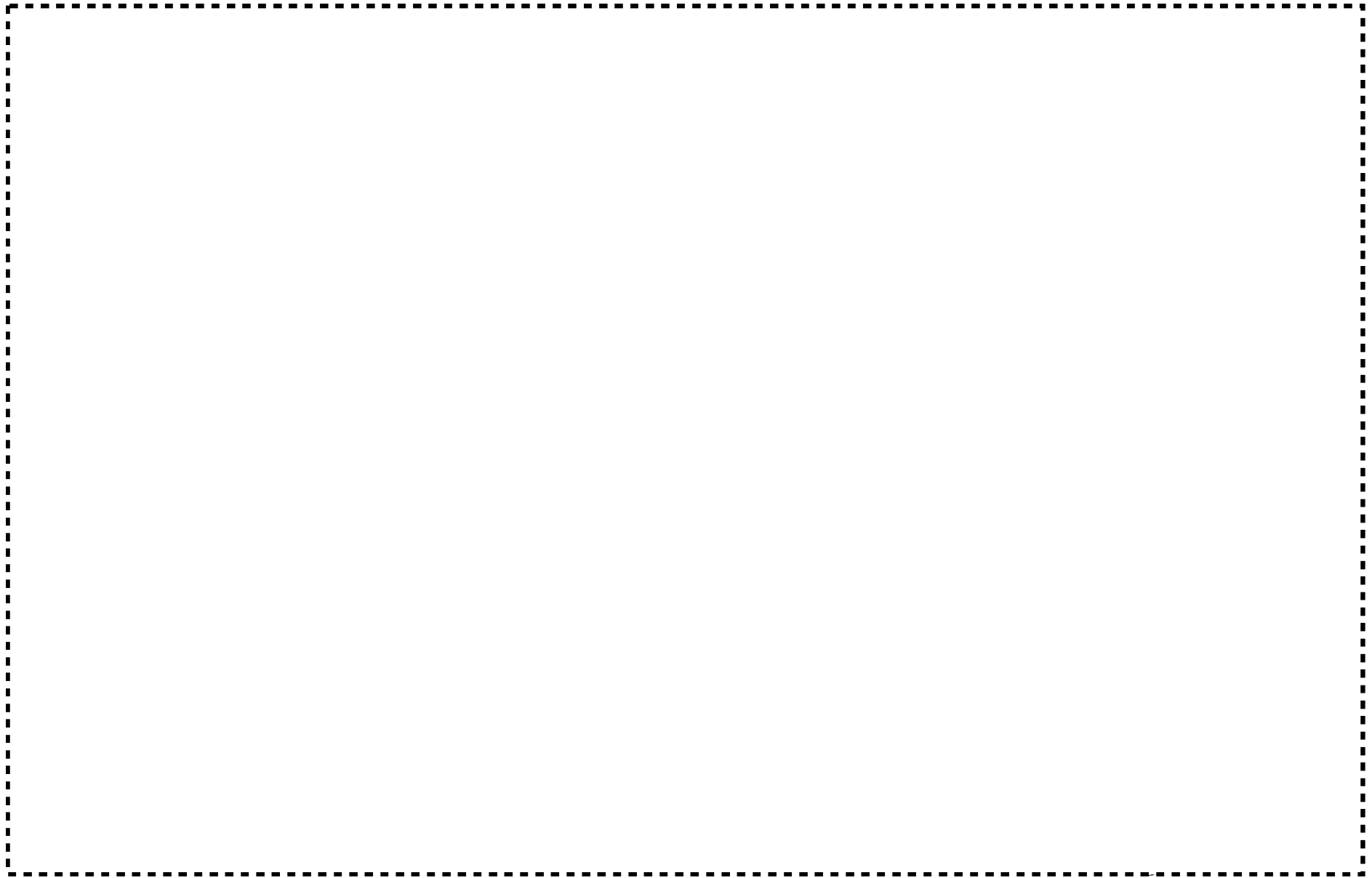


図リ-1-1-1 その他の加工施設（建物・構築物） 配置図

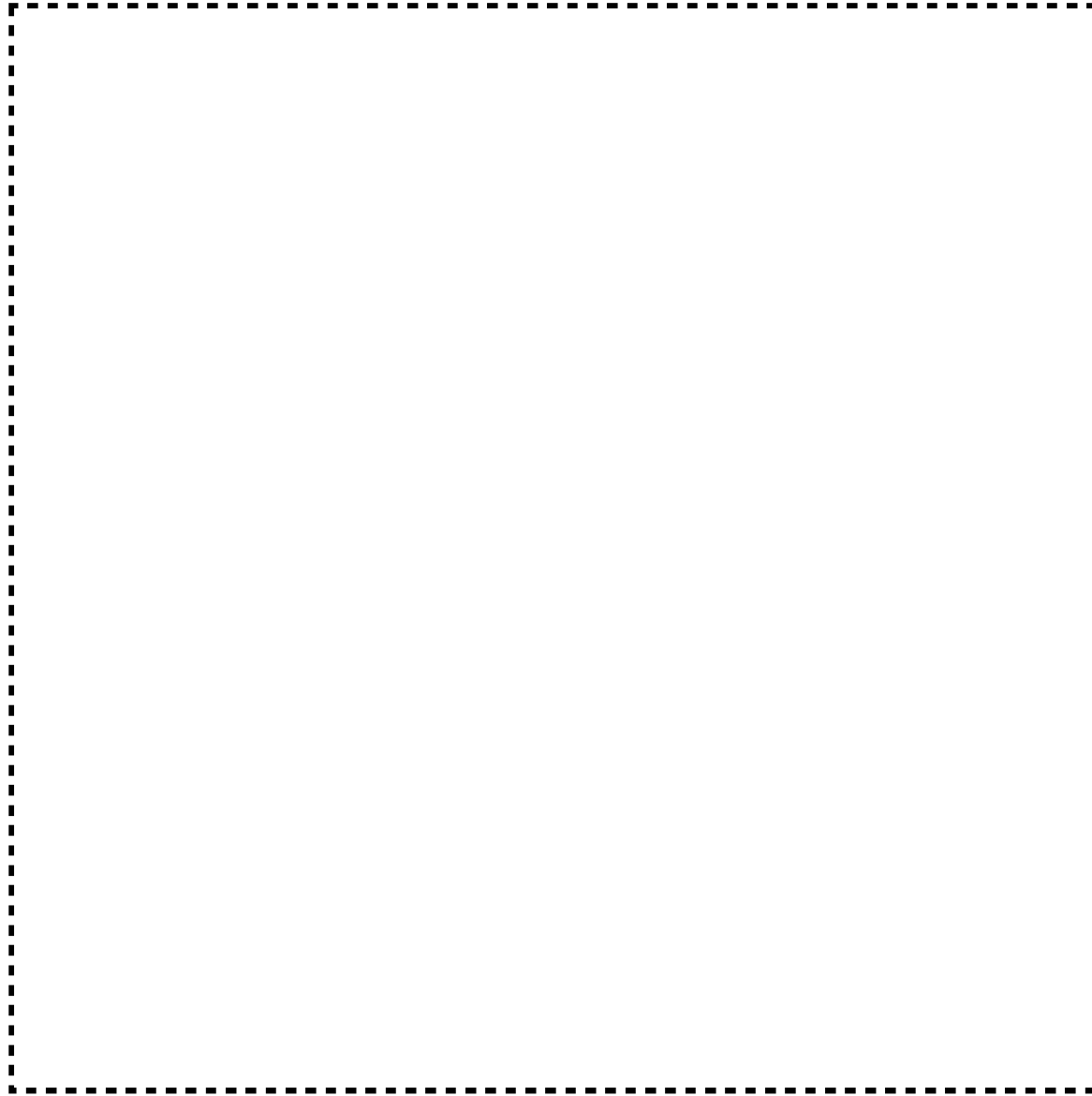


図リ一建一1一1 発電機・ポンプ棟 平面図 (1階・R階)

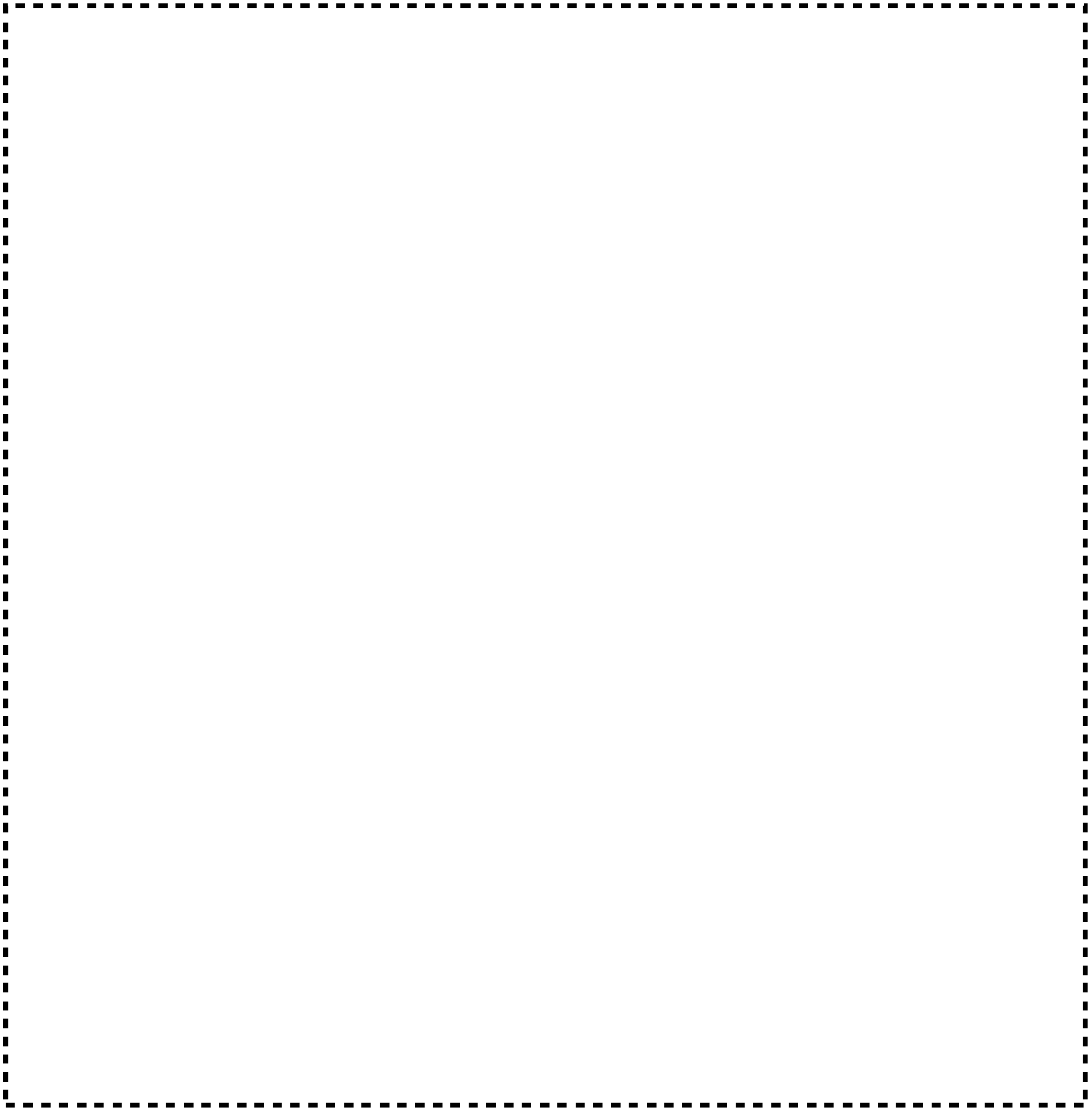
1849



図リ一建一1一2 発電機・ポンプ棟 立面図




図リ一建一1一3 発電機・ポンプ棟 断面図



図リー建－１－４ 発電機・ポンプ棟 安全機能を有する施設の地盤（土質柱状図）




 既設耐震壁 W00(単位 : cm)
※図中では「エキスパンションジョイント」を
「EXP.J」と記載する。

図リー建-1-5 (1) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 (1階)

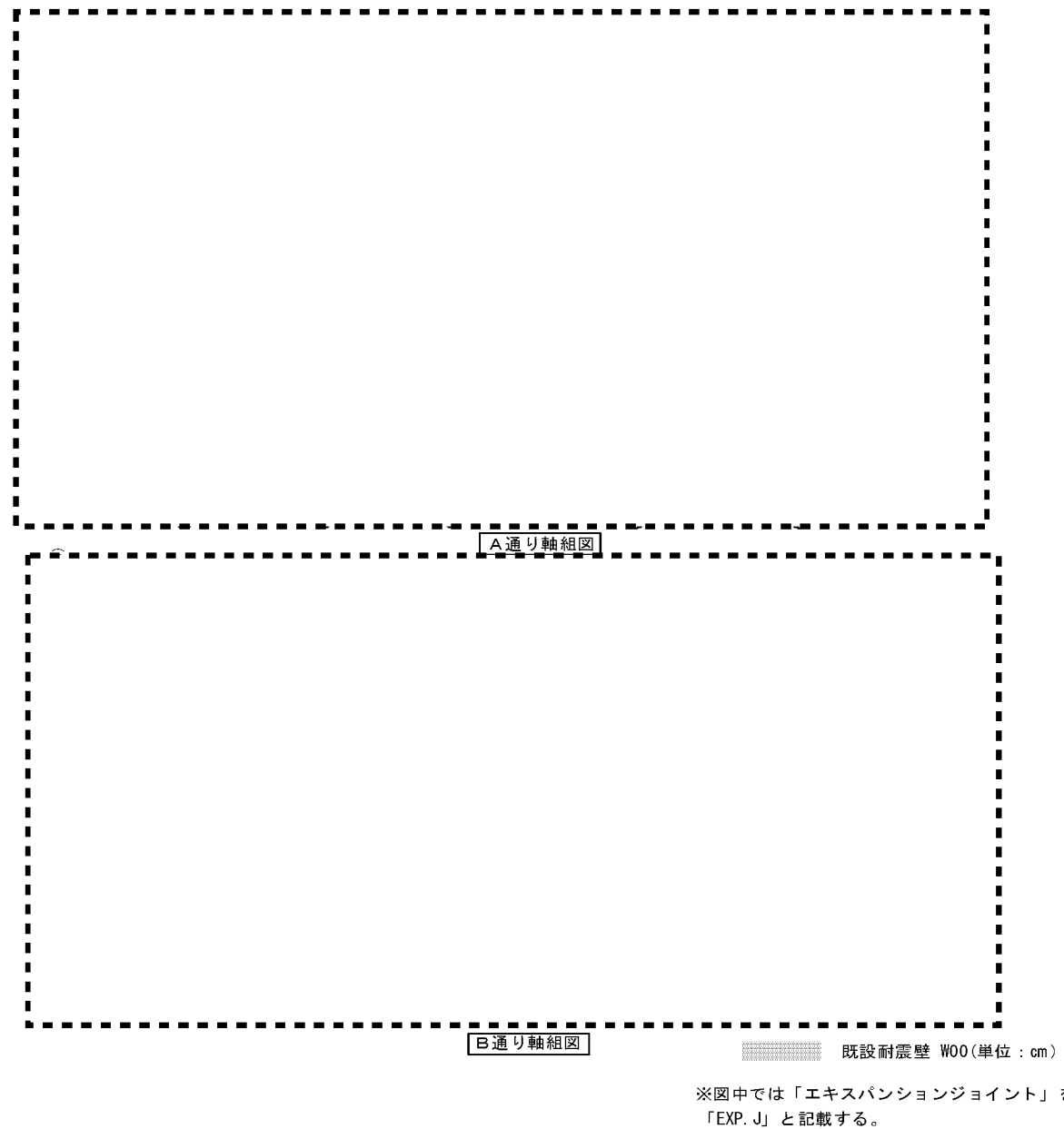
1853



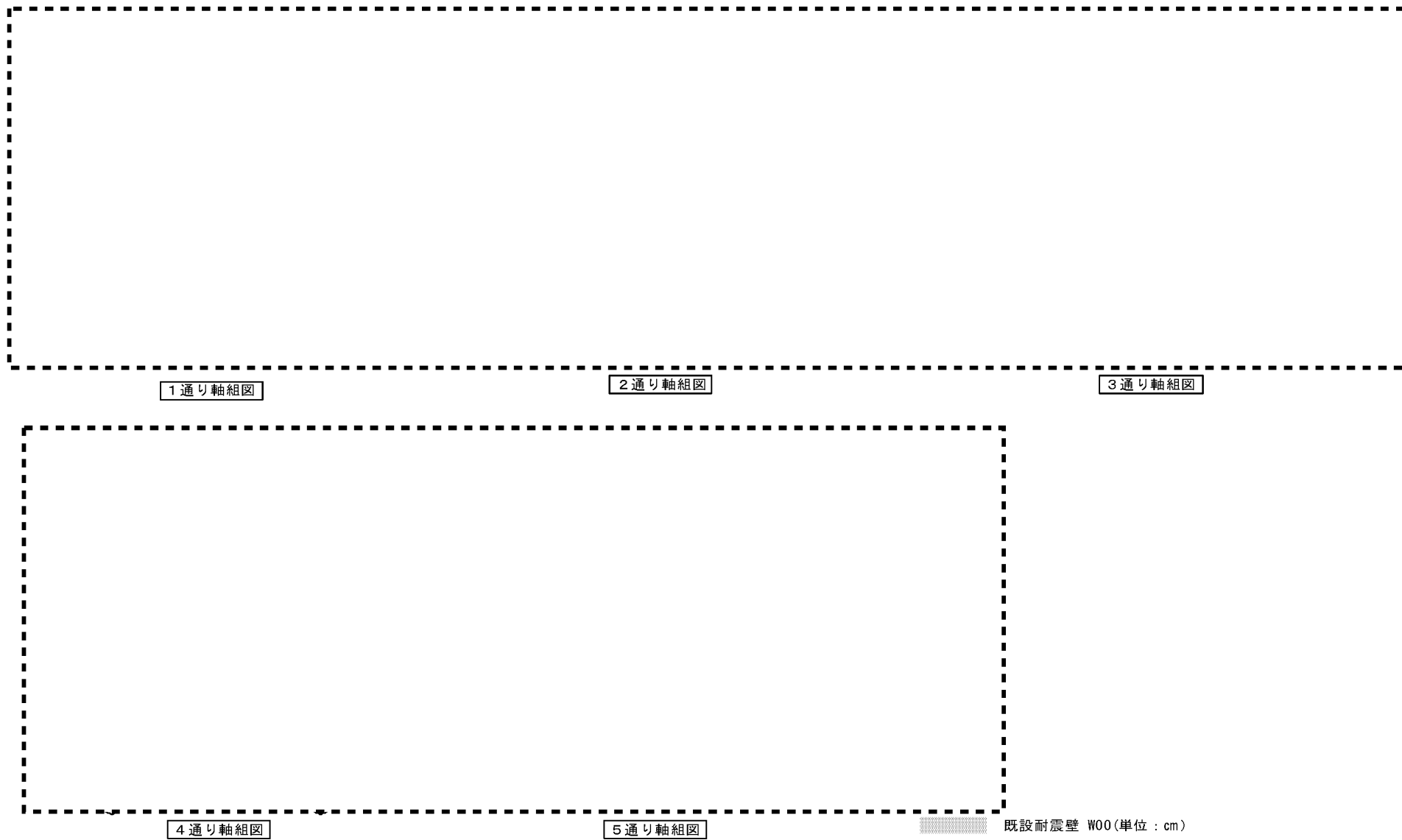
 既設耐震壁 W00(単位 : cm)

※図中では「エキスパンションジョイント」を「EXP. J」と記載する。

図リー建-1-5(2) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止(1FL+2850、R階)



図リー建-1-5 (3) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 (A通り、B通り軸組図)



図リー建-1-5 (4) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 (1通り、2通り、3通り、4通り、5通り軸組図)

1856



図リー建-1-6 発電機・ポンプ棟 エキスパンションジョイント部詳細

1857



1 階平面図

R 階平面図

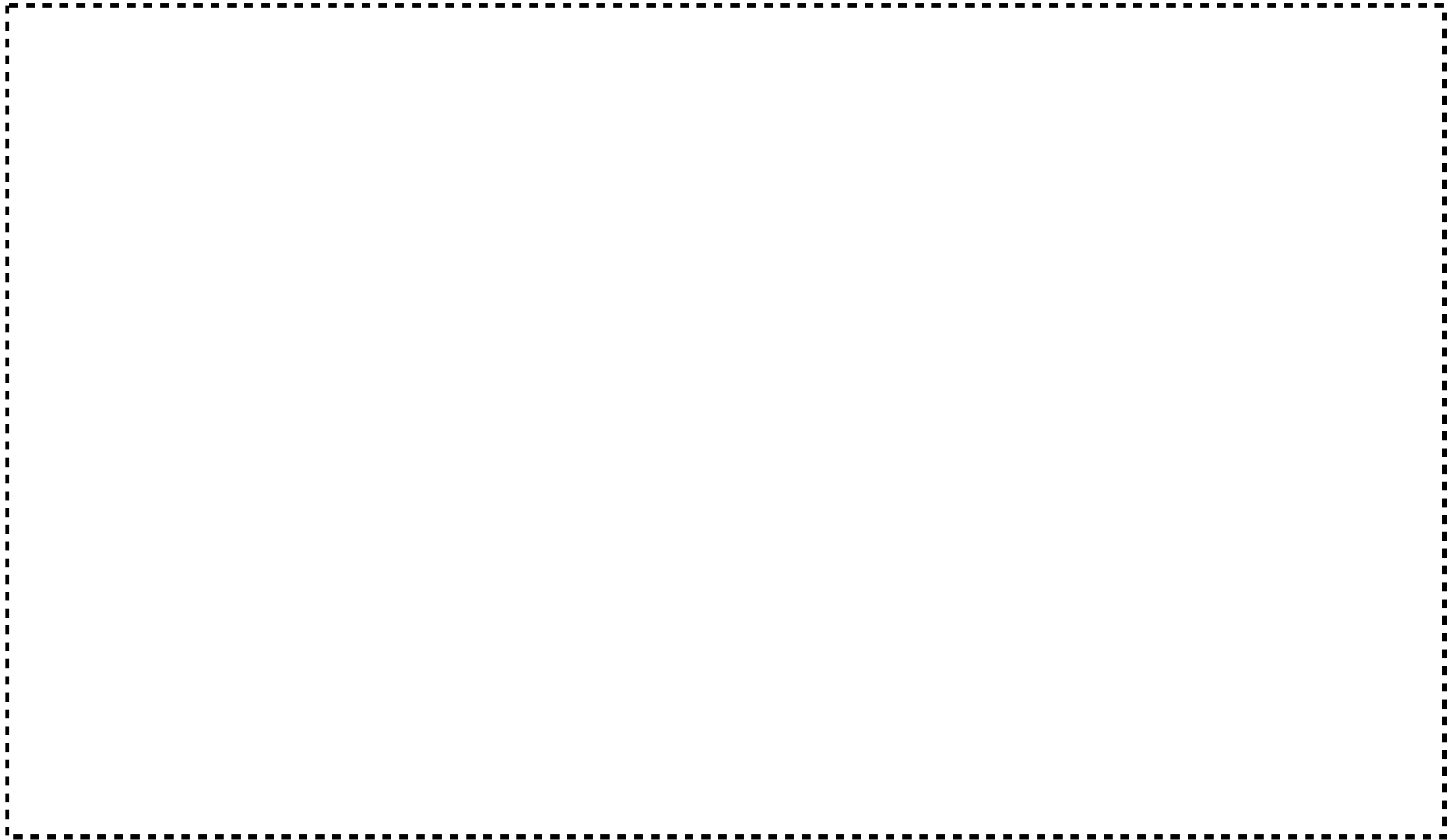
(単位 : mm)

- 改造建具
- 既設建具 (安全機能なし)

- 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
- 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
- ※図中では「エキスパンションジョイント」を「EXP.J」と記載する。
- ===== F1 竜巻防護境界

改造建具の仕様は図リー建-8～図リー建-10に示す。
既設建具 (安全機能なし) は、不燃性材料の建具とする。

図リー建-1-7 (1) 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (1 階・R 階)



改造建具の仕様は図リー建-8～図リー建-10に示す。

既設建具（安全機能なし）は、不燃性材料の建具とする。

外壁面のF1竜巻防護境界は図リー建-1-7（1）の平面図を参照のこと。



改造建具



既設建具（安全機能なし）



竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事

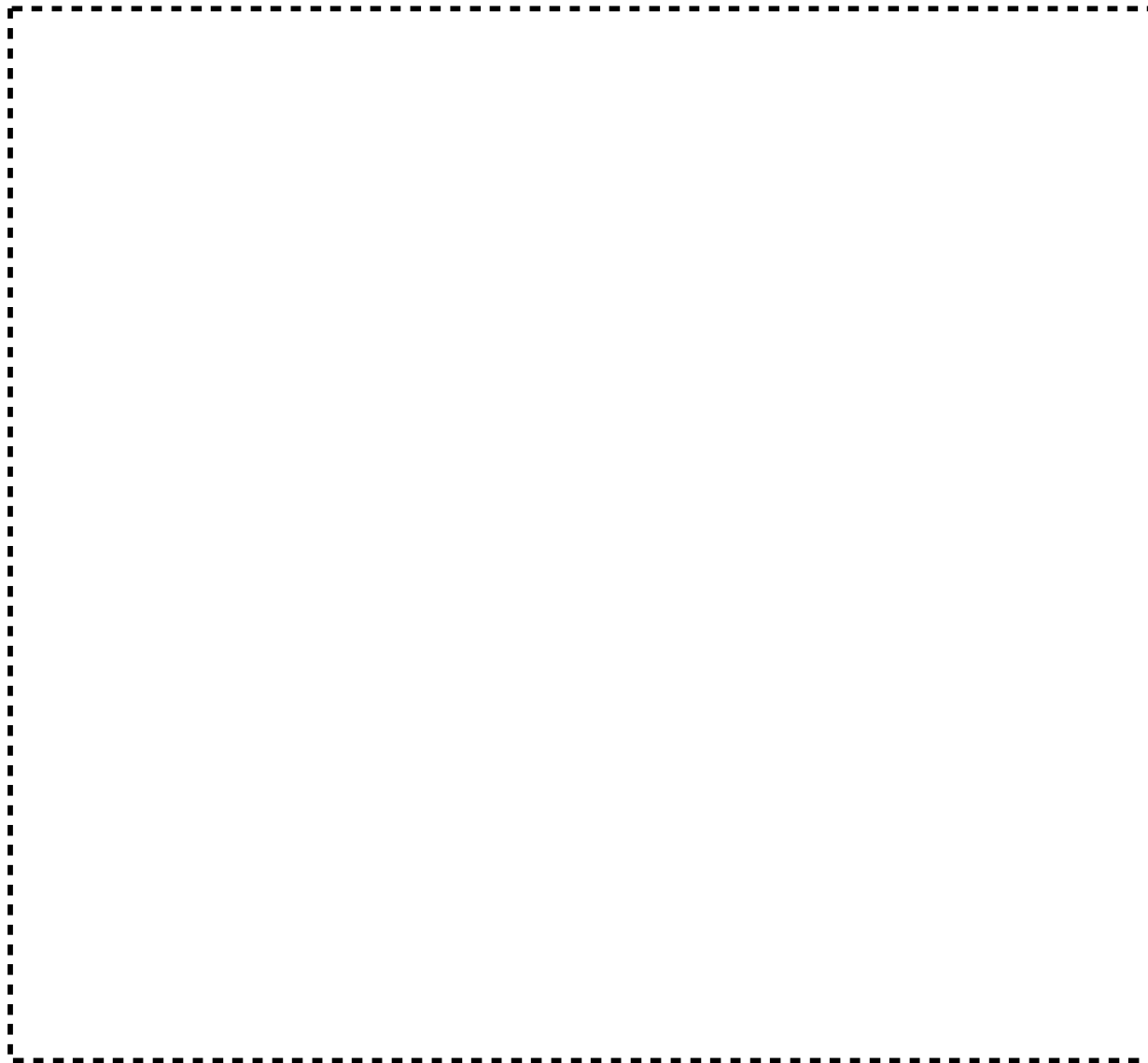
【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止

※図中では「エキスパンションジョイント」を「EXP. J」と記載する。

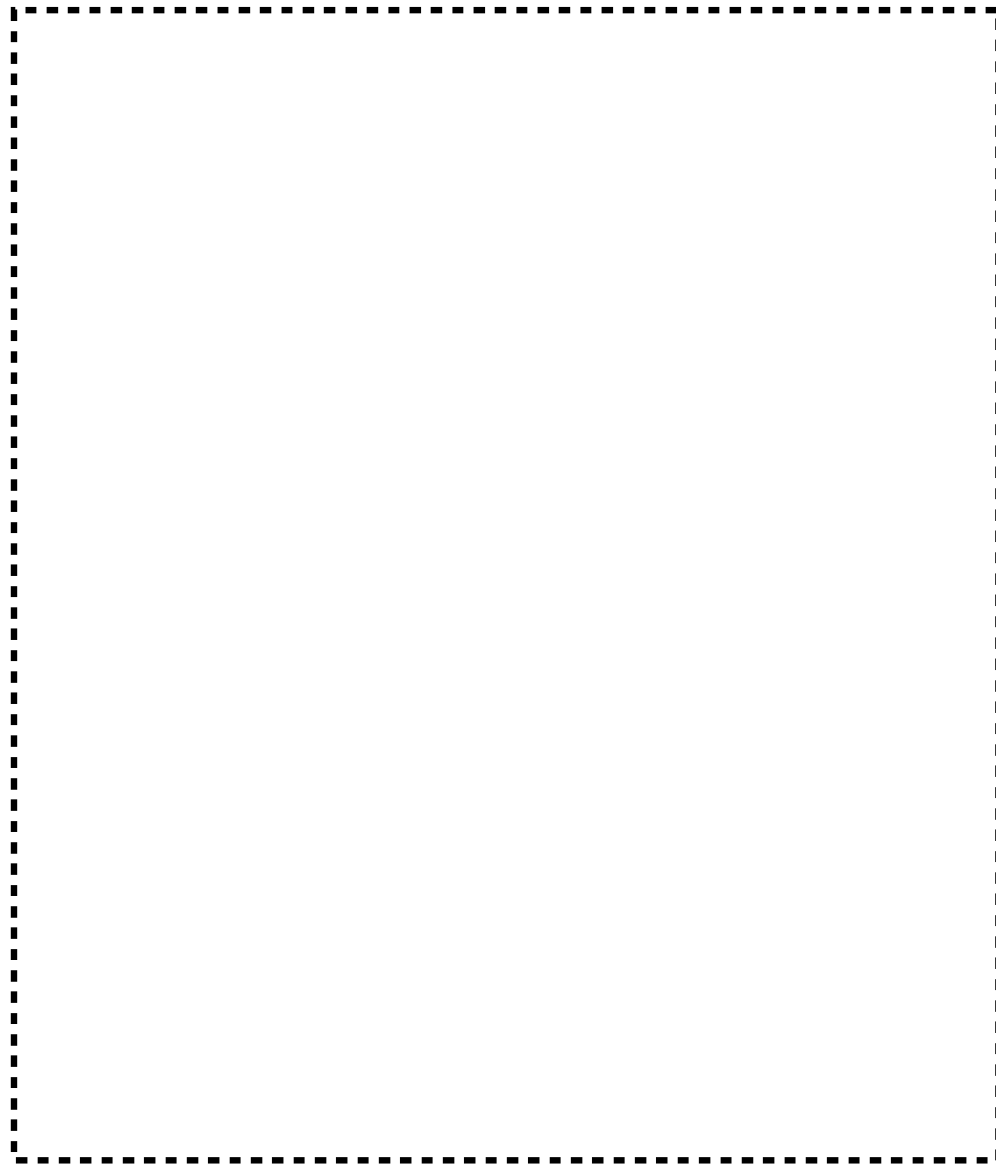
図リー建-1-7（2） 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止（立面図）



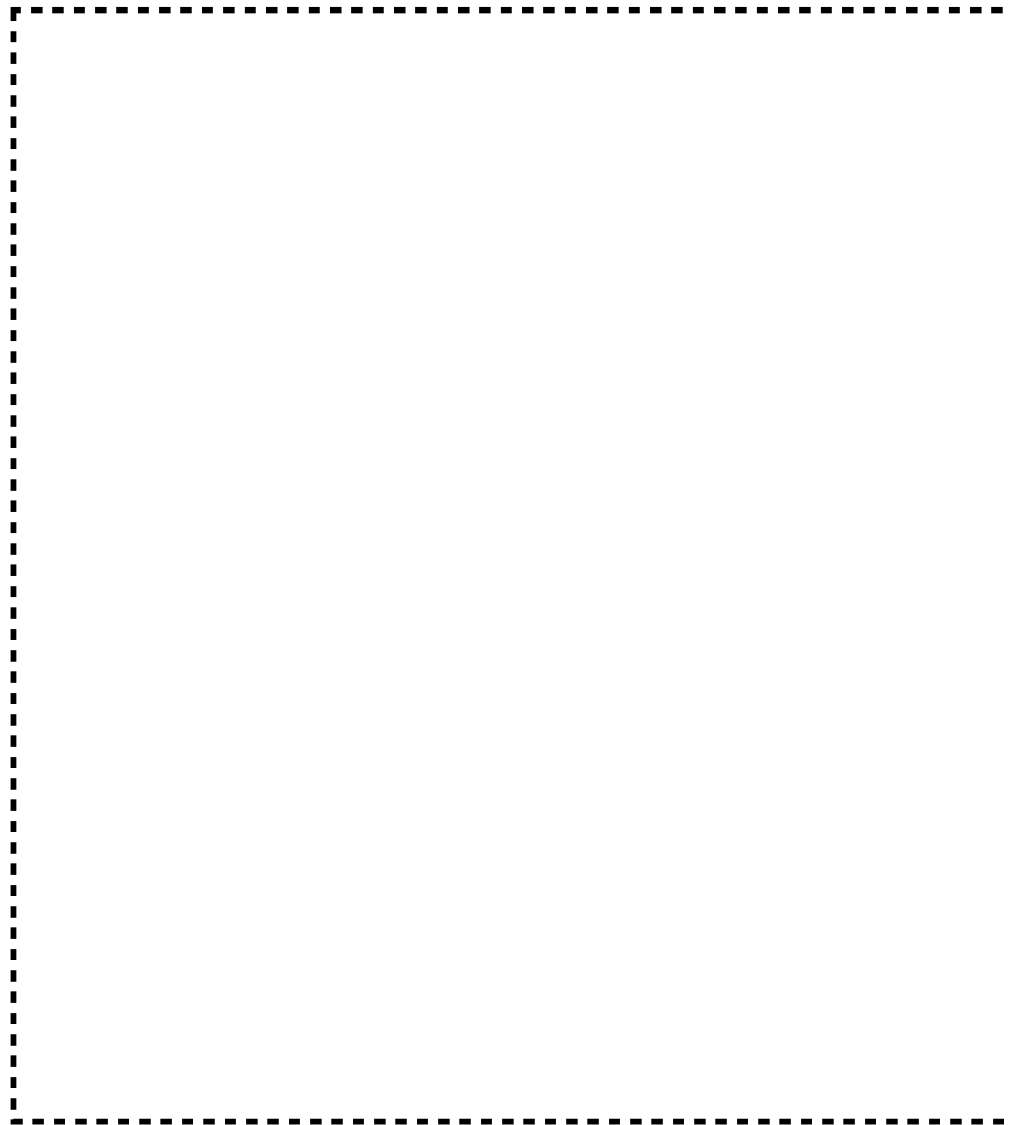
図リ一建一1ー8 発電機・ポンプ棟 建具表



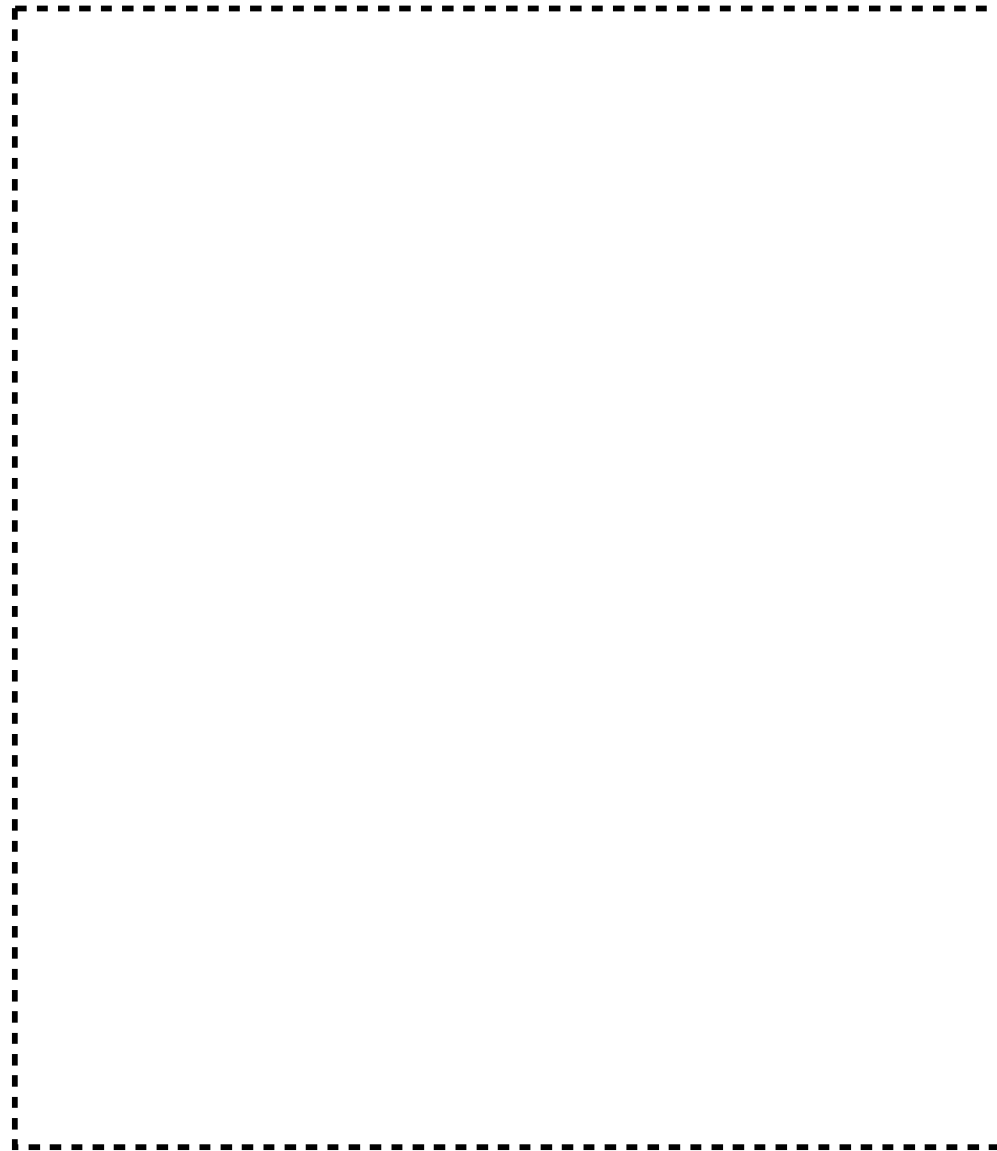
図リー建-1-9 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具 姿図



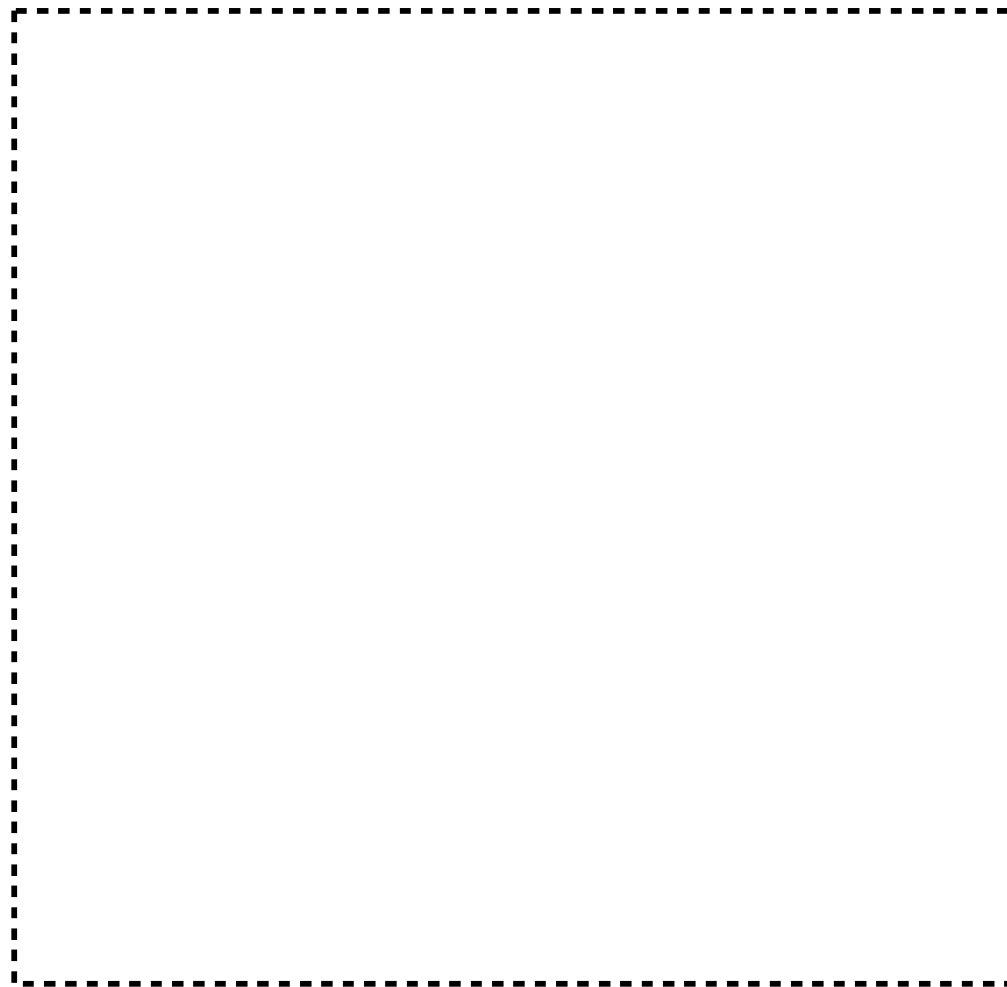
図リー建-1-10(1) 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具(扉95) 詳細図 部材表



図リー建-1-10(2) 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具(扉96) 詳細図 部材表



図リー建-1-10(3) 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具(扉97) 詳細図 部材表



図リー建-1-10(4) 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具(扉98) 詳細図 部材表



図リー建-1-11 発電機・ポンプ棟 追加設置扉（扉98）の開口補強要領

1866



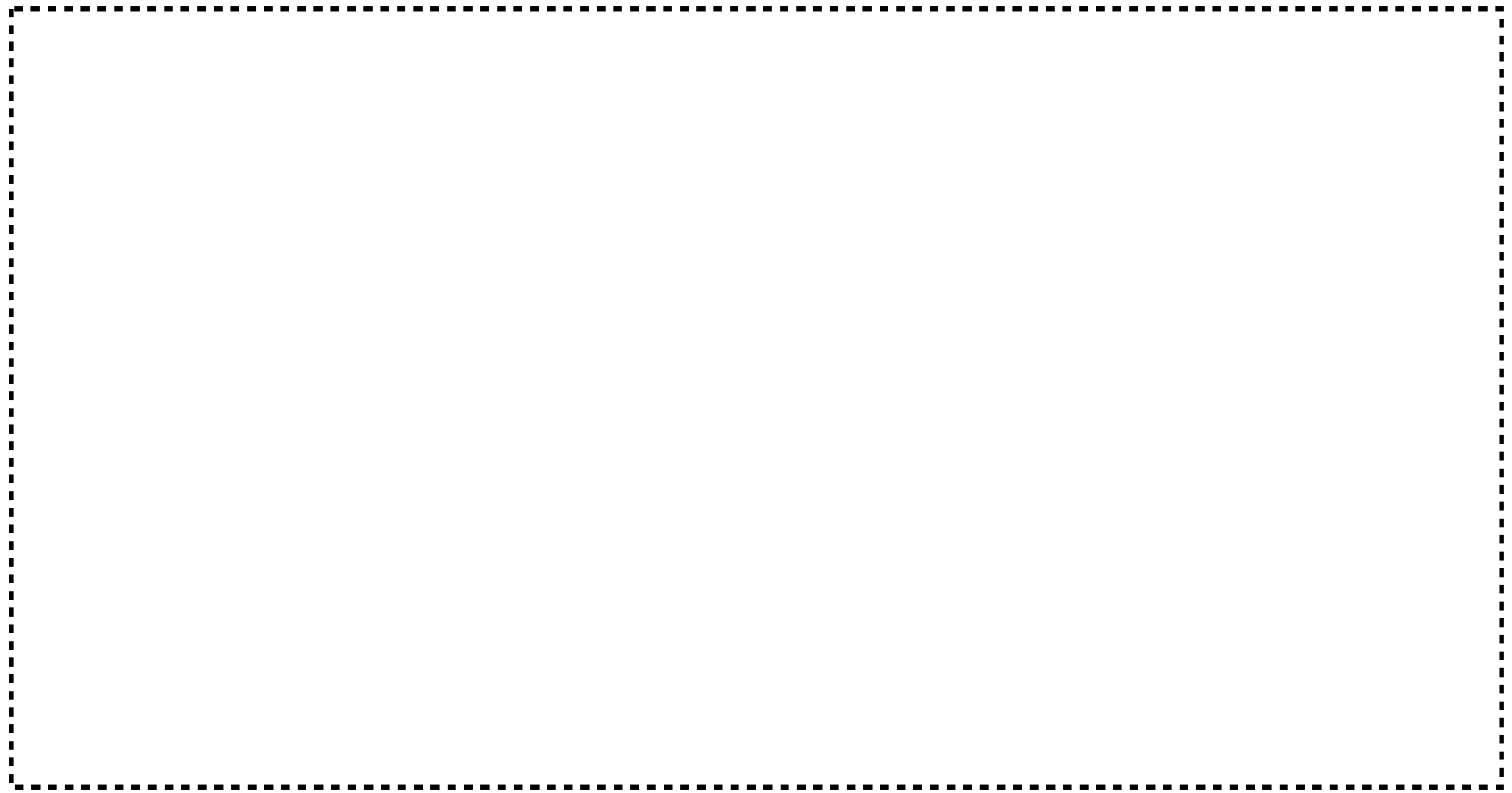
1階平面図

R階平面図

(単位：mm)

⇨ 屋上・屋根へのアクセスルート
既設鋼製梯子・可搬式梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。
※図中では「エキスパンションジョイント」を「EXP. J」と記載する。

図リー建-1-12 (1) 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止（1階・R階）



 : 既設鋼製梯子

既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

※図中では「エキスパンションジョイント」を「EXP.J」と記載する。

図リー建-1-12(2) 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止（立面図）



1 階平面図

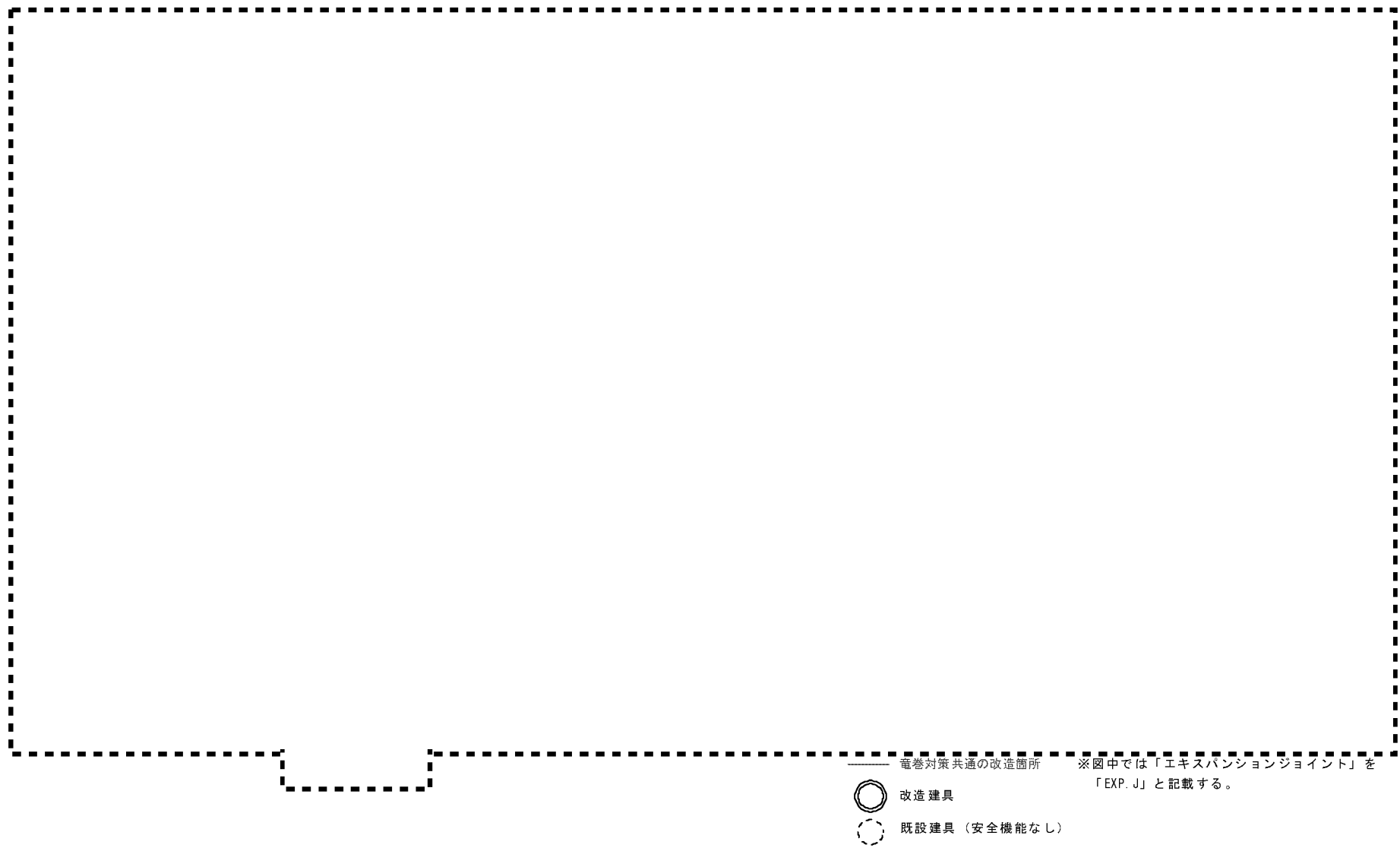
R 階平面図

(単位：mm)

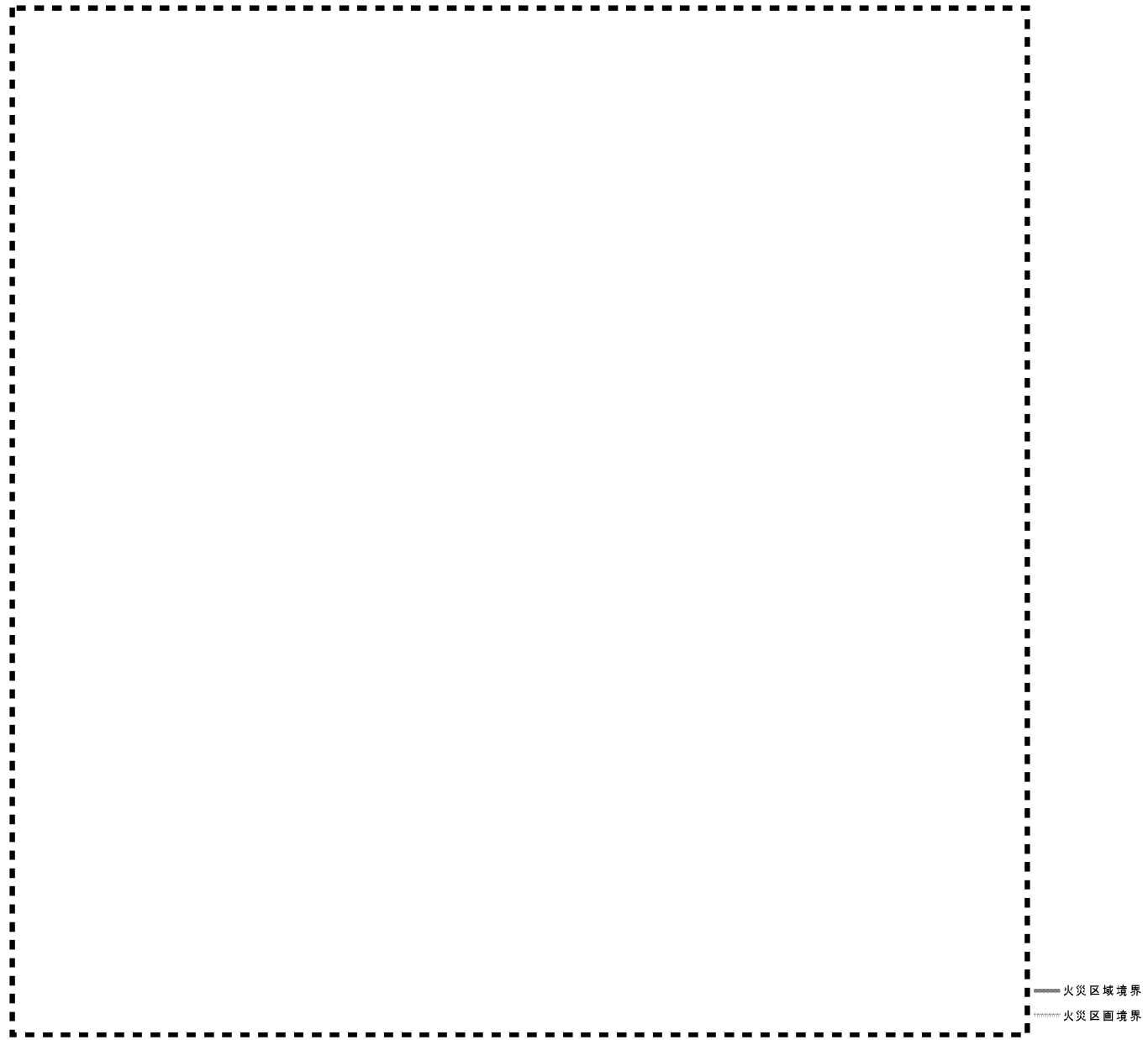


1FL+2850 平面図

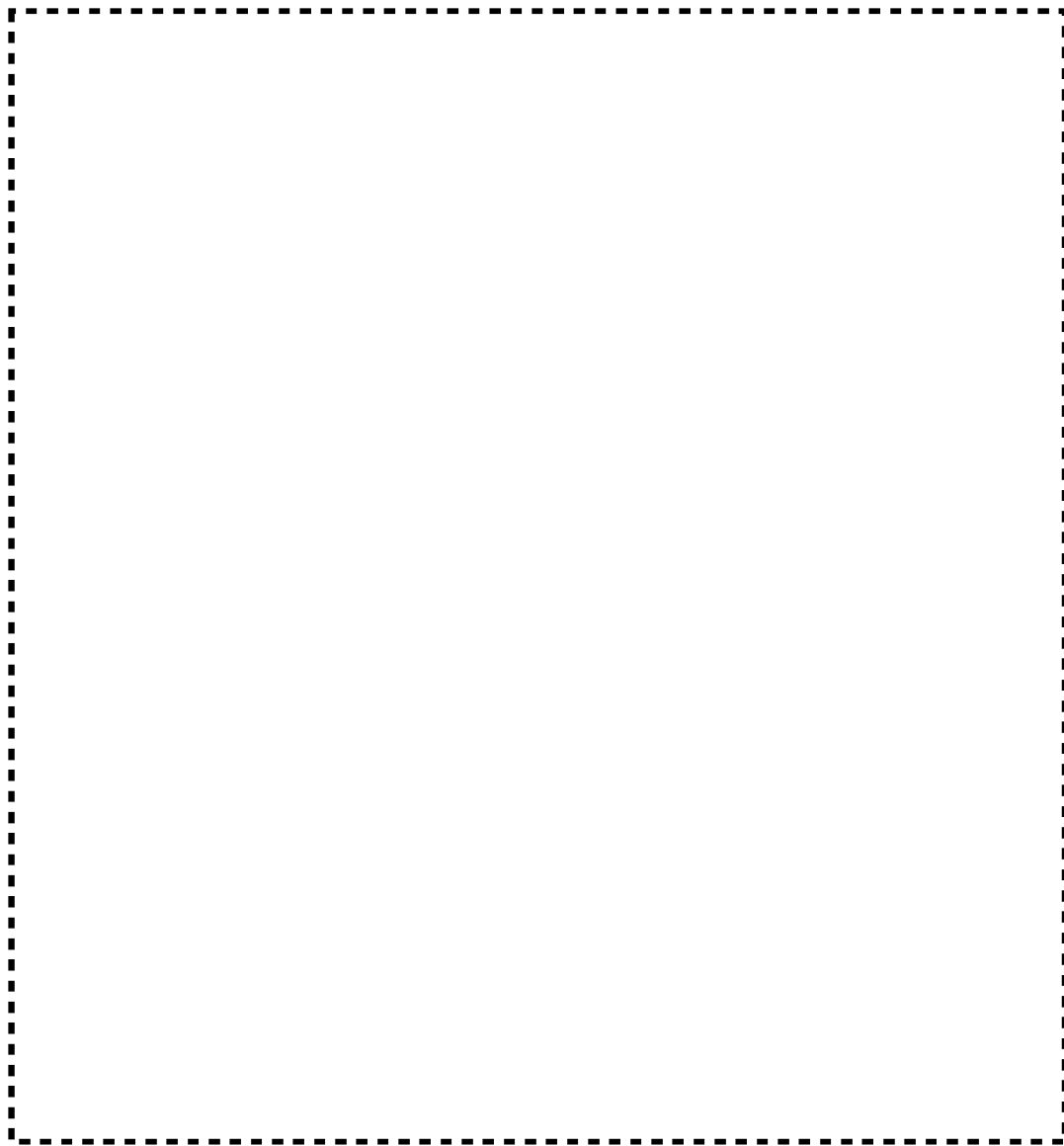
図リー建-1-13 (1) 発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 (1階・R階)



図リー建-1-13 (2) 発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 (立面図)



図リー建-1-13 (3) 発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 (断面図)



図リ一建一1一14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁



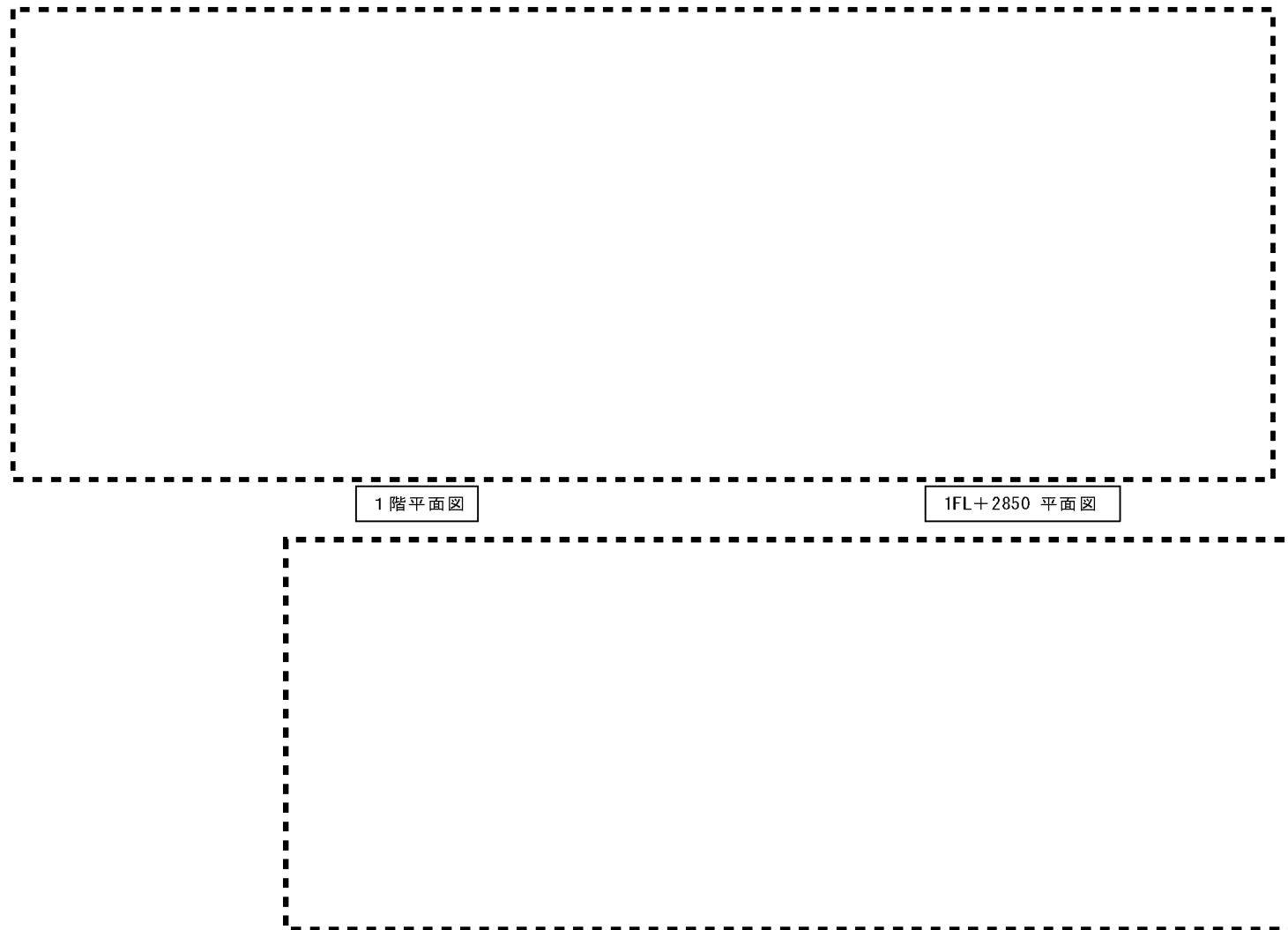
R 階平面図

凡例

—— 外壁

※図中では「エキスパンションジョイント」を「EXP.J」と記載する。

図リー建－1－14（2） 発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階壁



図リー建-1-14(3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階スラブ



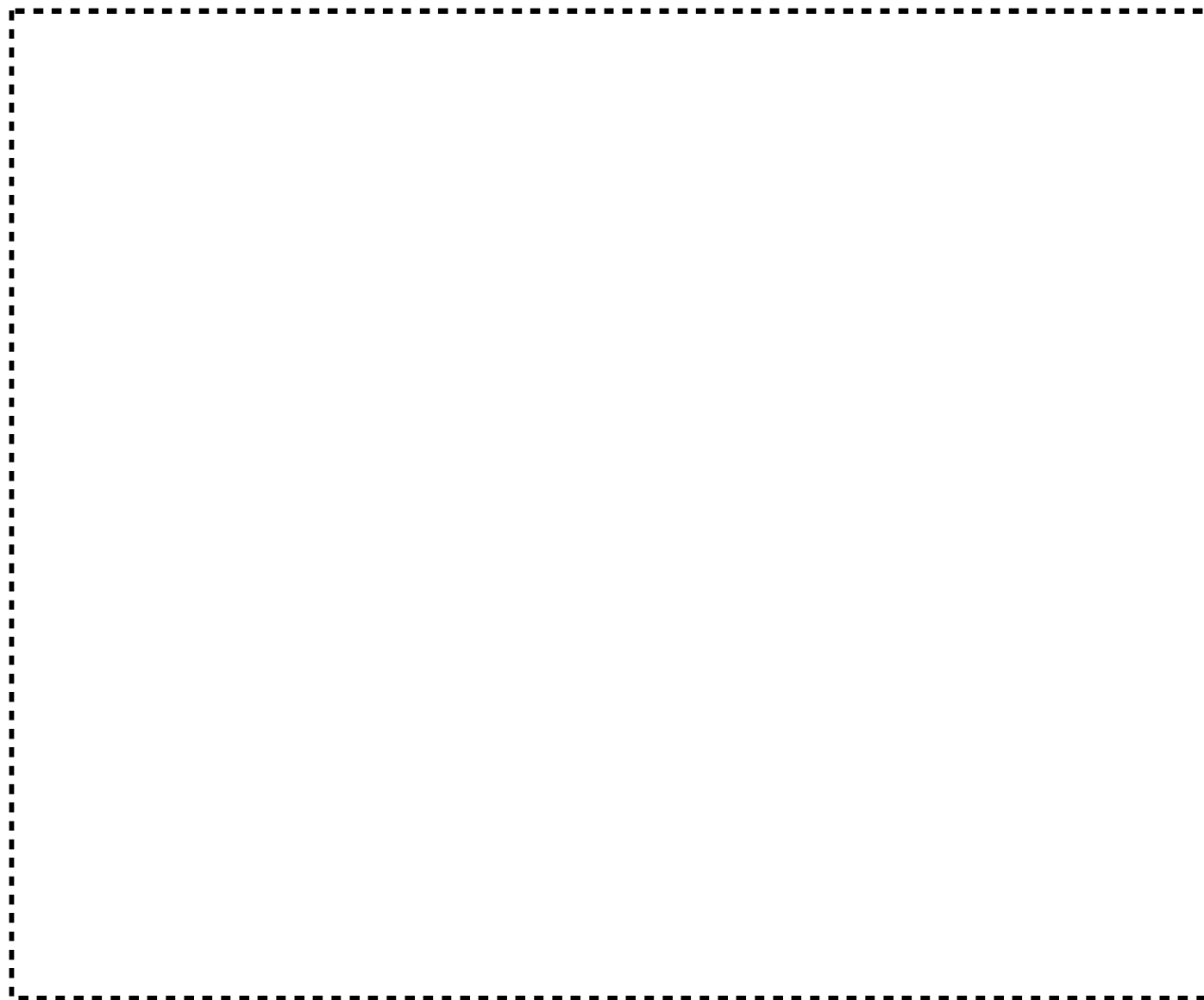
(単位 : mm)

R 階平面図



屋根伏図

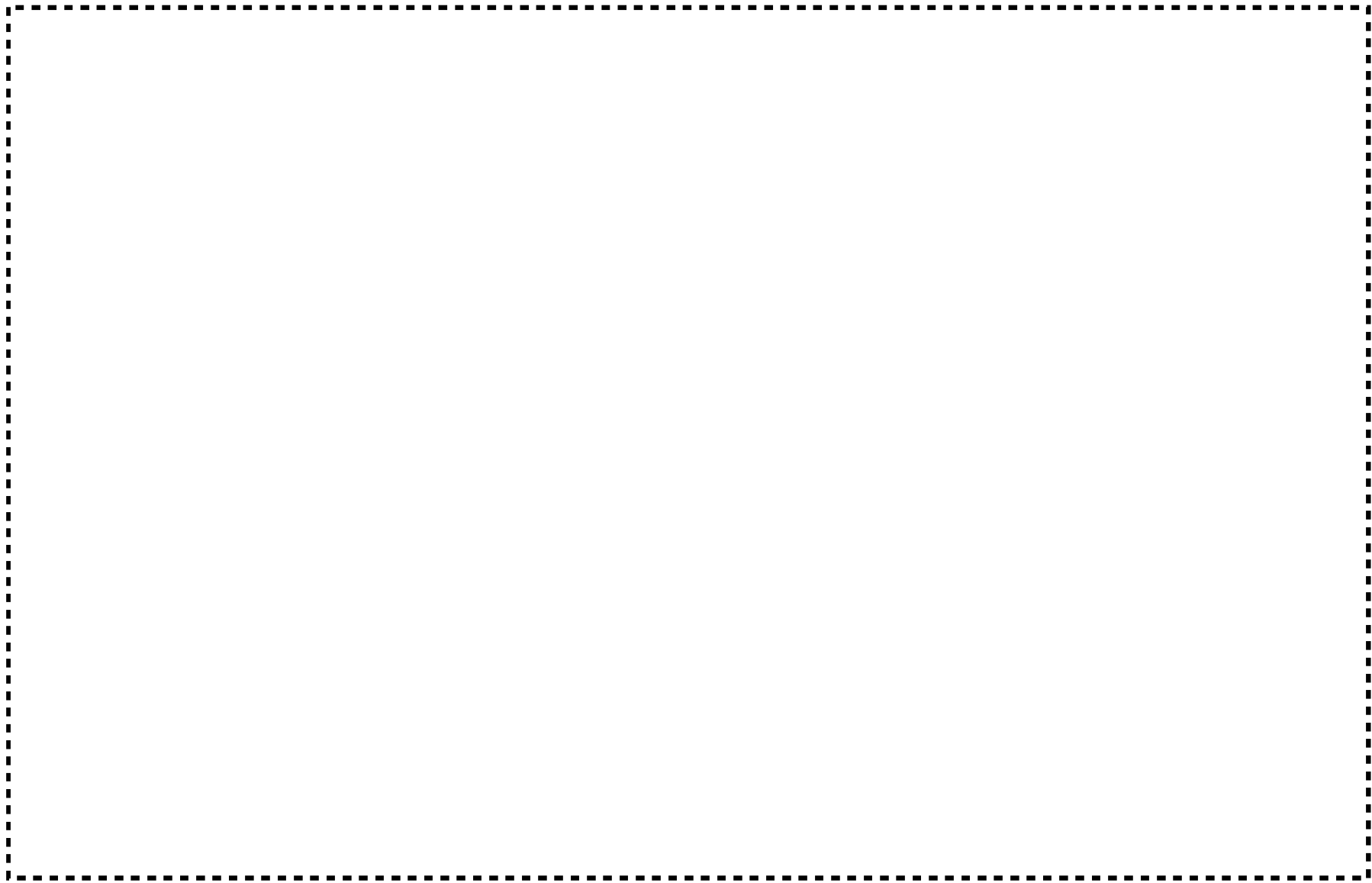
図リー建-1-14(4) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階スラブ



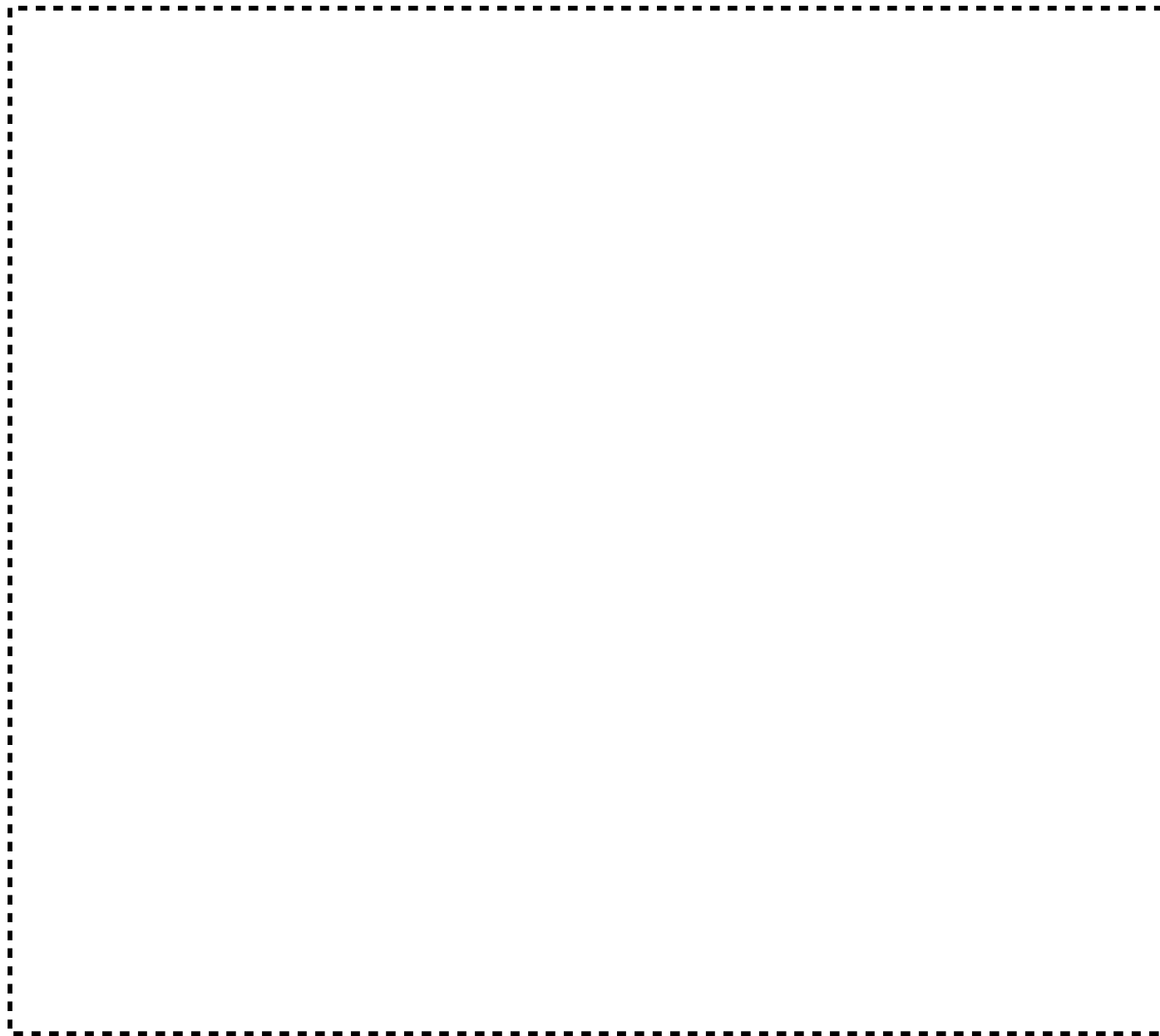
図リー建-1-15 (1) 発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（1階）



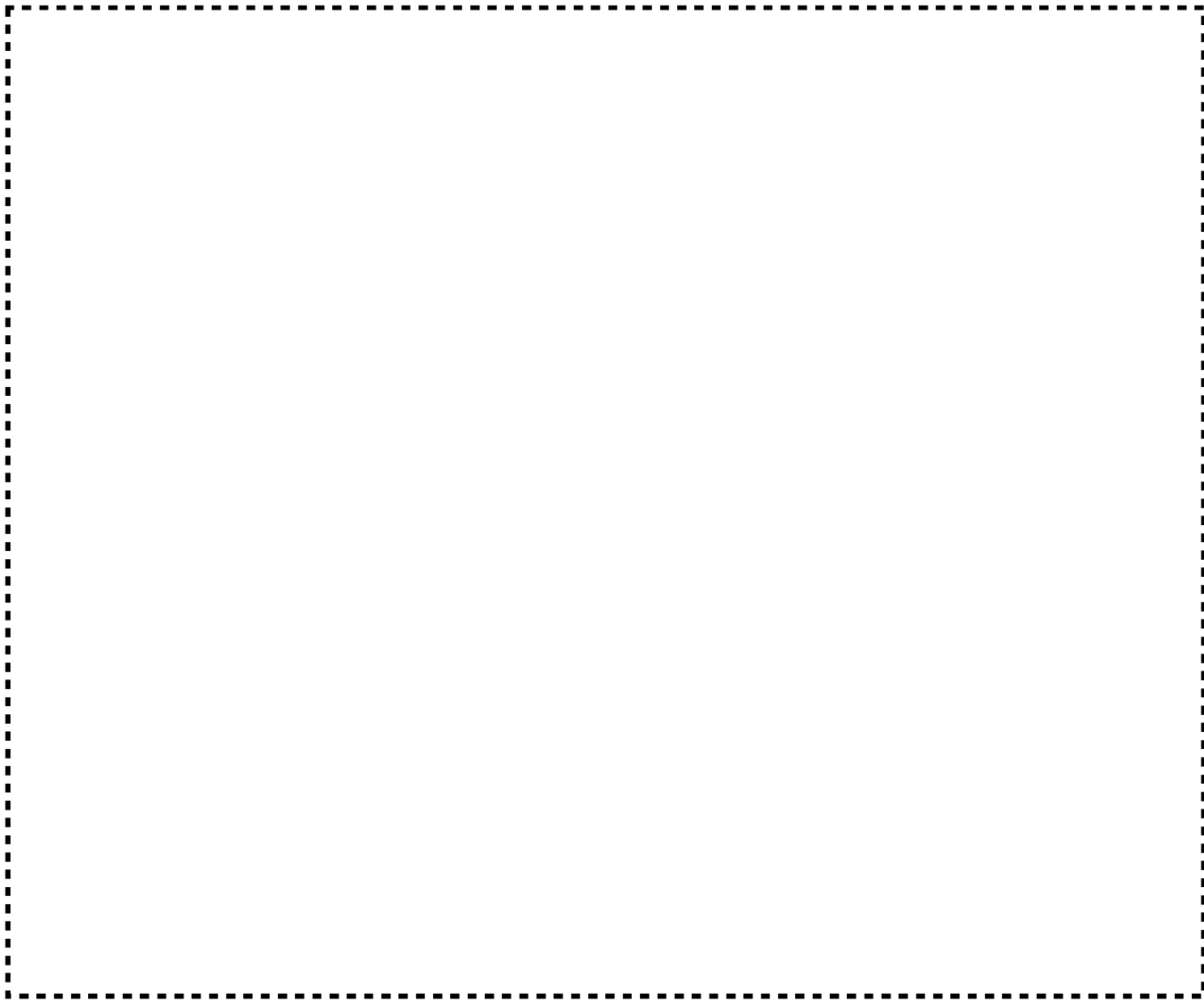
図リー建-1-15 (2) 発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（R階）



図リー建-1-16(1) 発電機・ポンプ棟 1階床伏図兼構造区分図

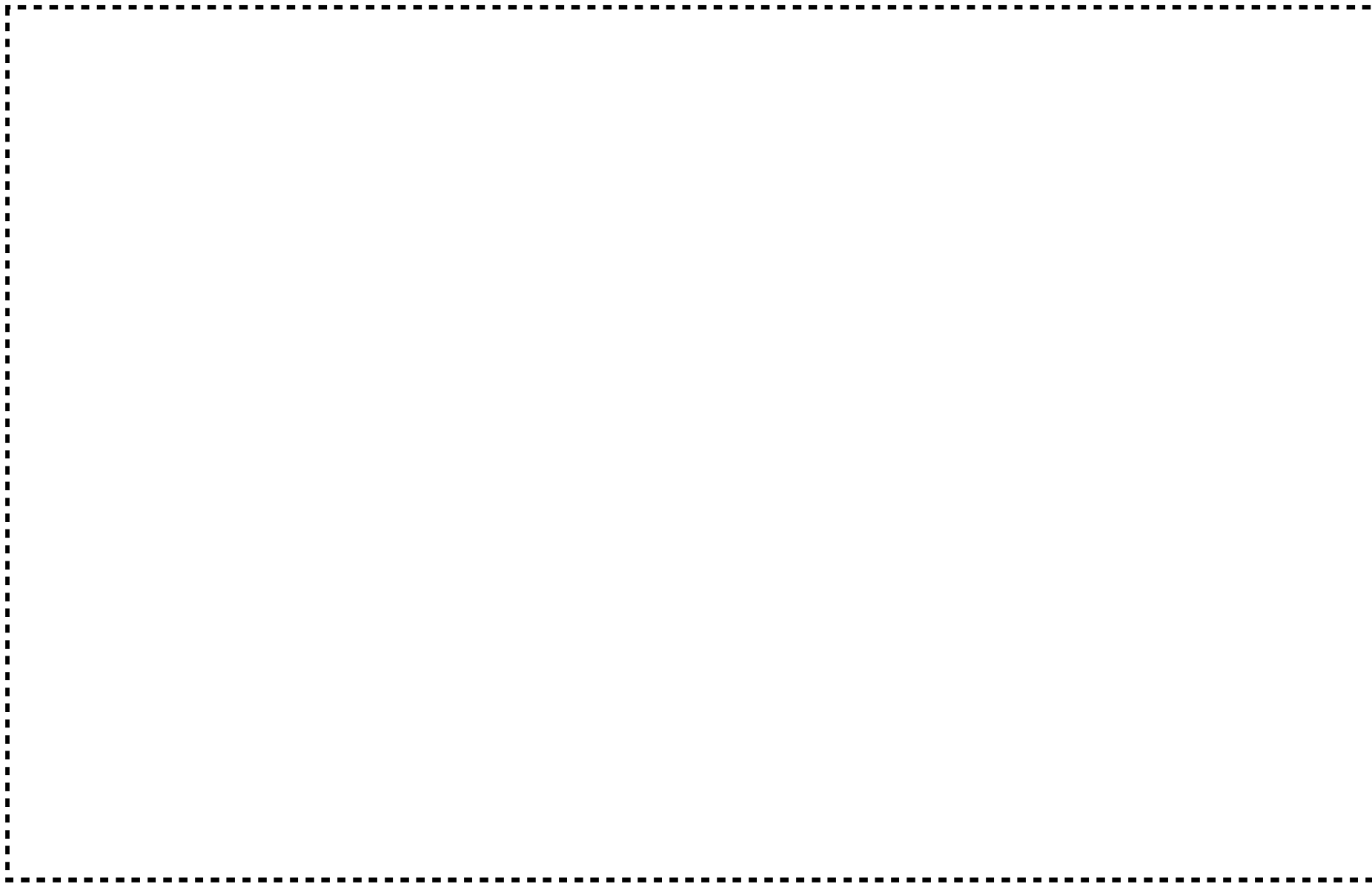


図リー建-1-16(2) 発電機・ポンプ棟 R階はり伏図兼構造区分図



図リ一建一1一17(1) 発電機・ポンプ棟 軸組図A通り、B通り

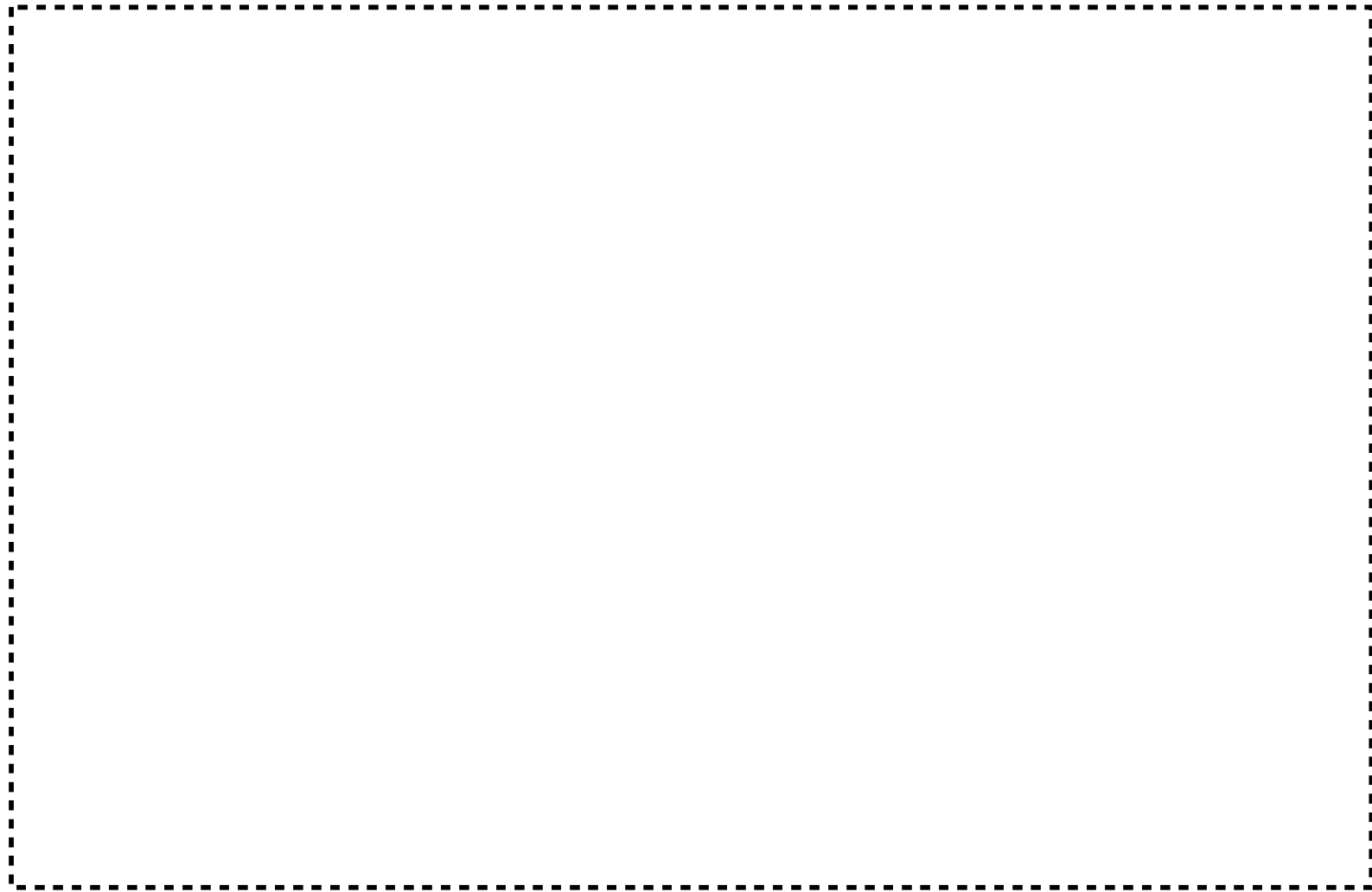
1880



図リー建-1-17(2) 発電機・ポンプ棟 軸組図1通り、2通り、3通り、4通り、5通り



図リー建-1-18 (1) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 基礎断面

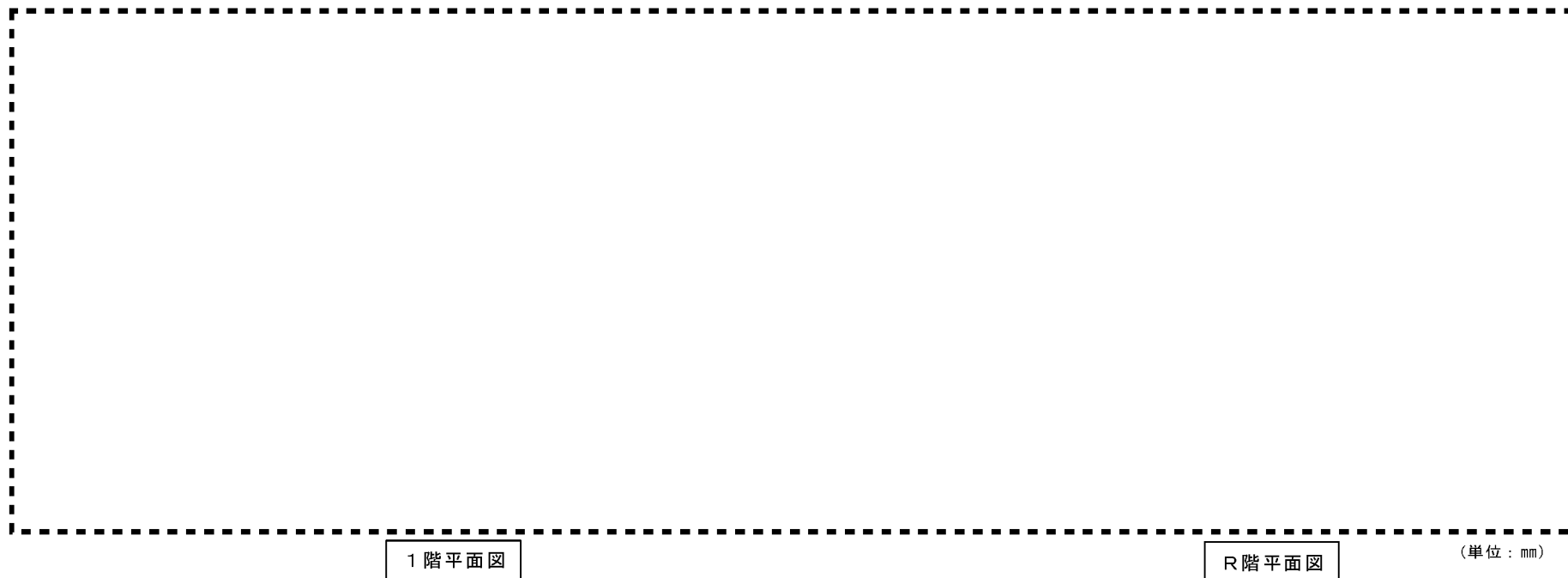


図リー建-1-18(2) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱・柱配置図



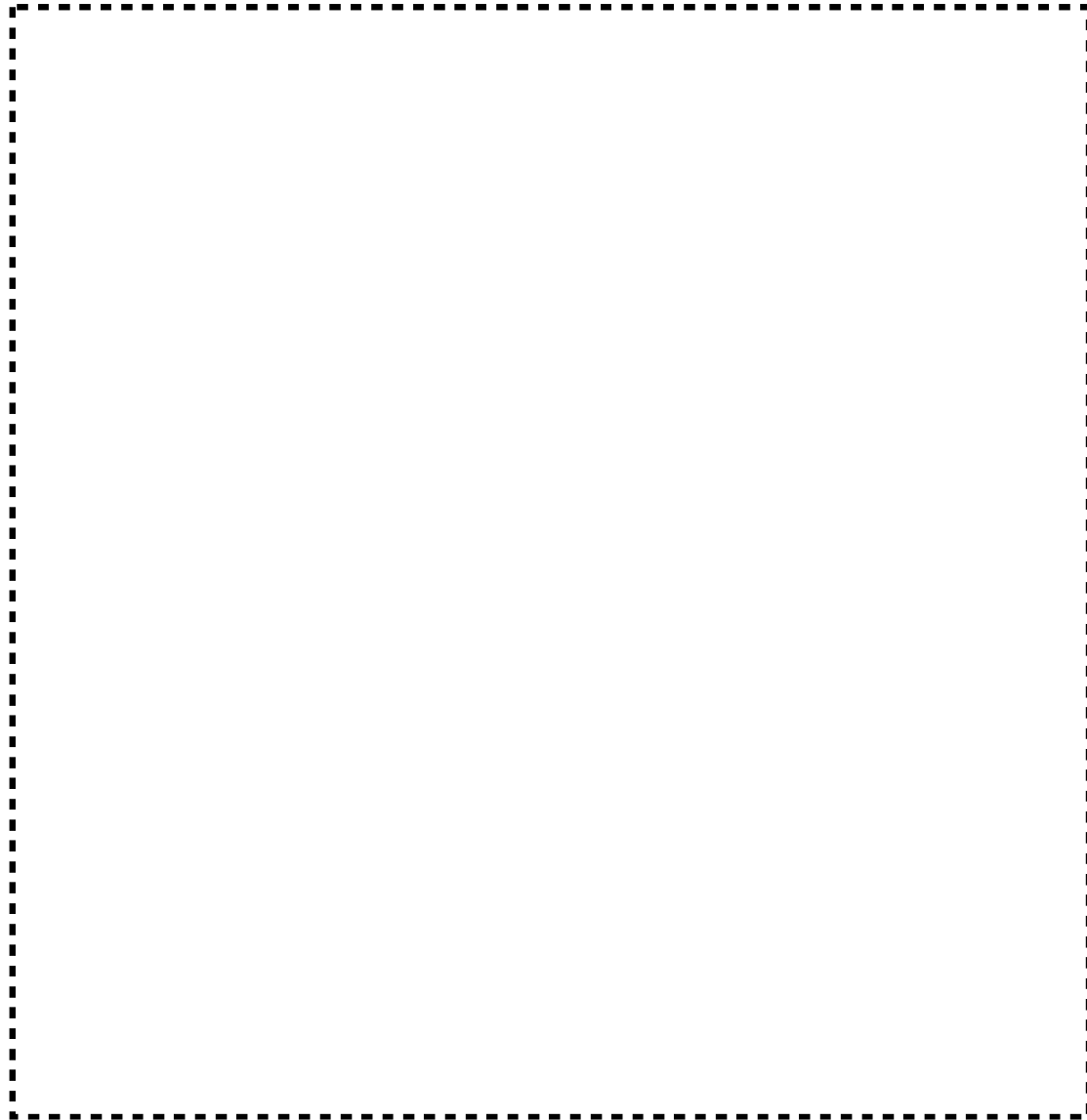


図リー建-1-18(4) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 壁



■ : 遮蔽能力を有する壁
W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)
※図中では「エキスパンションジョイント」を「EXP. J」と記載する。

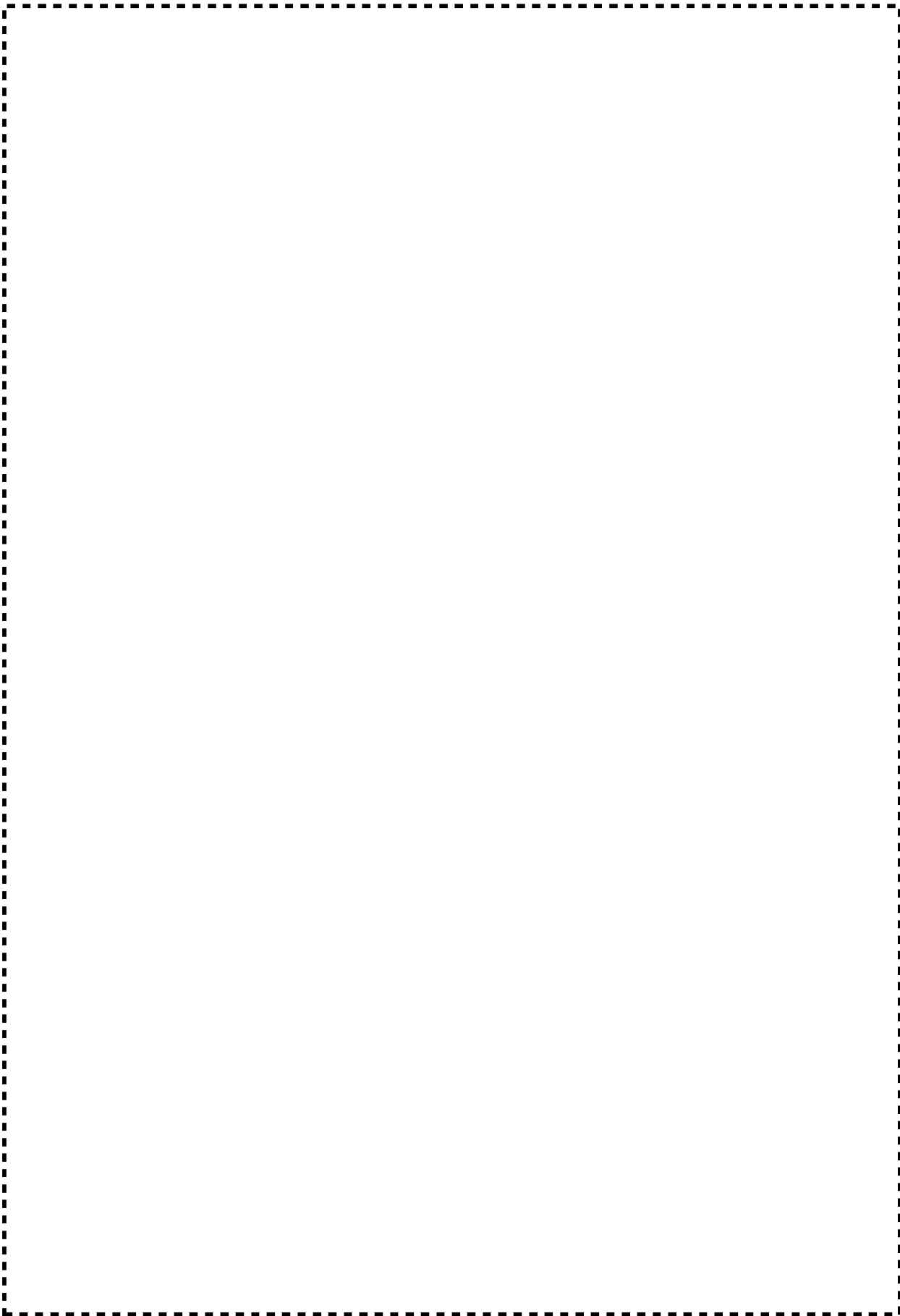
図リー建-1-19 (1) 発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 (平面図 1階、R階)



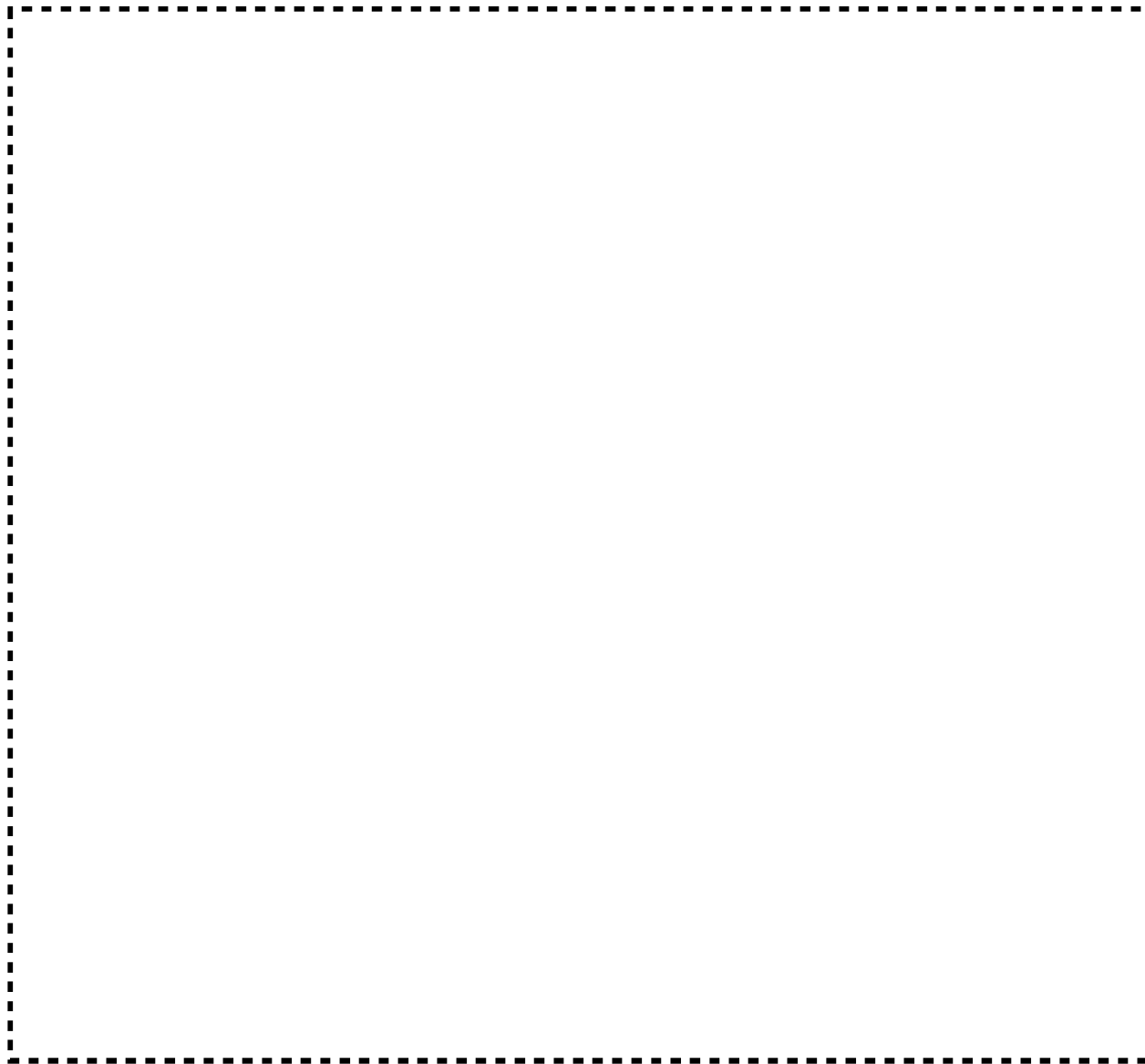
図リー建-1-19(2) 発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 (断面図 A通り、B通り)



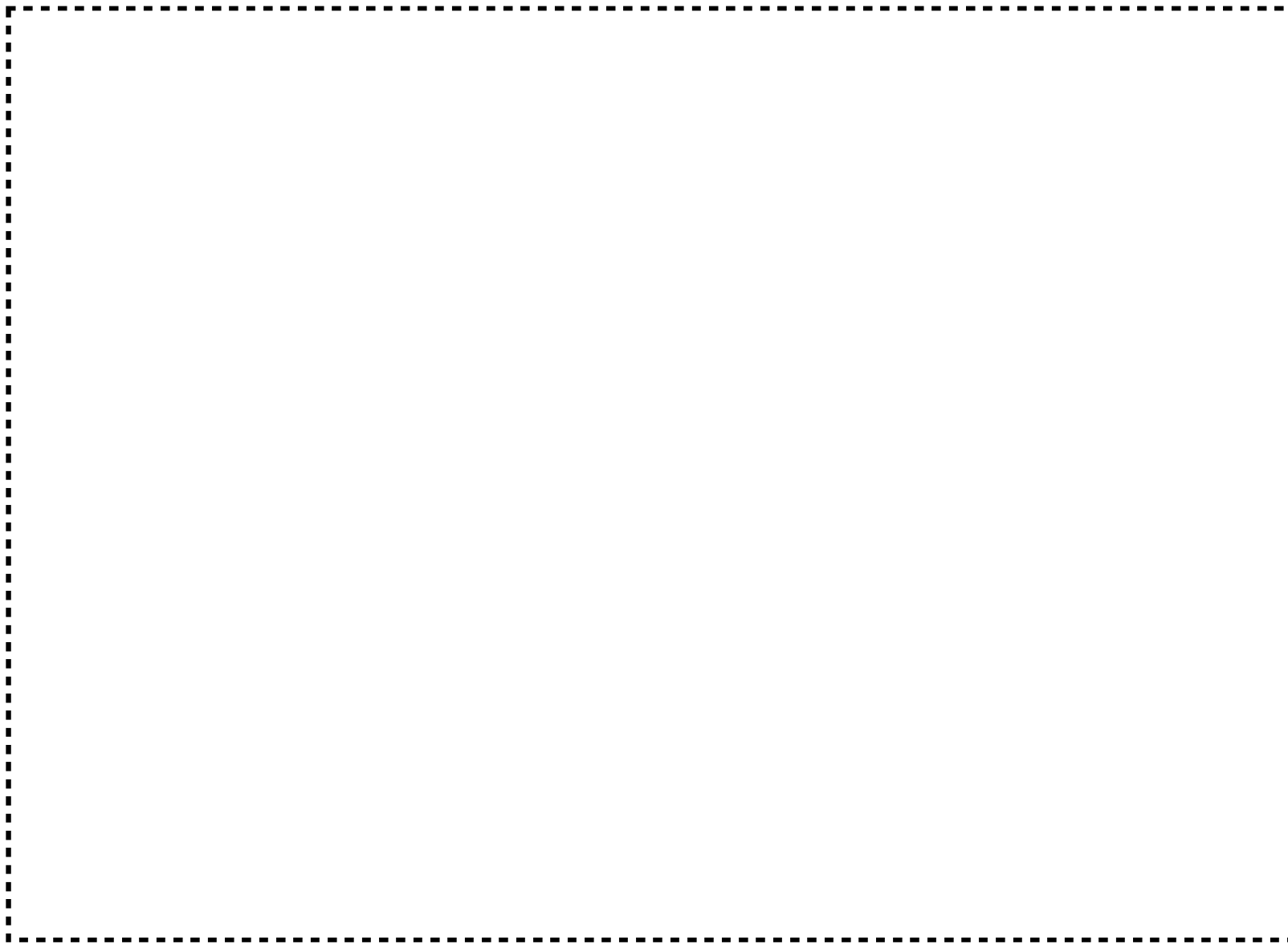
図リ一建一1-19(3) 発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁(断面図 1通り、2通り、3通り、4通り、5通り)



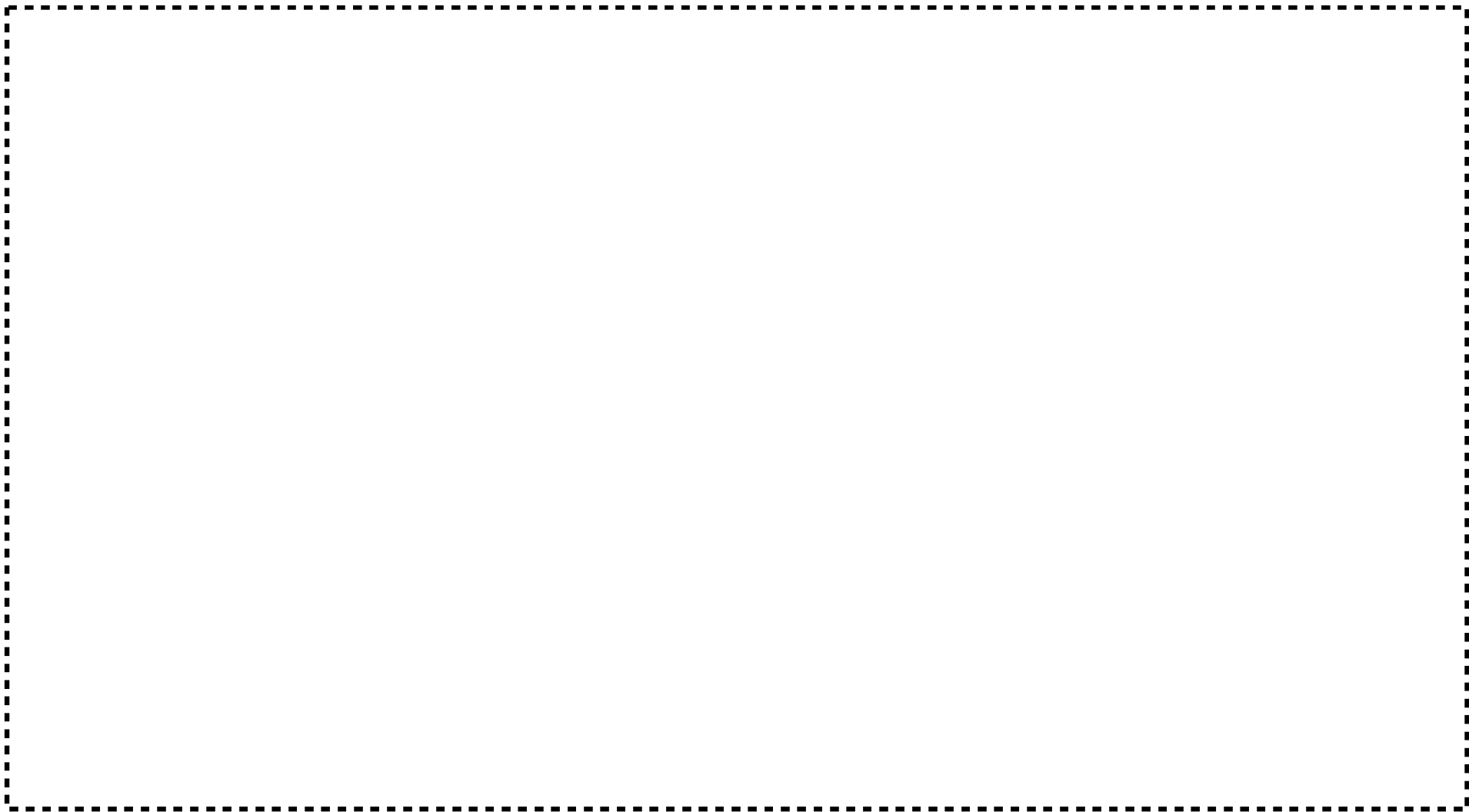
図リ一建一 2 - 1 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 土質柱状図



図リ一建一2一2 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 配置図及び姿図

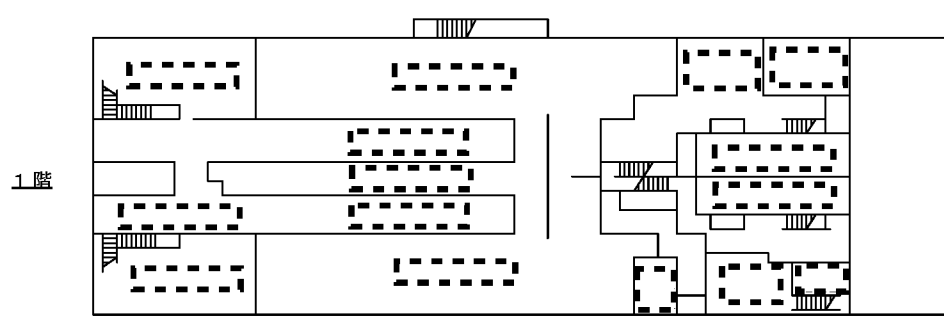
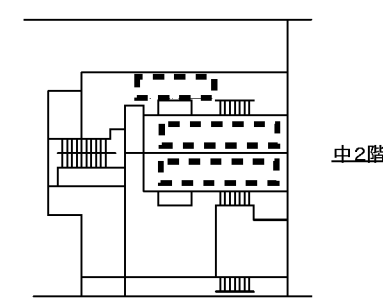
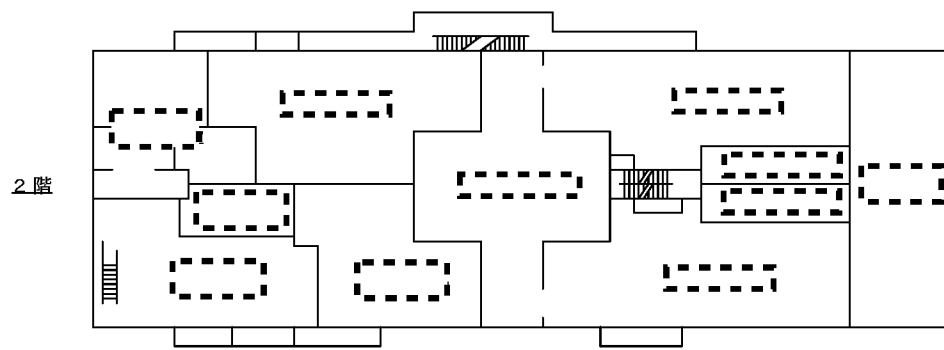
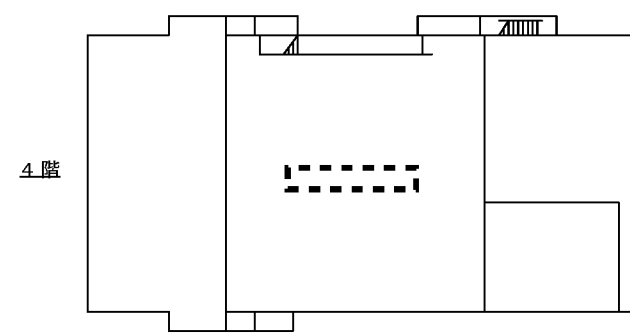
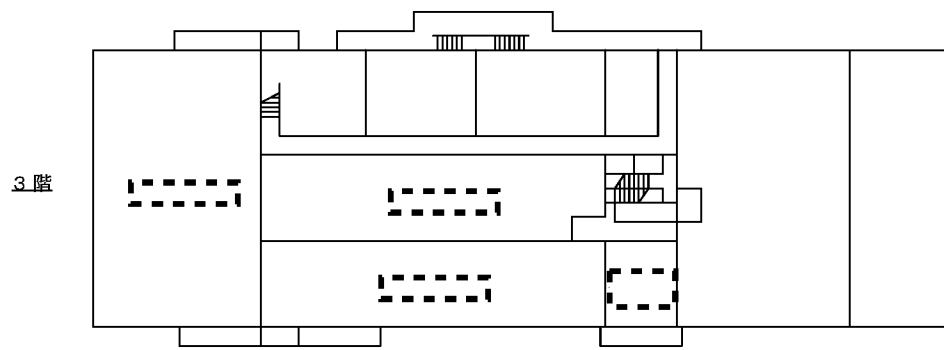


図リ一建一2一3 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 配筋図



番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
8001	非常用電源設備 No.1 非常用発電機	8003	非常用電源設備 No.2 非常用発電機	8005	非常用電源設備 A 非常用発電機

図リ－2 本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図



図リー設-1 (1) 第2加工棟の主要な部屋配置

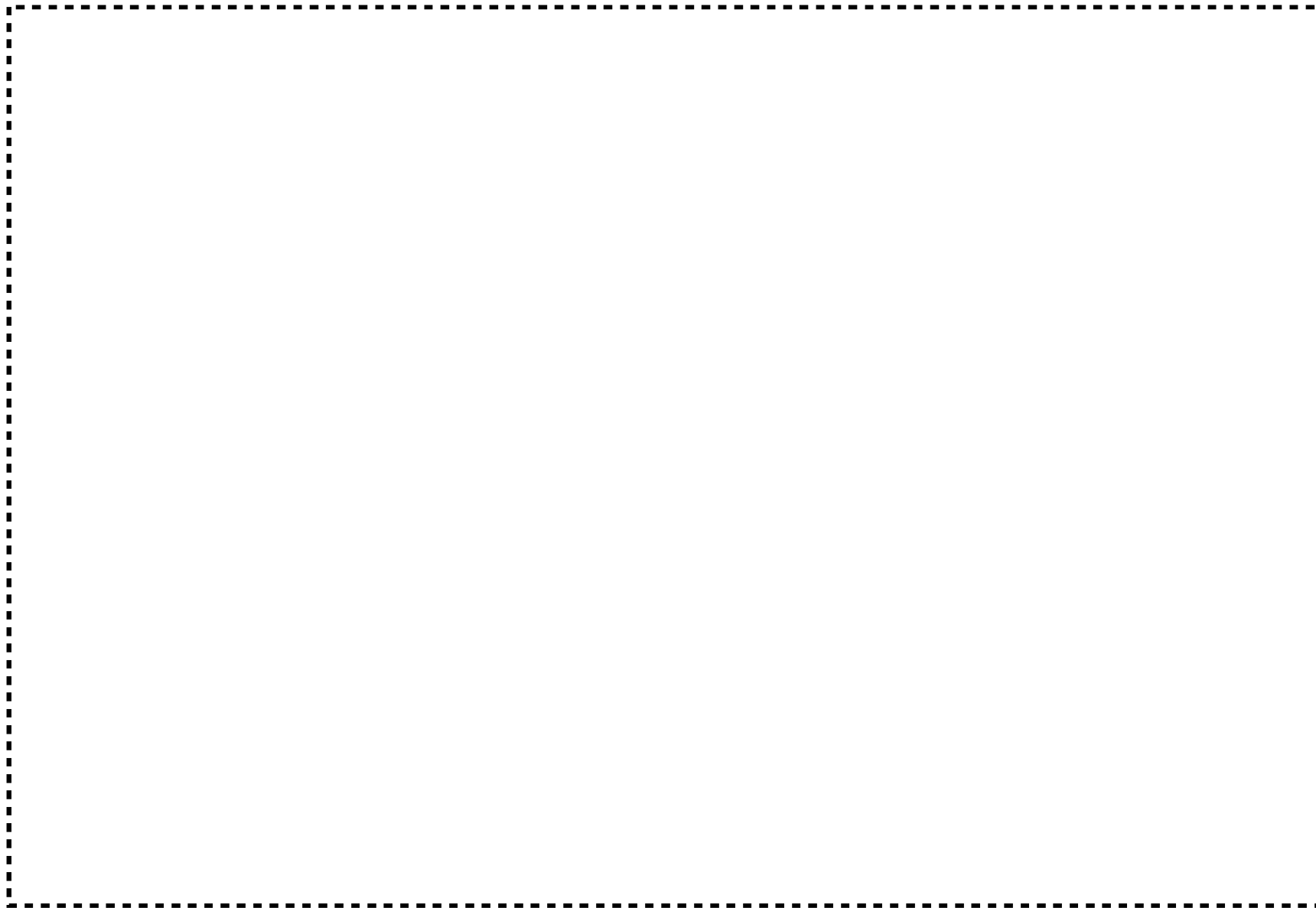
1894

図リ一設一1 (2) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (3階)

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
8013	分析設備 粉末取扱フード No. 1	8019	燃料開発設備 スクラップ処理装置	8025	燃料開発設備 加熱炉
8014	分析設備 粉末取扱フード No. 2	8020	燃料開発設備 試料調整用フード	8026	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉
8015	分析設備 粉末取扱フード No. 3	8021	燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	8066-4	分析設備 計量設備架台 No. 12 (撤去)
8016	分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	8022	燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	8070-3	試験検査設備 計量設備架台 No. 13 (撤去)
8017	分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	8023	燃料開発設備 粉末取扱フード	8070-4	試験検査設備 計量設備架台 No. 14 (撤去)
8018	分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	8024	燃料開発設備 プレス		

図リー設-1 (3) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)

1896



図リ一設一2一1 (1) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

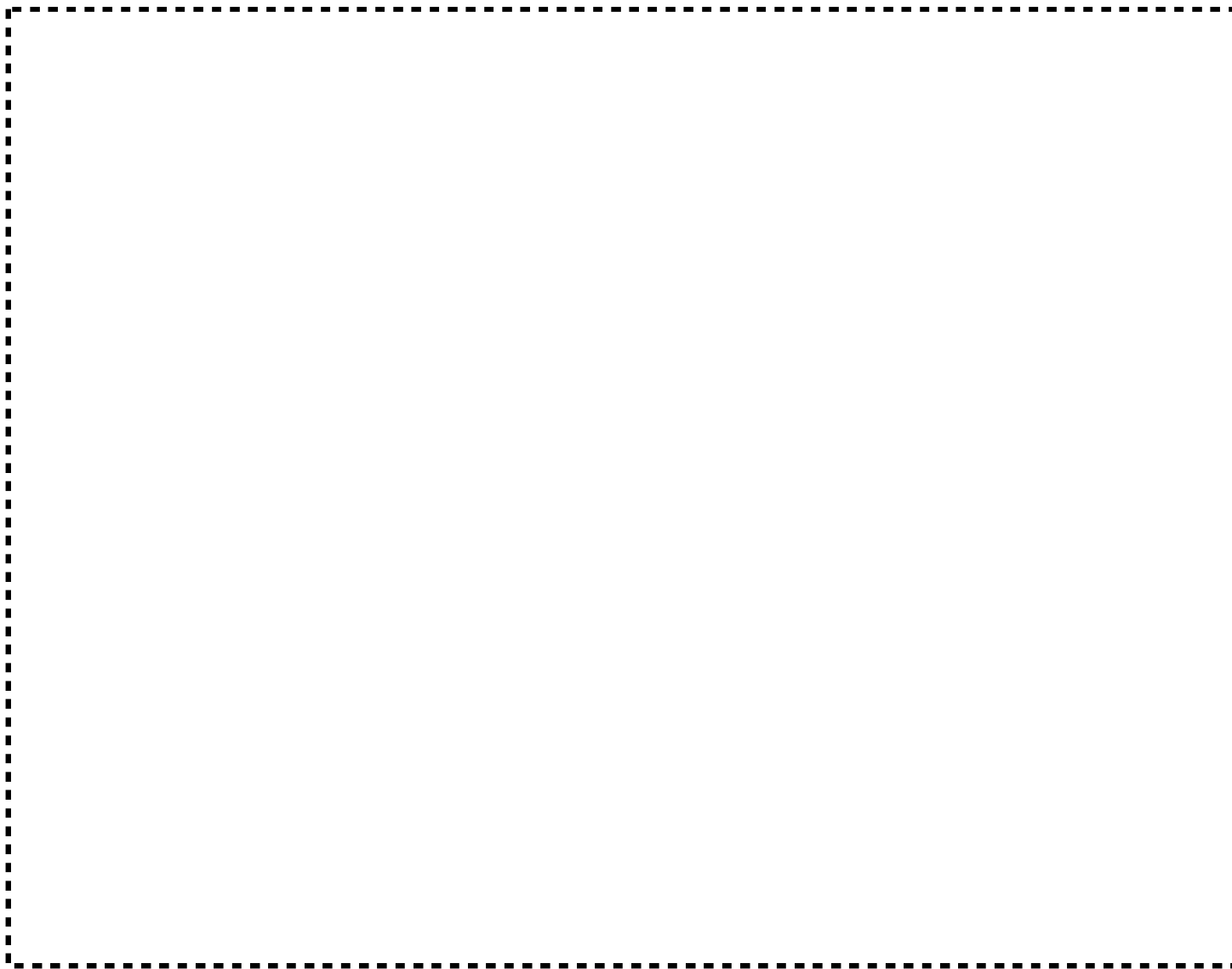
(単位 mm)

1897

図リ一設一 2 - 1 (2) 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機 重油タンク部 (補強詳細図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図リ一設一 2 - 1 (3) 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機 (本体基礎図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1899



図リ一設一2一2 (1) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

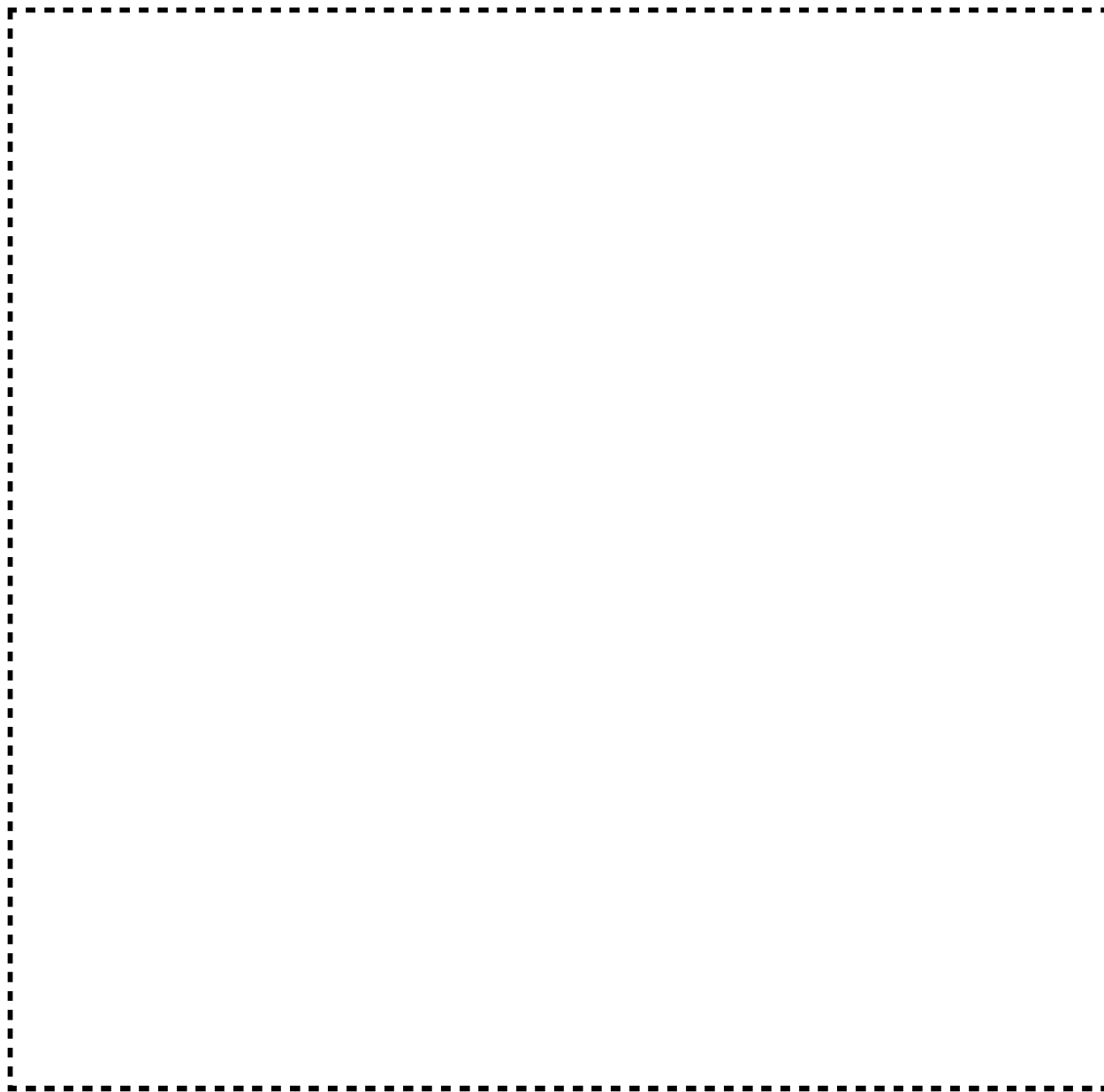
1900



図リ一設一2一2(2) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 (本体基礎図)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

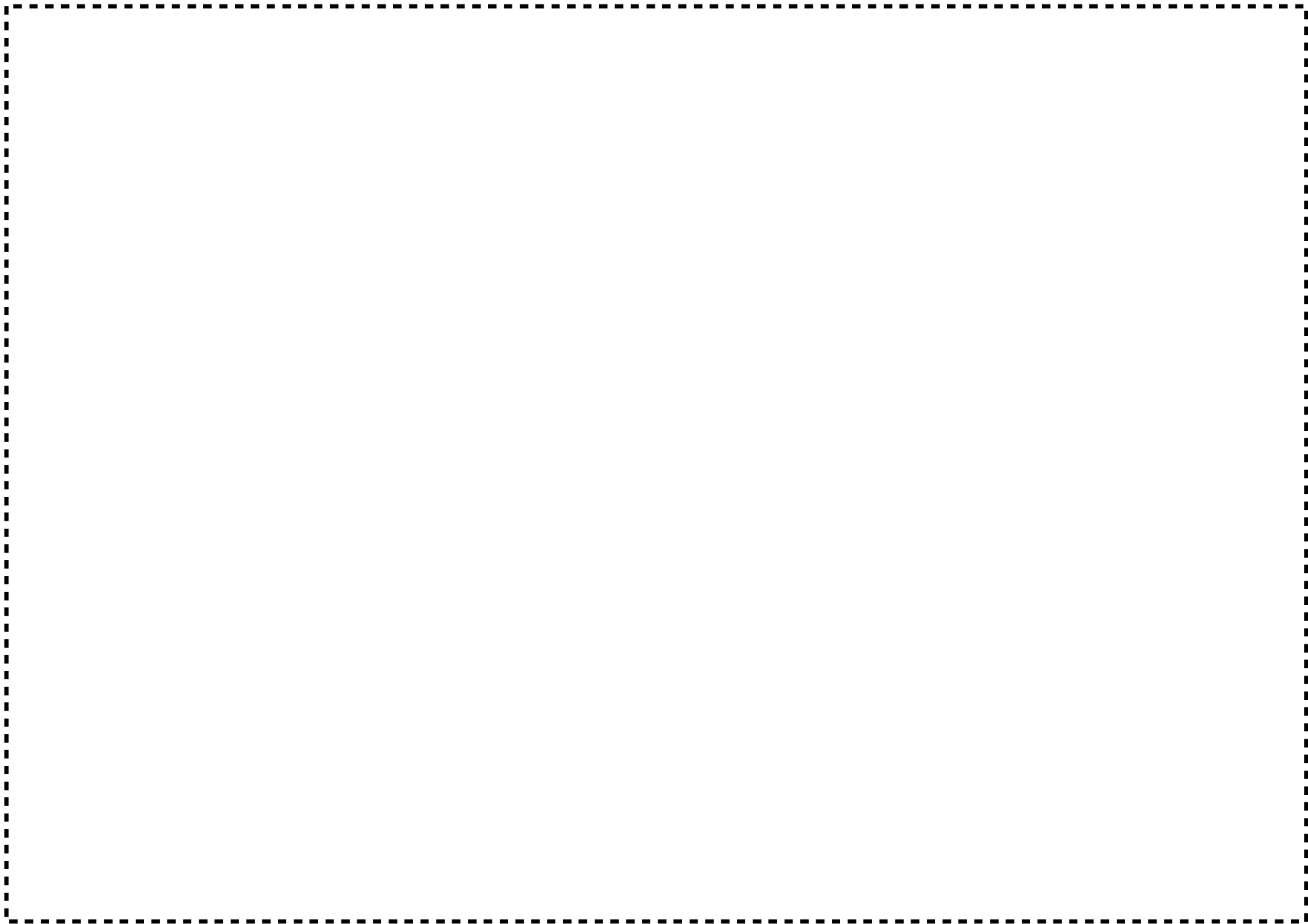


図リ一設一 2 - 2 (3) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 (重油タンク部基礎図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

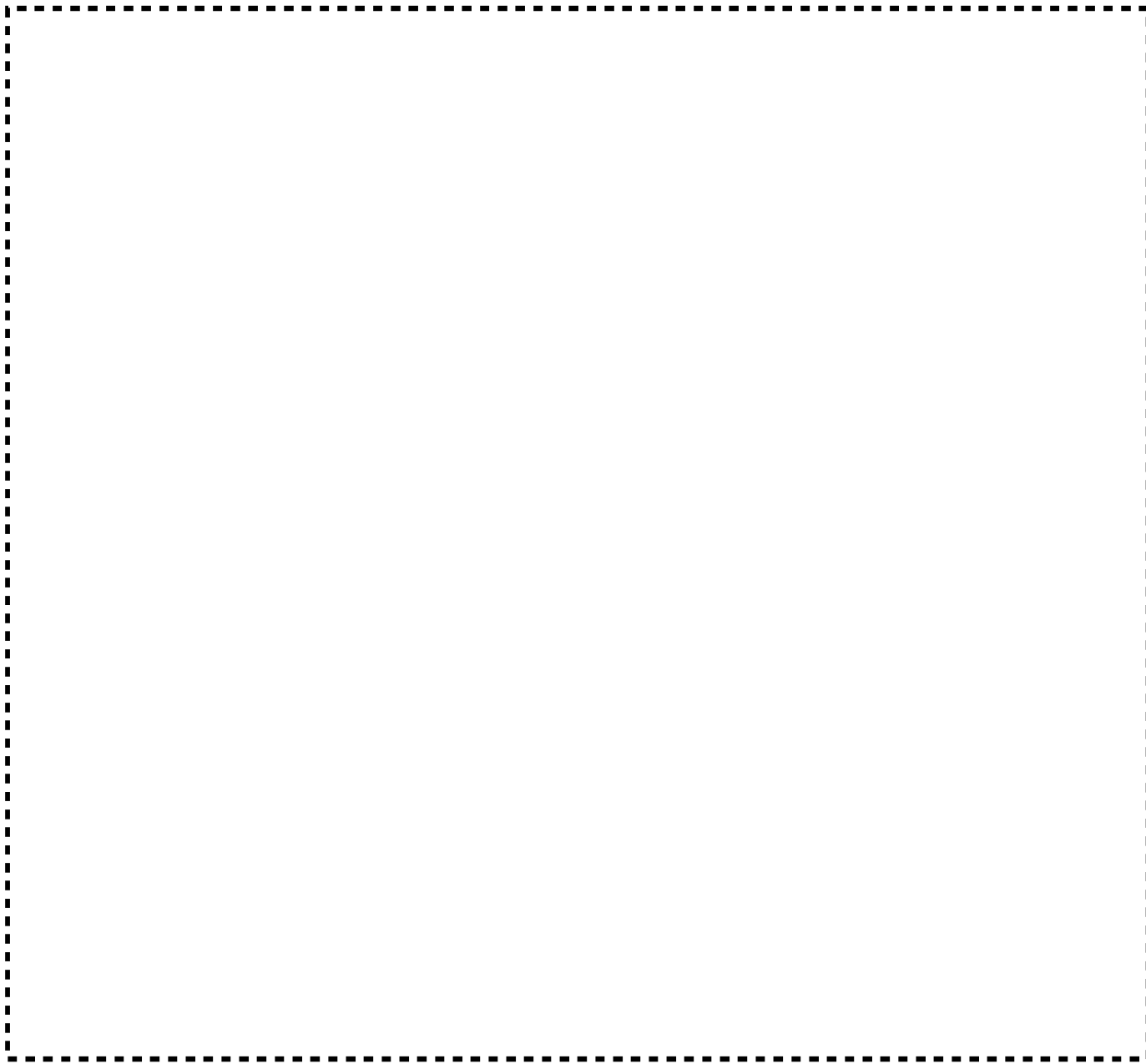
1902



図リ一設一2一3(1) 非常用電源設備A 非常用発電機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

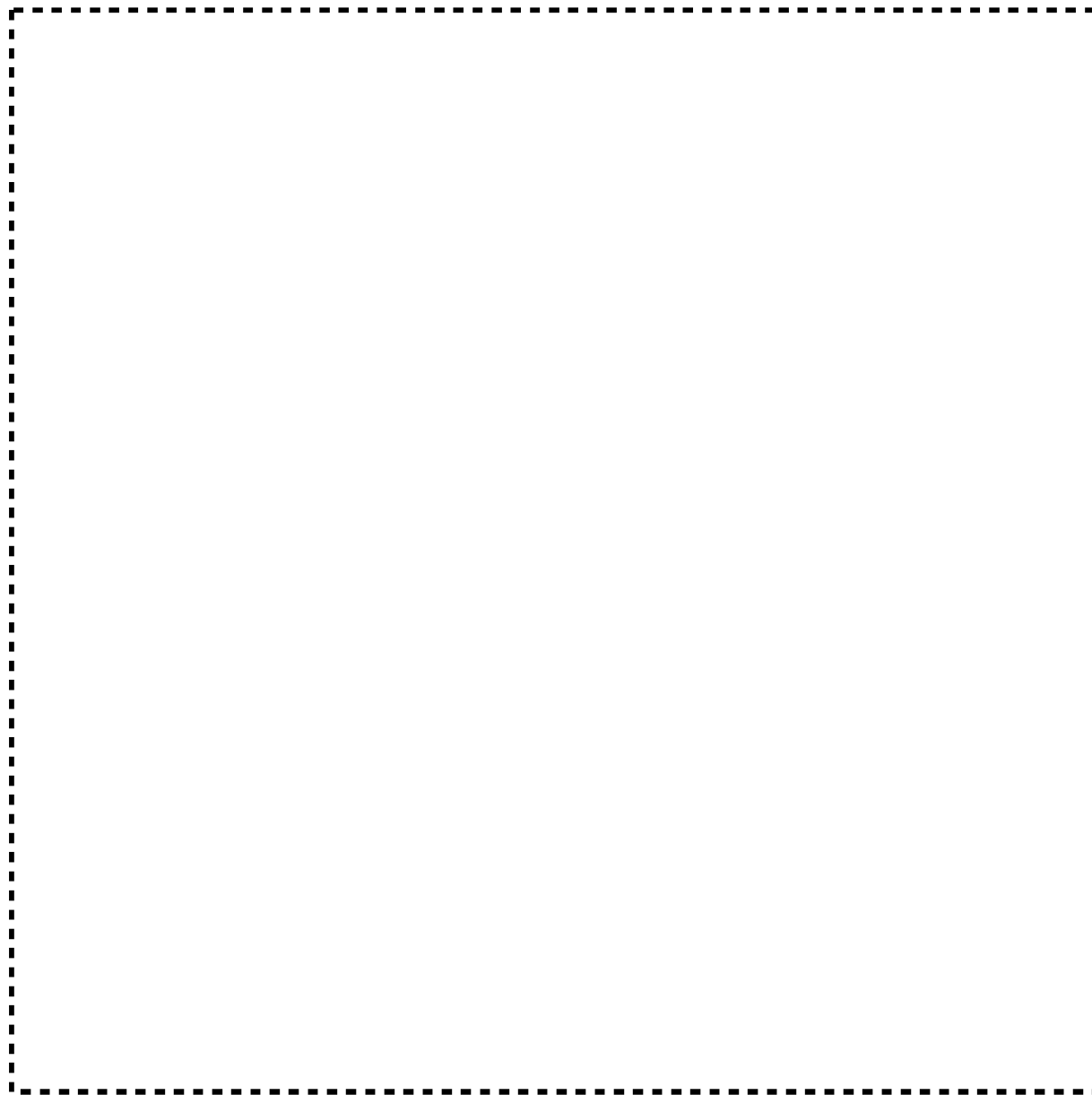
(単位 mm)



図リ一設一2一3 (2) 非常用電源設備A 非常用発電機 (本体基礎図)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図リ一設一 2 - 3 (3) 非常用電源設備 A 非常用発電機 (重油タンク部基礎図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1905



図リー設-3-1 分析設備 粉末取扱フード No.1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1906



図リー設-3-2 分析設備 粉末取扱フード No.2

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1907



図リー設-3-3 分析設備 粉末取扱フード No.3

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

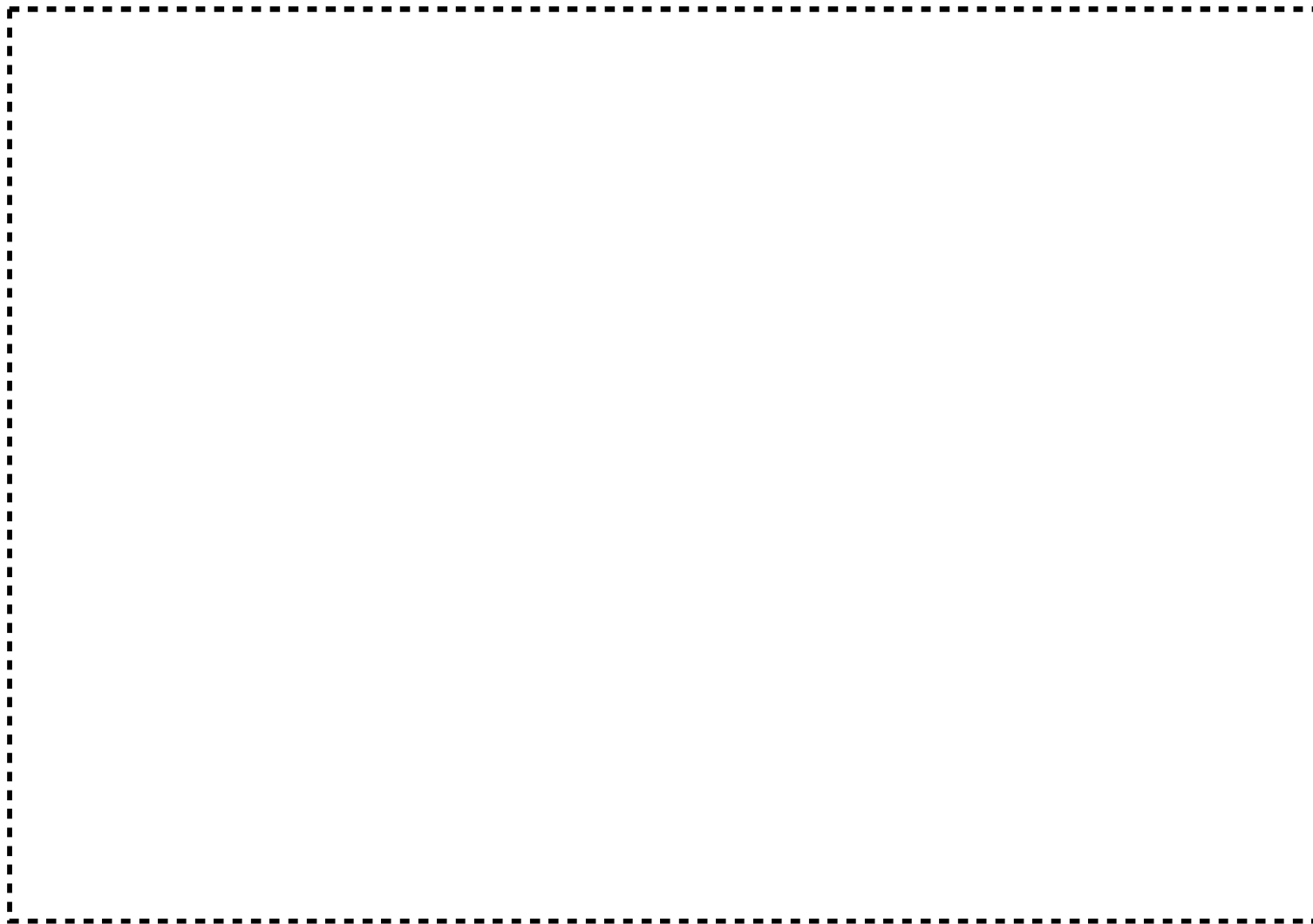
1908



図リー設一 3 - 4 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図リー設一 3 - 5 分析設備 ドラフトチャンバ No. 2

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

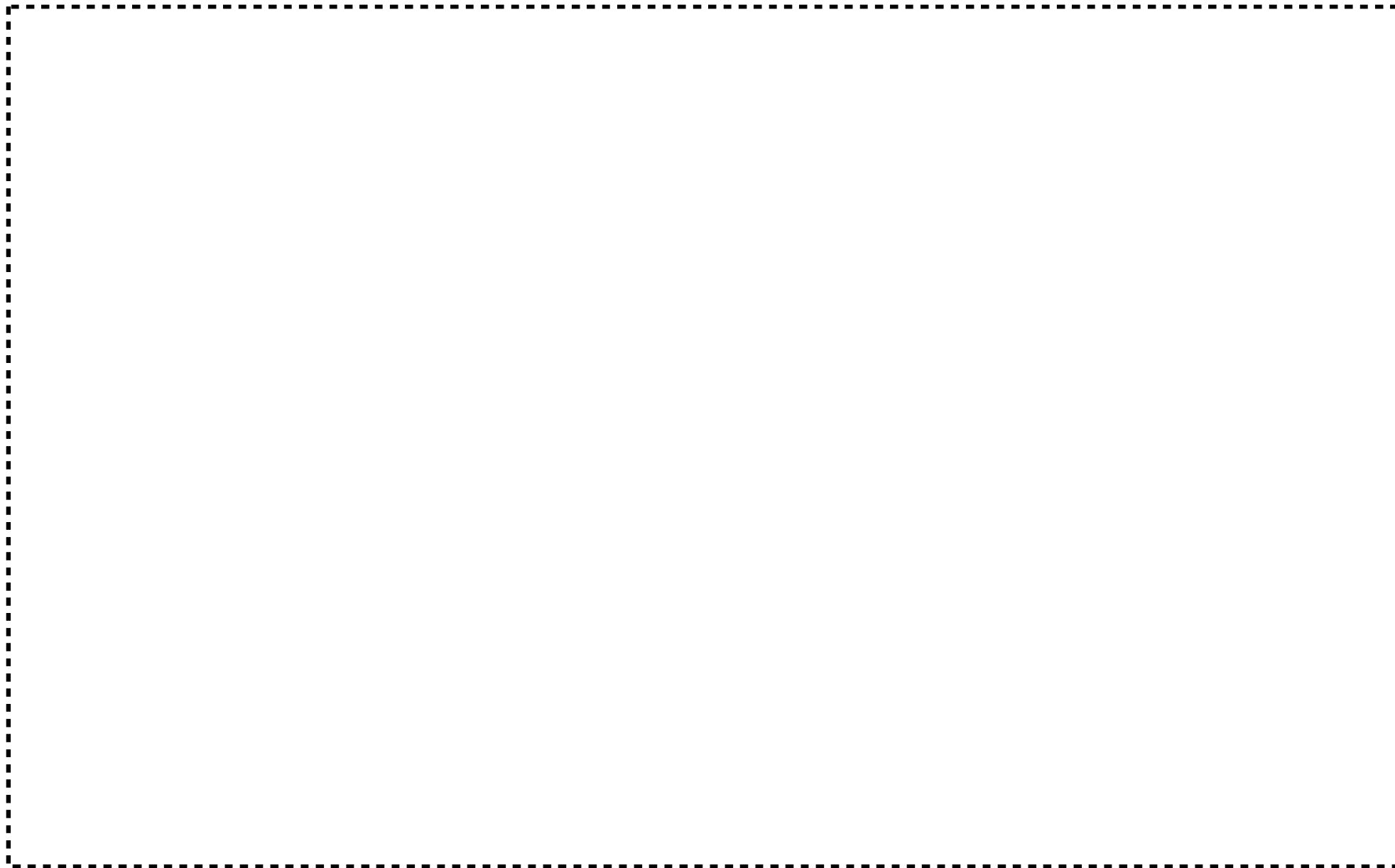


図リー設一 3 - 6 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1911



図リー設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

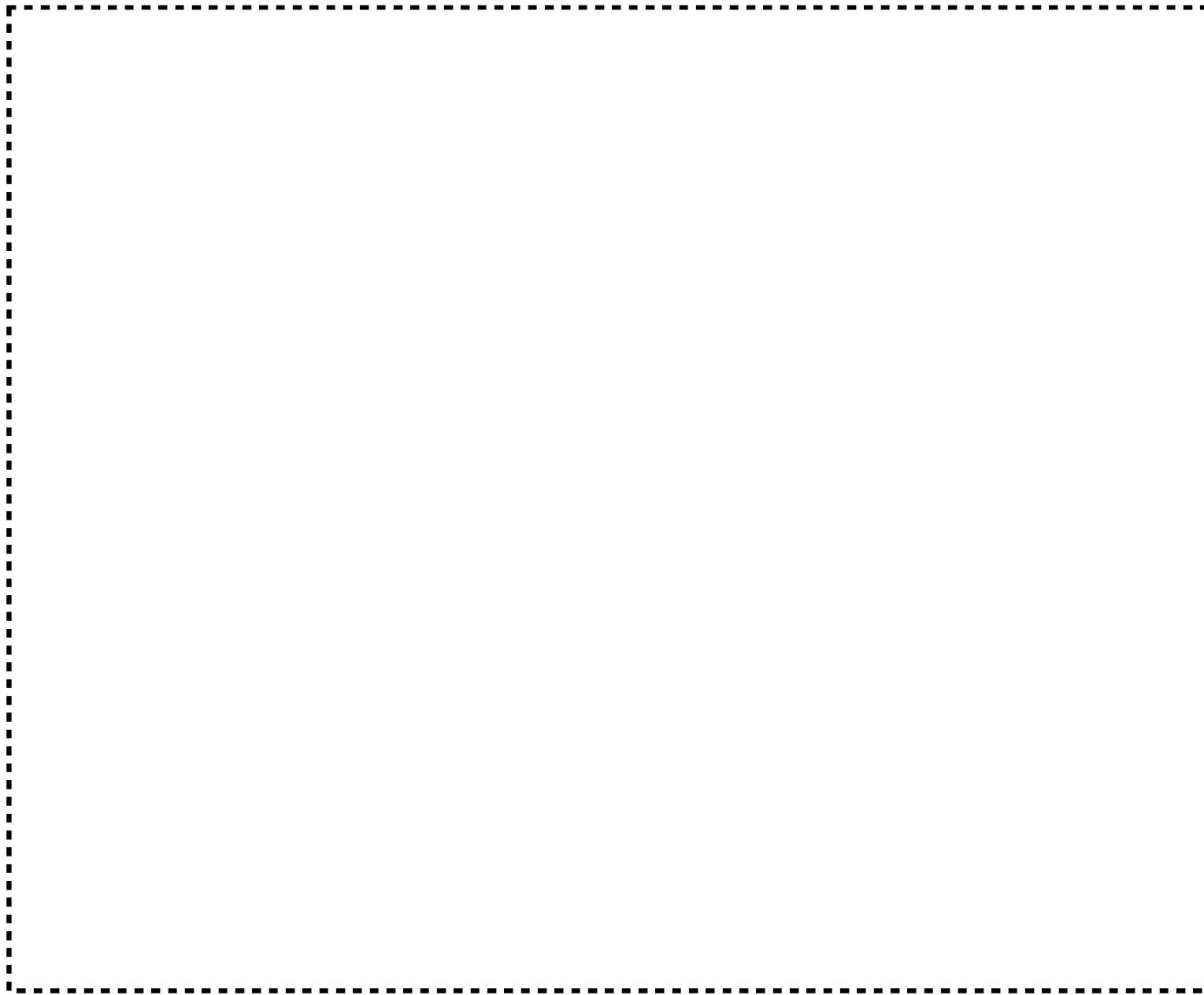
(単位 mm)



図リ一設一4一2(1) 燃料開発設備 試料調整用フード(撤去・移設前)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

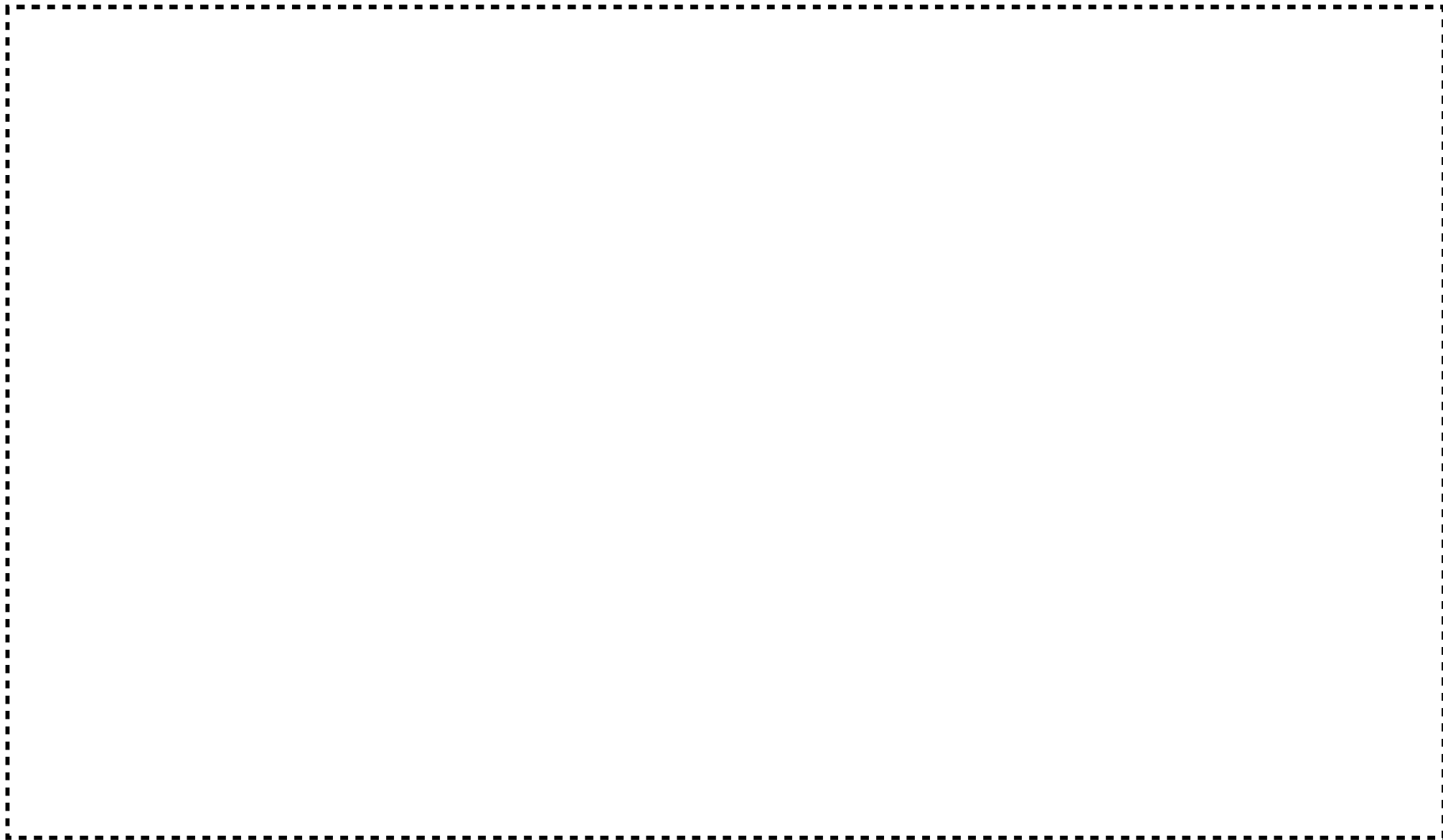


図リ一設一4一2(2) 燃料開発設備 試料調整用フード(撤去・移設後)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

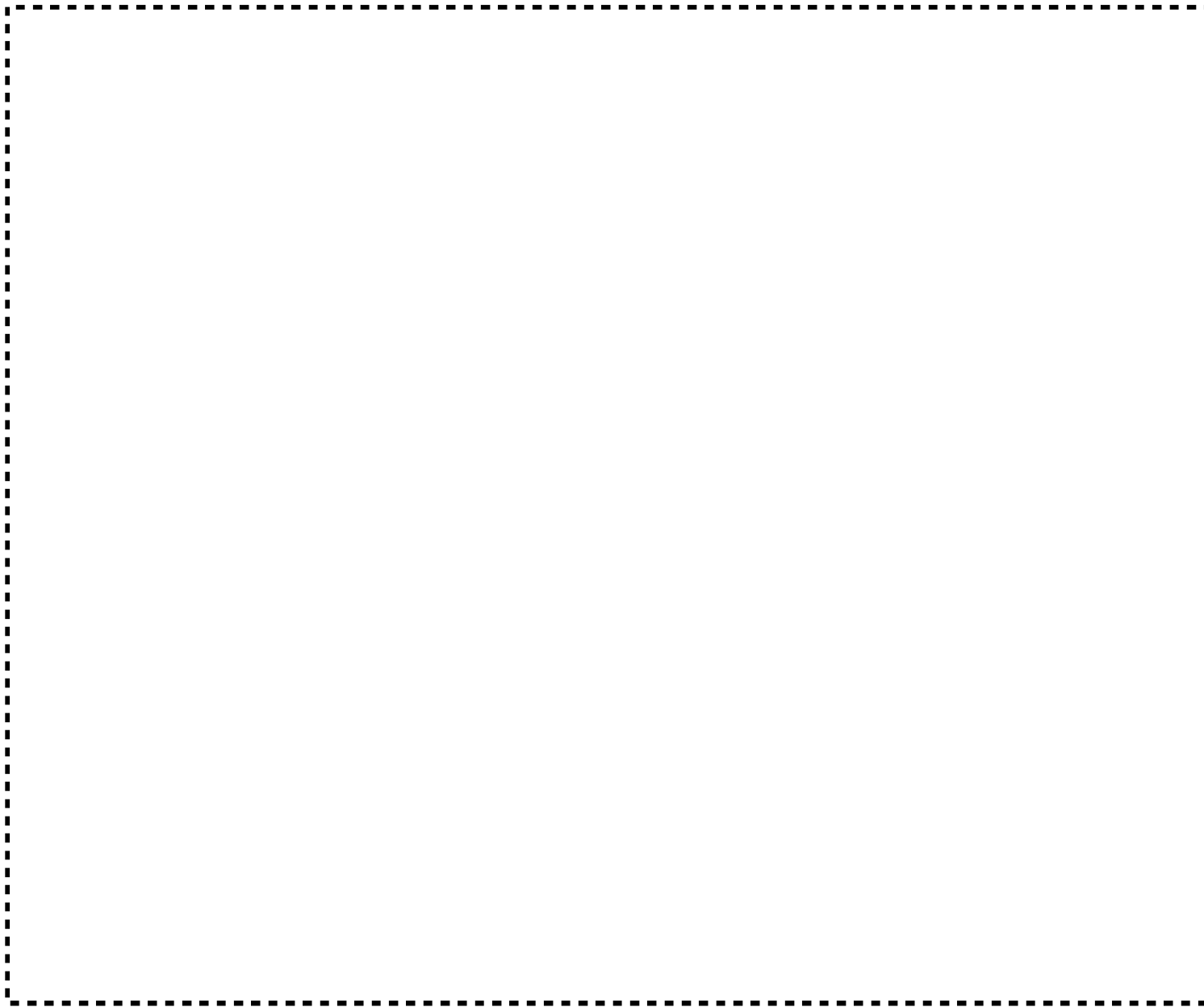
1914



図リ一設一4一3 燃料開発設備 試料調整用フード No.1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

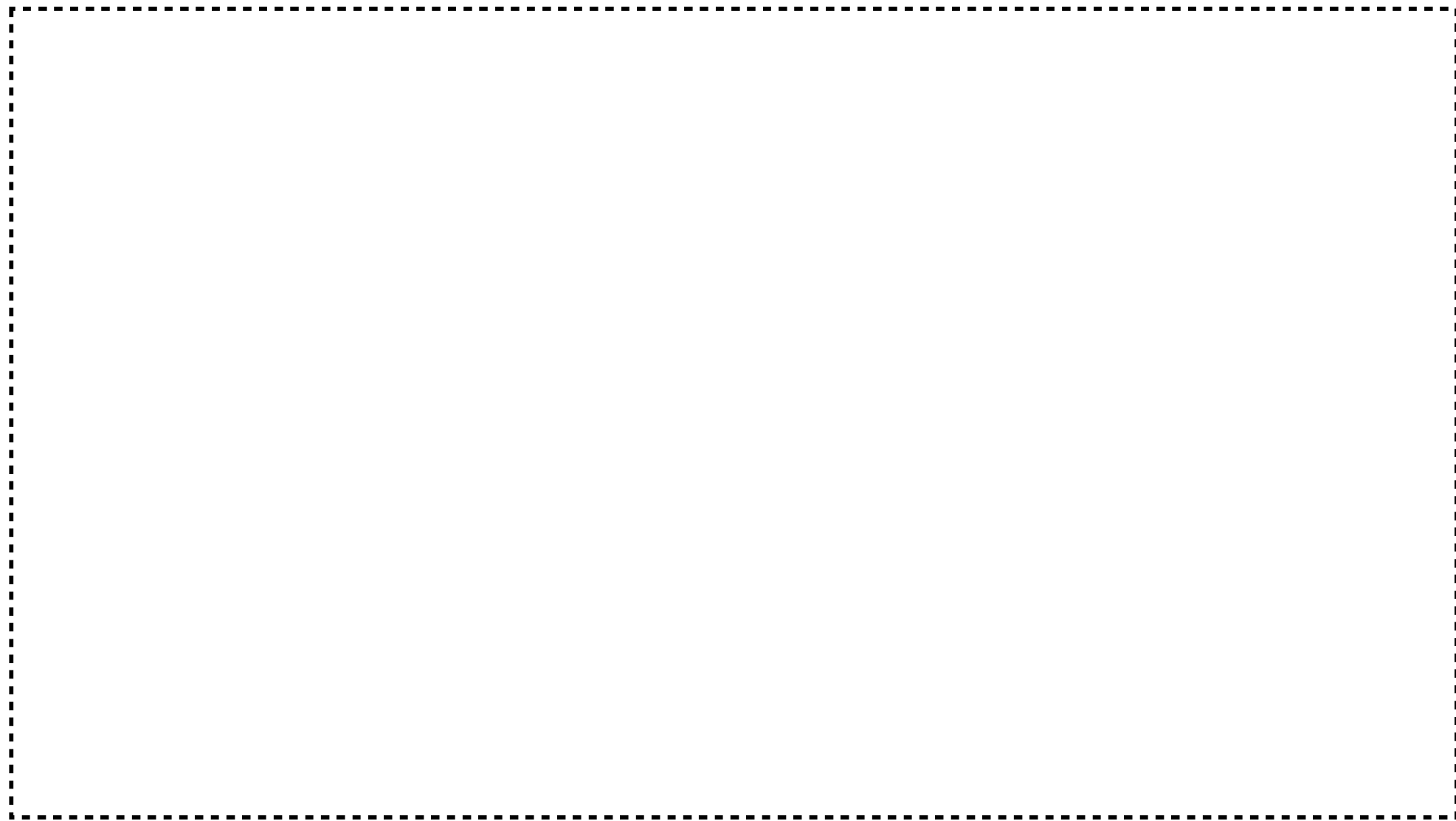


図リ一設一4一4 燃料開発設備 試料調整用フード No.2

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1916



<撤去・補強前>

<撤去・補強後>

図リ一設一4一5(1) 燃料開発設備 粉末取扱フード

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図リ一設一4一5 (2) 燃料開発設備 粉末取扱フード (補強詳細図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

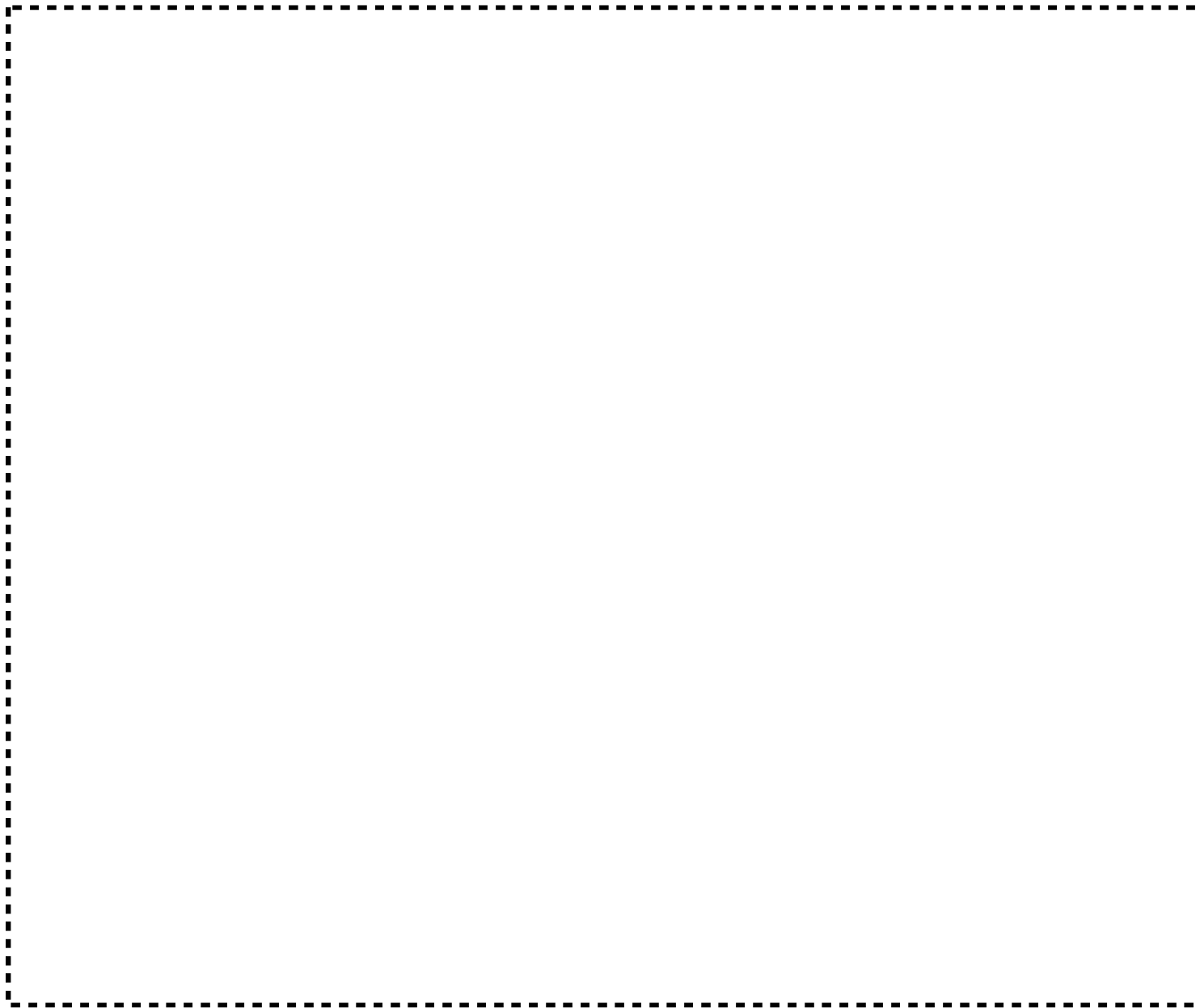
(単位 mm)

1918

図リ一設一4一6 燃料開発設備 プレス

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

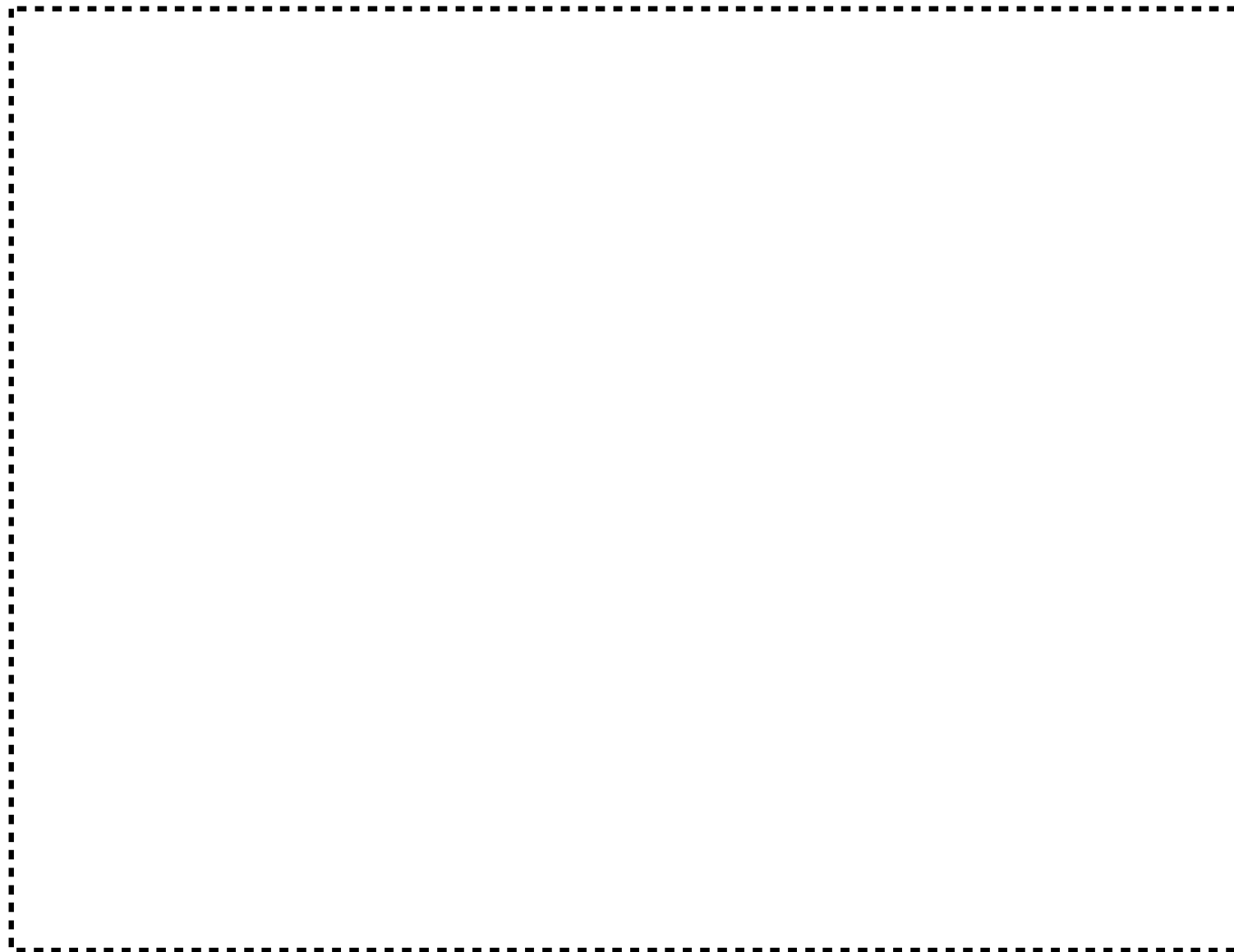
(単位 mm)



図リ一設一 4 - 7 (1) 燃料開発設備 加熱炉

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

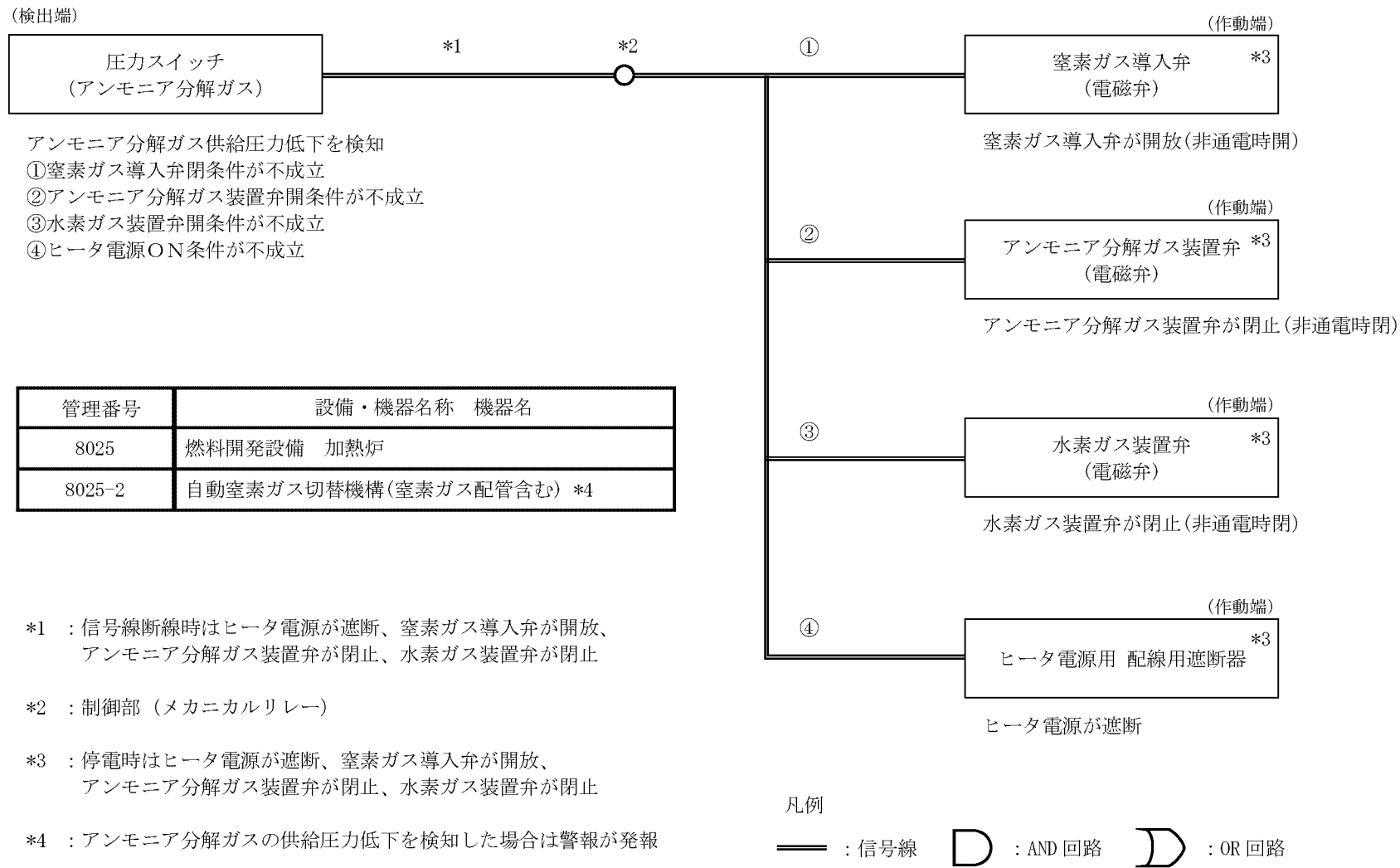
(単位 mm)



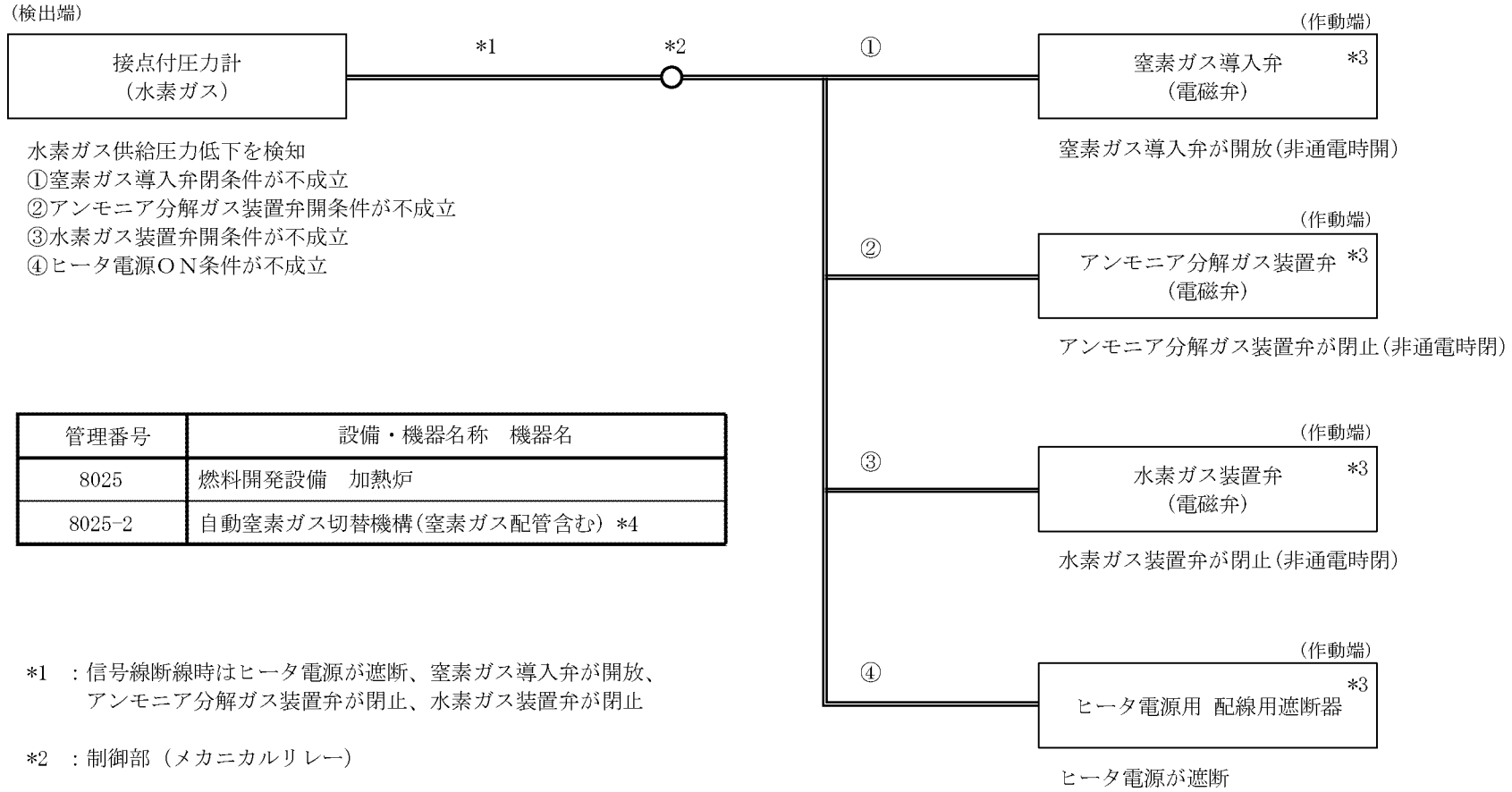
図リ一設一4一7(2) 燃料開発設備 加熱炉(補強詳細図)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図リー設-4-7 (3) 燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 インターロック信号系統図 (自動窒素ガス切替機構) (1/2)



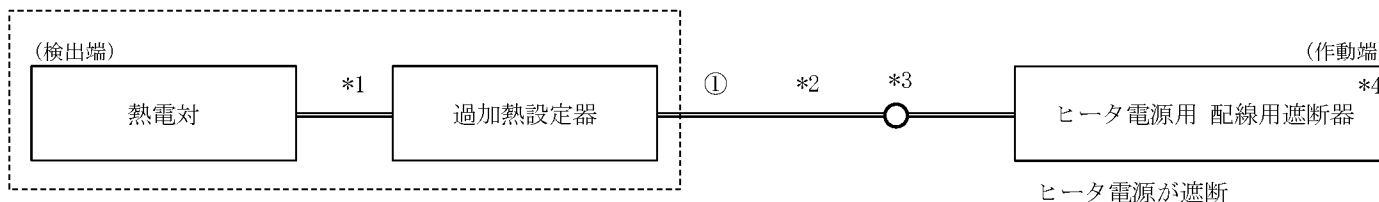
管理番号	設備・機器名称	機器名
8025	燃料開発設備	加熱炉
8025-2	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む) *4	

- *1 : 信号線断線時はヒータ電源が遮断、窒素ガス導入弁が開放、アンモニア分解ガス装置弁が閉止、水素ガス装置弁が閉止
- *2 : 制御部 (メカニカルリレー)
- *3 : 停電時はヒータ電源が遮断、窒素ガス導入弁が開放、アンモニア分解ガス装置弁が閉止、水素ガス装置弁が閉止
- *4 : 水素ガスの供給圧力低下を検知した場合は警報が発報

凡例
 — : 信号線 D : AND 回路 D : OR 回路

図リー設一4-7(4) 燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 インターロック信号系統図 (自動窒素ガス切替機構) (2/2)

過加熱防止機構



炉内温度を監視し、設定値以上の温度上昇を検知
 ①ヒータ電源ON条件が不成立

管理番号	設備・機器名称	機器名
8025	燃料開発設備	加熱炉
8025-5	過加熱防止機構	*5

- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
 : 熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、熱源であるヒータ電源が遮断
- *2 : 信号線断線時にはヒータ電源が遮断
- *3 : 制御部 (メカニカルリレー)
- *4 : 停電時はヒータ電源が遮断
- *5 : 炉内温度が設定値以上に上昇した場合は警報が発報

- 凡例
- : 信号線
 - D : AND 回路
 - D : OR 回路

図リー設-4-7 (5) 燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 インターロック信号系統図 (過加熱防止機構)



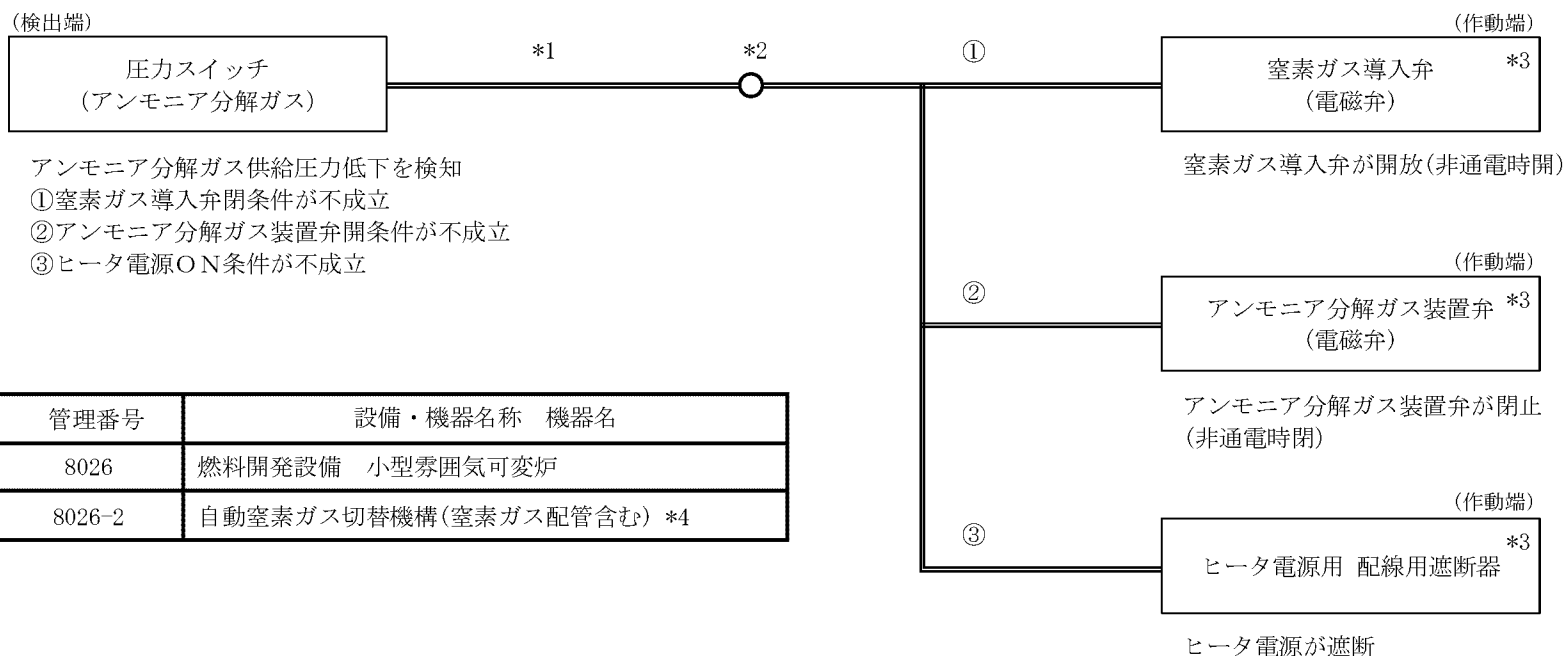
図リ一設一4一7(6) 燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 機器及び警報盤 配置図



図リ一設一4一8(1) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



*1 : 信号線断線時はヒータ電源が遮断、窒素ガス導入弁が開放、アンモニア分解ガス装置弁が閉止

*2 : 制御部 (メカニカルリレー)

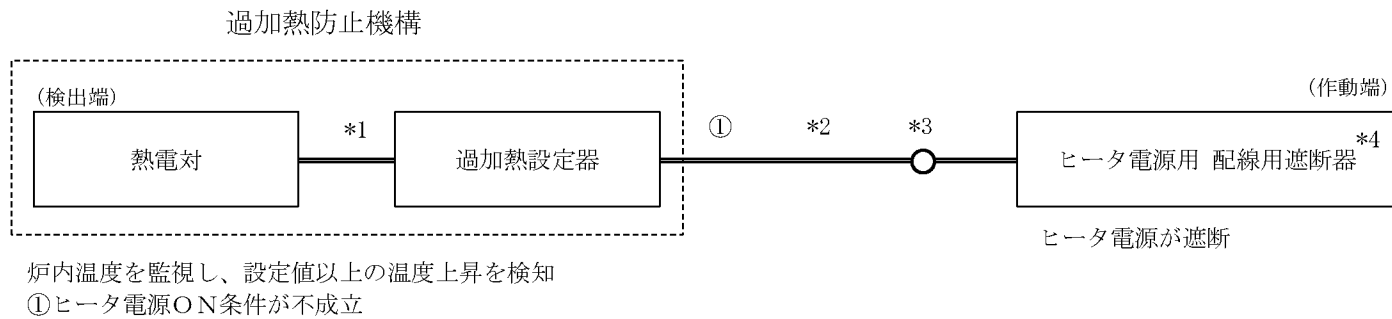
*3 : 停電時はヒータ電源が遮断、窒素ガス導入弁が開放、アンモニア分解ガス装置弁が閉止

*4 : アンモニア分解ガスの供給圧力低下を検知した場合は警報が発報

凡例

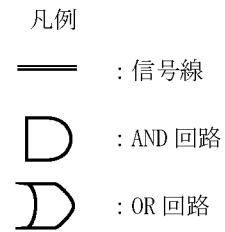
— : 信号線 D : AND 回路 D : OR 回路

図リ一設一4一8(2) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 インターロック信号系統図 (自動窒素ガス切替機構)



管理番号	設備・機器名称	機器名
8026	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉
8026-4	過加熱防止機構	*5

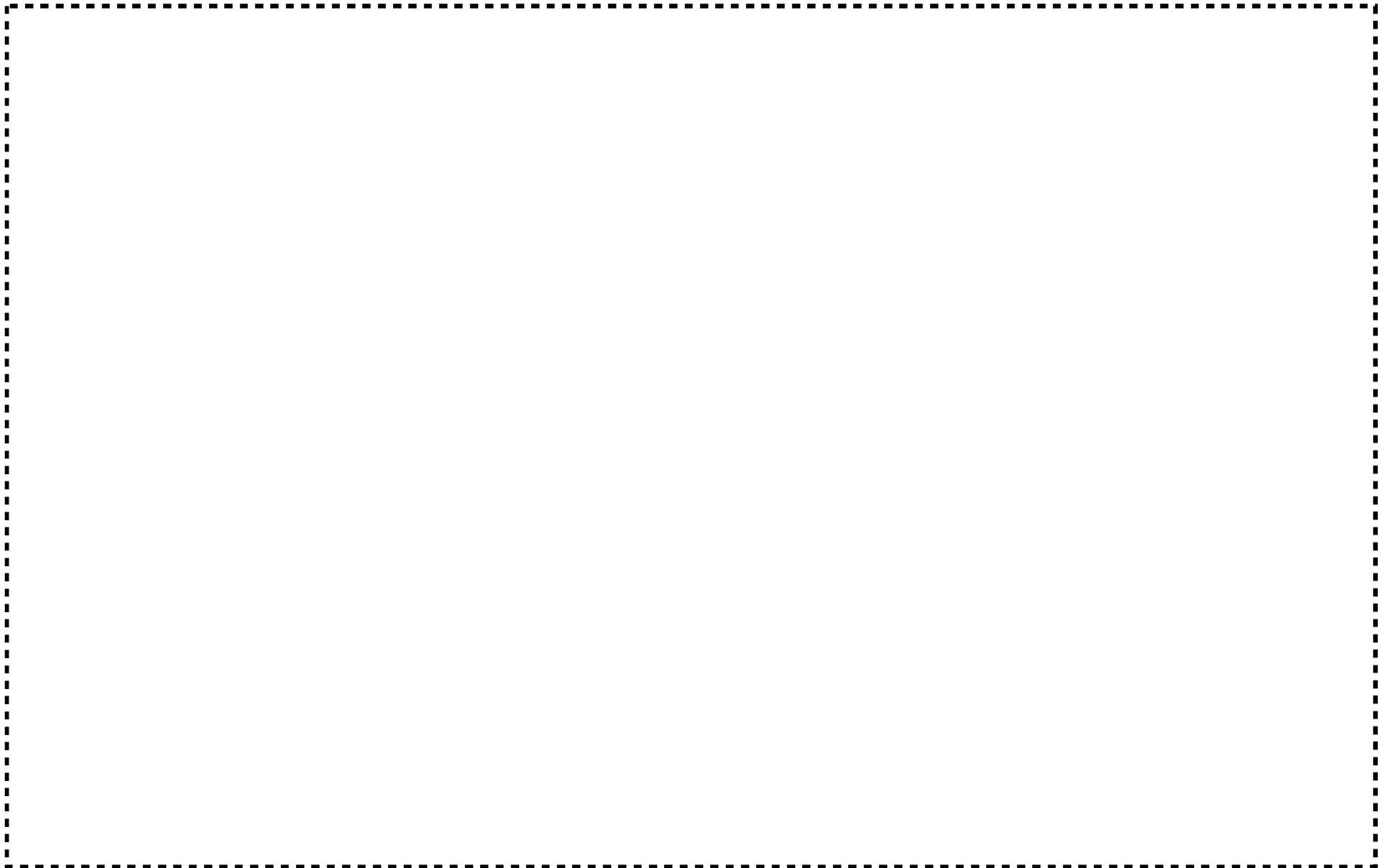
- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
: 熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、熱源であるヒータ電源が遮断
- *2 : 信号線断線時はヒータ電源が遮断
- *3 : 制御部 (メカニカルリレー)
- *4 : 停電時はヒータ電源が遮断
- *5 : 炉内温度が設定値以上に上昇した場合は警報が発報



図リー設一4-8 (3) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 インターロック信号系統図 (過加熱防止機構)



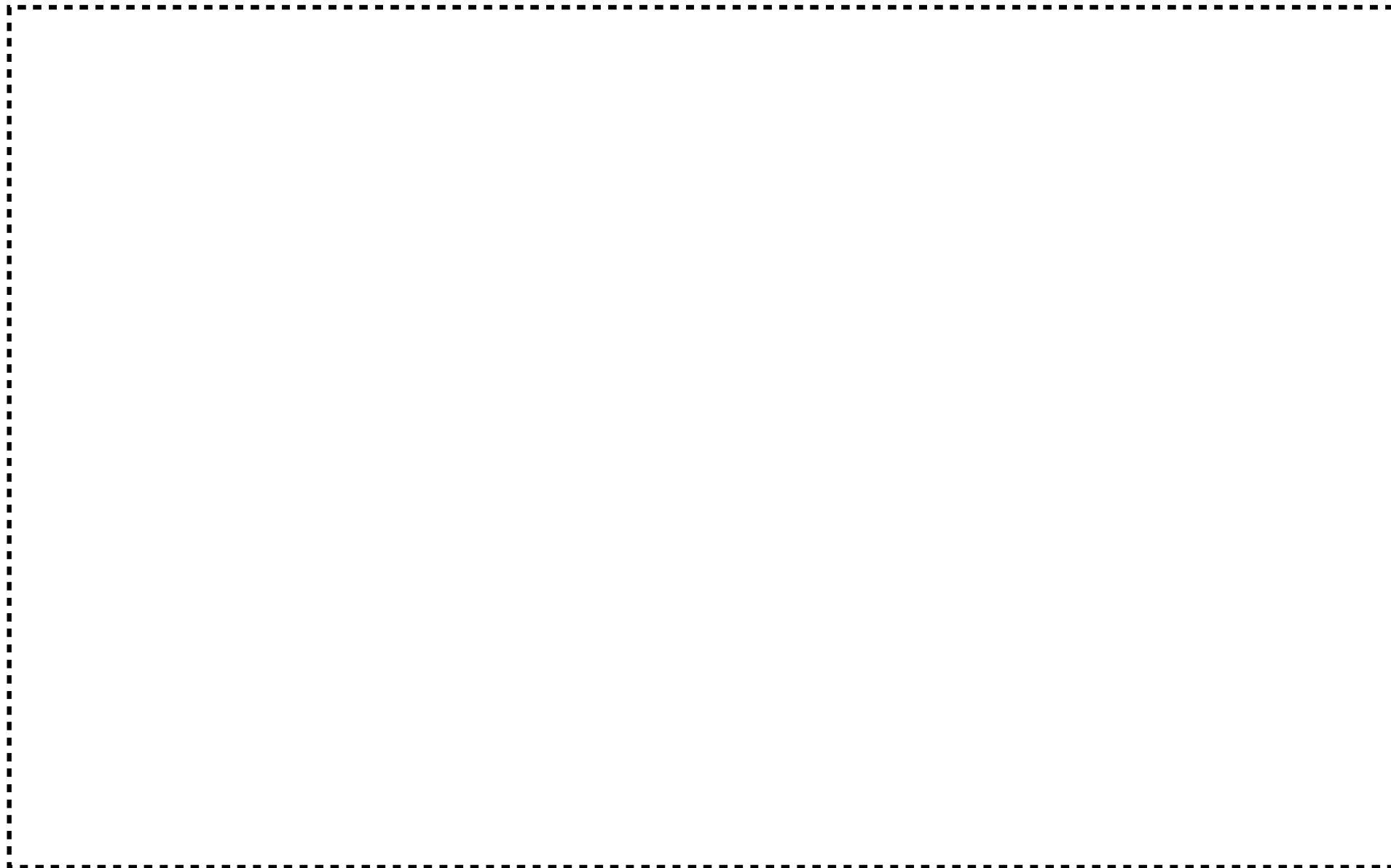
図リ一設一4一8(4) 燃料開発設備 小型零囲気可変炉 付帯安全系 機器及び警報盤 配置図



図リ一設一4一9（1） 燃料開発設備 付帯安全系 ガス配管・機器構成図



図リ一設一4一9(2) 燃料開発設備 付帯安全系 可燃性ガス配管 配置図



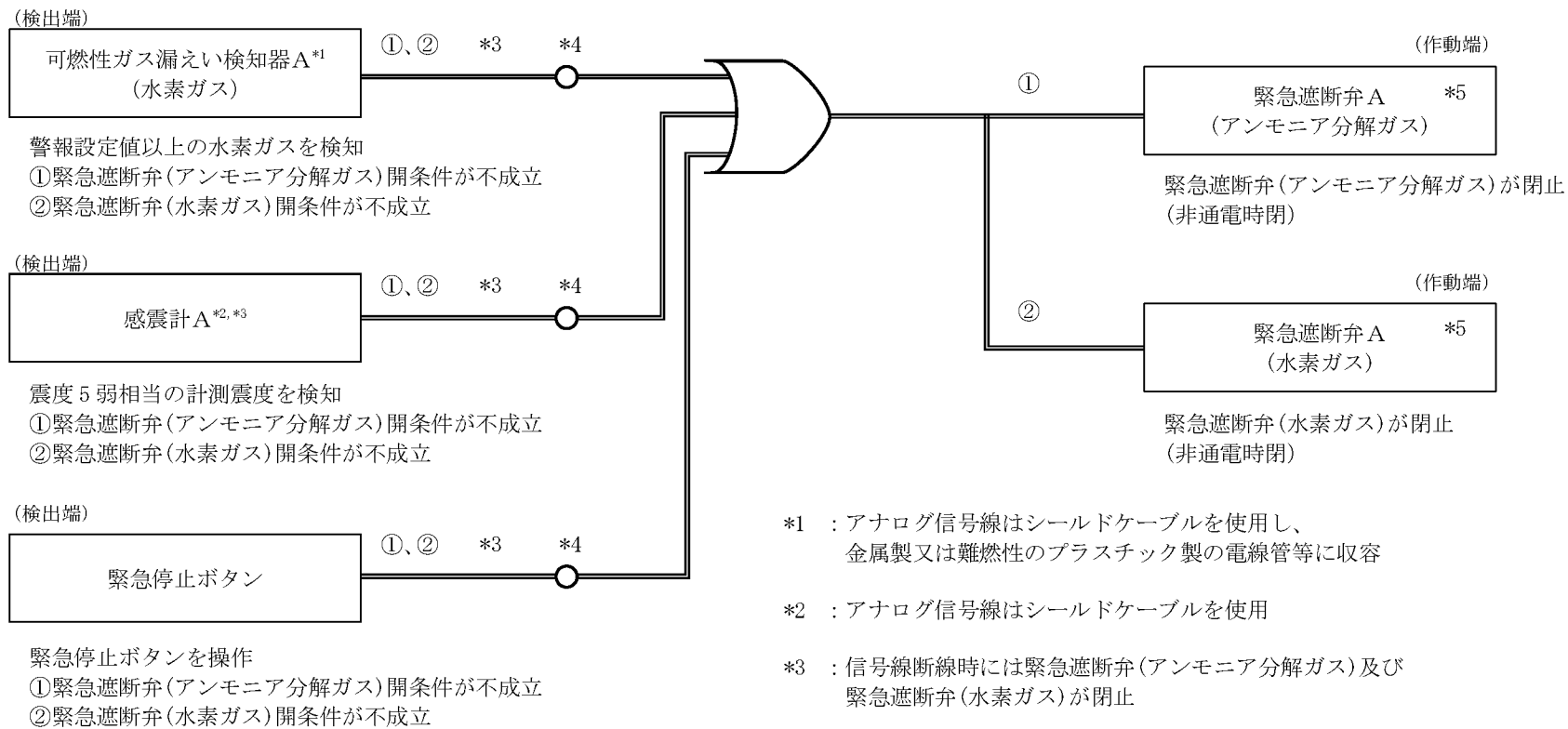
図リ一設一4一9(3) 燃料開発設備 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構 配置図



図リー設-4-9(4) 燃料開発設備 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構 ポンベ架台図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印、 緑色線：配管

(単位 mm)

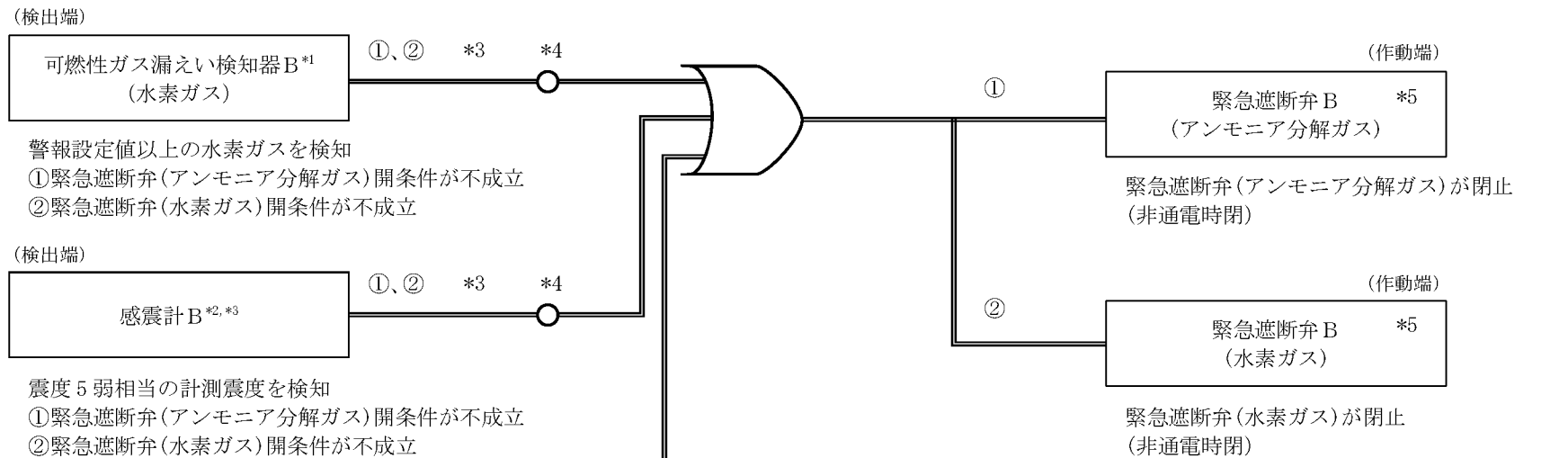


- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に収容
- *2 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- *3 : 信号線断線時には緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)及び緊急遮断弁(水素ガス)が閉止
- *4 : 制御部(メカニカルリレー)
- *5 : 停電時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)及び緊急遮断弁(水素ガス)が閉止
- *6 : 警報設定値以上のアンモニア分解ガス又は水素ガスの漏えいを検知した場合は警報が発報

管理番号	設備・機器名称	機器名
8039-2	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	
8040	緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)	
8042-2	緊急設備 感震計	
8046	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	*6

凡例
 — : 信号線 D : AND回路 D : OR回路

図リー設-4-9(5) 試験開発設備 試験開発炉系統 可燃性ガス緊急遮断 インターロック信号系統図(1/2)



- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に収容
- *2 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- *3 : 信号線断線時には緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)及び緊急遮断弁(水素ガス)が閉止
- *4 : 制御部(メカニカルリレー)
- *5 : 停電時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)及び緊急遮断弁(水素ガス)が閉止
- *6 : 警報設定値以上のアンモニア分解ガス又は水素ガスの漏えいを検知した場合は警報が発報

管理番号	設備・機器名称	機器名
8039-2	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)
8040	緊急設備	緊急遮断弁(水素ガス)
8042-2	緊急設備	感震計
8046	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス) *6

凡例

— : 信号線 D : AND回路 D : OR回路

図リー設-4-9(6) 試験開発設備 試験開発炉系統 可燃性ガス緊急遮断 インターロック信号系統図(2/2)



凡	例	管理番号
■	放送設備 (スピーカ)	{8007-3}
◎	所内携帯電話機 (PHSアンテナ)	{8007-14}

{8007-3}放送設備 (スピーカ) は、第1加工棟の{8007-10}放送設備 (アンプ) に接続する

図リ一他一1 (1) 第1廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (1階、中2階)



凡	例	管理番号
■	放送設備（スピーカ）	{8007-3}
◎	所内携帯電話機（PHSアンテナ）	{8007-14}

{8007-3} 放送設備（スピーカ）は、第1加工棟の{8007-10} 放送設備（アンプ）に接続する

図リ一他一 1（2） 第1廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図（2階、3階）

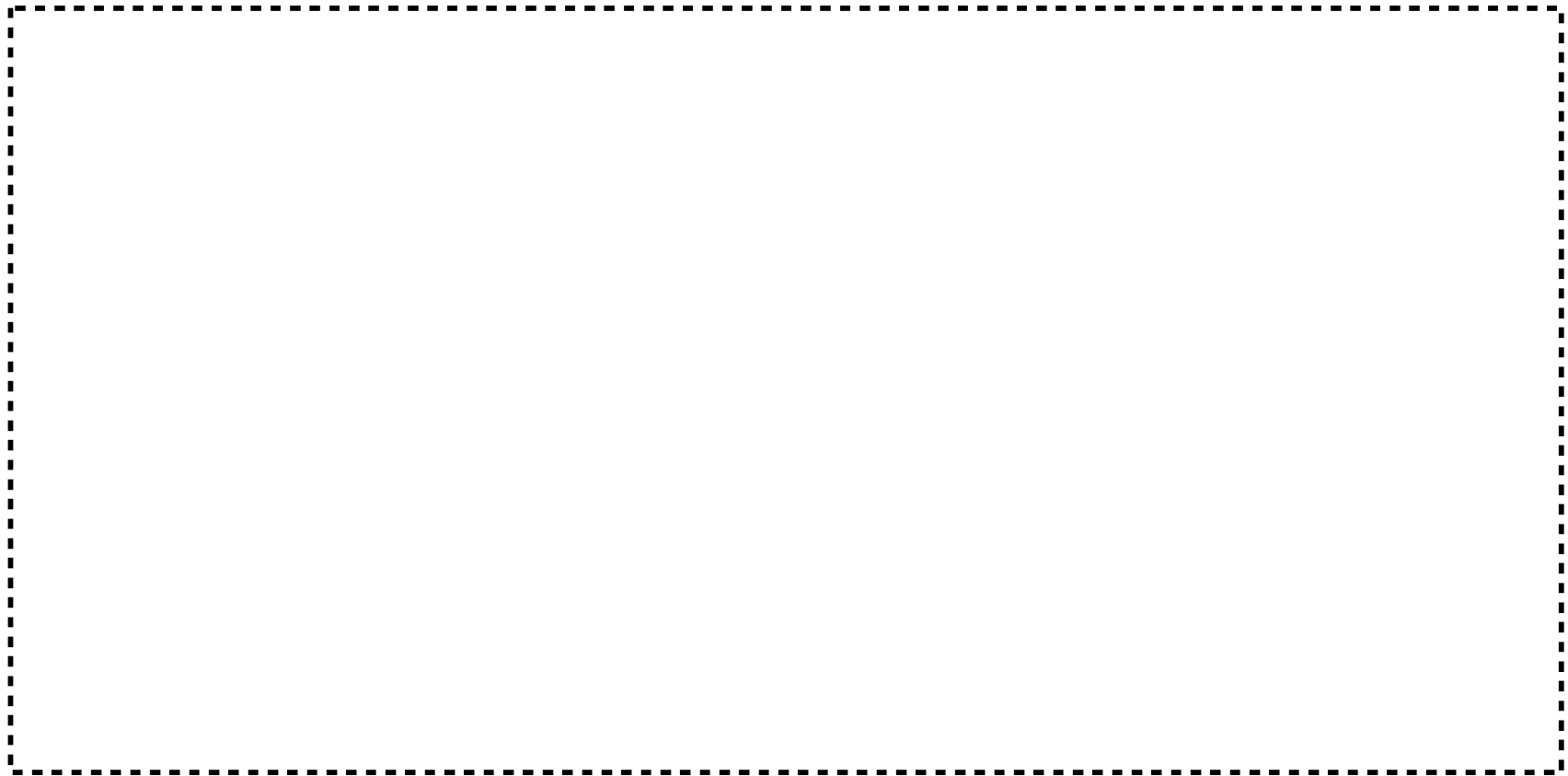


凡 例		管理番号
	熱感知器 (スポット型)	[8009-2]
	煙感知器 (スポット型)	
	発信機	[8009-12]
	受信機	
	警戒区域境界	

地下貯槽ピット内に設置

注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他一 1 (3) 第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図 (1階、中2階)



凡 例		管理番号
	熱感知器 (スポット型)	[8009-2]
	煙感知器 (スポット型)	
	発信機	
	受信機	[8009-12]
	警戒区域境界	

注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他一 1 (4) 第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図 (2階、3階)



凡	例	管理番号
●	ABC粉末消火器 (10型)	[8010-2]
▽	二酸化炭素消火器	

注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。
また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他一 1 (5) 第1廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図 (1階、中2階)



凡	例	管理番号
●	ABC粉末消火器 (10型)	[8010-2]
▽	二酸化炭素消火器	

注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。
また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合があります。

凡 例	管理番号
 非常用照明	{8032}
 誘導灯	{8032-2}
 避難通路	{8031}
 非常口	
 分電盤	

配線用遮断器は上記分電盤内に設置する。

注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他一 1 (7) 第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図 (1階、中2階)



凡 例	管理番号
非常用照明	{8032}
誘導灯	{8032-2}
避難通路	{8031}
非常口	
分電盤	

配線用遮断器は上記分電盤内に設置する。

注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

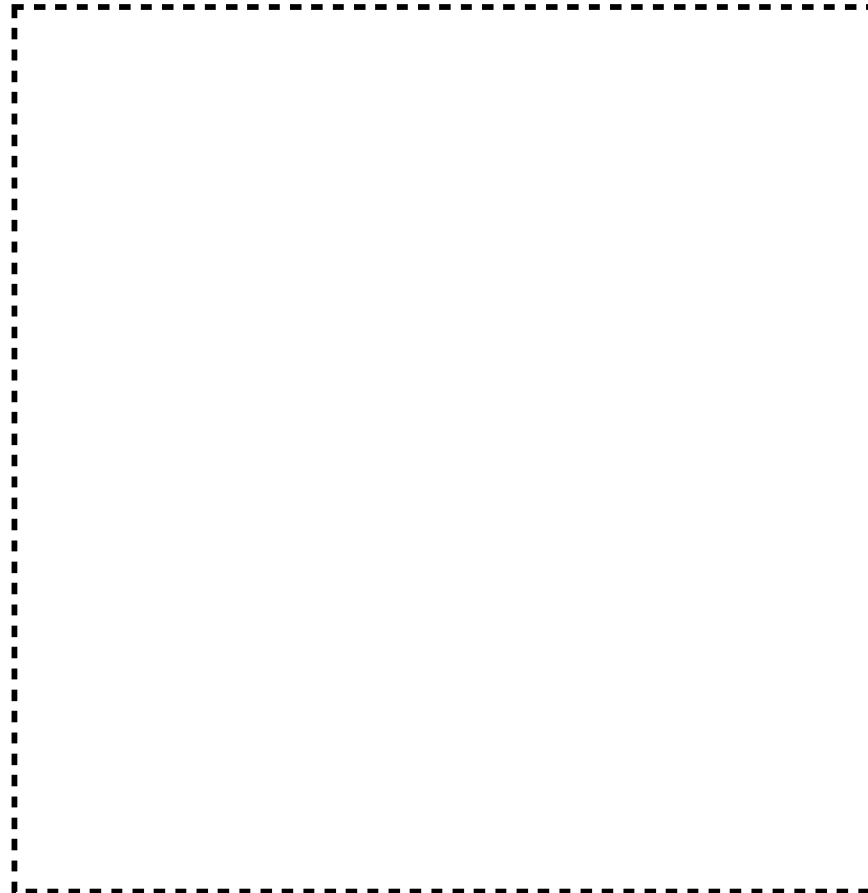
図リ一他一 1 (8) 第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図 (2階、3階)



凡	例	管理番号
◀	放送設備（スピーカー）	{8007-4}
◎	所内携帯電話機（PHSアンテナ）	{8007-14}

{8007-4} 放送設備（スピーカー）は第1加工棟の {8007-10} 放送設備（アンプ）へ接続する
{8007-14} 所内携帯電話機（PHSアンテナ）は第1廃棄物貯蔵棟に設置する

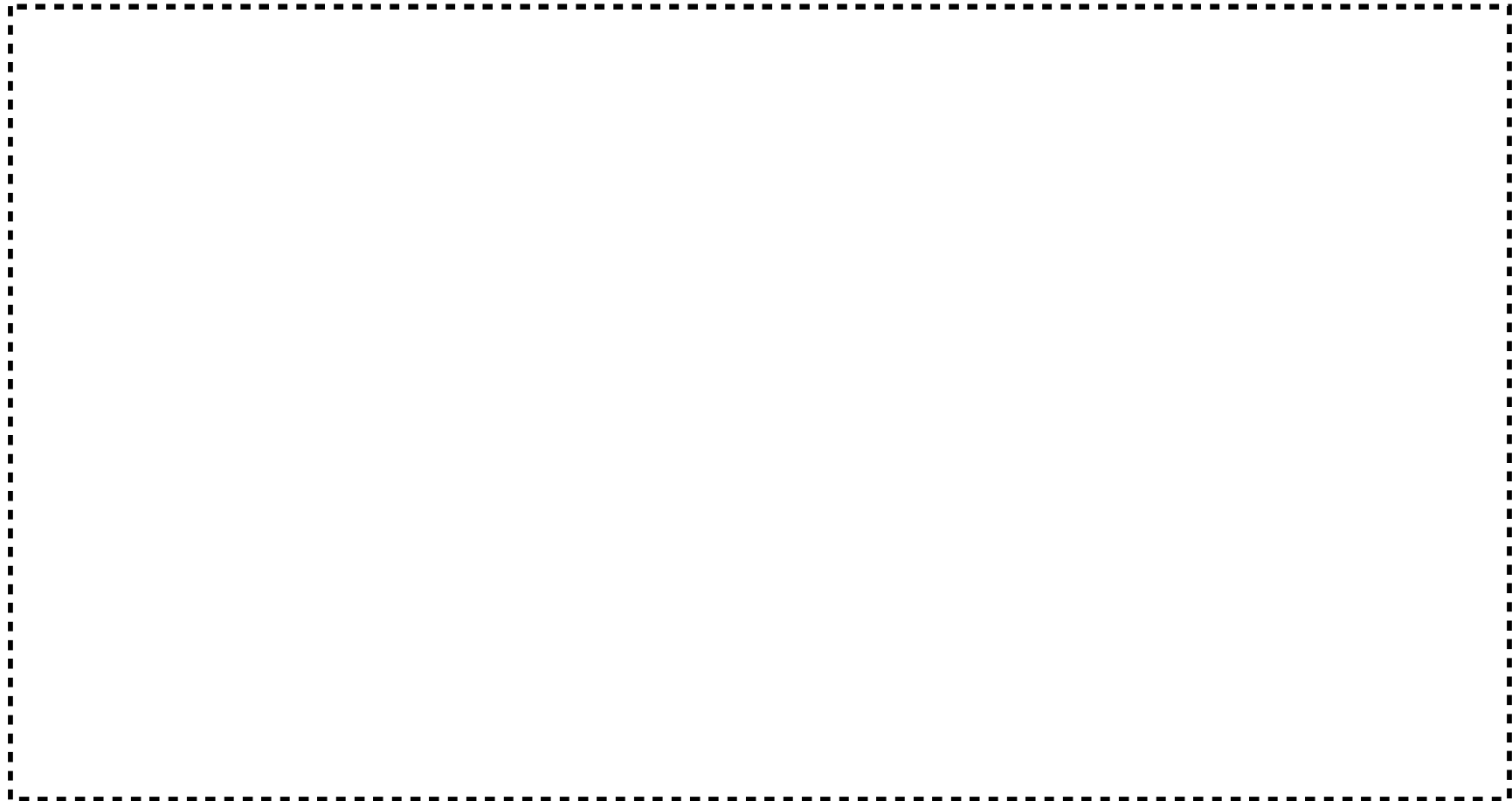
図リ一他一 2（1） 第3廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図（1階、2階）



凡 例		管理番号
◀	放送設備（スピーカー）	{8007-4}
◎	所内携帯電話機（PHSアンテナ）	{8007-14}

{8007-4} 放送設備（スピーカー）は第1加工棟の{8007-10} 放送設備（アンプ）へ接続する
 {8007-14} 所内携帯電話機（PHSアンテナ）は第1廃棄物貯蔵棟に設置する

図リ一他一 2（2） 第3廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図（3階）

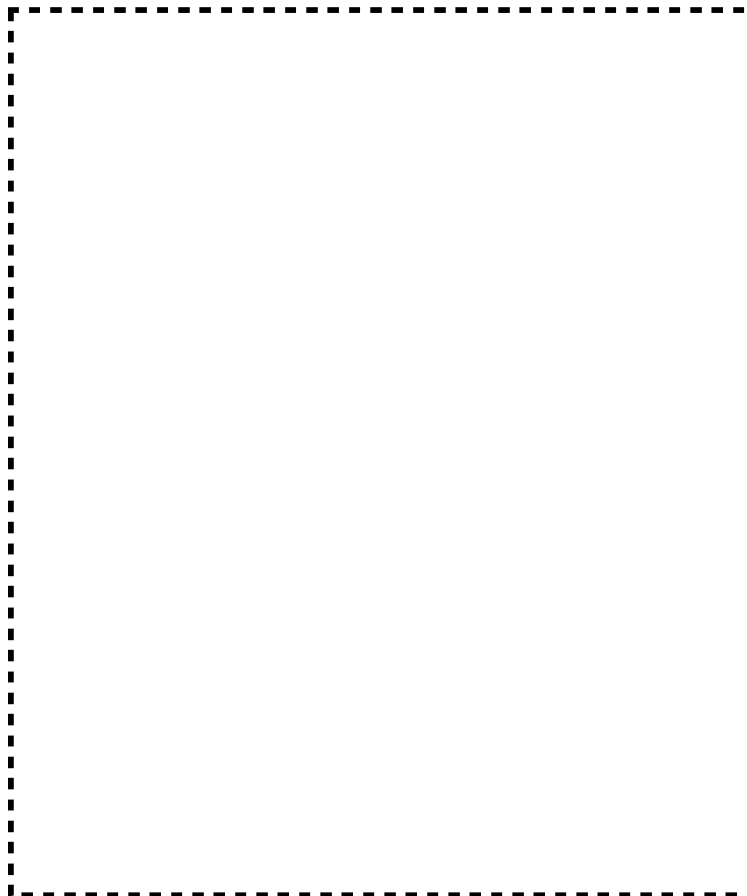


凡 例		管理番号
☉	熱感知器 (スポット型)	{8009-3}
☒	煙感知器 (スポット型)	
Ⓟ	発信機	{8009-13}
☒	受信機	

警戒区域は各階に一つ

注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他一 2 (3) 第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図 (1階、2階)



凡 例		管理番号
⊖	熱感知器 (スポット型)	[8009-3]
Ⓢ	煙感知器 (スポット型)	
Ⓟ	発信機	
ⓧ	受信機	[8009-13]

警戒区域は各階に一つ

注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他一 2 (4) 第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図 (3階)



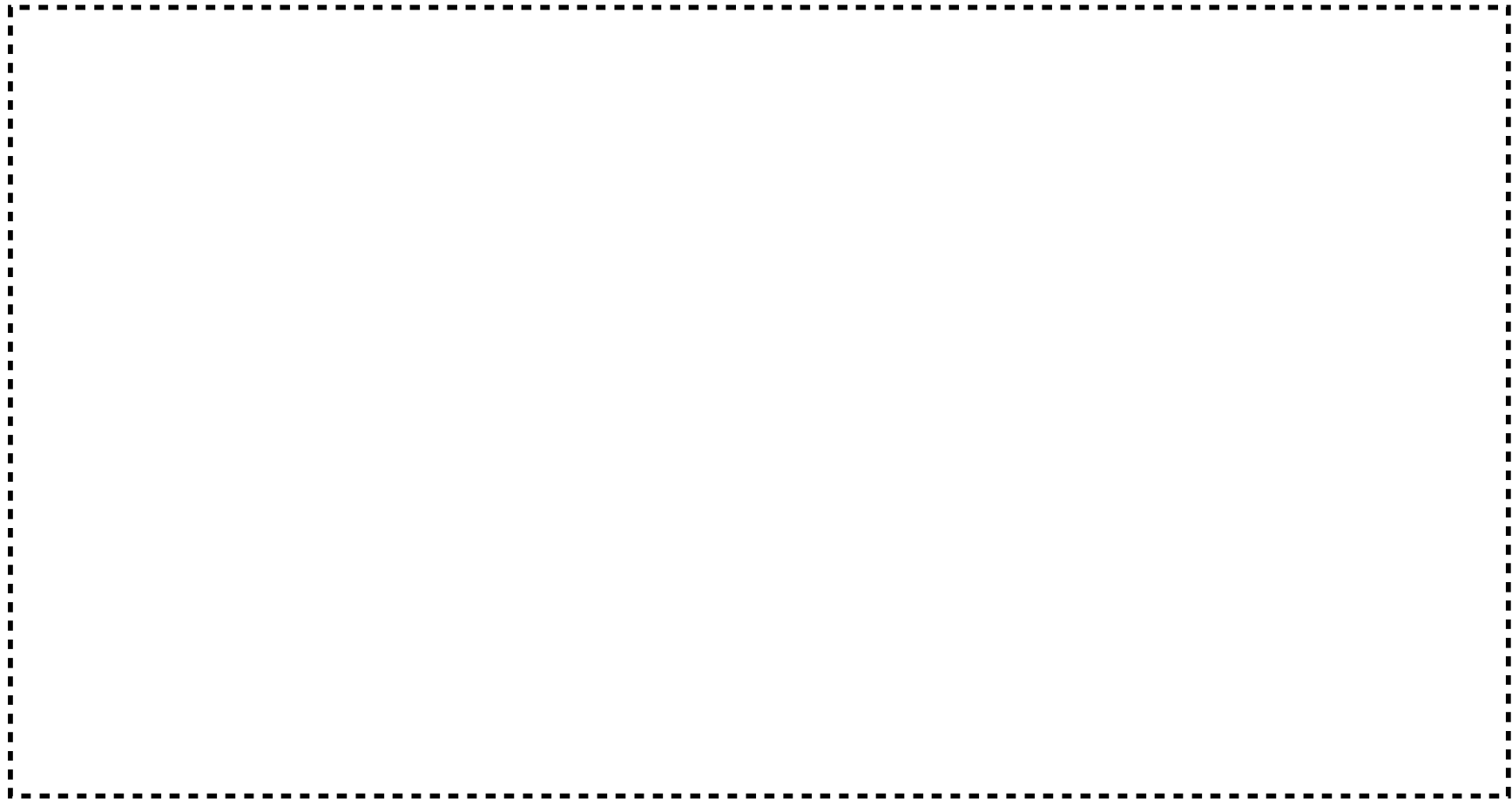
注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。
また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合があります。

図リ一他一 2 (5) 第3廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図 (1階、2階)



注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。
また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合があります。

図リ一他一2(6) 第3廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(3階)



凡	例	管理番号
	非常用照明	{8036}
	誘導灯	{8036-2}
	避難通路	{8033}
	非常口	
	分電盤	

配線用遮断器は上記分電盤内に設置する。

注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。
また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合があります。

図リ一他一 2 (7) 第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図 (1階、2階)



凡 例	管理番号
非常用照明	{8036}
誘導灯	{8036-2}
避難通路	{8033}
非常口	
分電盤	

配線用遮断器は上記分電盤内に設置する。

注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他一 2 (8) 第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図 (3階)



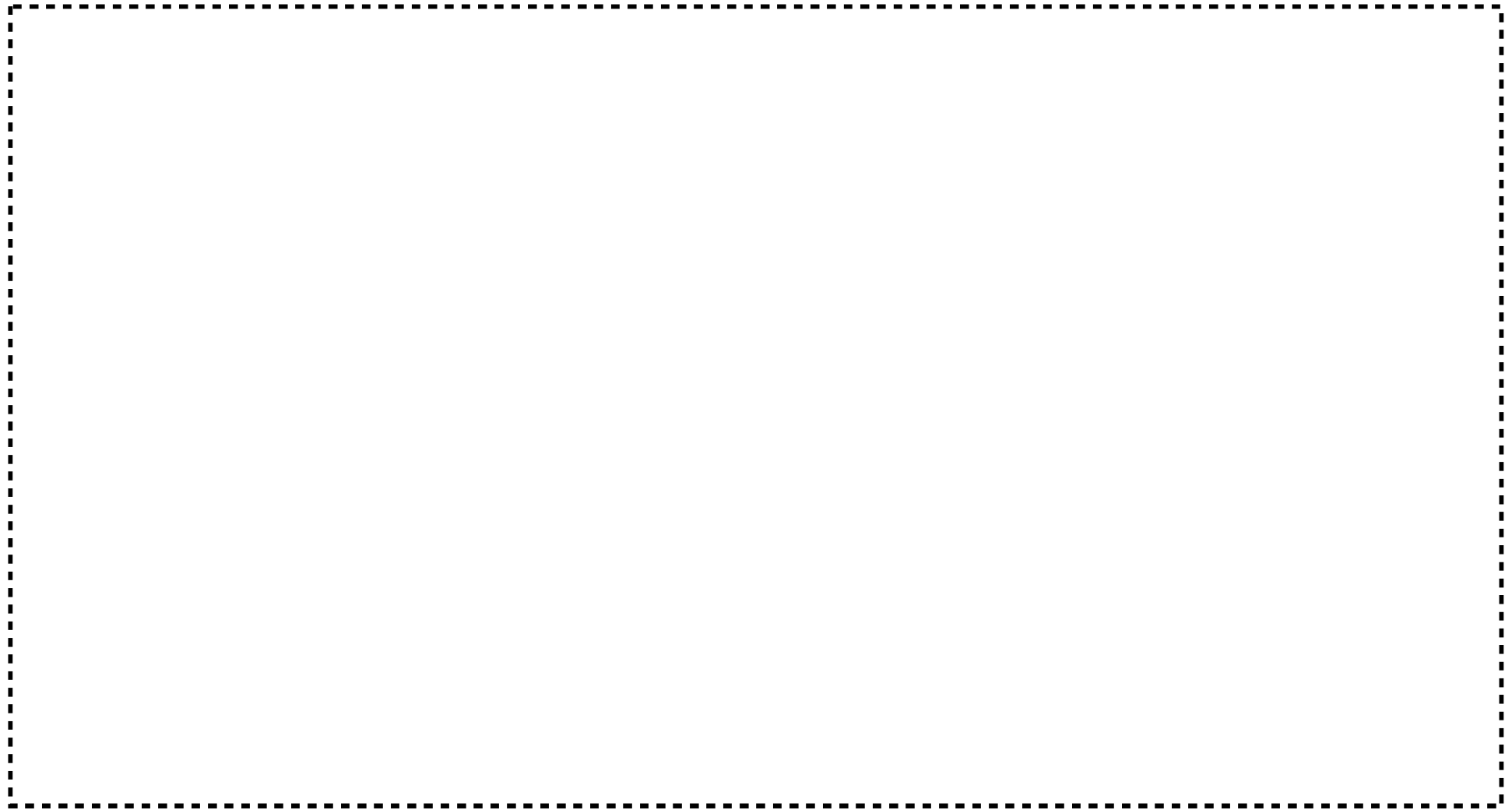
注：誘導灯、熱感知器、消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

凡 例							
緊急設備		避難通路等		火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）		消火設備 消火器	
→	避難通路 {8035-2}	●	非常用照明 {8038-5}	☺ ☺	熱感知器（スポット型） {8009-8} (*2) (*3)	●	ABC粉末消火器(10型) {8010-7}
◐	非常口 {8035-2}	⊗	誘導灯 {8038-6}				放送設備（スピーカ） {8007-15} (*4)
		◑	分電盤 (*1)				所内携帯電話機（PHSアンテナ） {8007-14} (*5)



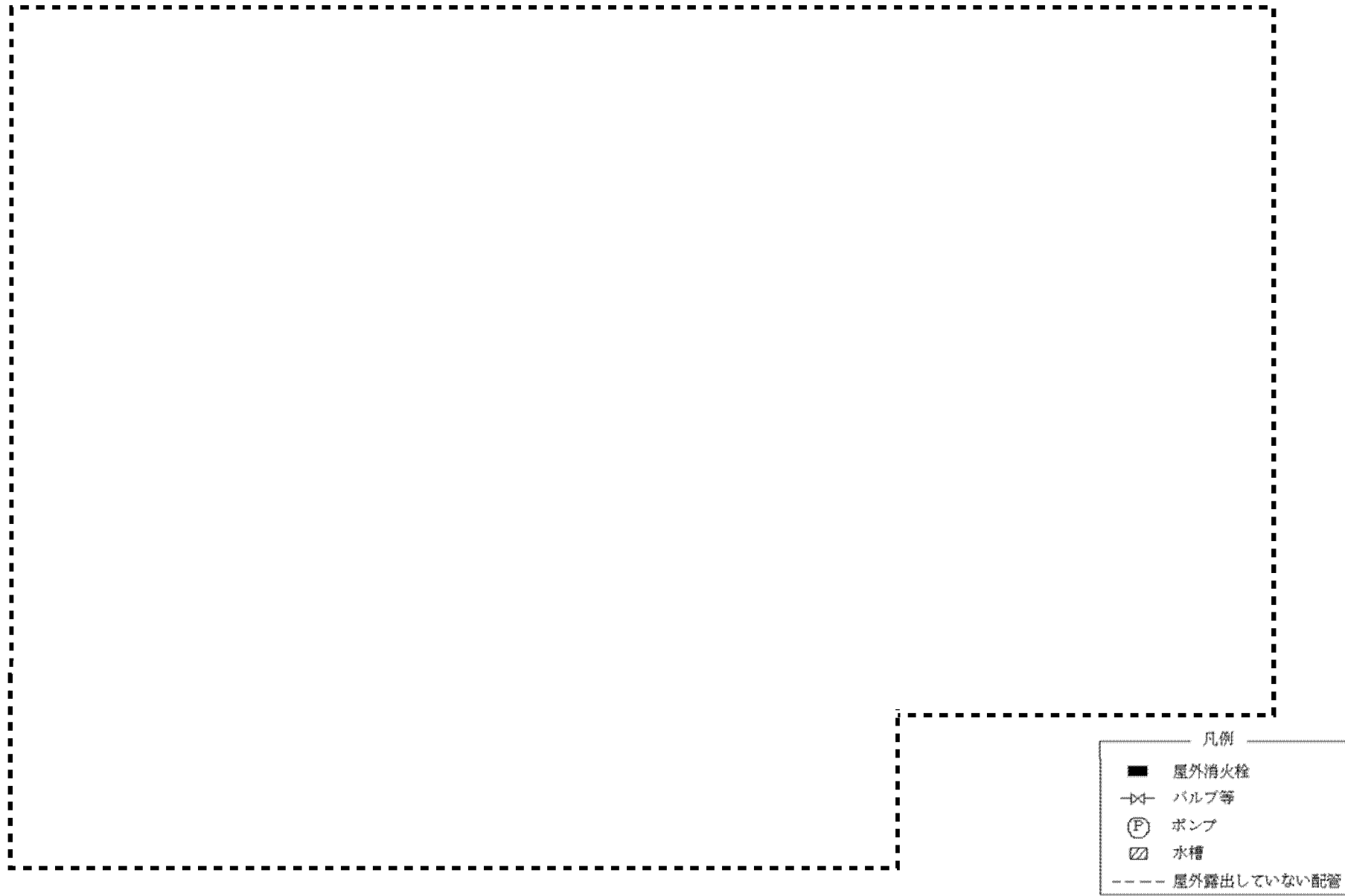
図リー他ー 3 発電機・ポンプ棟 緊急設備等 配置図

1952



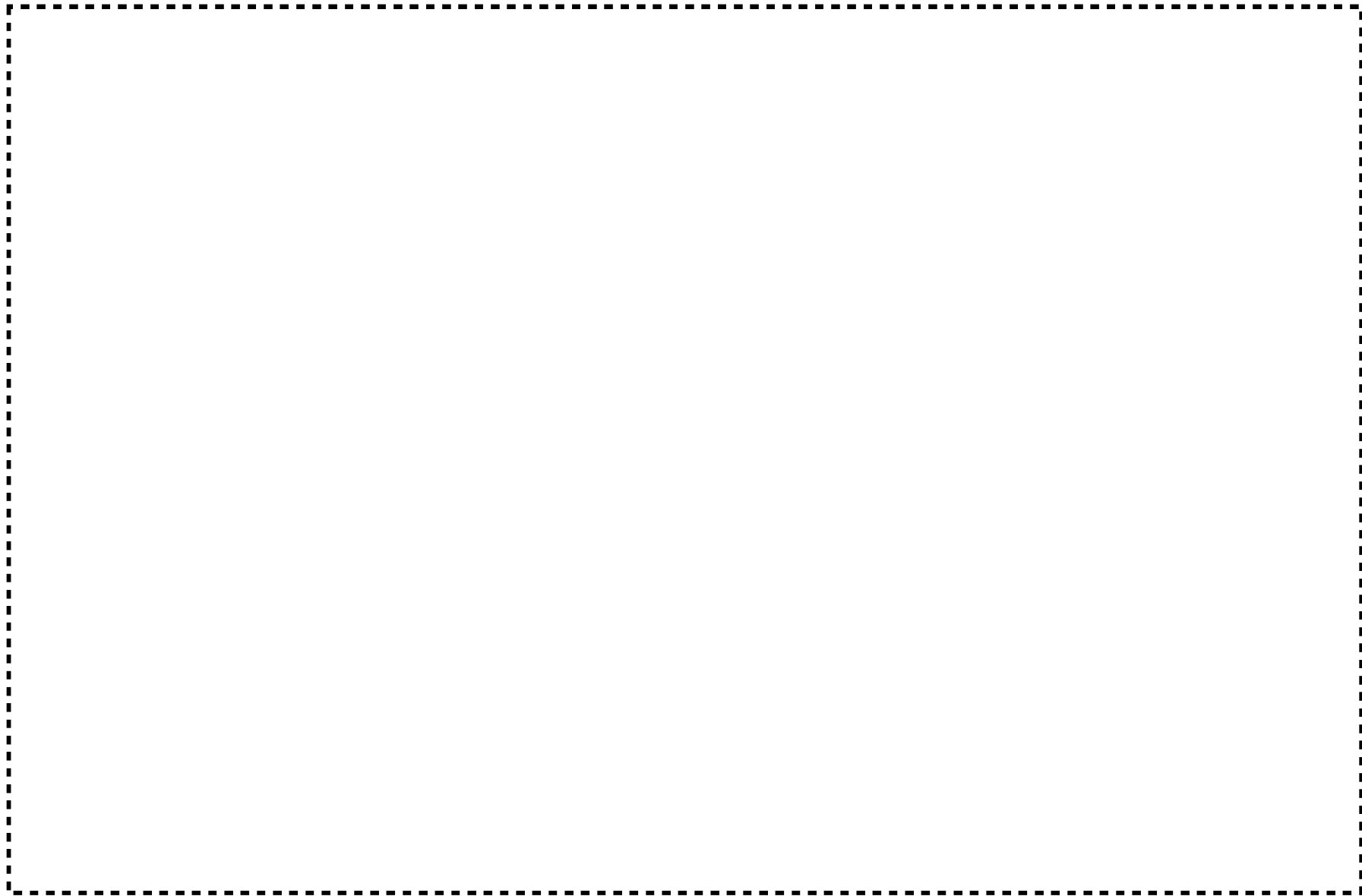
1 階 平 面 図

図リ一他一4 消火設備 自動式の消火設備 配置図



図リ一他一5 (1) 消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 消火警戒区域図

1954



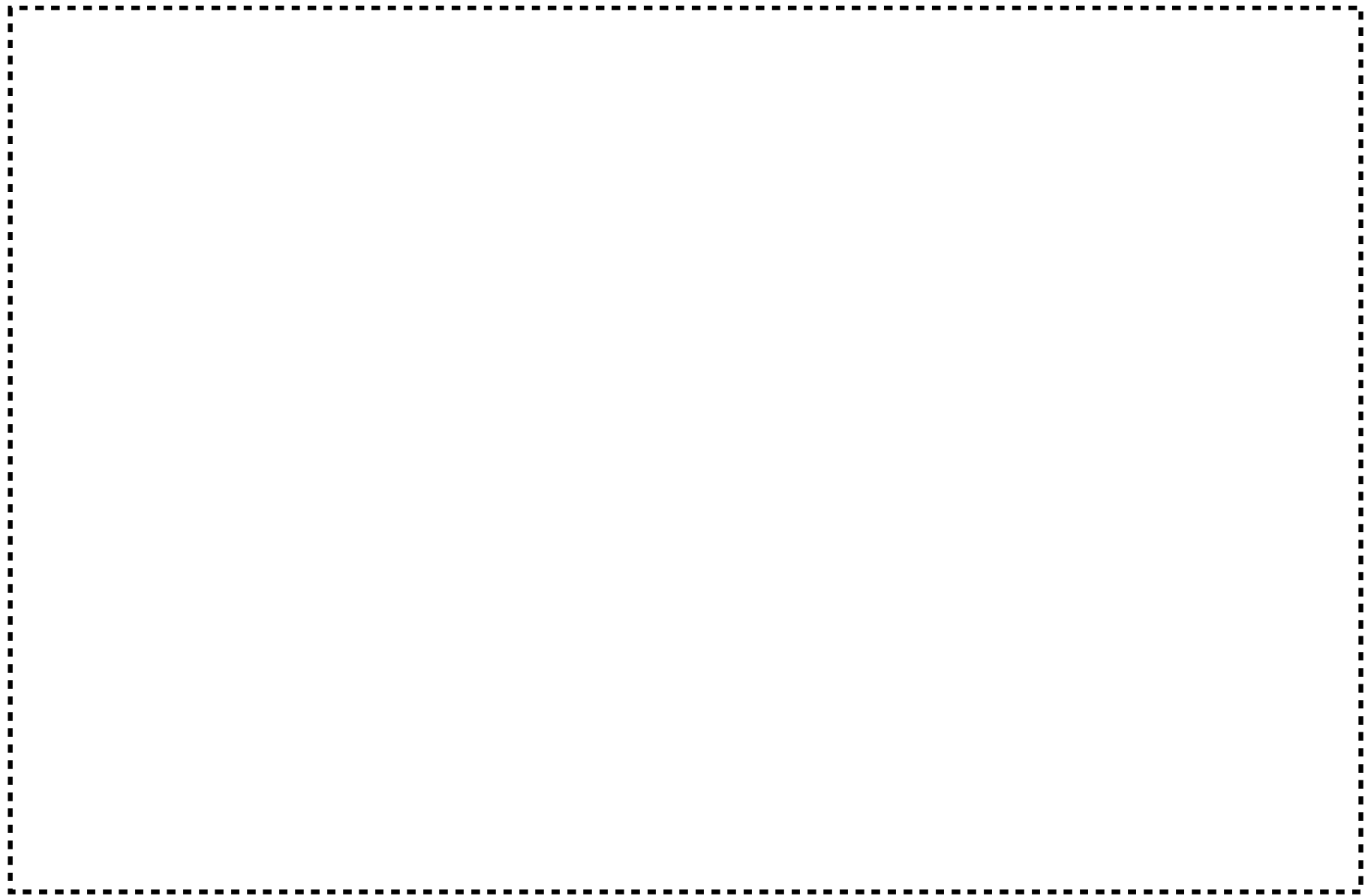
図リ一他一5(2) 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(1階) 消火警戒区域図

1955



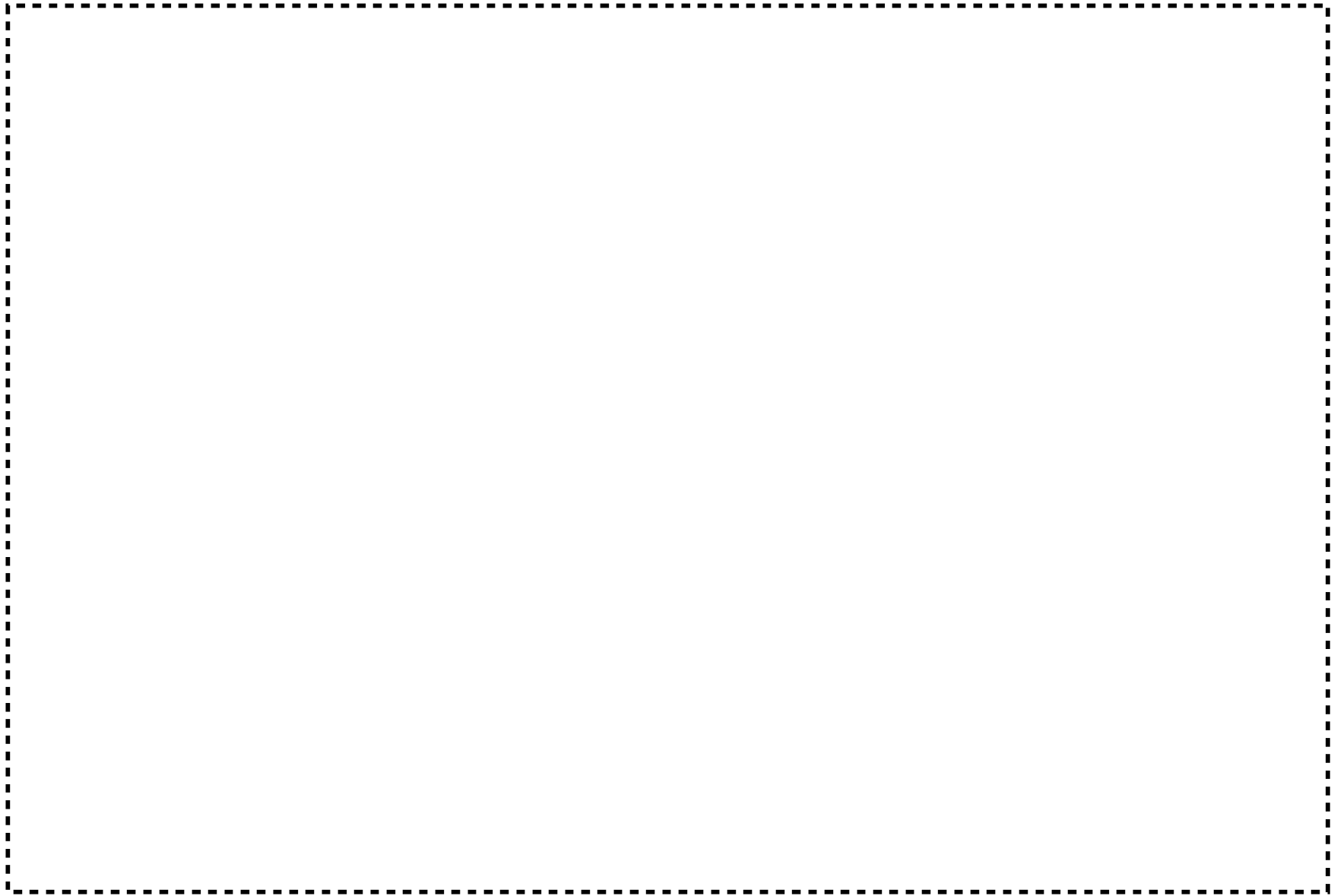
図リ一他一5（3） 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟（中2階） 消火警戒区域図

1956



図リ一他一5 (4) 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟 (2階) 消火警戒区域図

1957



図リ一他一5 (5) 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟 (3階) 消火警戒区域図

1958

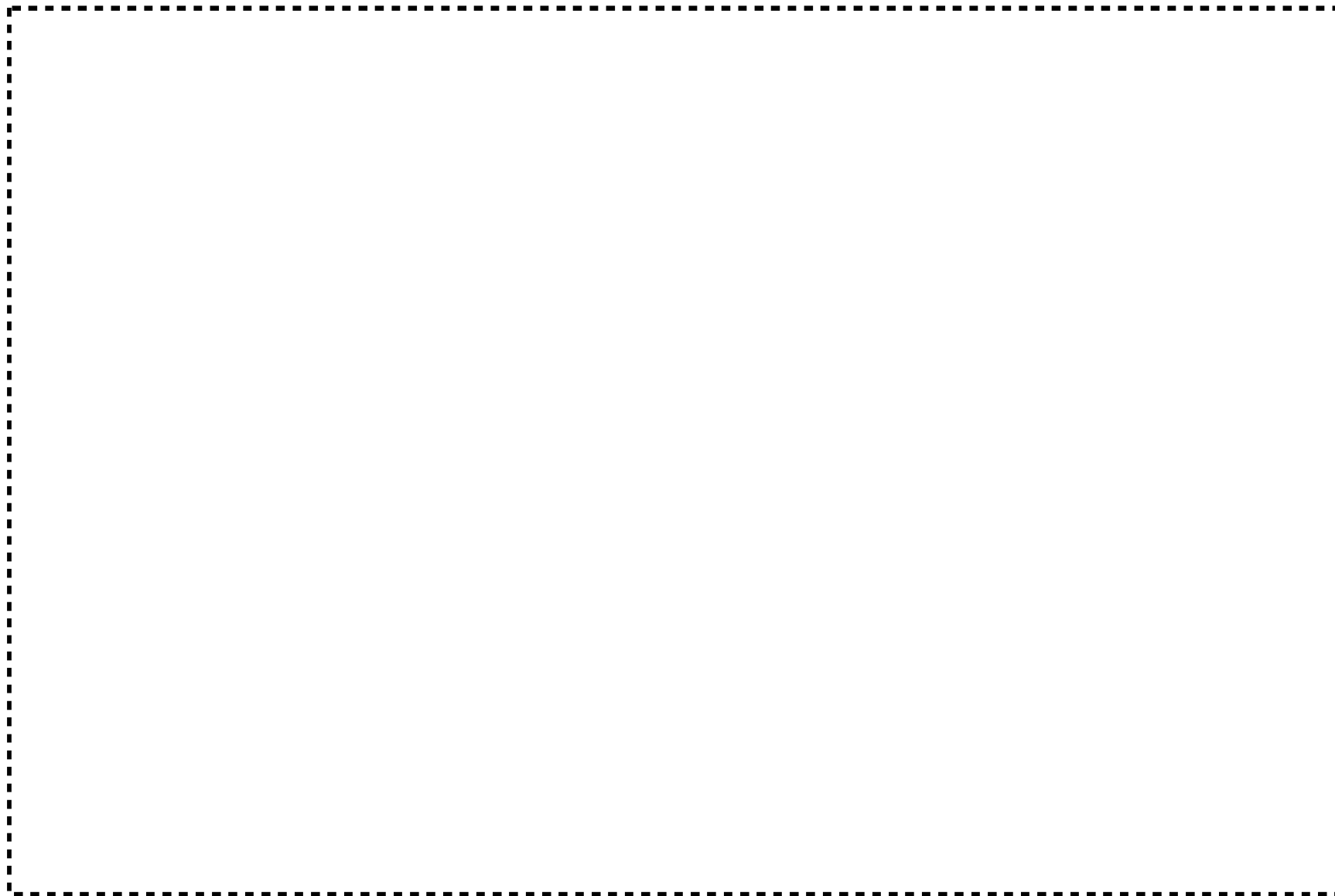


図リ一他一5(6) 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(4階) 消火警戒区域図



図リ一他一5 (7) 消火栓配管 屋外 配管図

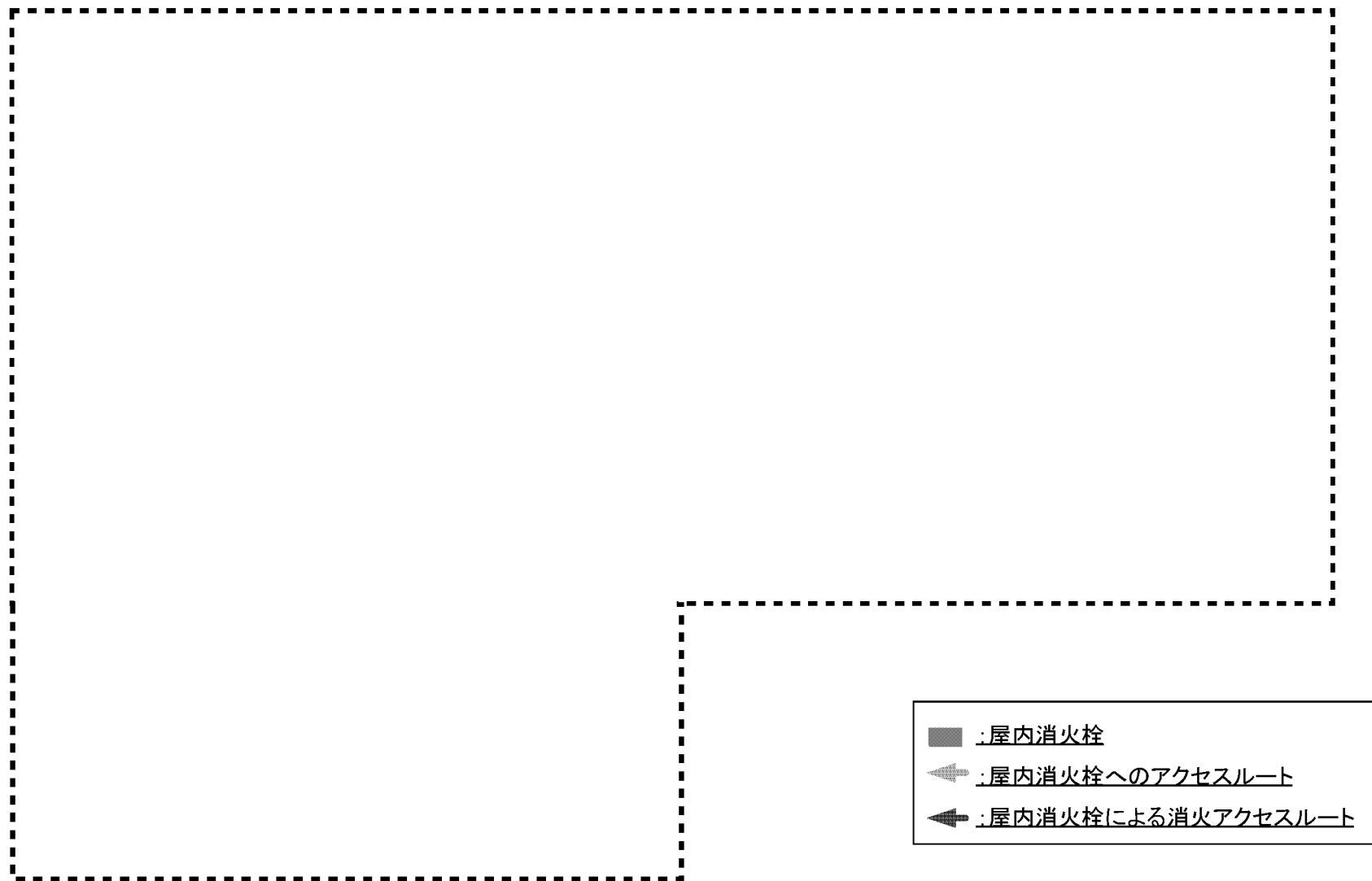
1960



図リ一他一5 (8) 消火栓配管 第2加工棟内 配管図



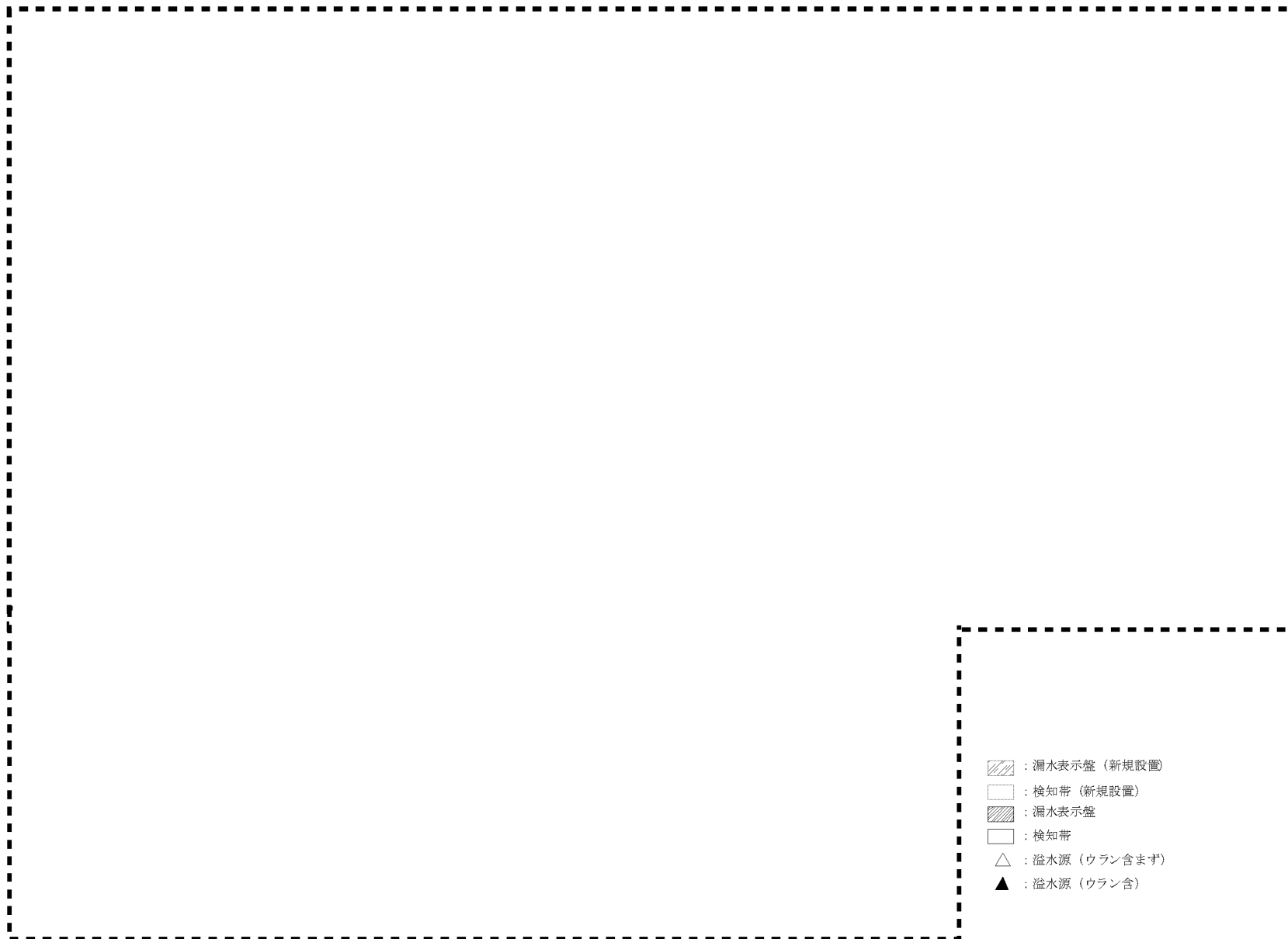
図リ一他一5 (9) 消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 アクセスルート図









図リ一他一5 (10) 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟 アクセスルート図



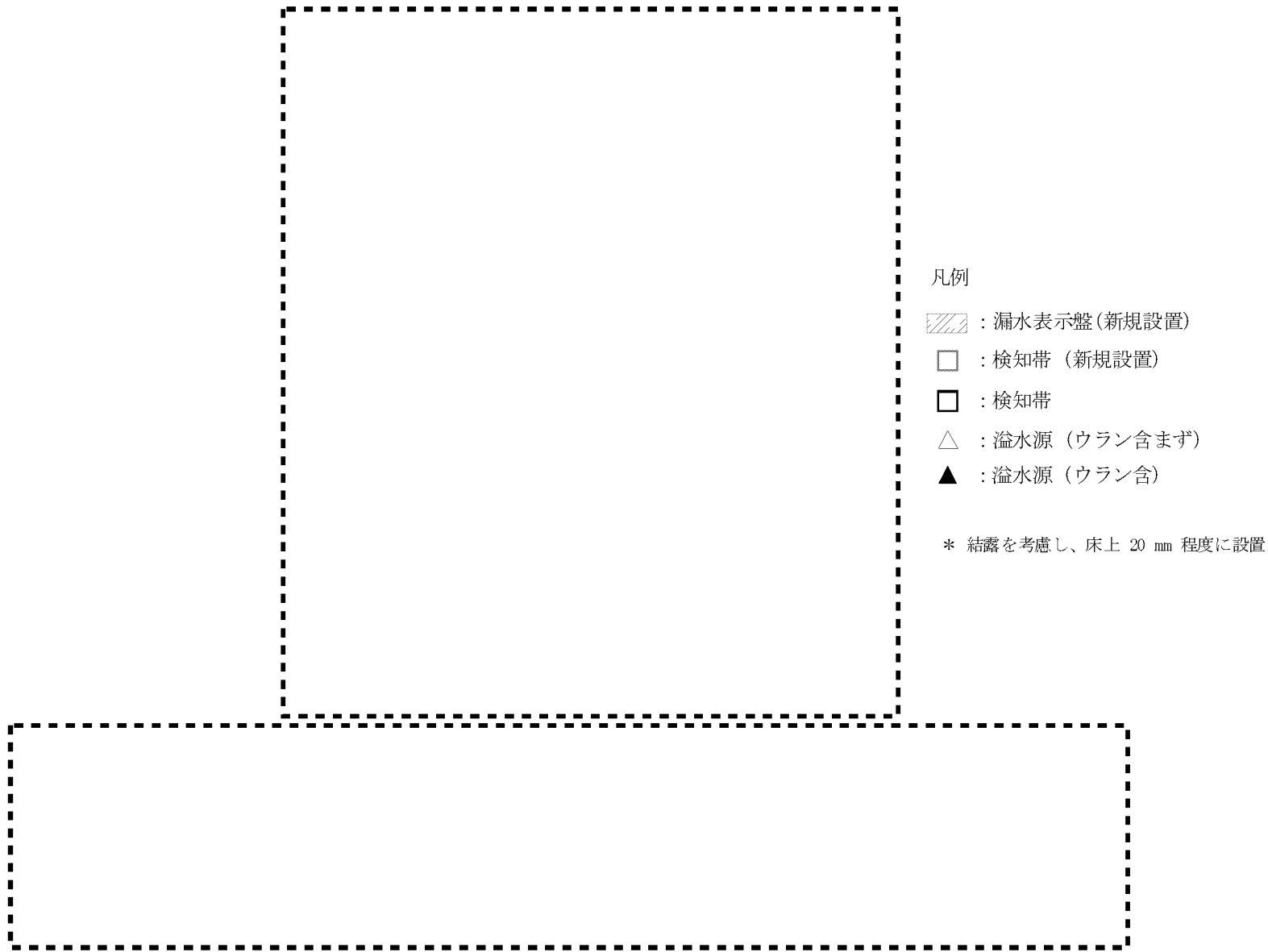
図リ一他一5 (1 1) 消火設備 可搬消防ポンプ 配置図



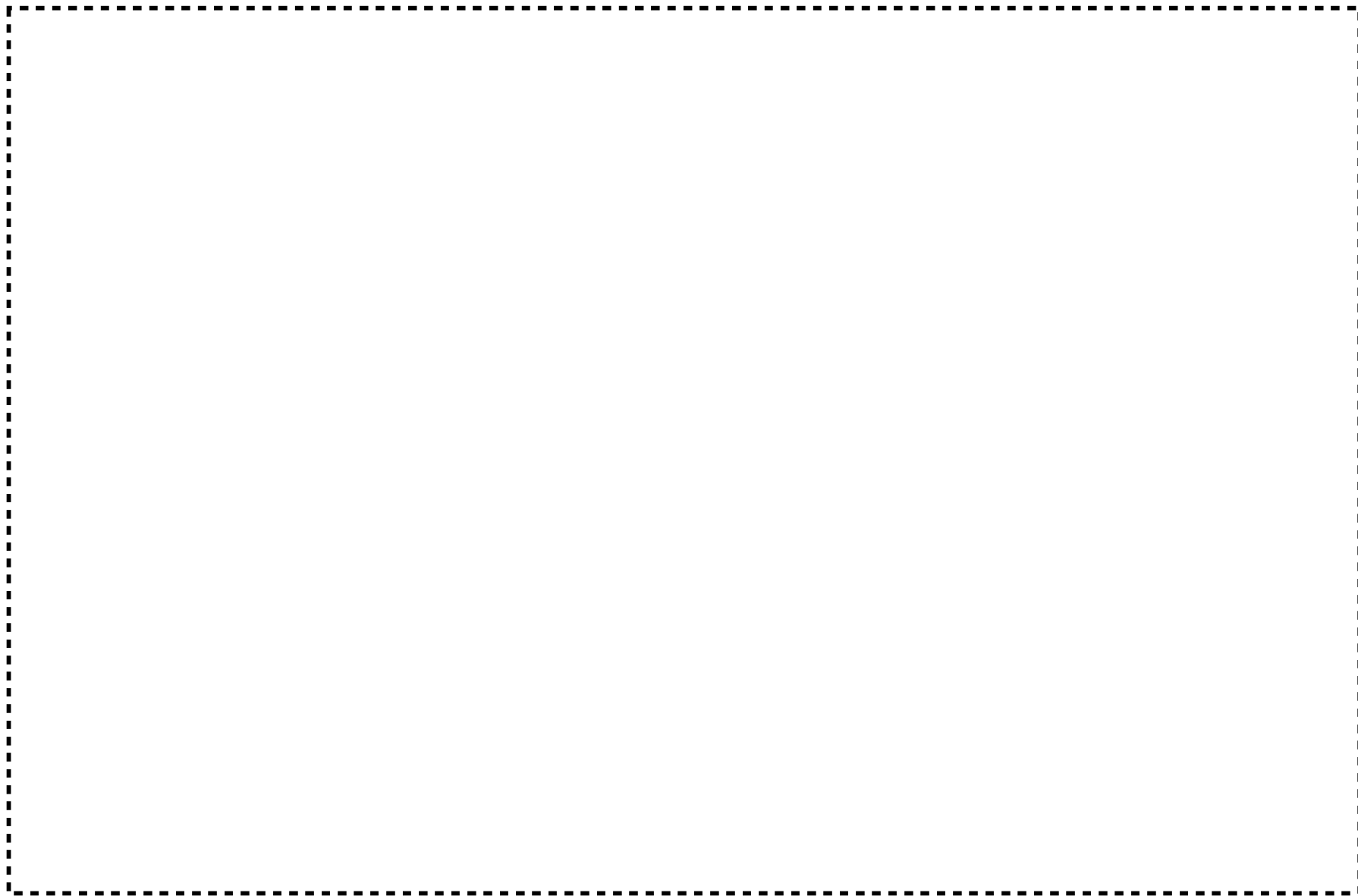
-  : 漏水表示盤 (新規設置)
-  : 検知帯 (新規設置)
-  : 漏水表示盤
-  : 検知帯
-  : 溢水源 (ウラン含まず)
-  : 溢水源 (ウラン含)

図リ一他一6 (1) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 配置図 (1 / 2)

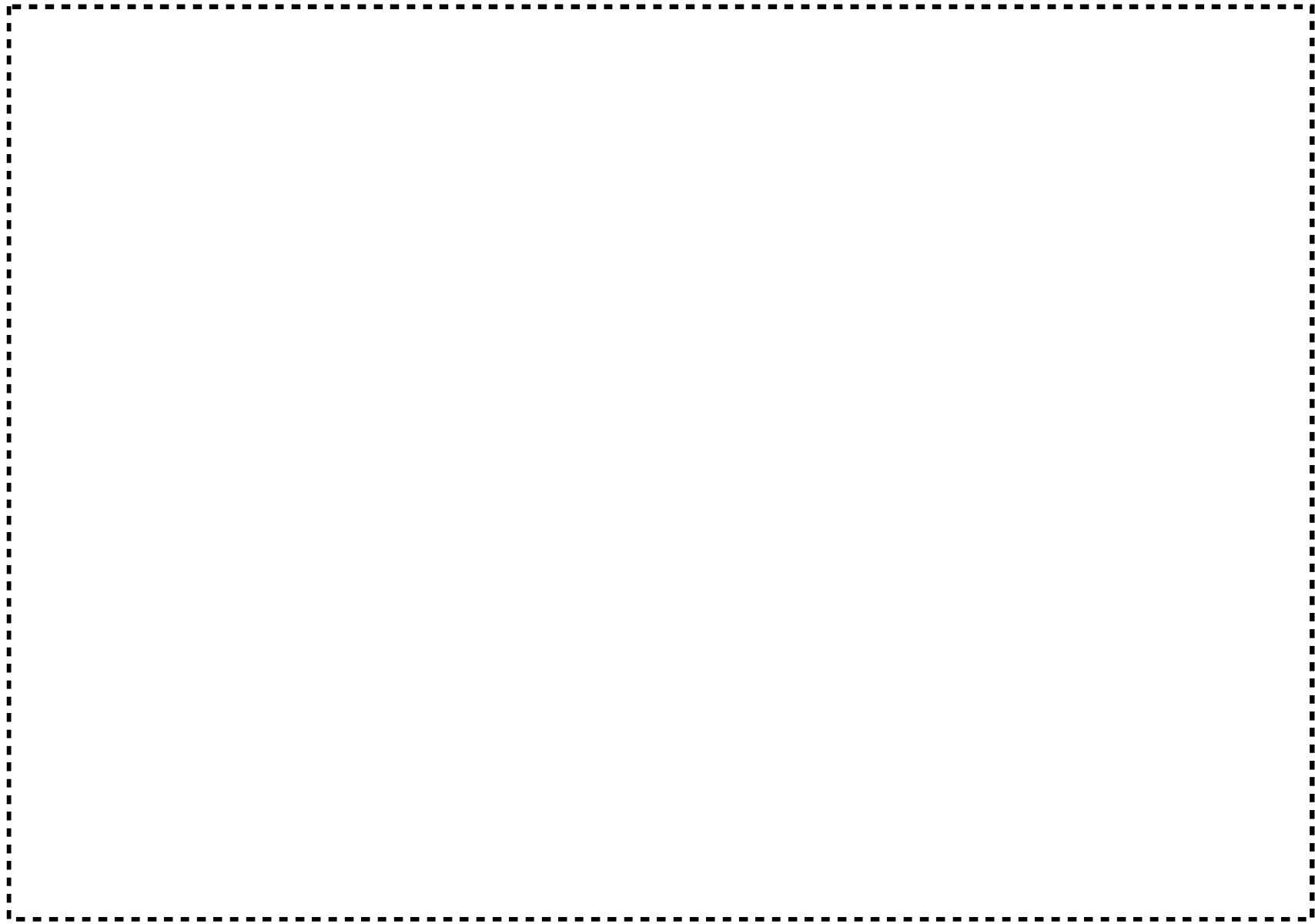
図リ-他-6 (1) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 配置図 (2/2)



図リ一他一6(2) 緊急設備 漏水検知器 第1廃棄物貯蔵棟 配置図



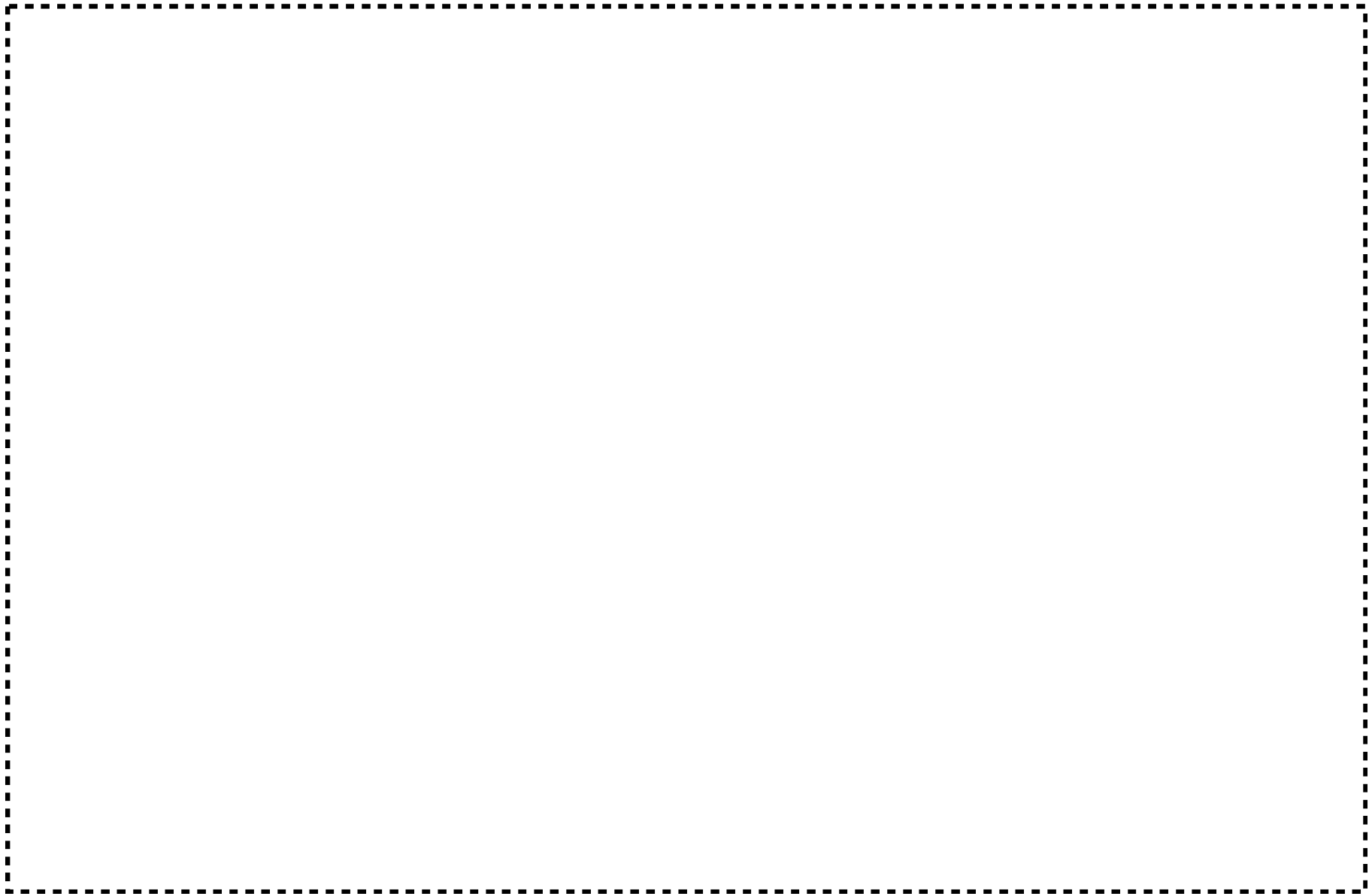
図リ一他一7 (1) 緊急設備 感震計、緊急設備 緊急遮断弁、緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 敷地配置図



図リ一他一7(2) 緊急設備 感震計 配置図

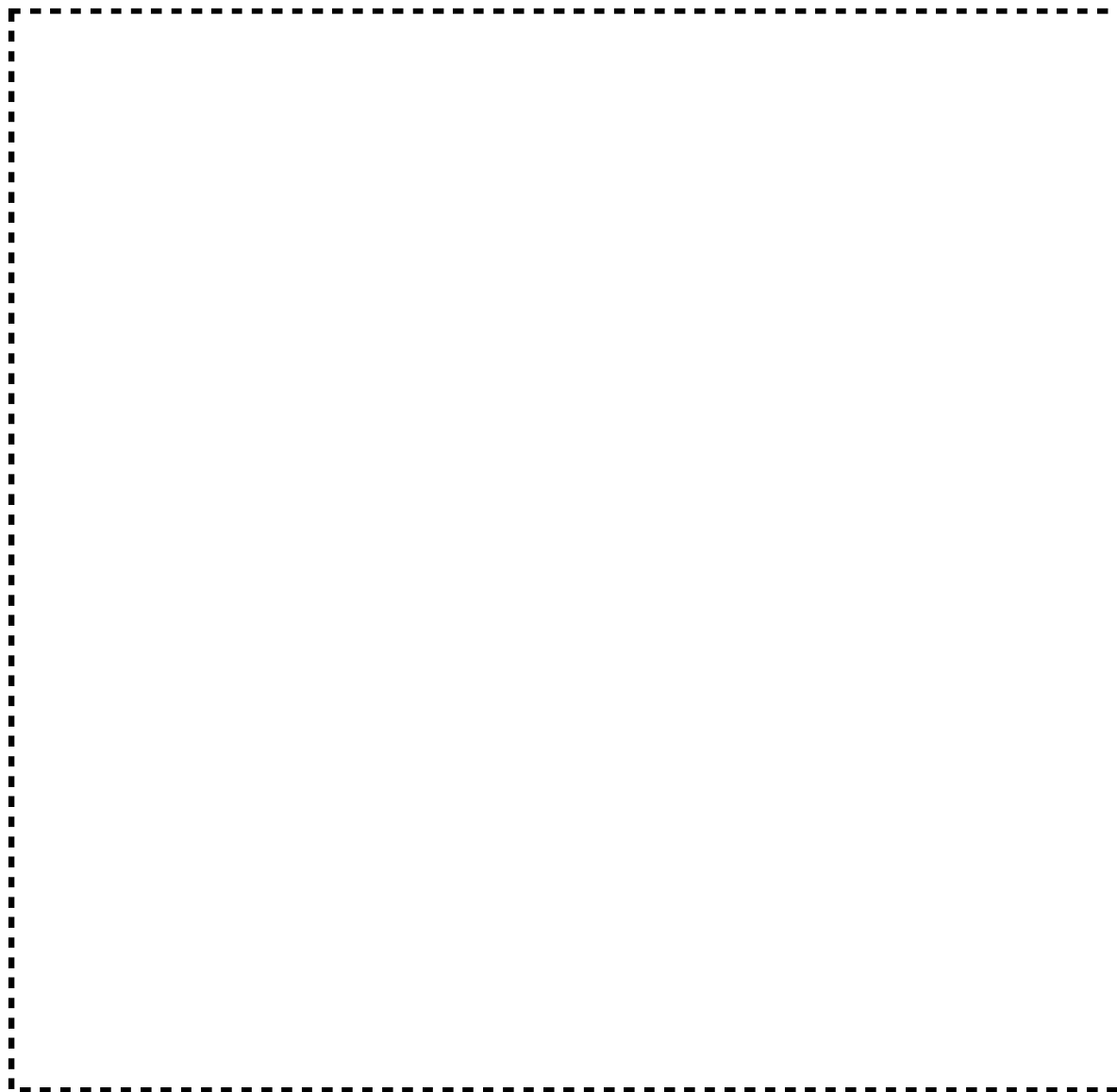
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位 mm)



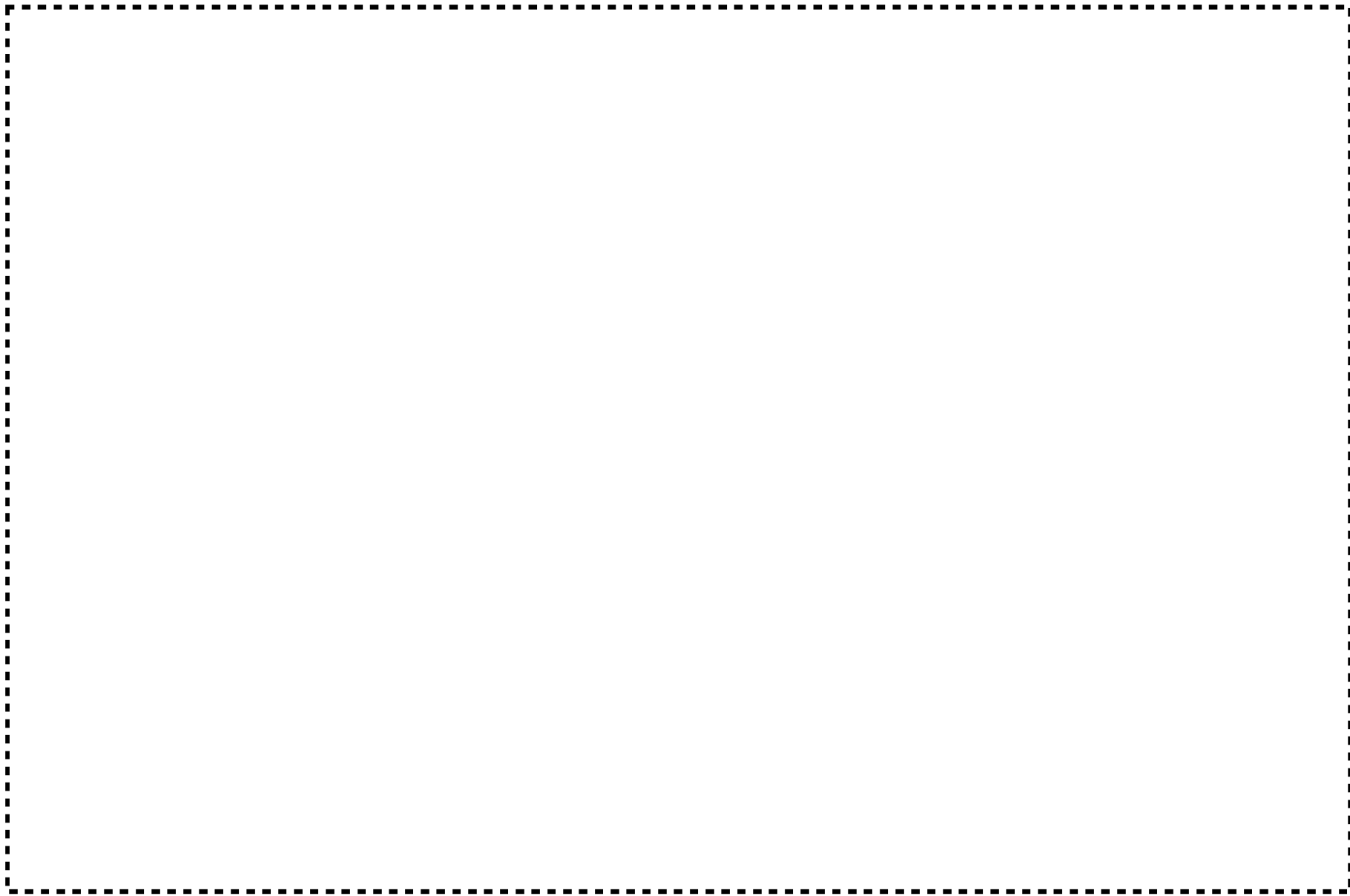
図リ一他一7(3) 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス、プロパンガス) (連続焼結炉 No. 2-1) 配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線：配管



図リ一他一 7 (4) 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) (連続焼結炉 No. 2-1) 操作架台図

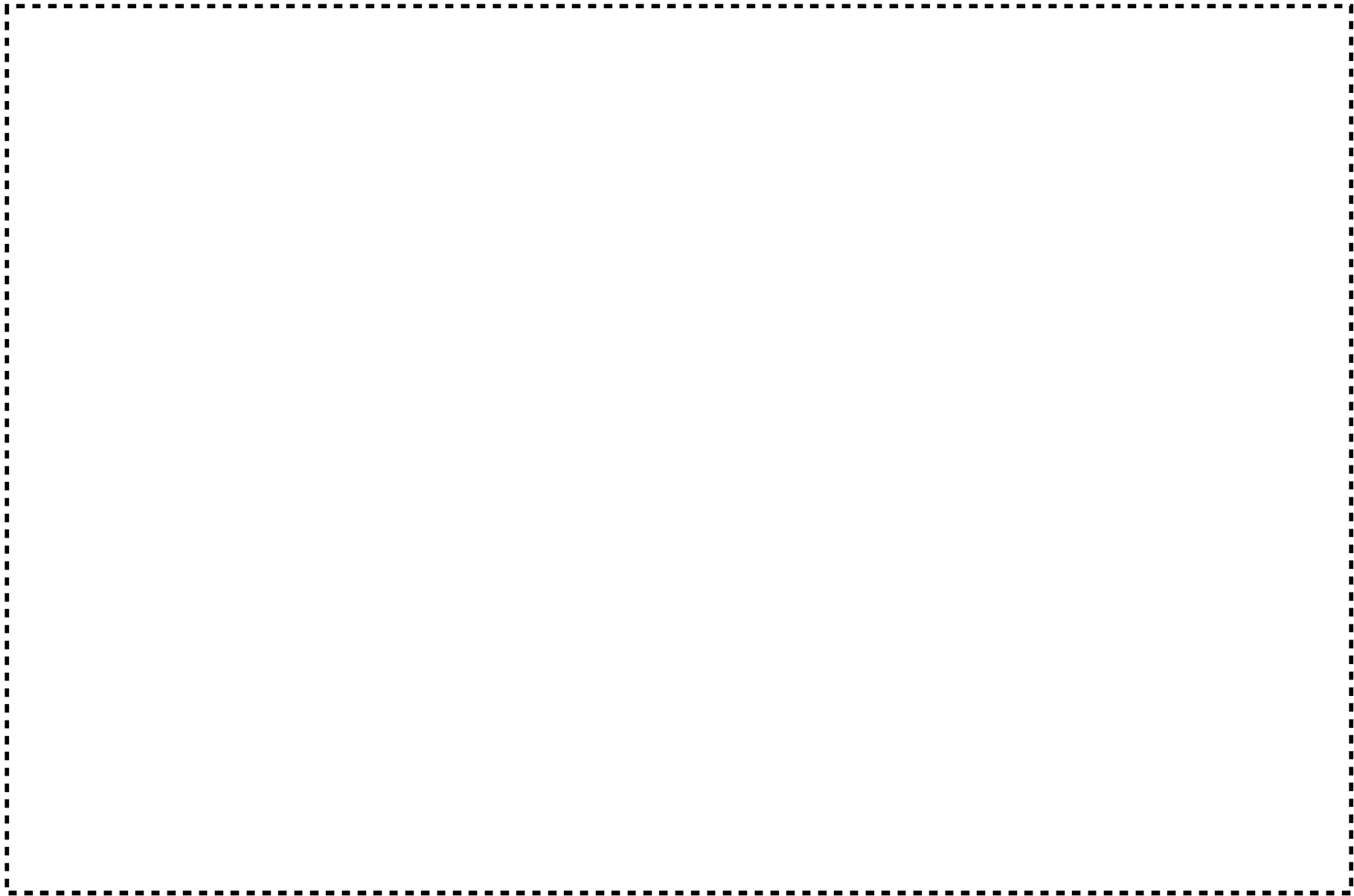
赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線 : 配管 (単位 mm)



図リ一他一7(5) 緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス) (連続焼結炉 No. 2-1) 操作架台図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線：配管

(単位 mm)



図リ一他一7 (6) 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス、水素ガス) (試験開発炉) 配置図

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線 : 配管

(単位 mm)

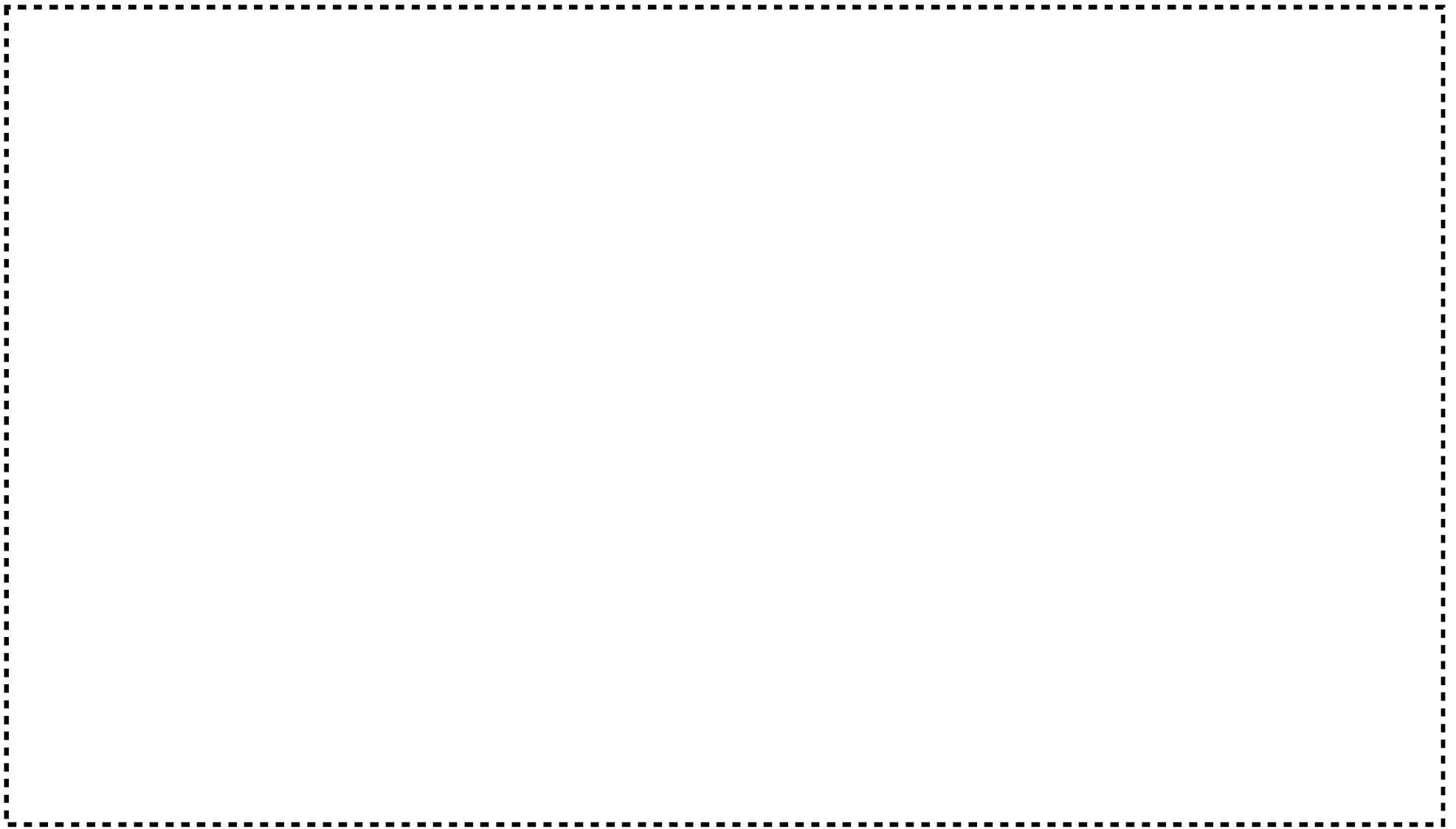


図リ一他一7 (7) 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) (試験開発炉) 操作架台図

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線 : 配管

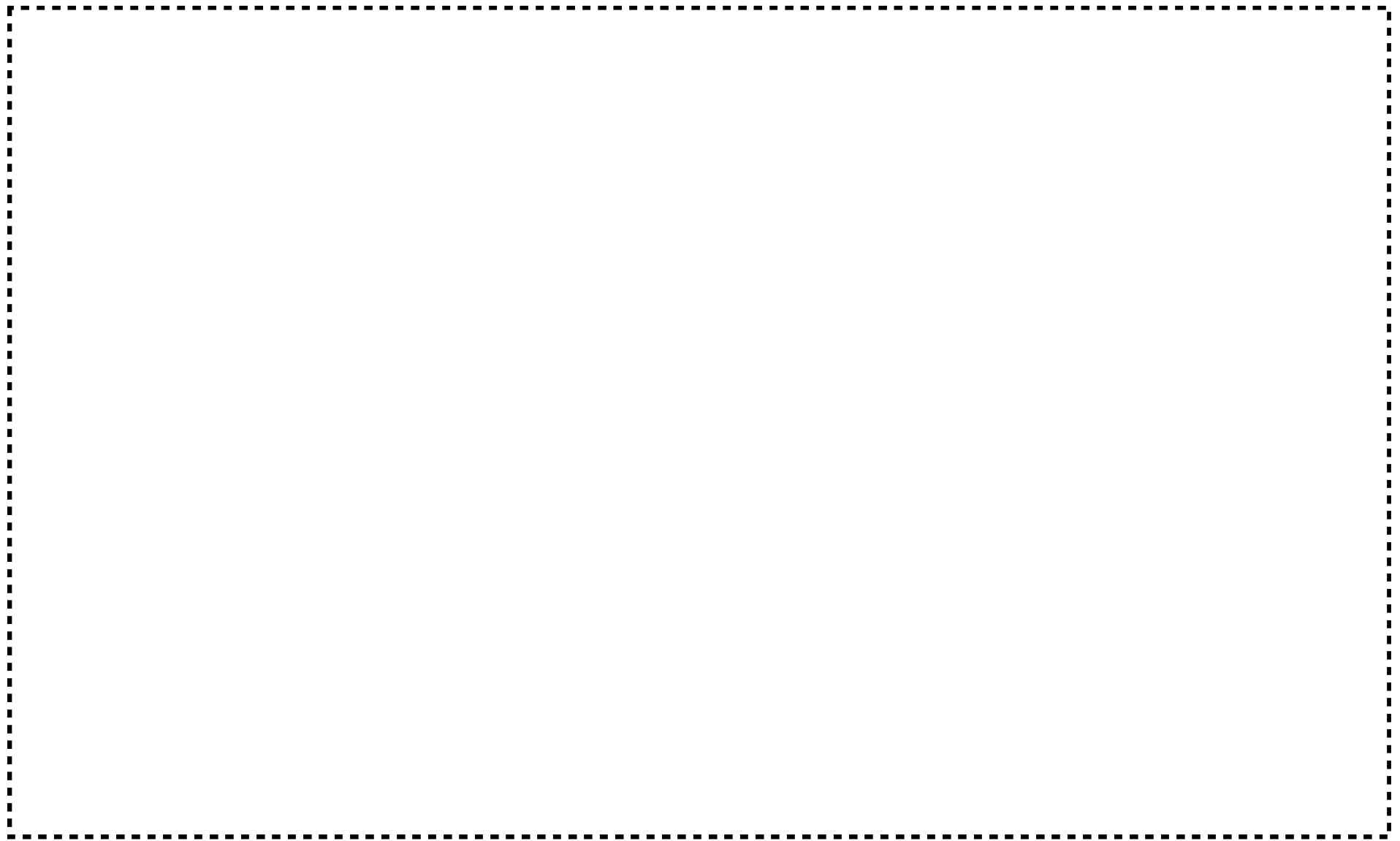
(単位 mm)

1974



図リ一他一7(8) 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス) (試験開発炉) 操作架台図

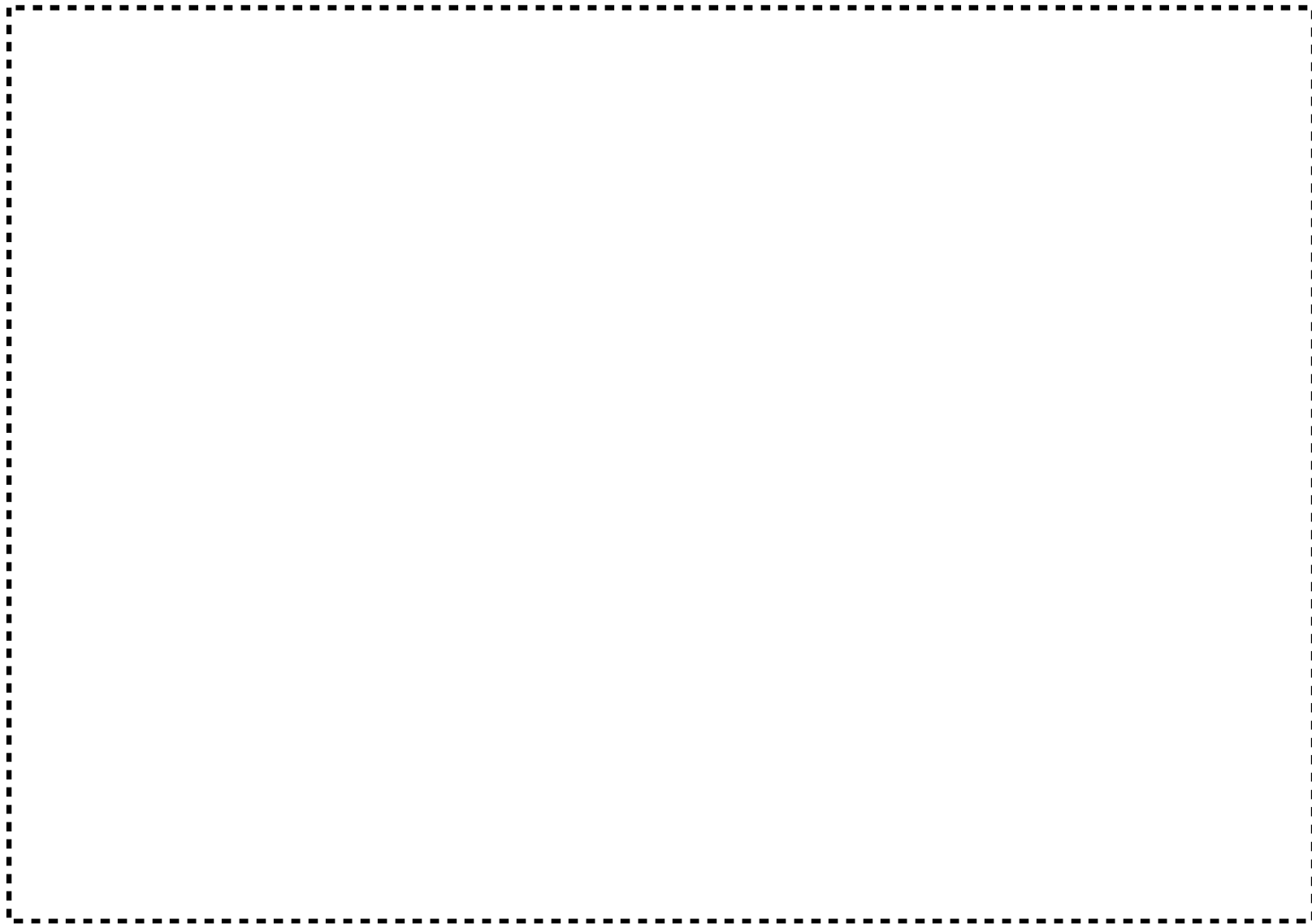
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線：配管 (単位 mm)



図リ一他一7(9) 緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス) (焼却炉) 配置図及び操作架台図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号、 緑色線：配管

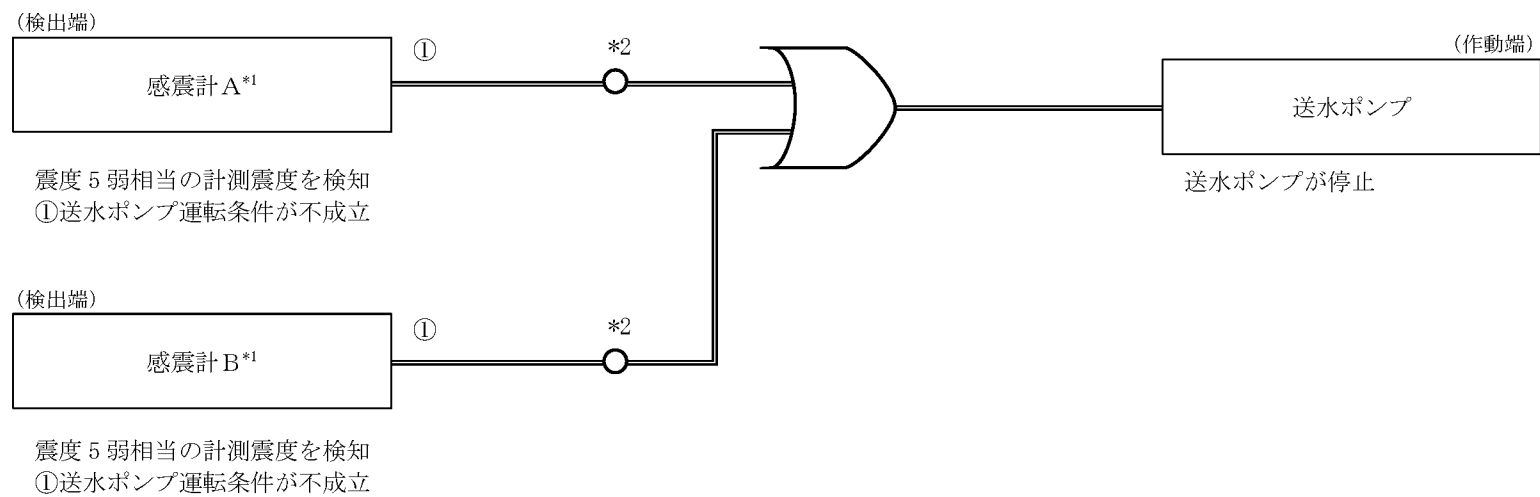
(単位 mm)



図リ一他一7 (10) 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) (焼却炉) 新設基礎図

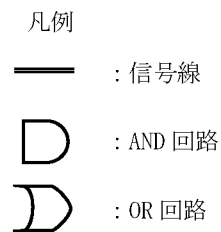
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部、拡大範囲の指示記号

(単位：mm)



管理番号	設備・機器名称	機器名
8042-2	緊急設備	感震計
8061	緊急設備	送水ポンプ自動停止装置

- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- *2 : 制御部 (メカニカルリレー)



図リー他ー 7 (1 1) 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 インターロック信号系統図



- : 可燃性ガス配管 (水素ガス, アンモニア分解ガス, プロパンガス)
- ✚ : 緊急遮断弁 (水素ガス, アンモニア分解ガス, プロパンガス)
- ▣ : 緊急遮断弁制御盤
- : 警報盤
- : 検知器 (水素) 天井梁に設置
- ▲ : 検知器 (プロパンガス) 床面に設置

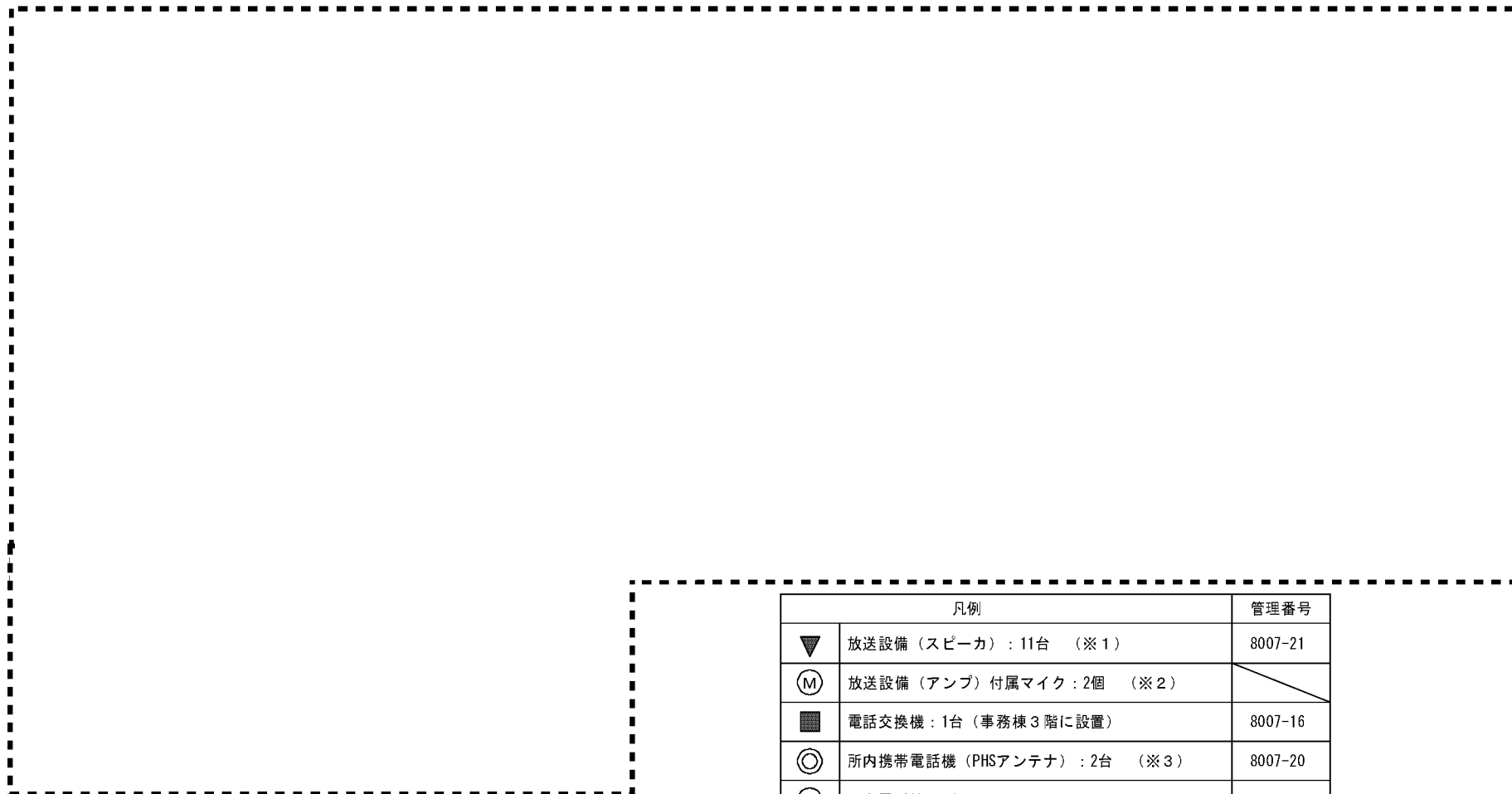
図リ一他一 8 (1) 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 第 2 加工棟 配置図



図リ一他一 8 (2) 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 第1廃棄物貯蔵棟 配置図



図リ一他一9 緊急設備 可搬型照明 配置図



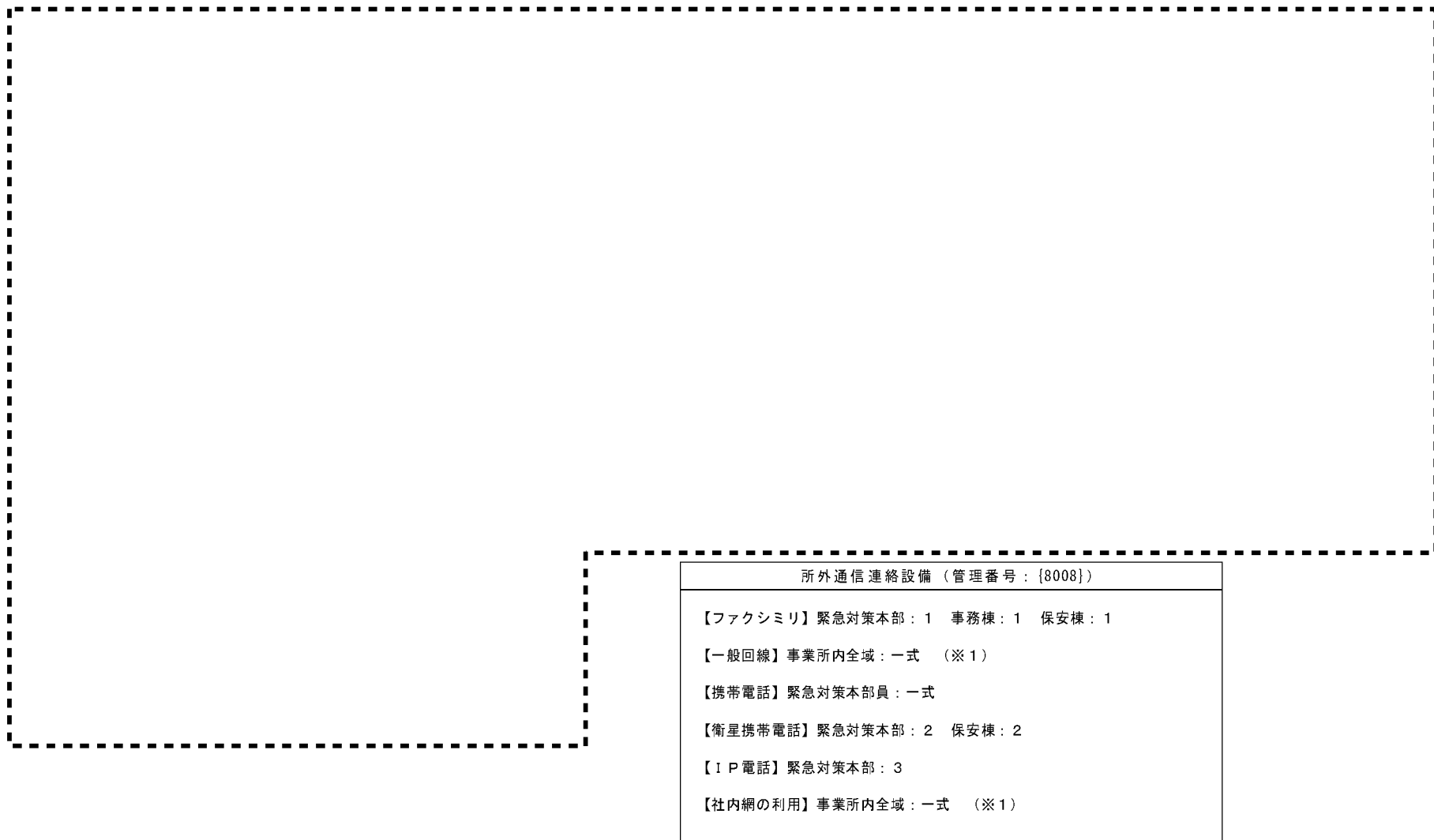
凡例		管理番号
▼	放送設備（スピーカ）：11台（※1）	8007-21
Ⓜ	放送設備（アンプ）付属マイク：2個（※2）	
■	電話交換機：1台（事務棟3階に設置）	8007-16
⊙	所内携帯電話機（PHSアンテナ）：2台（※3）	8007-20
Ⓣ	固定電話機：2台	8007-19
△	無線機：12台（全て緊急対策本部内に配備）	8007-17

※1 第5廃棄物貯蔵棟のスピーカ {8007-5}、発電機・ポンプ棟のスピーカ {8007-15} の2台を含む。
当該スピーカは、第1加工棟のアンプ {8007-10} に接続する。

※2 当該マイクは、第2加工棟のアンプ {8007-12} に接続する。

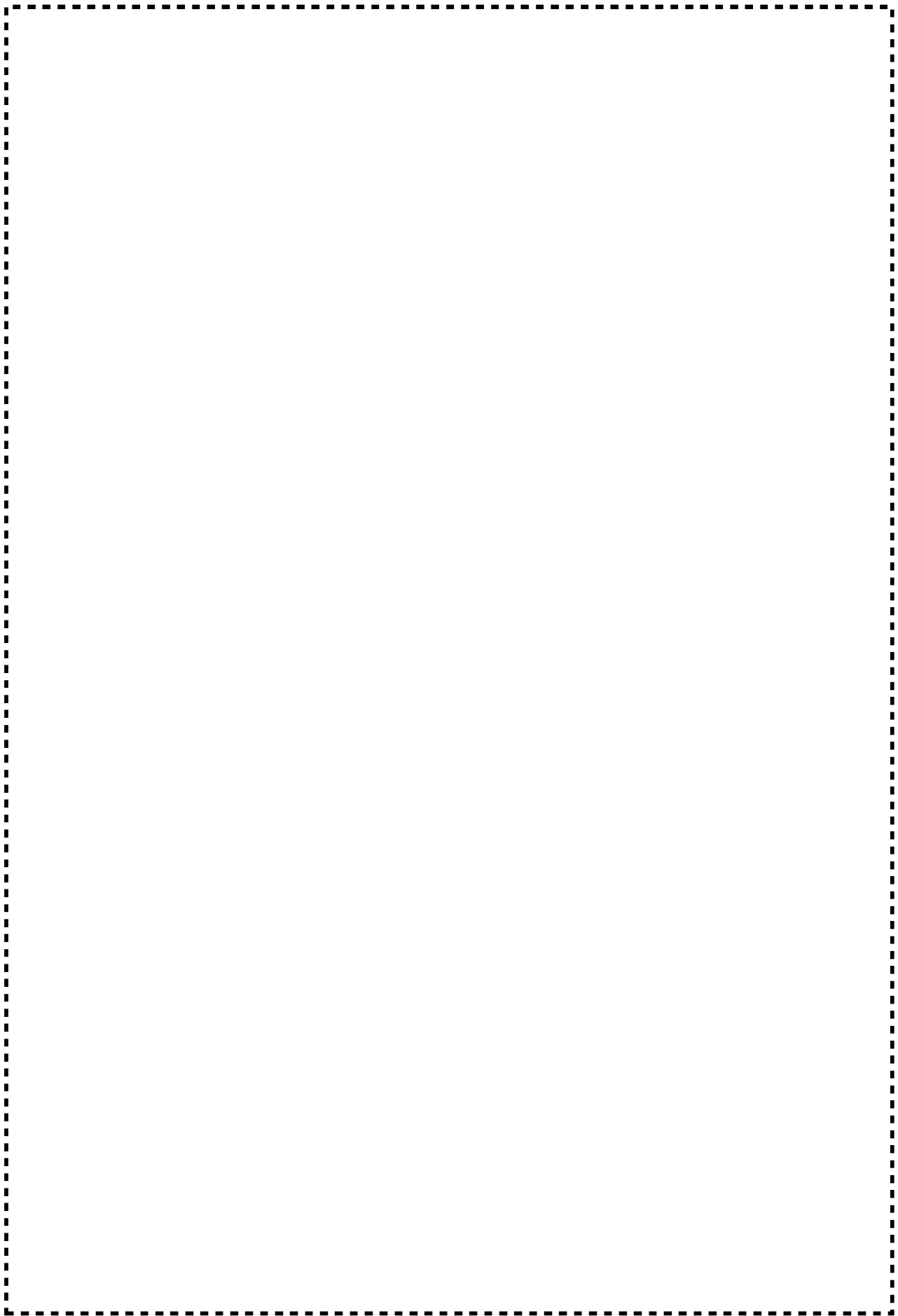
※3 当該PHSアンテナに付属する所内携帯電話機（PHS）は、緊急対策本部内に設置する。

図リ一他一10（1） 周辺監視区域 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図

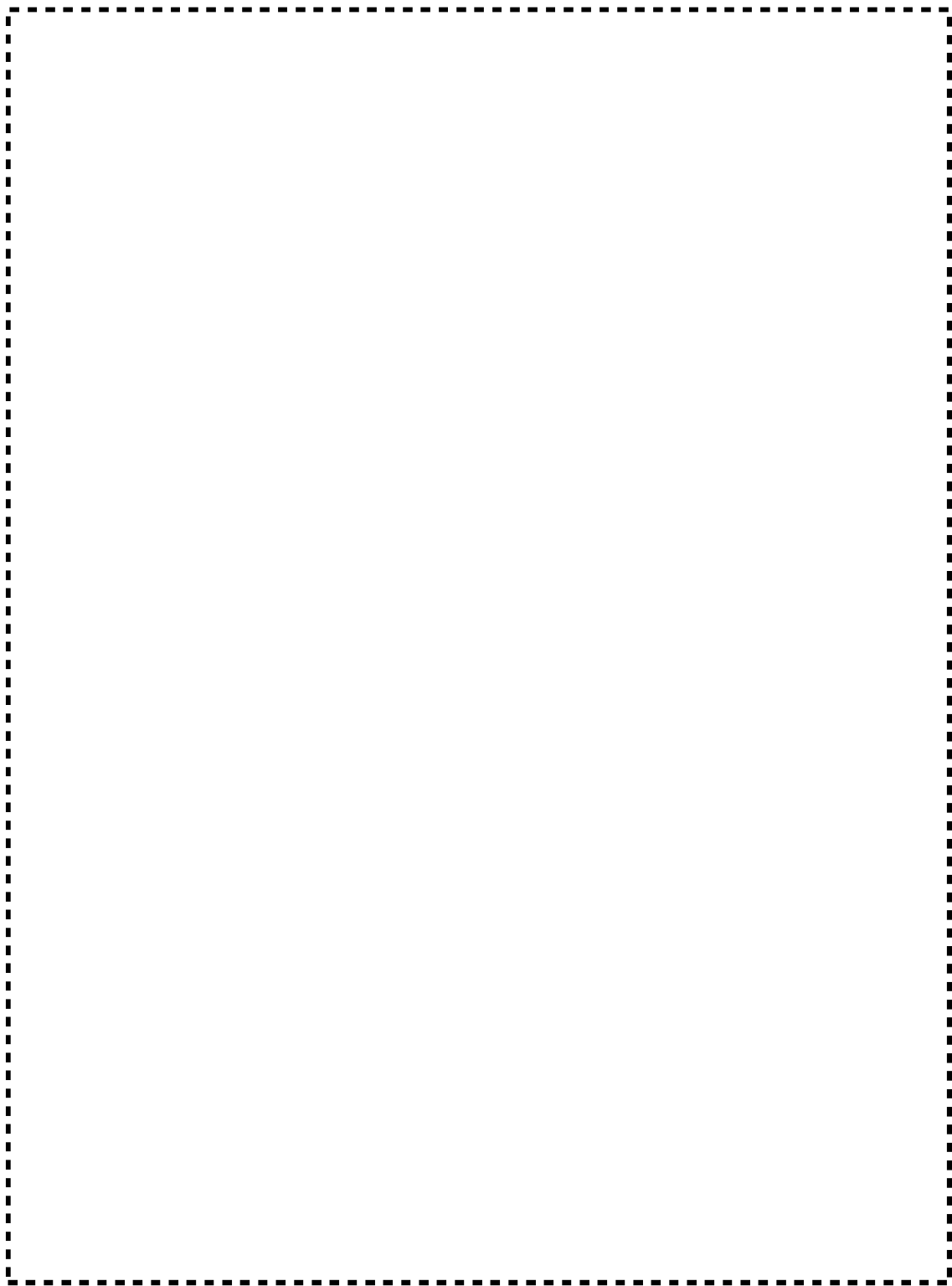


※1 {8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介して外部との連絡を行う。

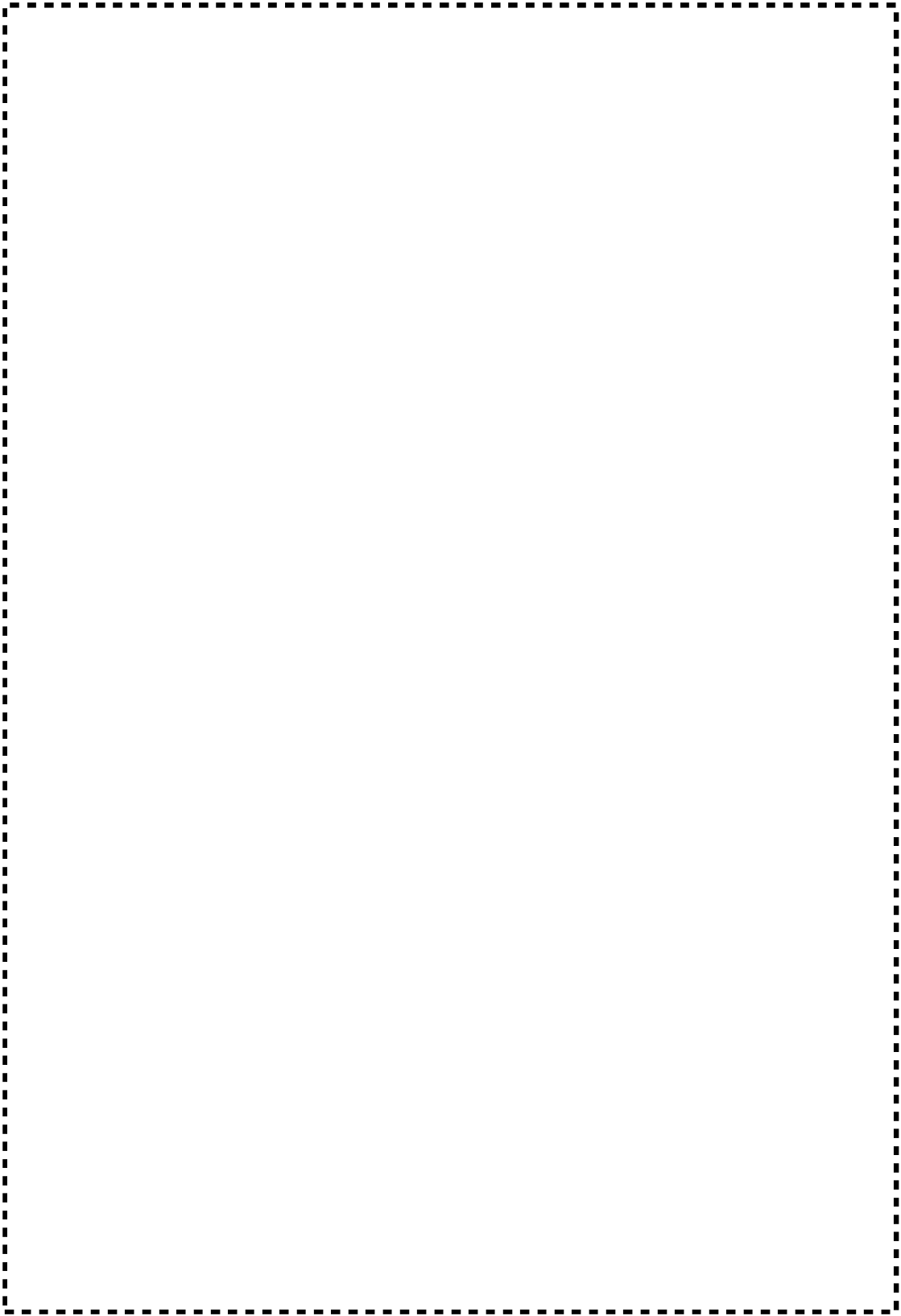
図リ一他一10（2） 周辺監視区域 通信連絡設備 所外通信連絡設備 配置図



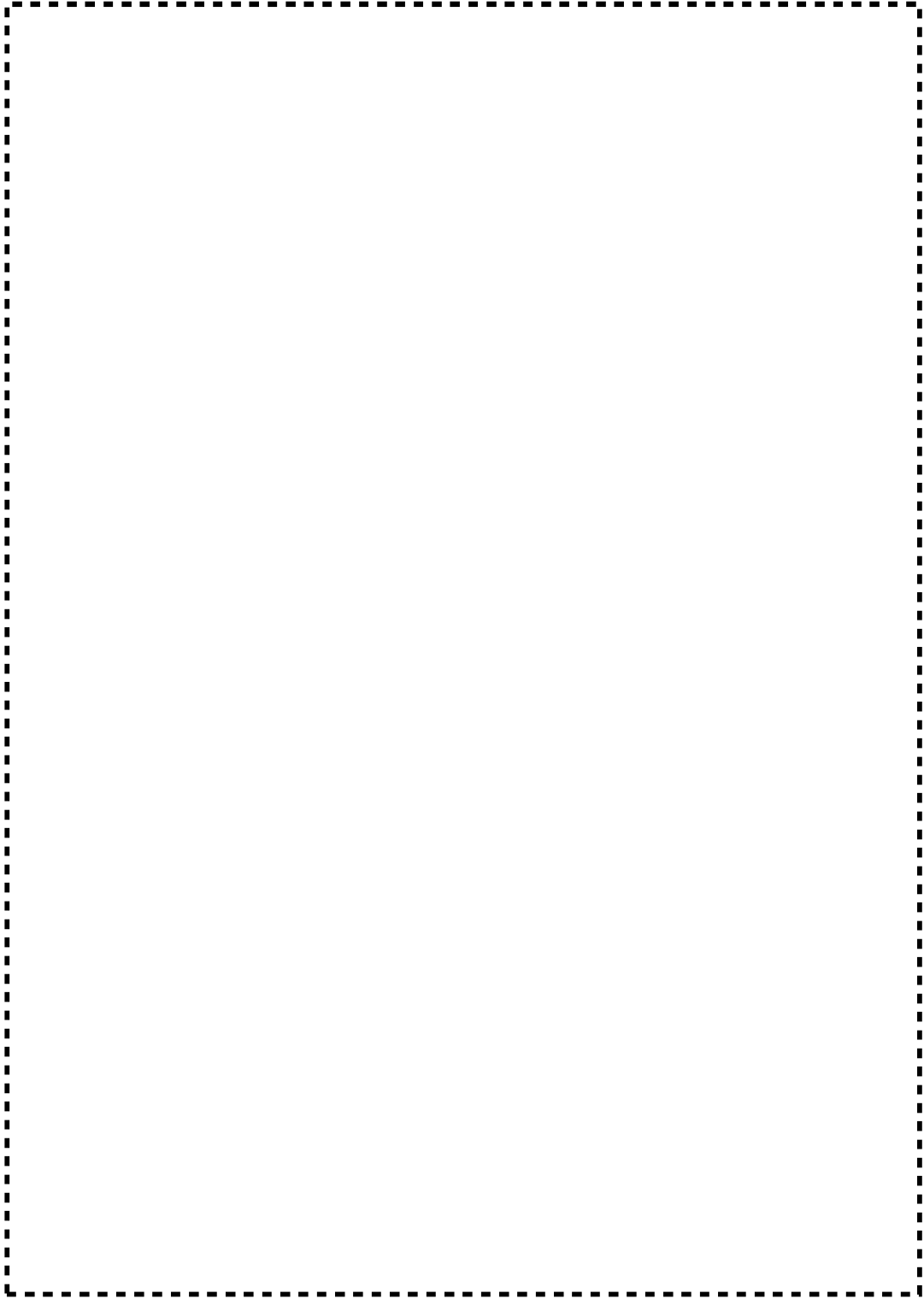
図リ一他一 1 1 (1) 配線用遮断器結線図 (第 2 加工棟系統) (1)



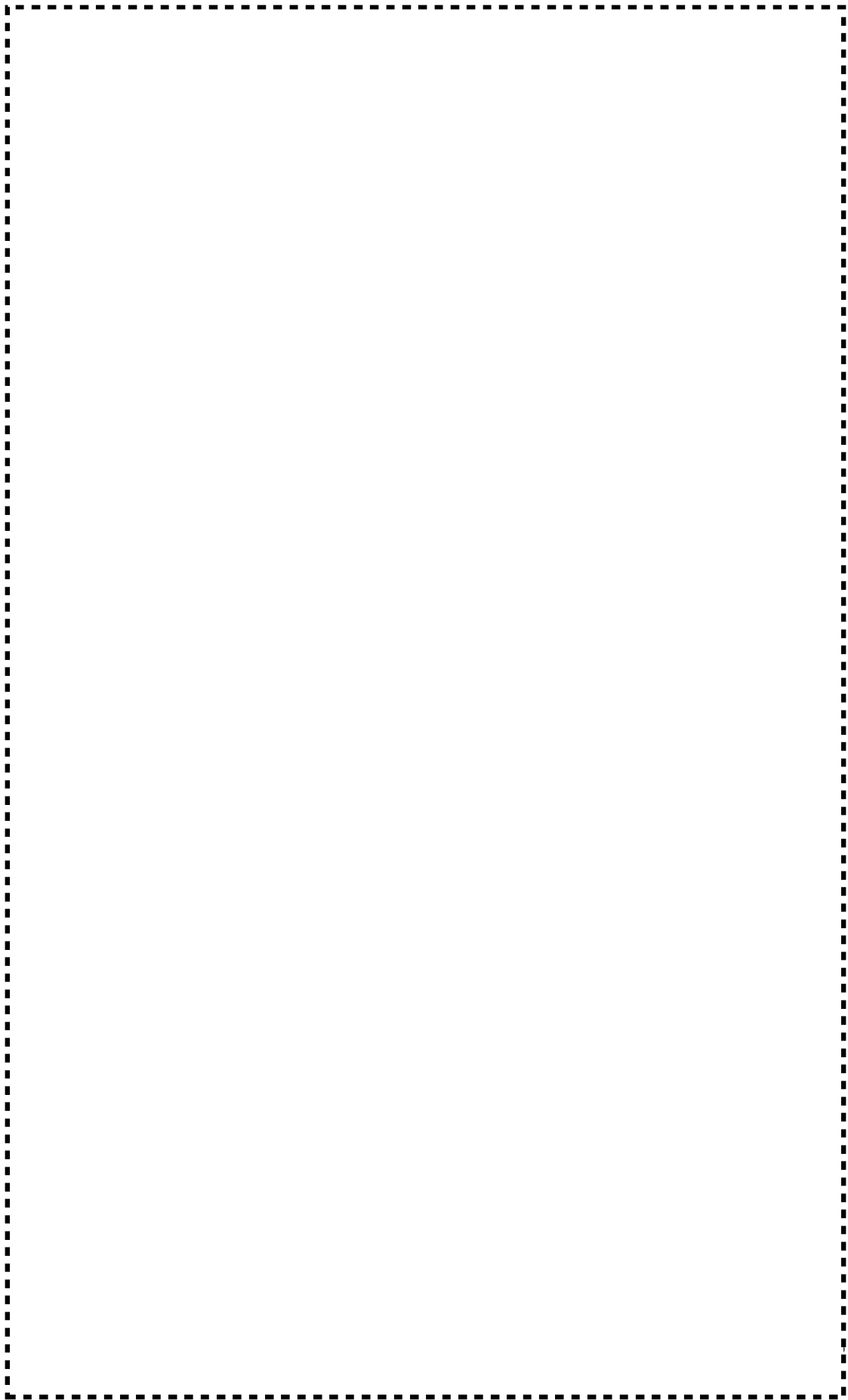
図リ一他一 1 1 (2) 配線用遮断器結線図 (第 2 加工棟系統) (2)



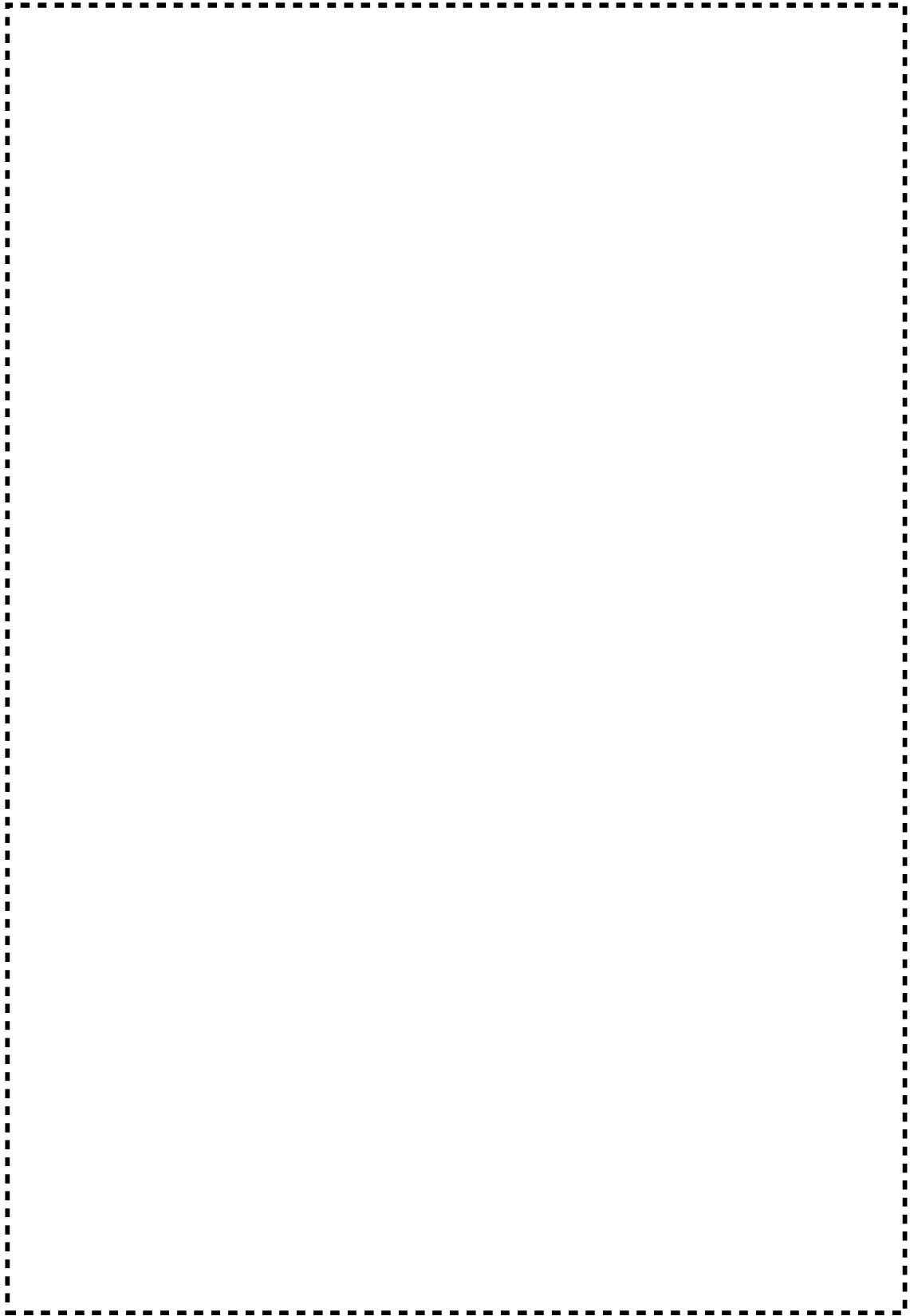
図リ一他一 1 1 (3) 配線用遮断器結線図 (第 1 加工棟系統)



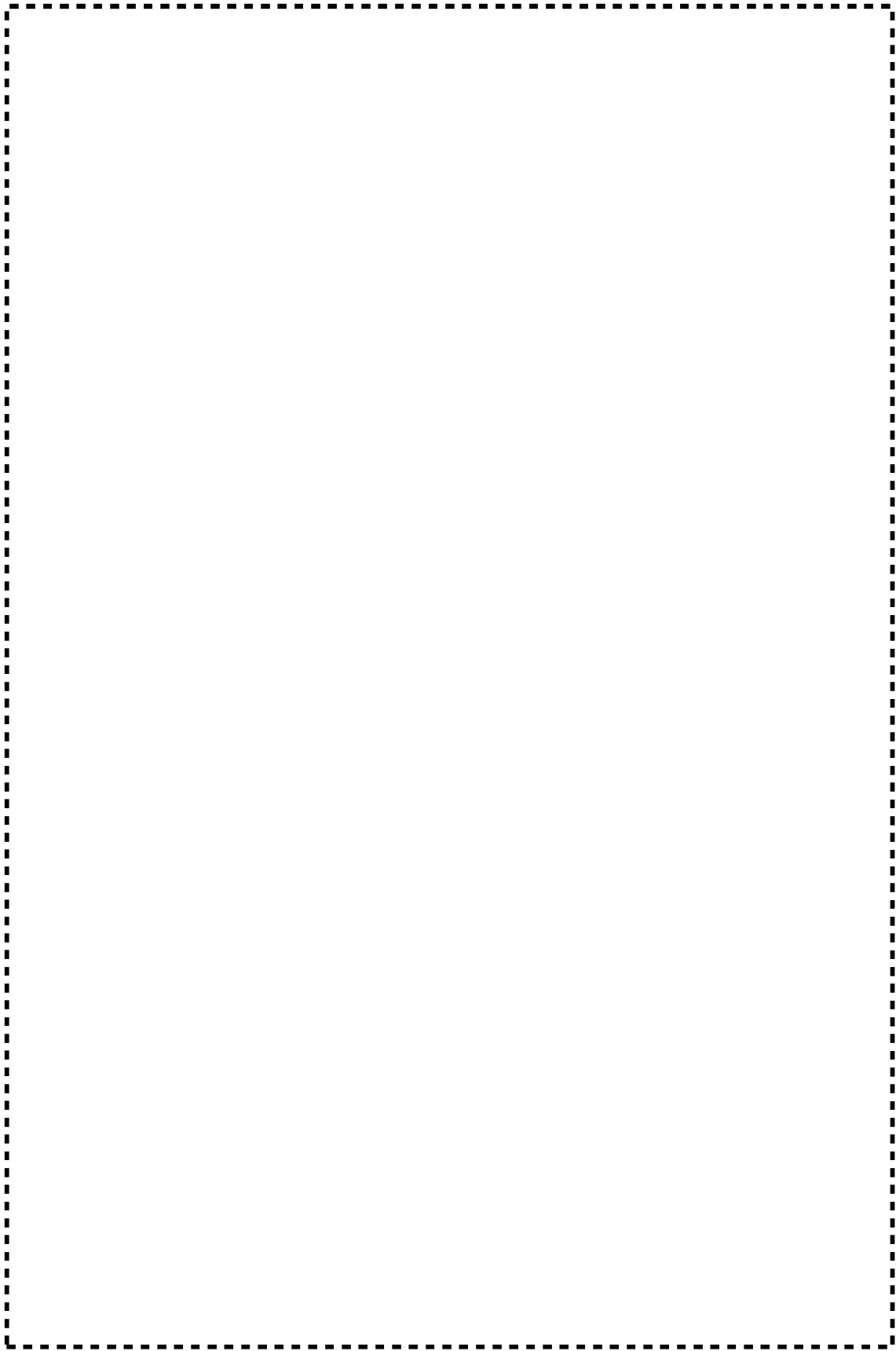
図リ一他一 1 1 (4) 配線用遮断器結線図 (第 1 廃棄物貯蔵棟系統) (1)



図リ一他一 1 1 (5) 配線用遮断器結線図 (第 1 廃棄物貯蔵棟系統) (2)

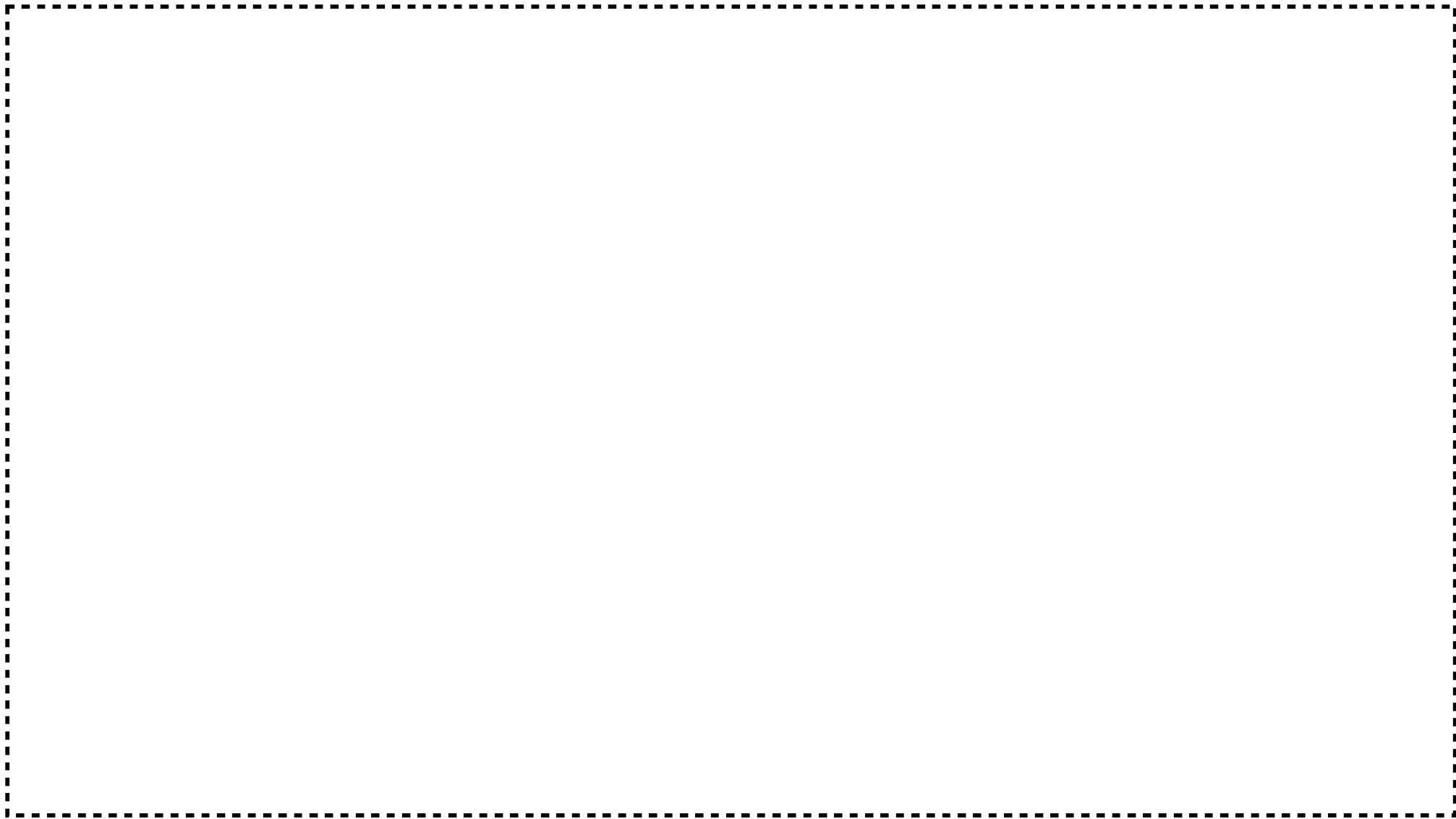


図リ一他一 1 1 (6) 配線用遮断器結線図 (発電機・ポンプ棟系統)

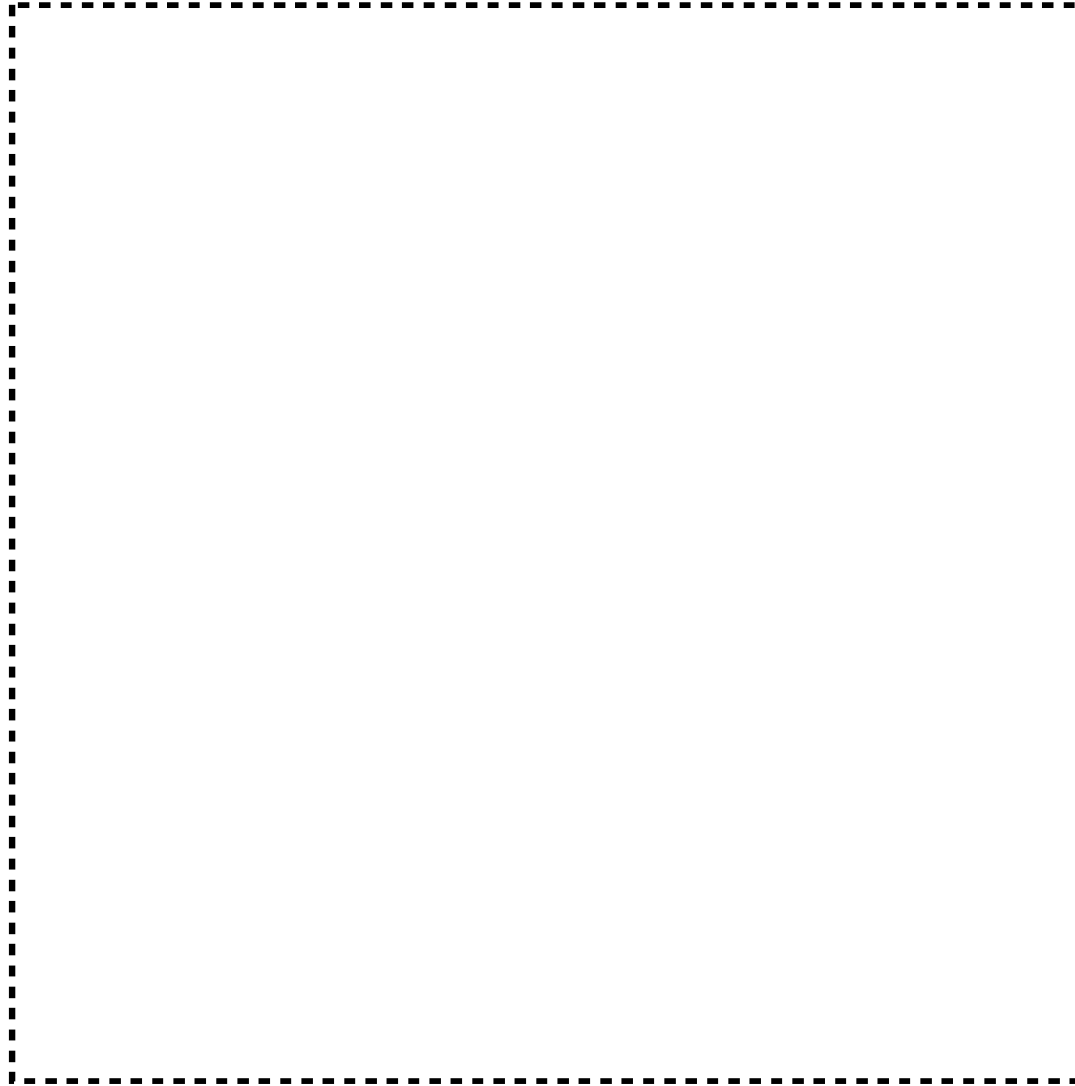


図リ一他一 1 1 (7) 配線用遮断器結線図 (事務棟・保安棟系統)

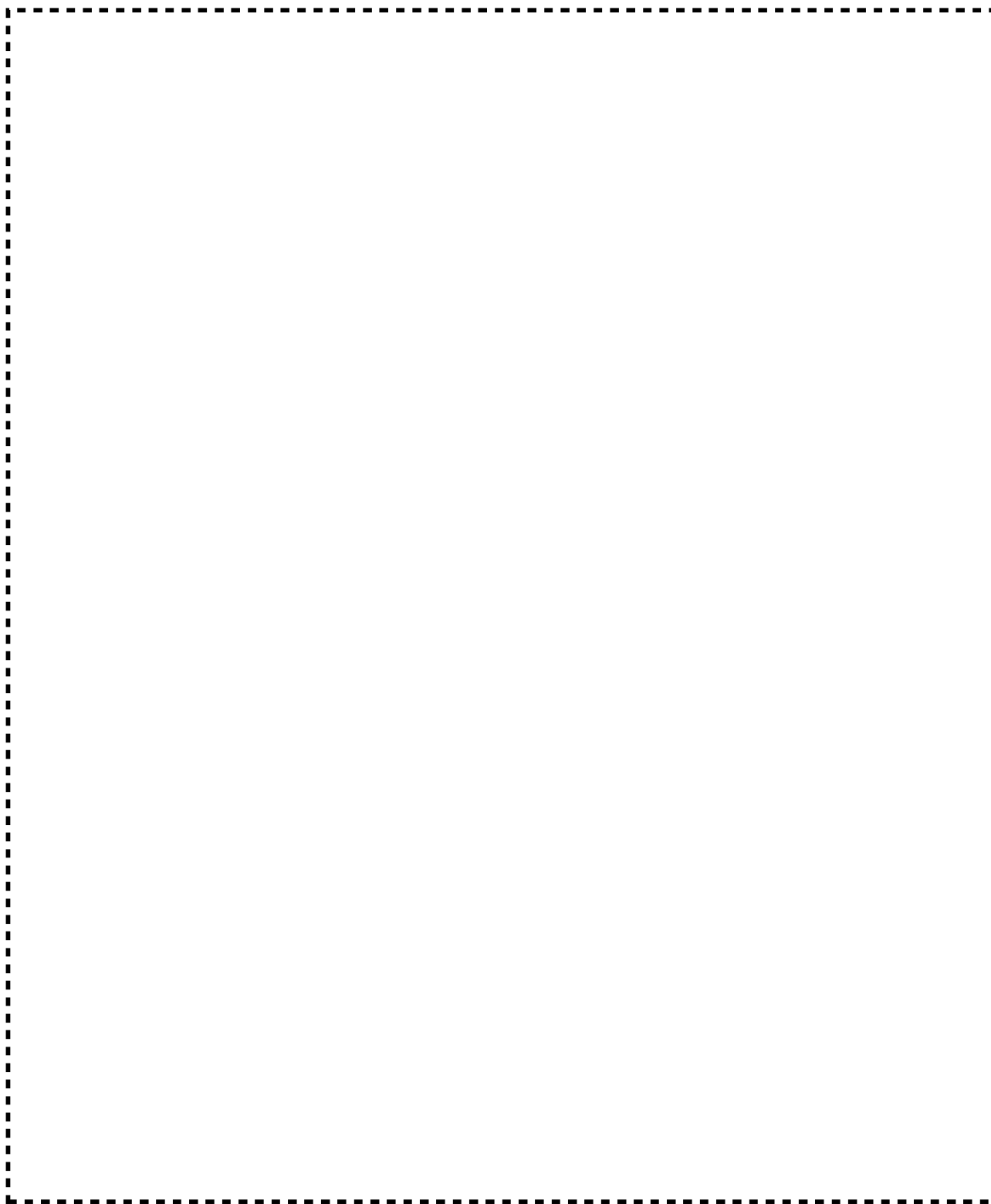
1990



図リ一他一 1 1 (8) 非常用電源設備 系統図 (1)

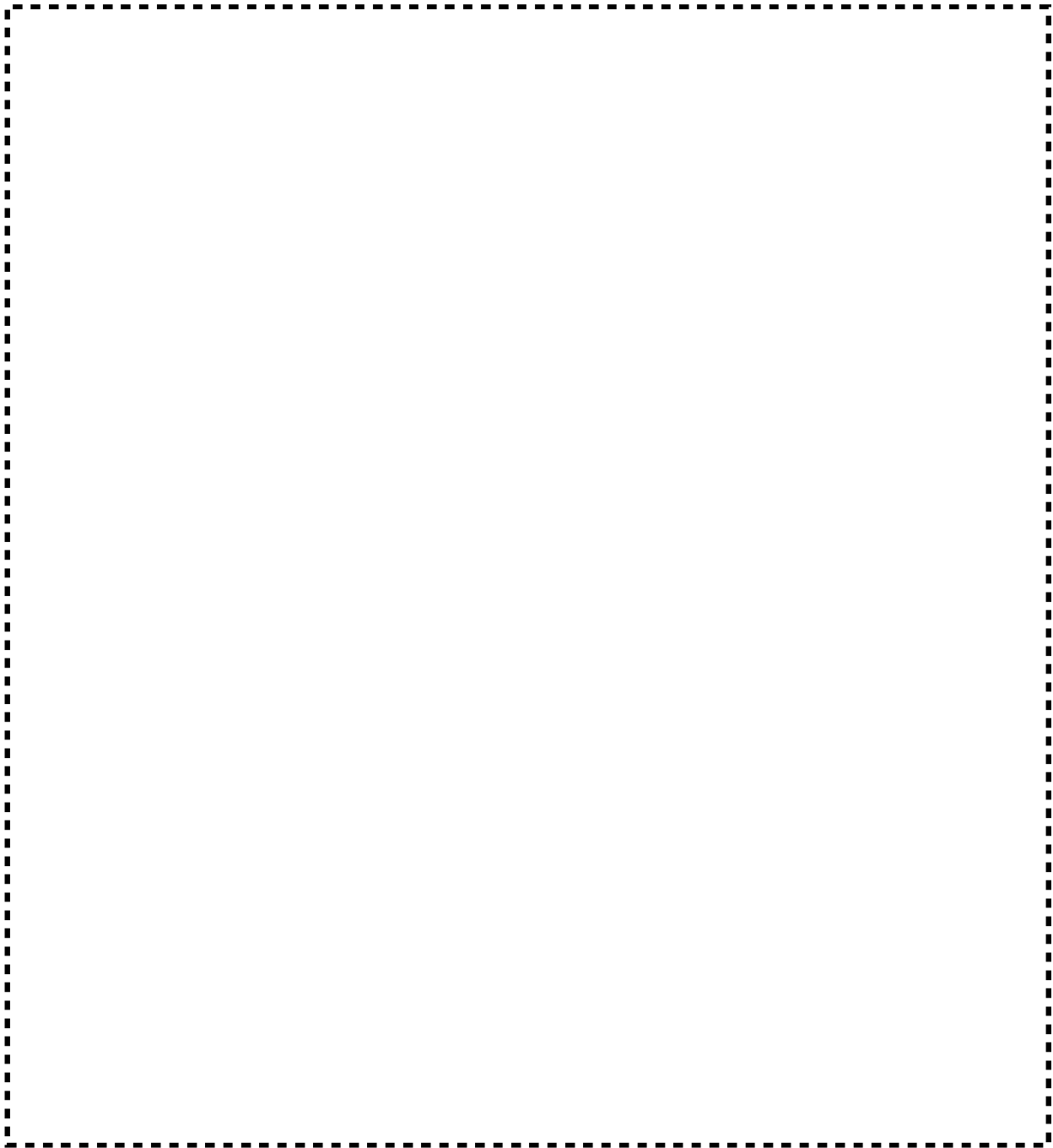


図リ一他一11(9) 非常用電源設備 系統図(2)



凡例
—— : 信号通信ライン
—— : 電源ライン
{ } 付き番号は管理番号

図リ一他一 1 2 (1) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備) 系統図



凡例

===== : 信号通信ライン (有線)

==== : 信号通信ライン (無線)

———— : 電源ライン

{ } 付き番号は管理番号

(注) : PHS アンテナ、固定電話機
は、電話交換機から信号通信
ライン(有線)を通じて給電され
る。

図リ一他一 1 2 (2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、所内通信連絡設備 (固定電話機) 系統図



凡例
 ━━━━━━━━━━ : 信号通信ライン
 ━━━━━━━━━━ : 電源ライン
 { } 付き番号は管理番号

図リ－他－12(3) 第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図



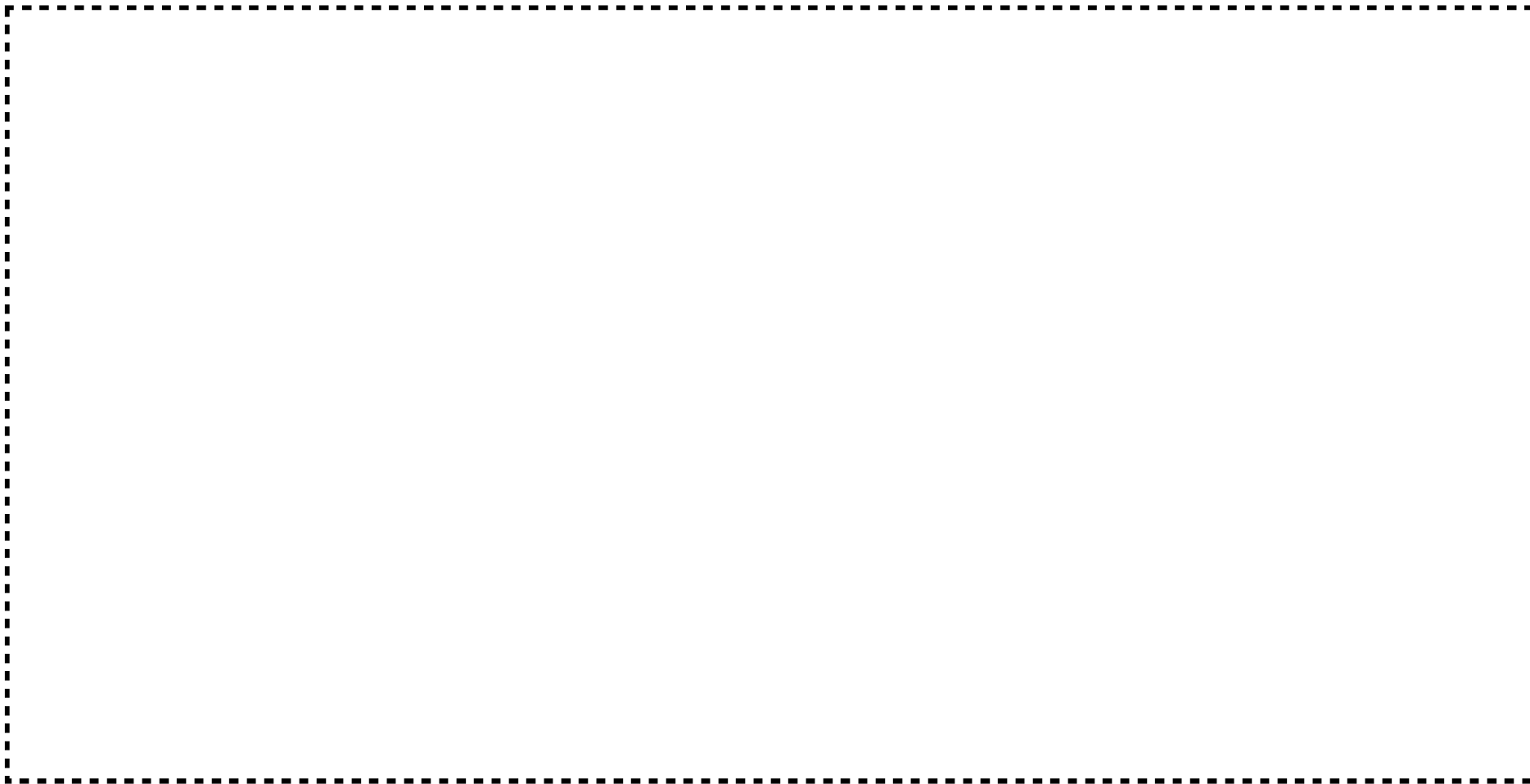
凡例
 ━━━━━━━━━━ : 信号通信ライン
 ━━━━━━━━━━ : 電源ライン
 { } 付き番号は管理番号

図リ－他－12(4) 発電機・ポンプ棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図



凡例
—— : 信号通信ライン
—— : 電源ライン
{ } 付き番号は管理番号

図リ一他一 1 2 (5) 第 1 廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図



凡 例

- : 遮水板設置配管
- ▨ : 被水防護対象設備

1 階平面図

図リ一他一 1 3 (1) 緊急設備 遮水板 第 2 加工棟 配置図 (1 / 2)



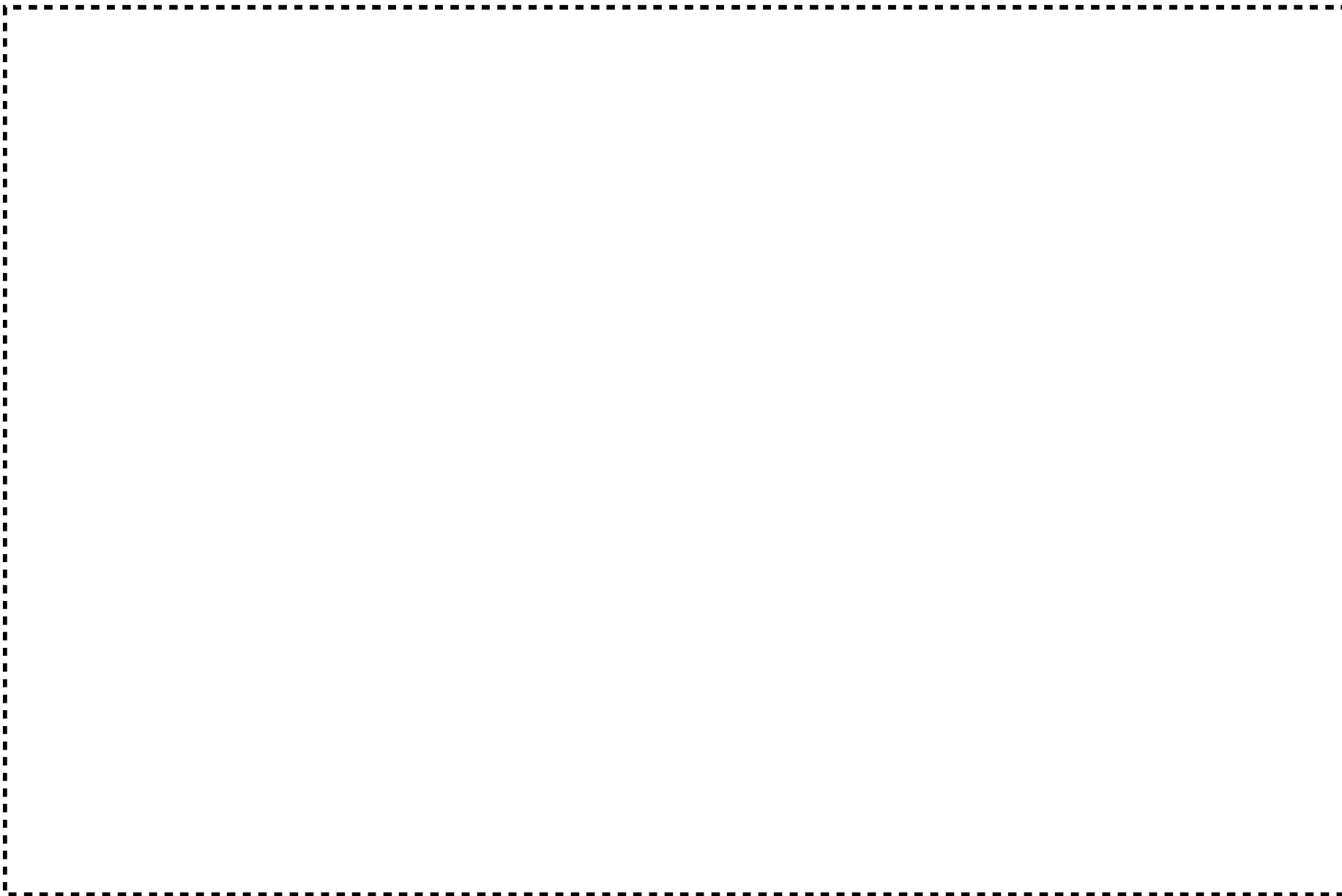
図リ一他一13(1) 緊急設備 遮水板 第2加工棟 配置図(2/2)



2階平面図


- : 遮水板設置配管
- ◀▶ : 制御盤 (被水防護対象設備)
- ▨ : 排風機 (被水防護対象設備)


図リ一他一13(2) 緊急設備 遮水板 第1廃棄物貯蔵棟 配置図

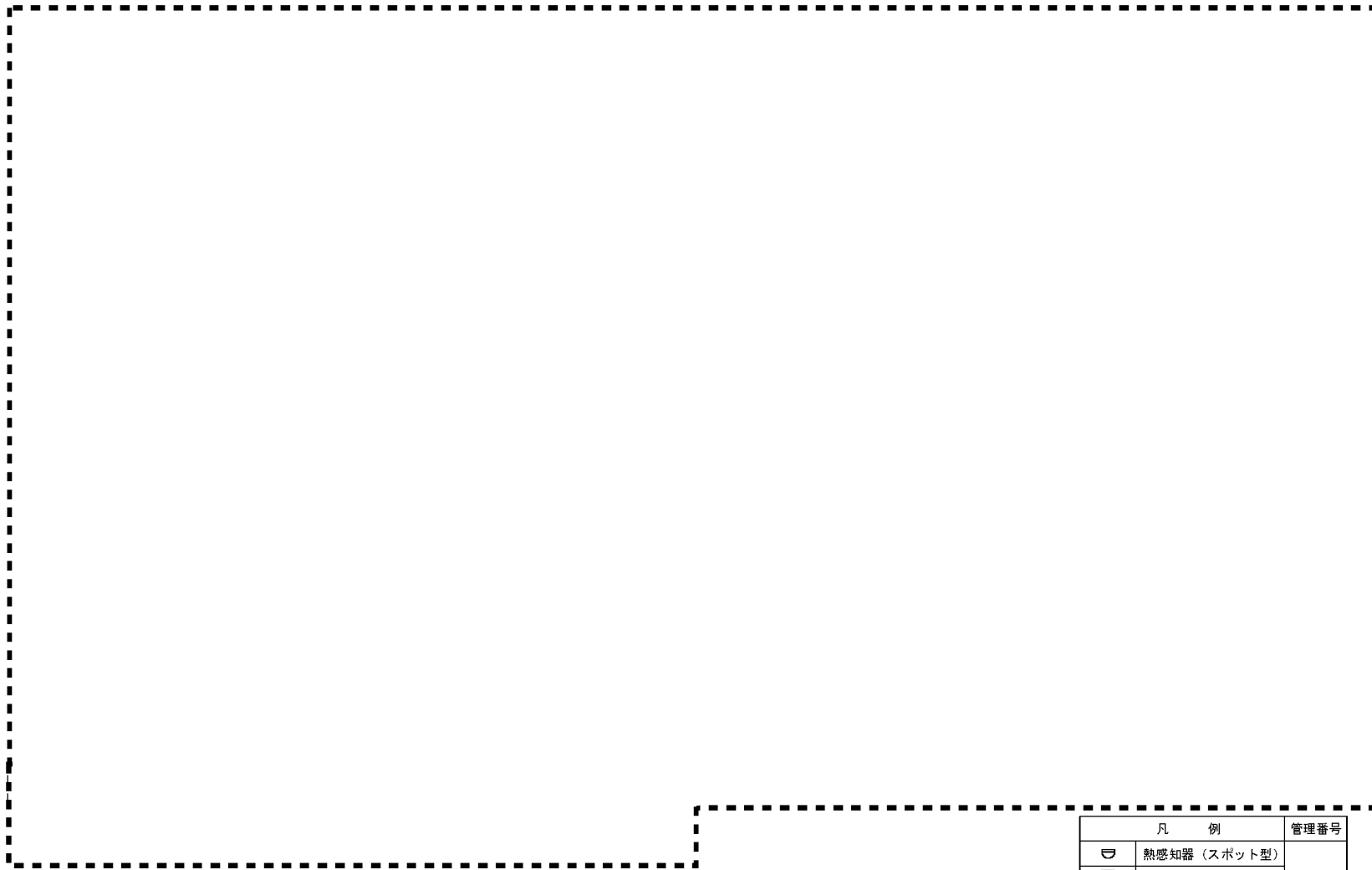


図リ一他一14 計量設備 上皿電子天秤 配置図

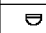
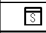





 : 分析設備

 : 燃料開発設備、試験検査設備



注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

凡 例		管理番号
	熱感知器（スポット型）	[8009-5]
	煙感知器（スポット型）	
	発信機	
	受信機	[8009-6]
	警戒区域境界	

図リ一他一16 第1加工棟 火災感知設備 配置図

5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。なお、第1廃棄物貯蔵棟の緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）、緊急設備 堰、密閉構造扉、第3廃棄物貯蔵棟の緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）については、ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の項で示す。

a. 発電機・ポンプ棟

- ①エキスパンションジョイントの設置
- ②外部扉の改造

b. 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

- ①遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の適合性の確認
- ②遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の適合性の確認

c. 改造等を実施する設備・機器

表リー1（2）及び表リー1（3）の※の設備・機器の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。なお、非常用電源設備 No.1 非常用発電機は、k. 非常用電源設備に区分する。

d. 変更しない設備・機器

表リー1（2）及び表リー1（3）の※の設備・機器の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。なお、該当する設備は非常用電源設備 No.2 非常用発電機、非常用電源設備A 非常用発電機であり、k. 非常用電源設備に区分する。

e. 撤去を実施する設備・機器

表リー1（2）の変更内容において、撤去を記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

f. 発電機・ポンプ棟の付属設備

- ①緊急設備 避難通路、緊急設備 誘導灯の新設
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、消火設備 消火器の改造
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））の改造

g. 第1廃棄物貯蔵棟の付属設備

- ①緊急設備 避難通路の新設
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、消火設備 消火器の改造
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造

h. 第3 廃棄物貯蔵棟の付属設備

- ①緊急設備 避難通路の新設
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の適合性の確認
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造

i. 事務棟、保安棟設置の設備

通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の改造、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）、通信連絡設備 所外通信連絡設備の適合性確認

j. 屋外設置の設備及び変更しない設備（dに記載するものを除く）

- ①通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造
- ②消火設備 可搬消防ポンプ、緊急設備 可搬型照明、運搬設備（フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック）、高圧ガス貯蔵施設（アンモニア、プロパンガス等）、ガス供給施設、危険物貯蔵施設（油、薬品等）、受電施設、空調施設、給水及び循環水設備、緊急設備（放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測機等、消火用資機材、その他資機材）、緊急対策本部の適合性の確認

k. 非常用電源設備

非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機を対象とする。

l. 第1 加工棟

火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の改造（発信機のみ）

(1) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。

- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
 - ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。
 - ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。
 - ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
 - ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
 - ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。
- b. 放射線管理
- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。
 - ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
 - ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。
- c. 防火管理
- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
 - ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
 - ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- d. 異常発生時の対策
- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
 - ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

その他の加工施設の建物・構築物及び改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

a. 発電機・ポンプ棟の工事手順

発電機・ポンプ棟を図リ－a－1に示す手順で改造する。

- ① エキスパンションジョイントの設置：図リ－a－1－1に示す手順で、図リ－建－1－6に示す発電機・ポンプ棟の南面の壁にエキスパンションジョイントを設置する。
- ② 外部扉の改造：図リ－a－1－2に示す手順で、図リ－建－1－7～図リ－建－1－11に示す既設の外部扉をF1 竜巻対策扉に改造する。また、発電機棟西側に追加で設置する避難用扉も同様にF1 竜巻対策扉に改造する。

b. 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の工事手順

- ① 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の適合性の確認：図リ－b－1に示す手順で、第1－3貯蔵棟北側屋外に設置している既設の遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の新規規制基準への適合性の確認を行う。
- ② 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の適合性の確認：図リ－b－1に示す手順で、第1－3貯蔵棟北側屋外に設置している既設の遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の新規規制基準への適合性の確認を行う。

c. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図リ－c－1に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

d. 変更しない設備・機器の工事手順

図リ－d－1に示す手順に従う。なお、該当する設備は非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機であり、具体的な工事手順は k. 非常用電源設備に示す。

e. 撤去を実施する設備・機器の工事手順

図リ－e－1に示す手順で撤去を行う。

- 1)各設備・機器を解体し撤去する。
- 2)撤去の跡仕舞いとして、撤去跡の塗装を行う。
- 3)加工施設全体としての性能検査を実施する。

f. 発電機・ポンプ棟の付属設備の工事手順

- ①緊急設備 避難通路、緊急設備 誘導灯の新設：図リー f - 1 に示す手順で、緊急設備 避難通路、緊急設備 誘導灯の新設を行う。
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、消火設備 消火器の改造：図リー f - 2 に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、消火設備 消火器の改造を行う。
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造：図リー f - 3 に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造を行う。個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

g. 第1廃棄物貯蔵棟の付属設備の工事手順

- ①緊急設備 避難通路の新設：図リー g - 1 に示す手順で、緊急設備 避難通路の新設を行う。
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、消火設備 消火器の改造：図リー g - 2 に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、消火設備 消火器の改造を行う。
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造：図リー g - 3 に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造を行う。個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

h. 第3廃棄物貯蔵棟の付属設備の工事手順

- ①緊急設備 避難通路の新設：図リー h - 1 に示す手順で、緊急設備 避難通路の新設を行う。
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の適合性の確認：図リー h - 2 に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の適合性の確認を行う。
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造：図リー h - 3 に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造を行う。個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

i. 事務棟、保安棟設置の設備の工事手順

通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の改造、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）、通信連絡設備 所外通信連絡設備の適合性確認：図リー i - 1 に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の改造、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）、通信連絡設備 所外通信連絡設備の適合性確認を行う。

個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

j. 屋外設置の設備及び変更しない設備（d に記載するものを除く）の工事手順

①通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造：図リー j - 1 に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造を行う。

②消火設備 可搬消防ポンプ、緊急設備 可搬型照明、運搬設備（フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック）、高圧ガス貯蔵施設（アンモニア、プロパンガス等）、ガス供給施設、危険物貯蔵施設（油、薬品等）、受電施設、空調施設、給水及び循環水設備、緊急設備（放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測機等、消火用資機材、その他資機材）、緊急対策本部の適合性の確認：図リー j - 2 に示す手順で、消火設備 可搬消防ポンプ、緊急設備 可搬型照明、運搬設備（フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック）、高圧ガス貯蔵施設（アンモニア、プロパンガス等）、ガス供給施設、危険物貯蔵施設（油、薬品等）、受電施設、空調施設、給水及び循環水設備、緊急設備（放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測機等、消火用資機材、その他資機材）、緊急対策本部の適合性の確認を行う。

個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

k. 非常用電源設備の工事手順

以下に示す手順で非常用電源設備の改造及び検査を行う。

1) 改造を実施する非常用電源設備 No. 1 非常用発電機は、図リー c - 1 及び図リー k - 1 に示す手順で改造を行う。また、変更しない非常用電源設備 No. 2 非常用発電機及び非常用電源設備 A 非常用発電機は、図リー d - 1 及び図リー k - 1 に示す手順で検査を行う。

2) 各設備・機器について 6 項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を、図リー k - 1 に示す手順で行う。

1. 第 1 加工棟の設備の工事手順

火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の改造（発信機のみ）：図リー 1 - 1 に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）（発信機）の適合性確認を行う。

個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

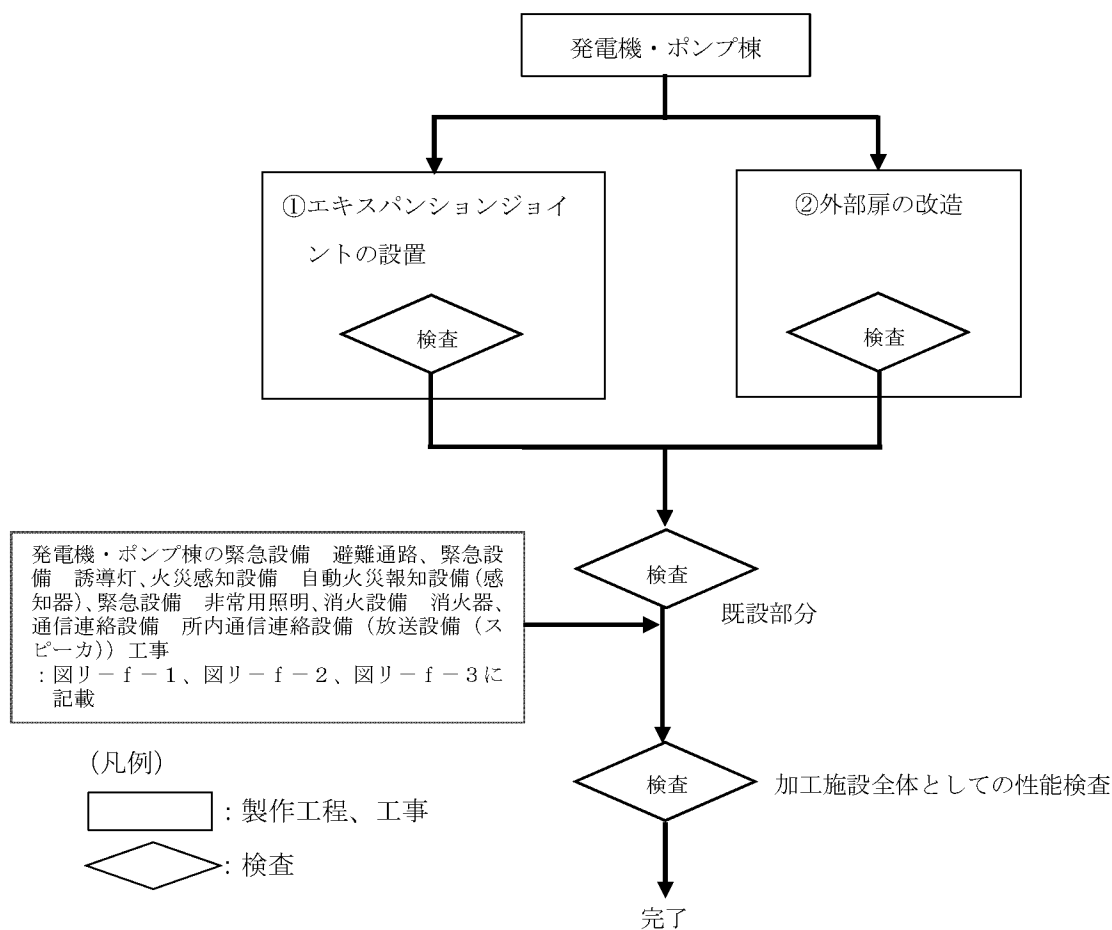
上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・ 工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・ 本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入ために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。
- ・ 加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・ 第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。
- ・ 工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。
- ・ 工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。
- ・ 工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。
- ・ 第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200ℓドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本（200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏

まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。

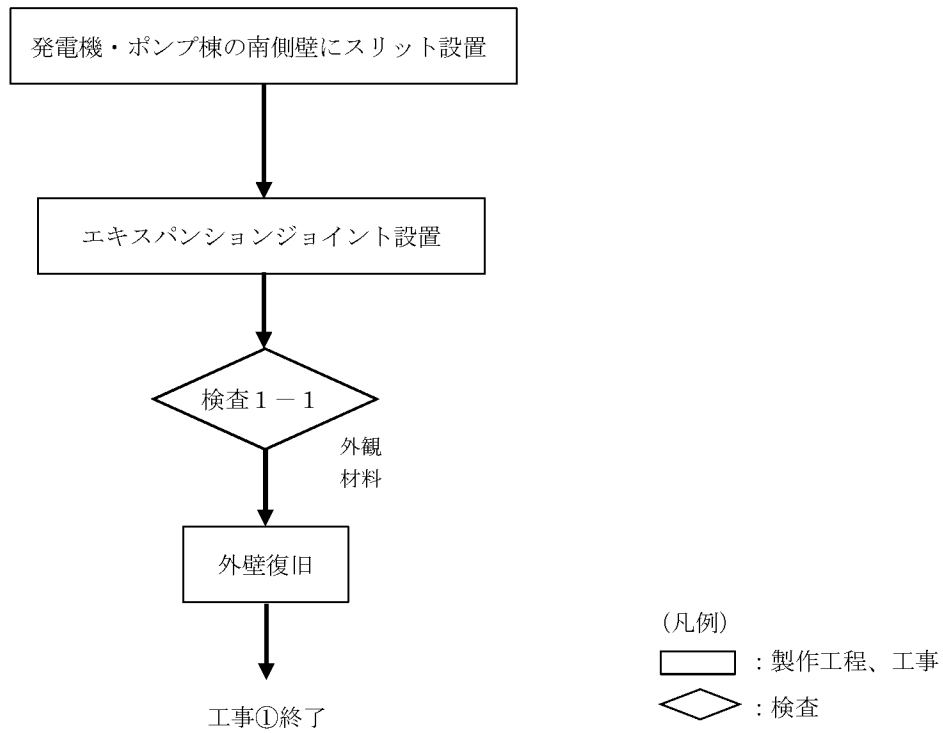
- 第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。
- 核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。
- 第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。

a. 発電機・ポンプ棟



図リー a - 1 全体工事フロー

①エキスパンションジョイントの設置

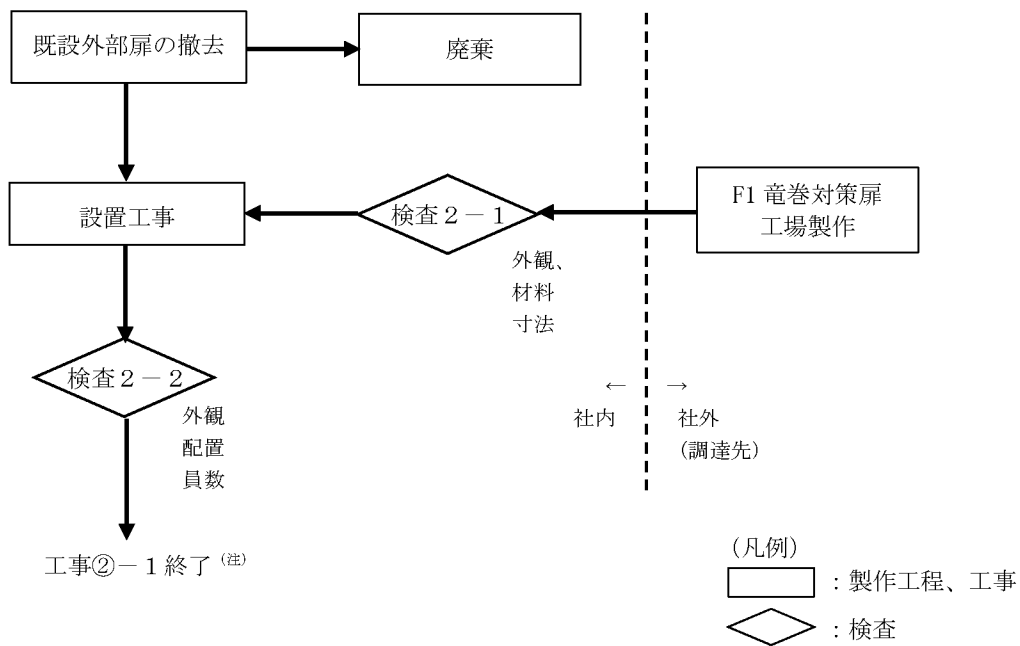


図リ - a - 1 - 1 個別工事フロー

②外部扉の改造

②-1 外部扉の改造

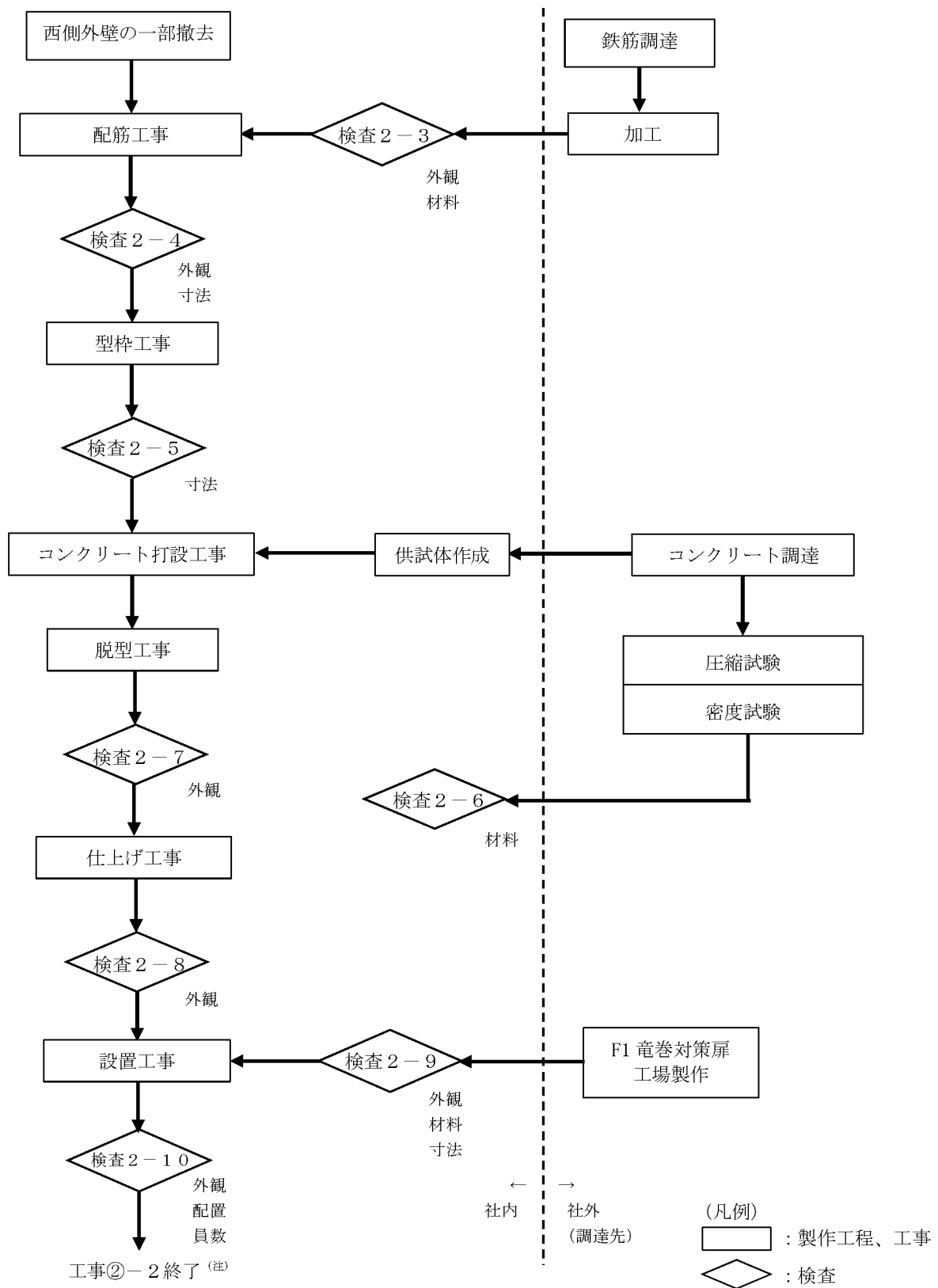
(扉番号：95、扉番号：96、扉番号：97)



注：工事②は工事②-1、工事②-2の2つの工事からなり、工事②-1、工事②-2の全ての工事終了をもって、工事②の終了とする。

図リ-a-1-2 個別工事フロー (1/2)

②-2 外部扉の追加設置
(扉番号：98)



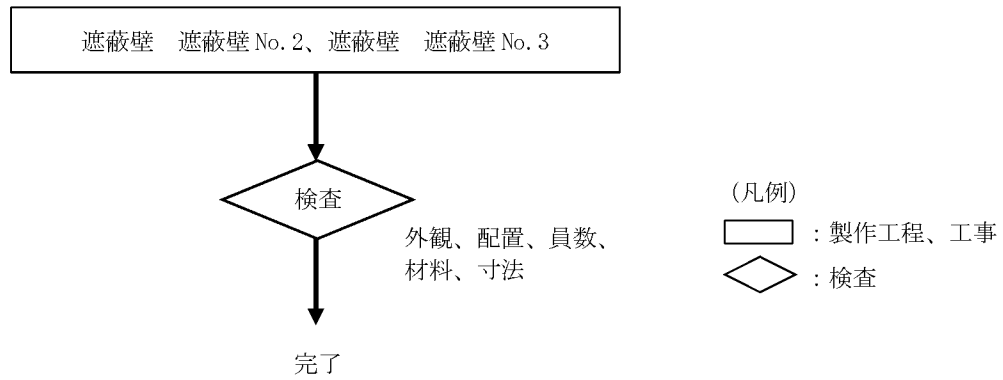
注：工事②は工事②-1、工事②-2の2つの工事からなり、工事②-1、工事②-2の全ての工事終了をもって、工事②の終了とする。

図リ-a-1-2 個別工事フロー (2/2)

b. 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

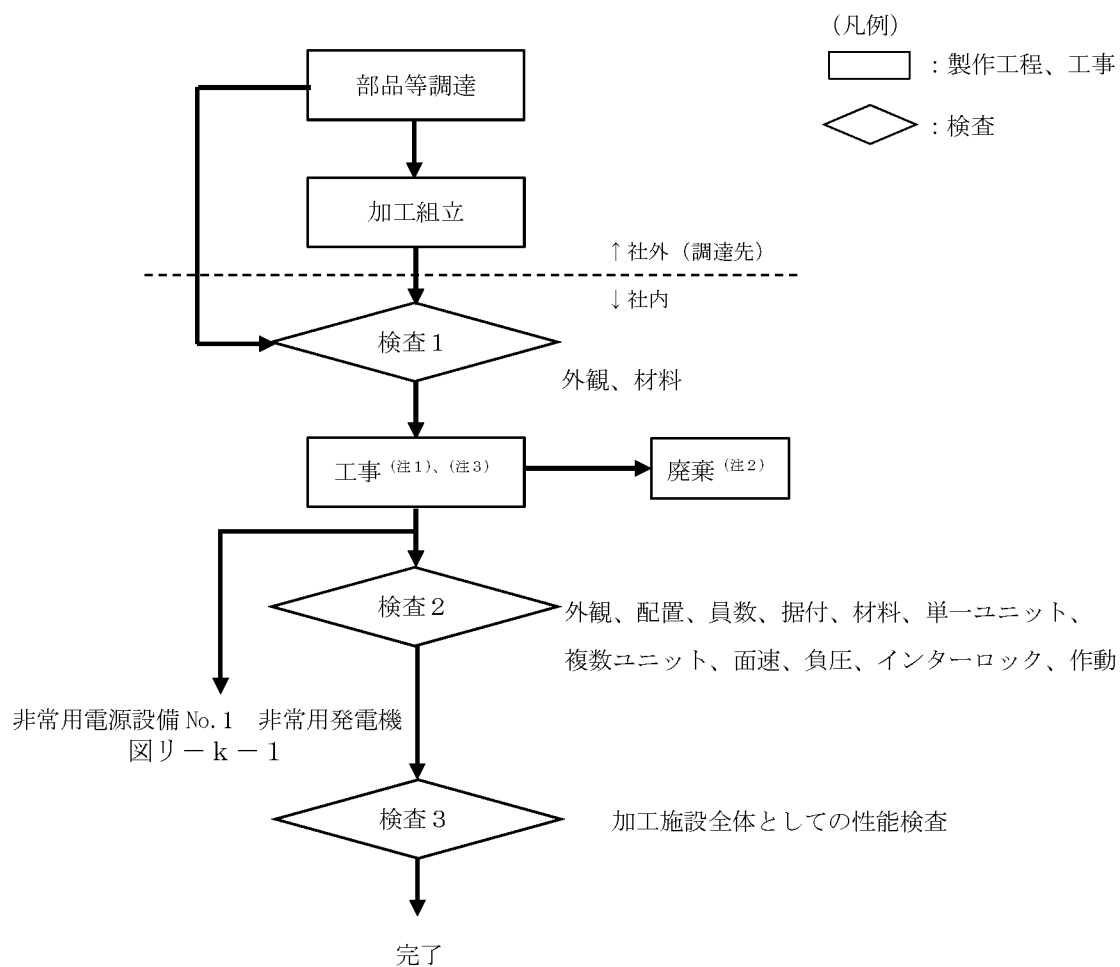
①遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の適合性の確認

②遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の適合性の確認



図リー b - 1 工事フロー

c. 改造等を実施する設備・機器



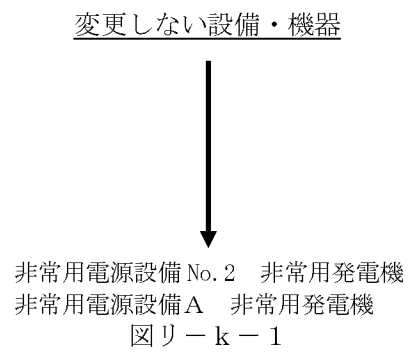
(注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

(注3) 屋外/屋内消火栓の工事により、消火栓を使用した消火活動が行えない場合は、消火器の設置、可搬消防ポンプを近傍に備えることにより、消火設備の機能を維持する。

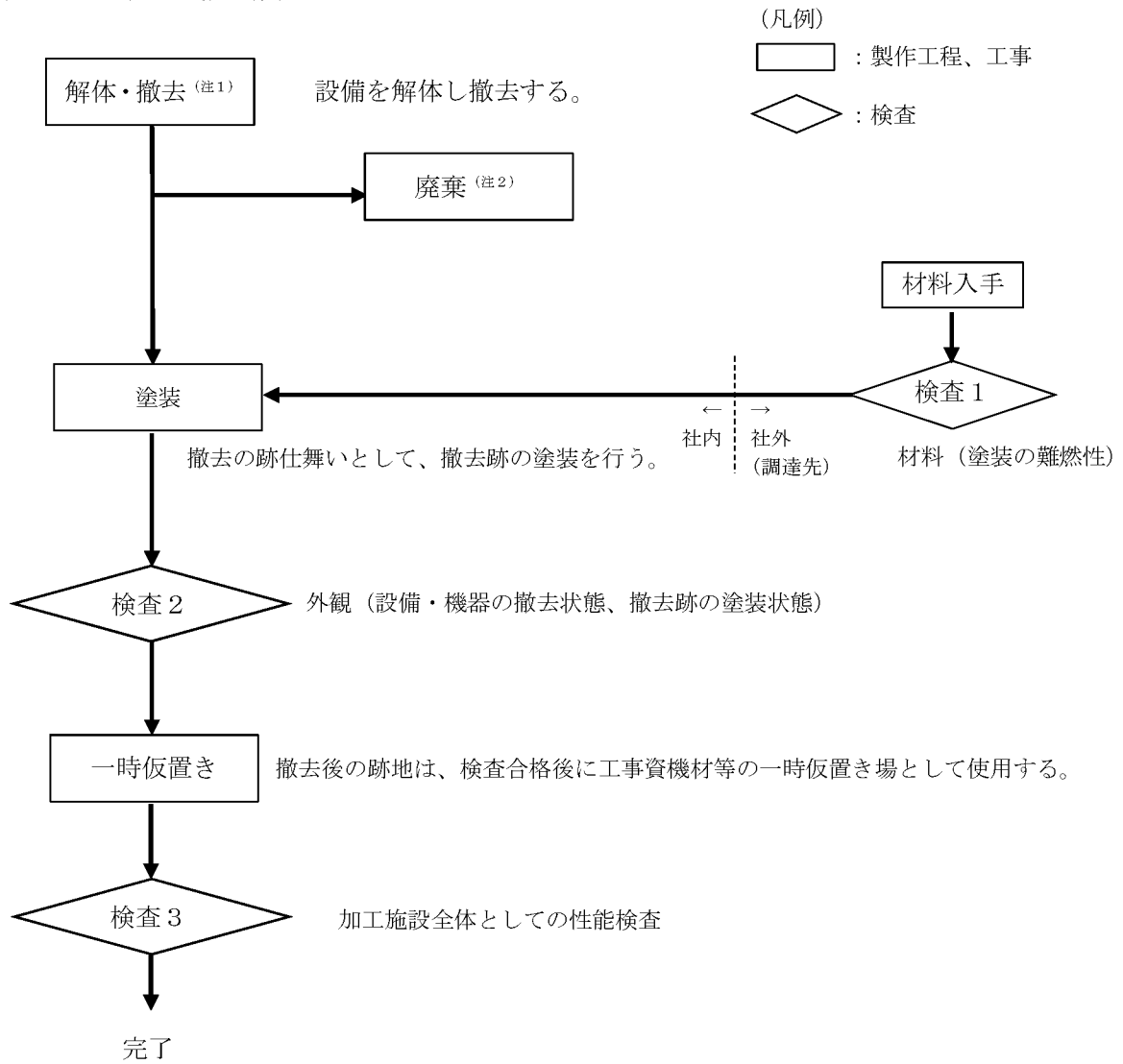
図リ-c-1 工事フロー

d. 変更しない設備・機器



図リ-d-1 工事フロー

e. 撤去を実施する設備・機器



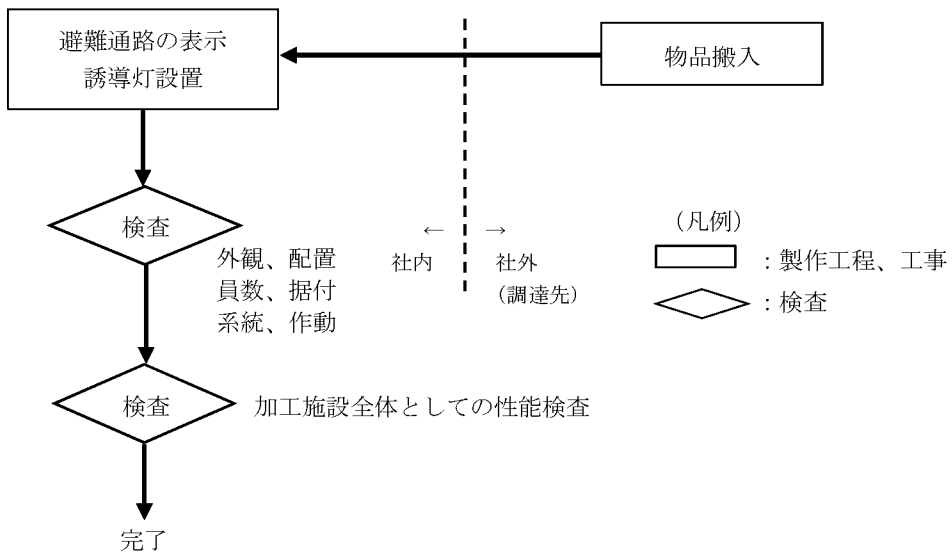
(注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

図リ－e－1 工事フロー

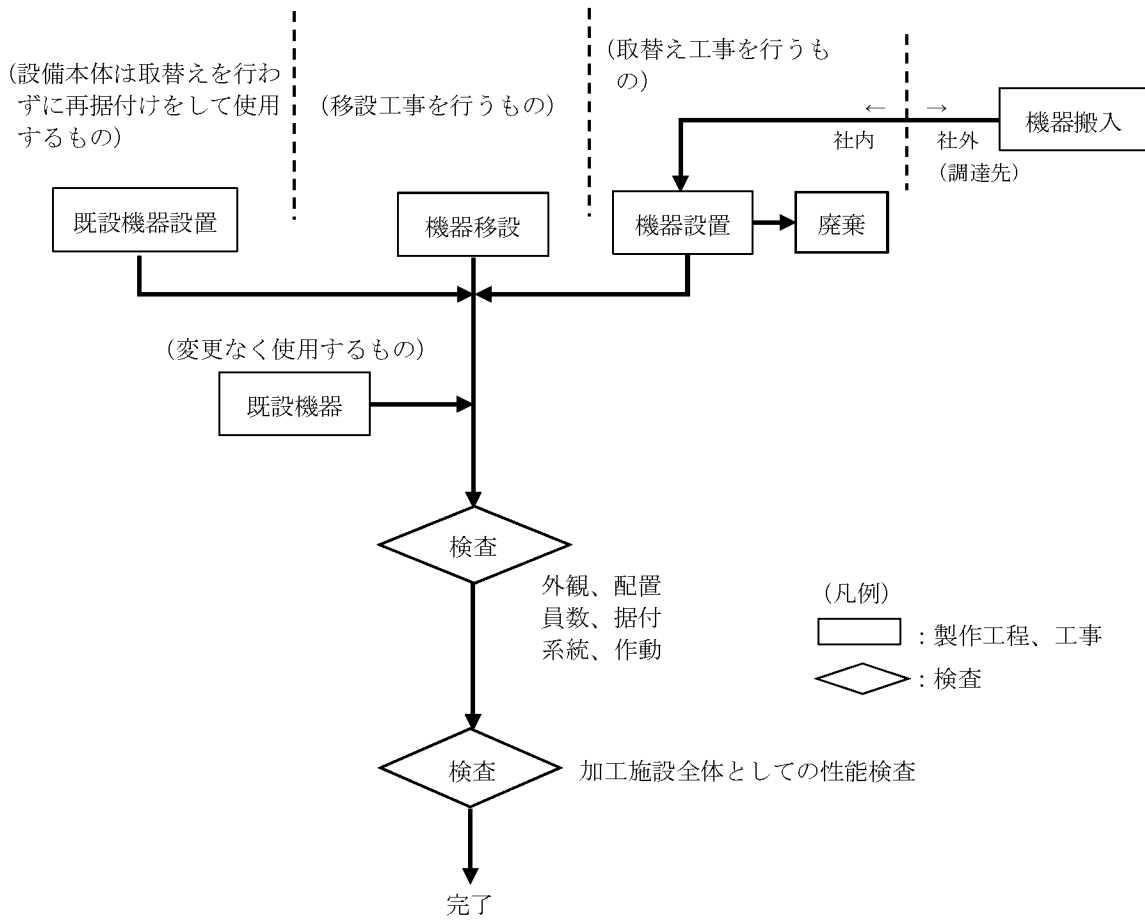
f. 発電機・ポンプ棟の付属設備

①緊急設備 避難通路、緊急設備 誘導灯の新設



図リー f - 1 工事フロー

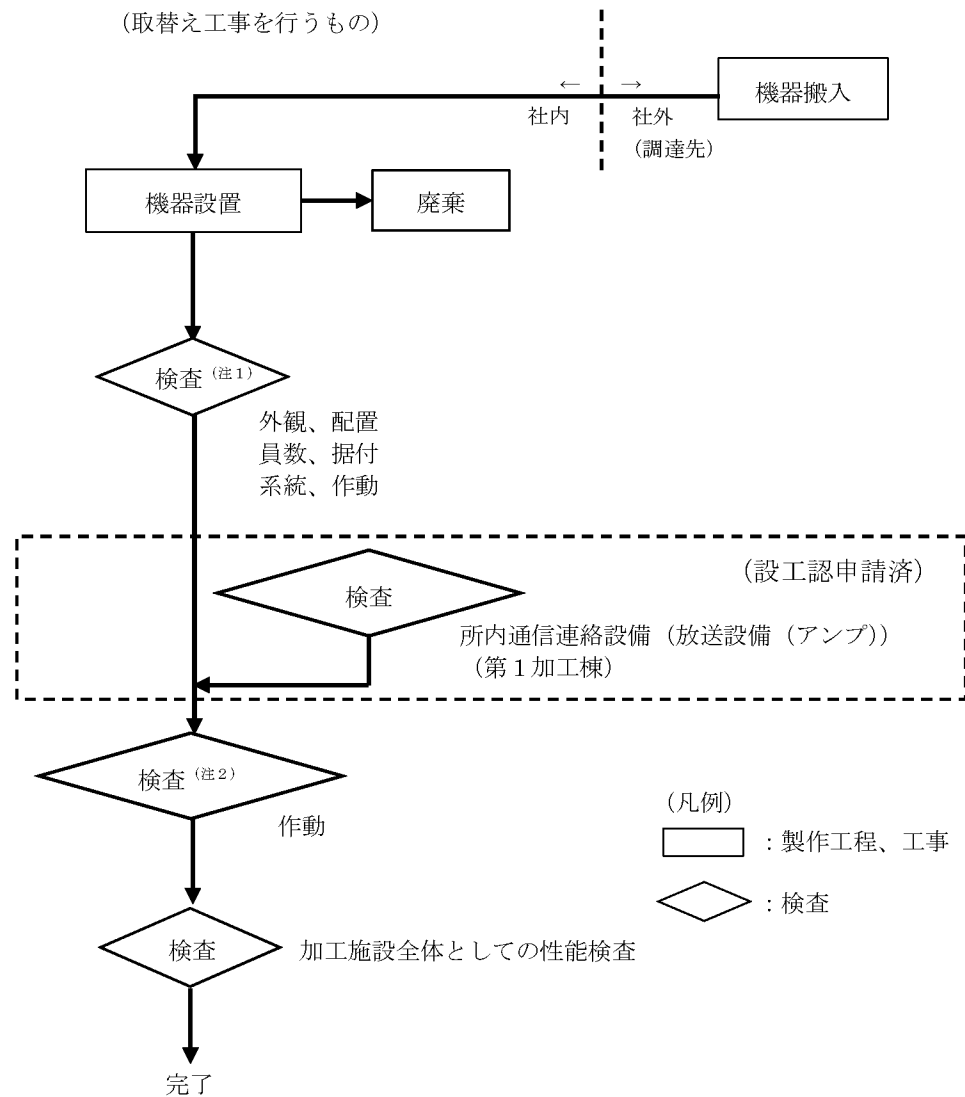
②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、消火設備 消火器の
改造



(注) 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。

図リー f - 2 工事フロー

③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造



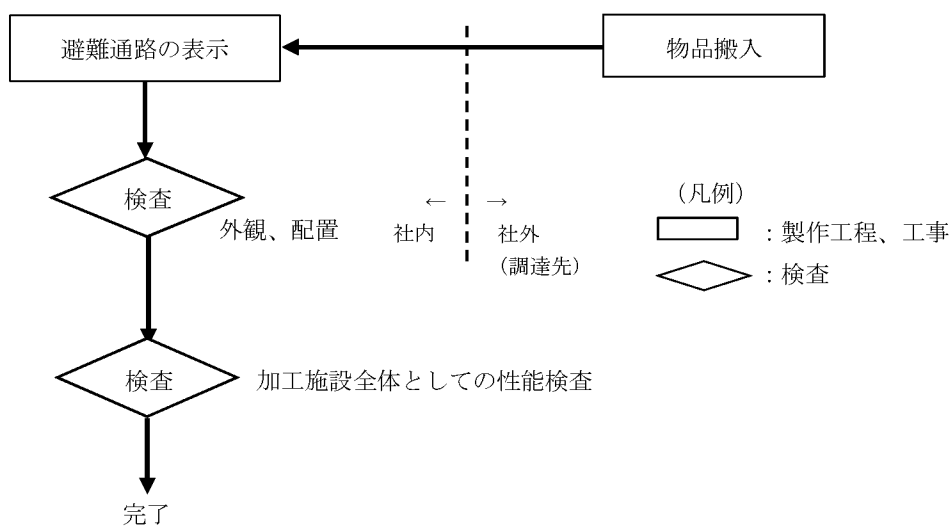
(注 1) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、図リー他－1 2（1）に示すとおり、第 2 加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する。第 2 加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第 4 次設工認で申請済みであり、作動の検査には放送設備（アンプ）に付属するマイクを使用する。

(注 2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、図リー他－1 2（1）に示すとおり、アンプに付属するマイクにより建物内及び事業所内建物間における相互の放送が可能である。本検査では、事業所内建物間における相互の放送が可能であることを確認する。

図リー f - 3 工事フロー

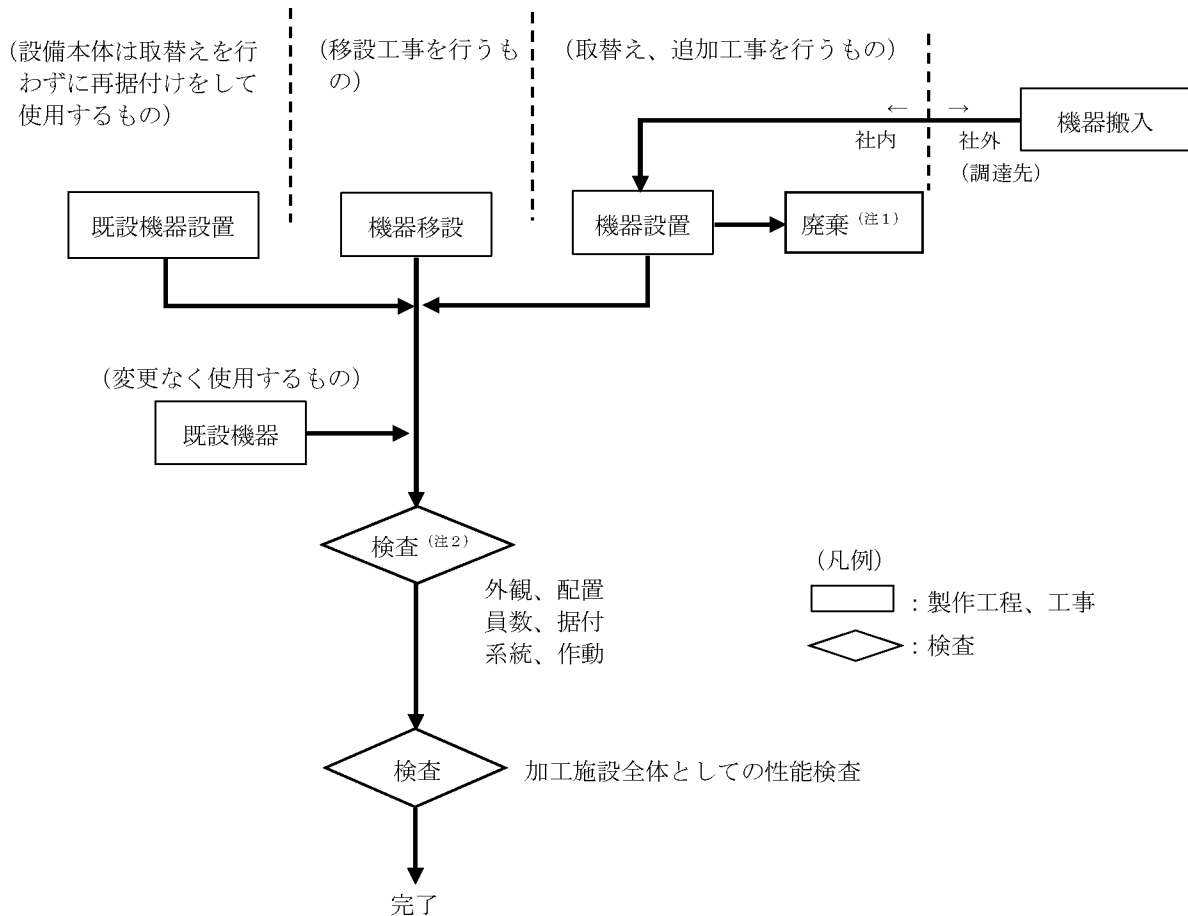
g. 第1 廃棄物貯蔵棟の付属設備

① 緊急設備 避難通路の新設



図リ - g - 1 工事フロー

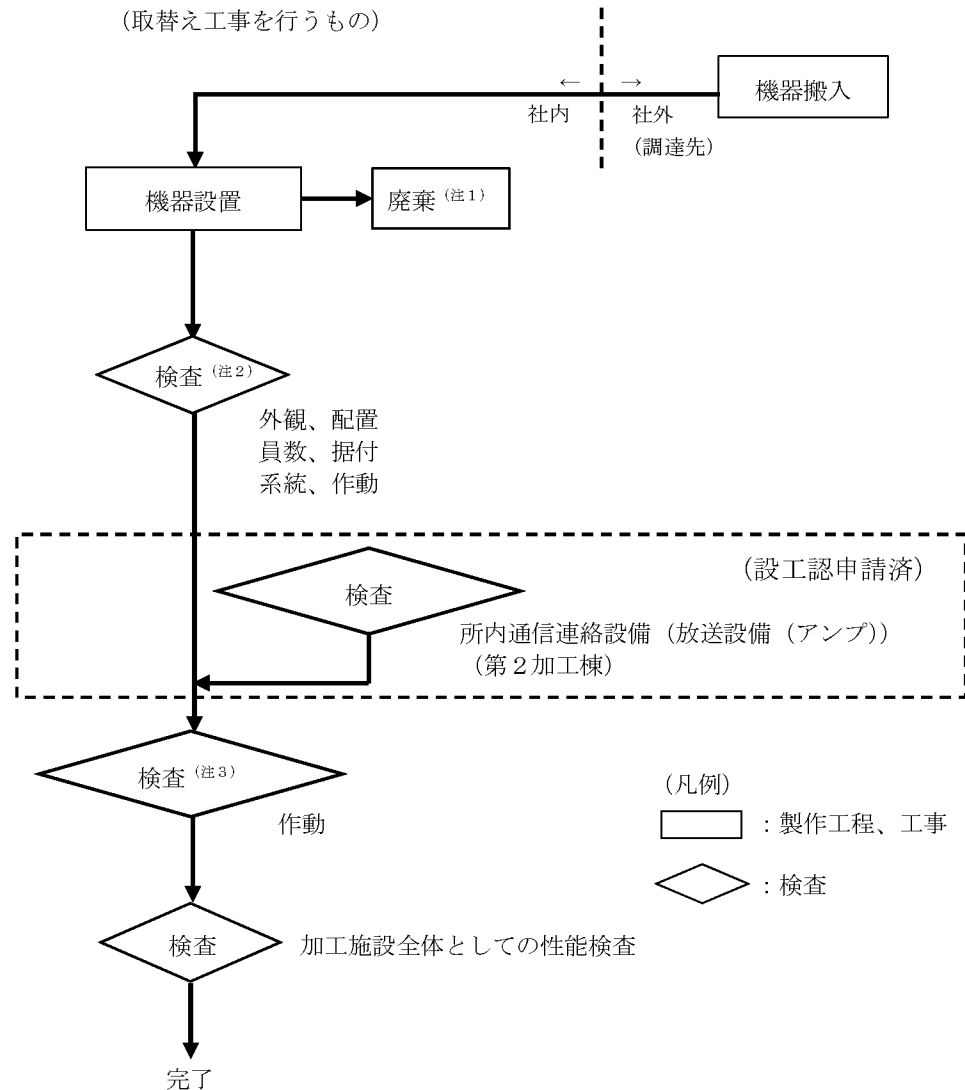
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、
 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、緊急設備 非常用照
 明、緊急設備 誘導灯、消火設備 消火器の改造



- (注1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- (注2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の作動の検査は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続し、所内携帯電話機（PHS アンテナ）に付属する所内携帯電話機（PHS）を使用する。所内携帯電話機（PHS）は、事故時の活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯は、図リー他ー11（5）に示すとおり、外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を通して外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。
- (注) 第1廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の改造に当たっては、改造工事中に第1廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の安全機能が停止するが、代替措置として第1廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の警戒区域周辺に監視人を配置する措置を講じる。

図リー-g-2 工事フロー

③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造



(注1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

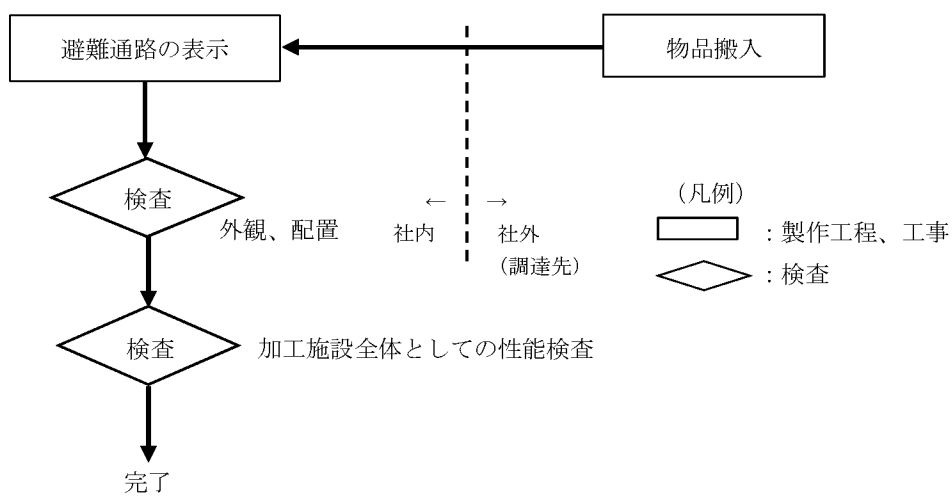
(注2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、図リー他-12（1）に示すとおり、第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する。第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第3次設工認で申請済みであり、作動の検査には放送設備（アンプ）に付属するマイクを使用する。

(注3) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、図リー他-12（1）に示すとおり、アンプに付属するマイクにより建物内及び事業所内建物間における相互の放送が可能である。本検査では、事業所内建物間における相互の放送が可能であることを確認する。

図リー-g-3 工事フロー

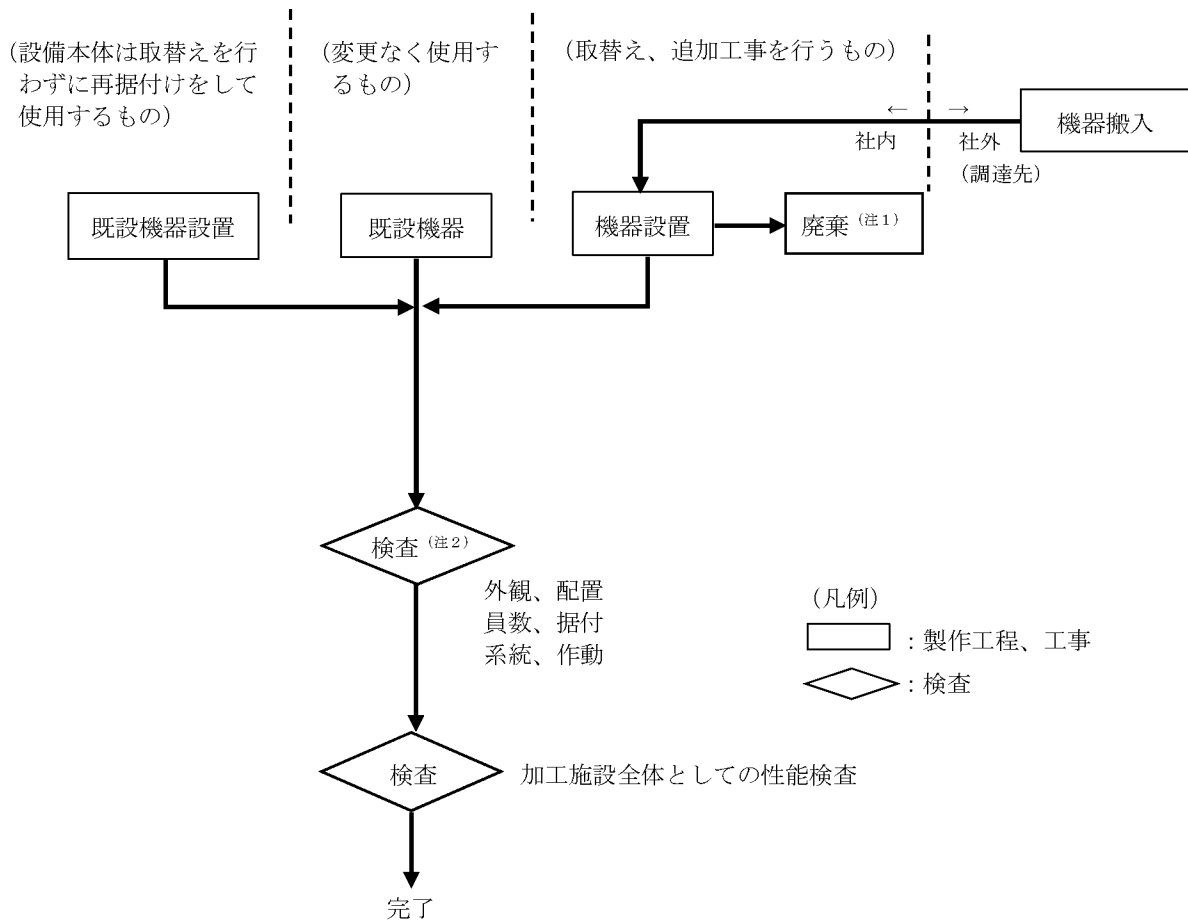
h. 第3廃棄物貯蔵棟の付属設備

①緊急設備 避難通路の新設



図リーh-1 工事フロー

②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、
緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の適合性の確認



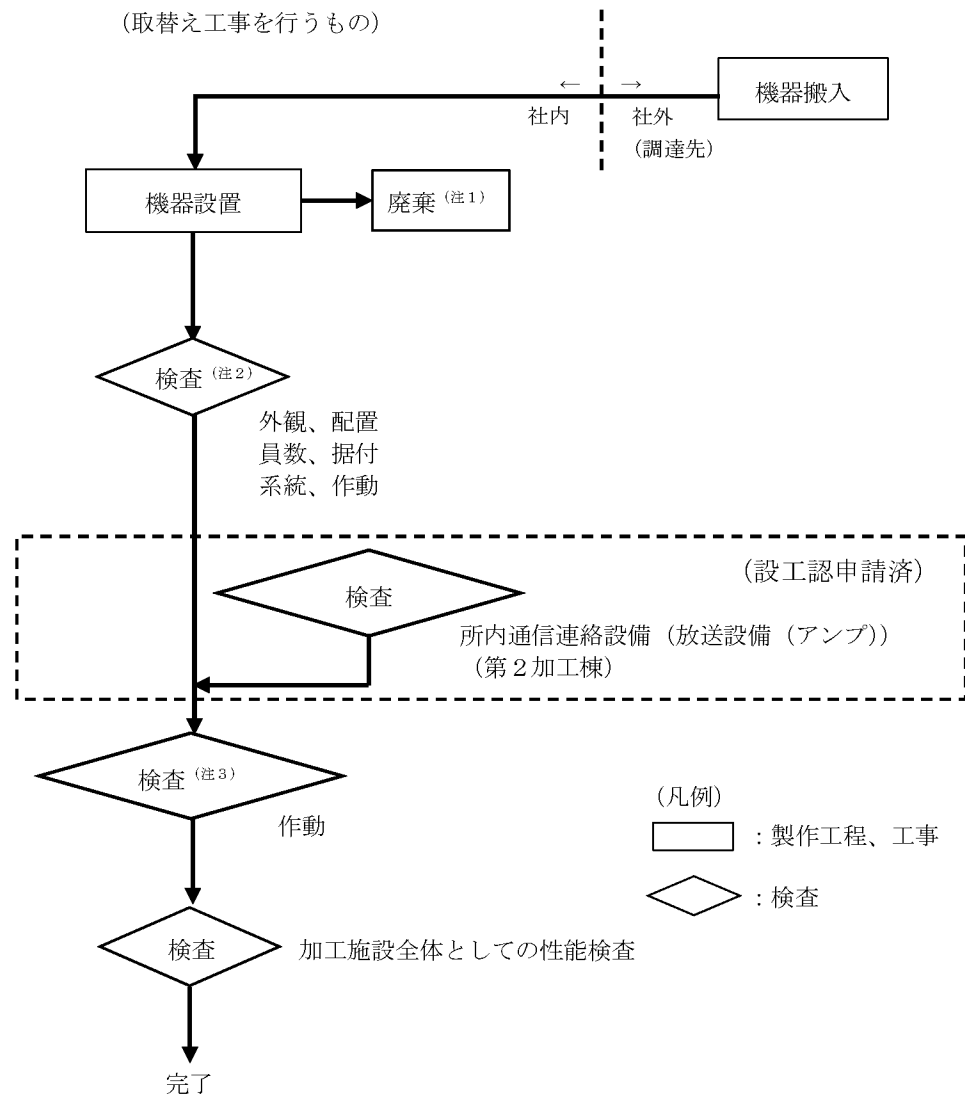
(注1) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

(注2) 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯は、図リー他-11（5）に示すとおり、外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を通して外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。

(注) 第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の改造に当たっては、改造工事中に第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の安全機能が停止するが、代替措置として第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の警戒区域周辺に監視人を配置する措置を講じる。

図リー-h-2 工事フロー

③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造

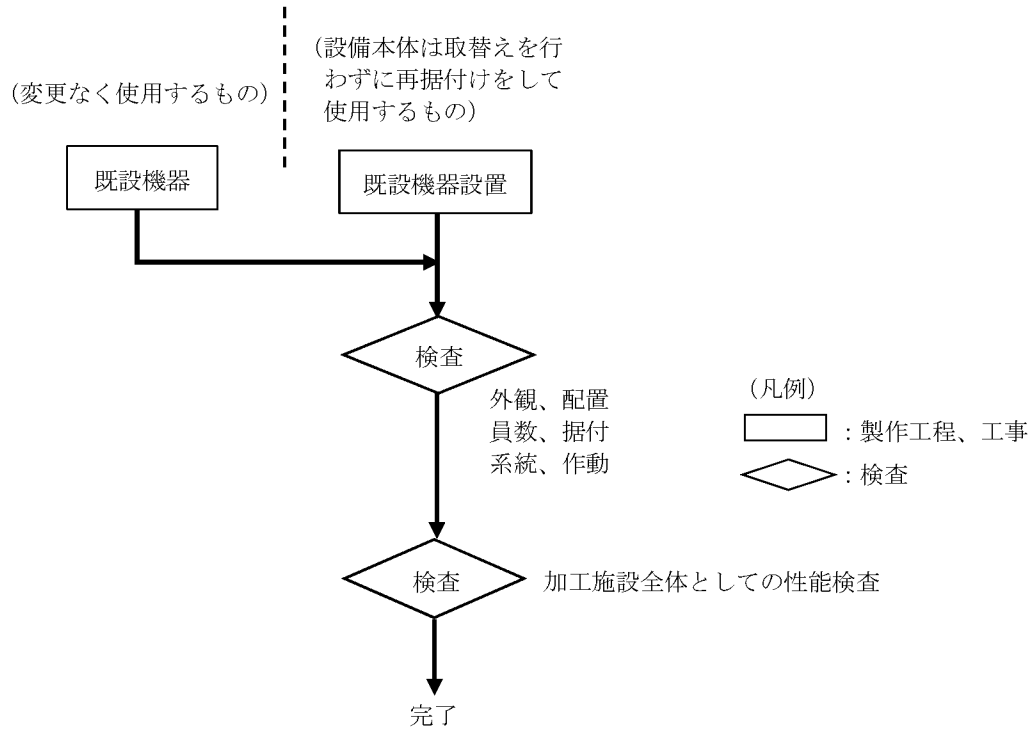


- (注1) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- (注2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、図リー他-12（1）に示すとおり、第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する。第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第3次設工認で申請済みであり、作動の検査には放送設備（アンプ）に付属するマイクを使用する。
- (注3) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、図リー他-12（1）に示すとおり、アンプに付属するマイクにより建物内及び事業所内建物間における相互の放送が可能である。本検査では、事業所内建物間における相互の放送が可能であることを確認する。

図リー-h-3 工事フロー

i. 事務棟、保安棟設置の設備

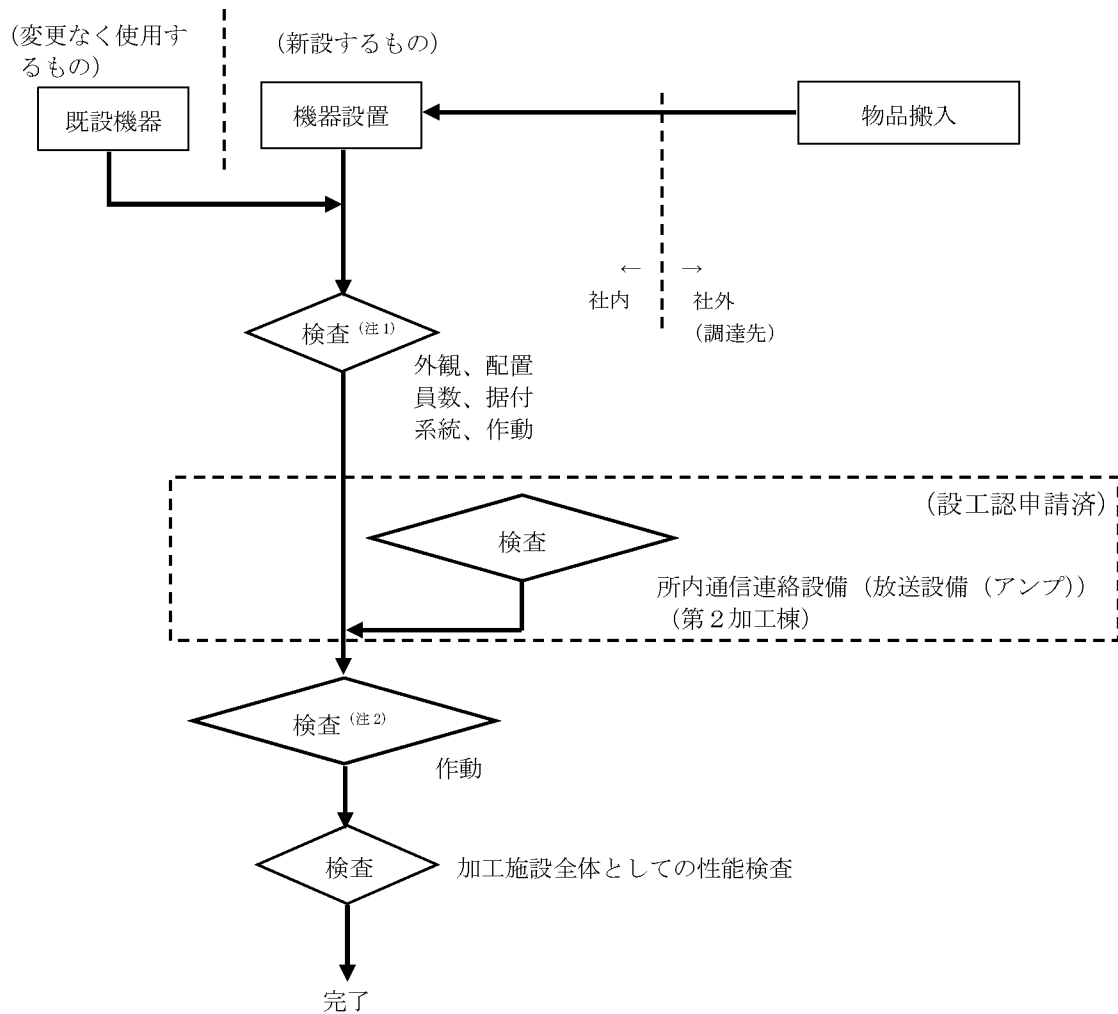
通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の改造、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）、通信連絡設備 所外通信連絡設備の適合性確認



図リー i - 1 工事フロー

j. 屋外設置の設備及び変更しない設備（dに記載するものを除く）

①通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造

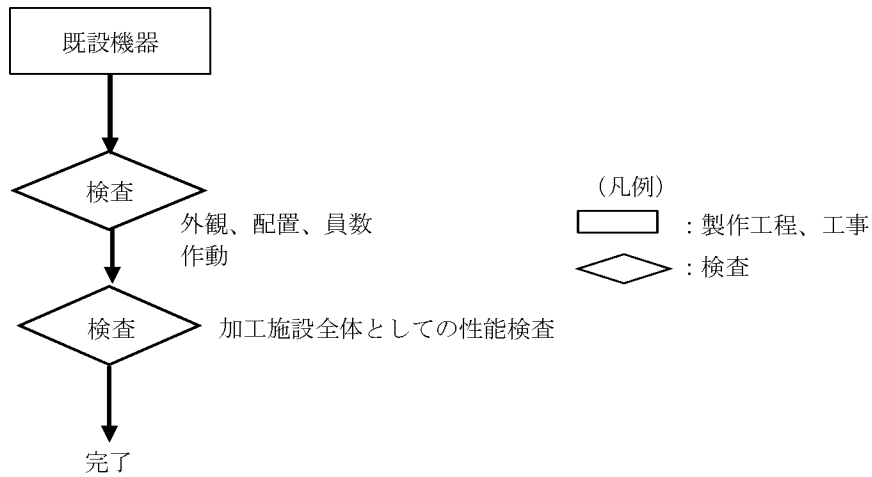


(注1) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、図リー他-12（1）に示すとおり、第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する。第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第3次設工認で申請済みであり、作動の検査には放送設備（アンプ）に付属するマイクを使用する。

(注2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、図リー他-12（1）に示すとおり、アンプに付属するマイクにより建物内及び事業所内建物間における相互の放送が可能である。本検査では、事業所内建物間における相互の放送が可能であることを確認する。

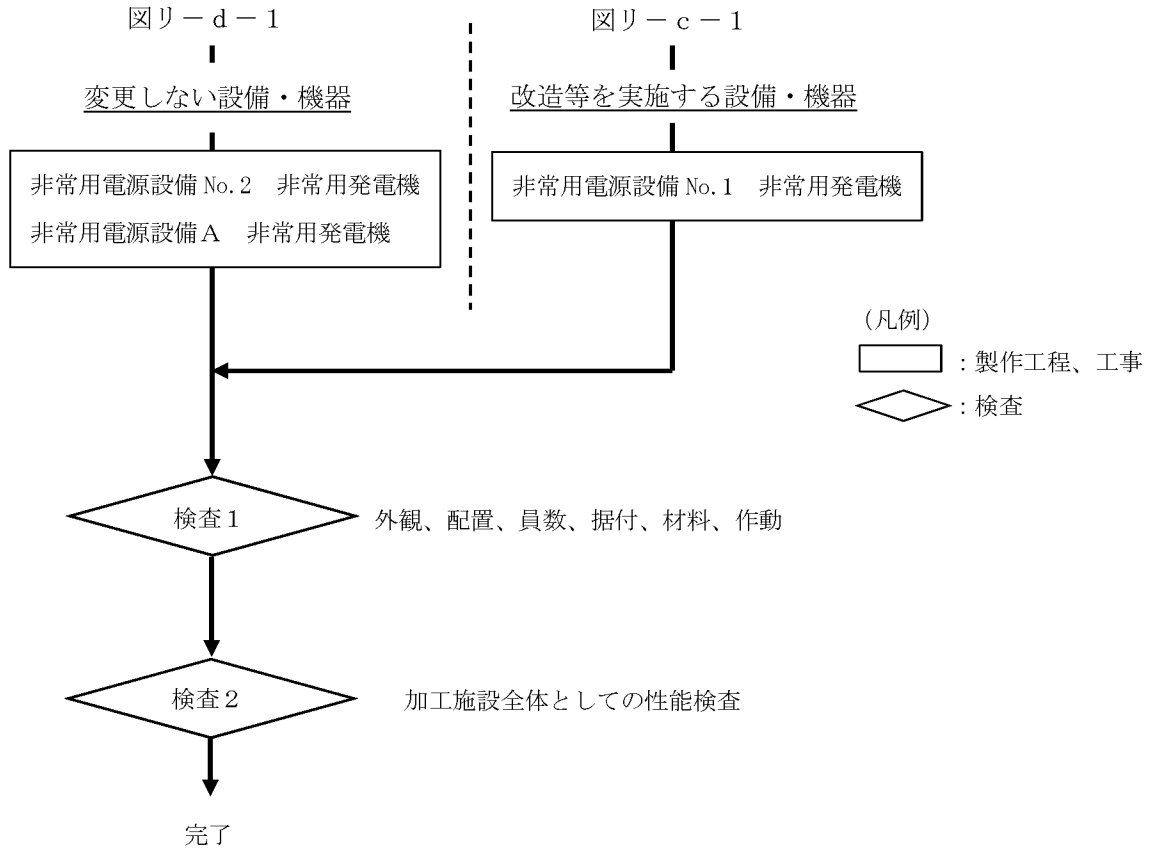
図リー-j-1 工事フロー

②消火設備 可搬消防ポンプ、緊急設備 可搬型照明、運搬設備（フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック）、高圧ガス貯蔵施設（アンモニア、プロパンガス等）、ガス供給施設、危険物貯蔵施設（油、薬品等）、受電施設、空調施設、給水及び循環水設備、緊急設備（放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測機等、消火用資機材、その他資機材）、緊急対策本部の適合性の確認



図リーj-2 工事フロー

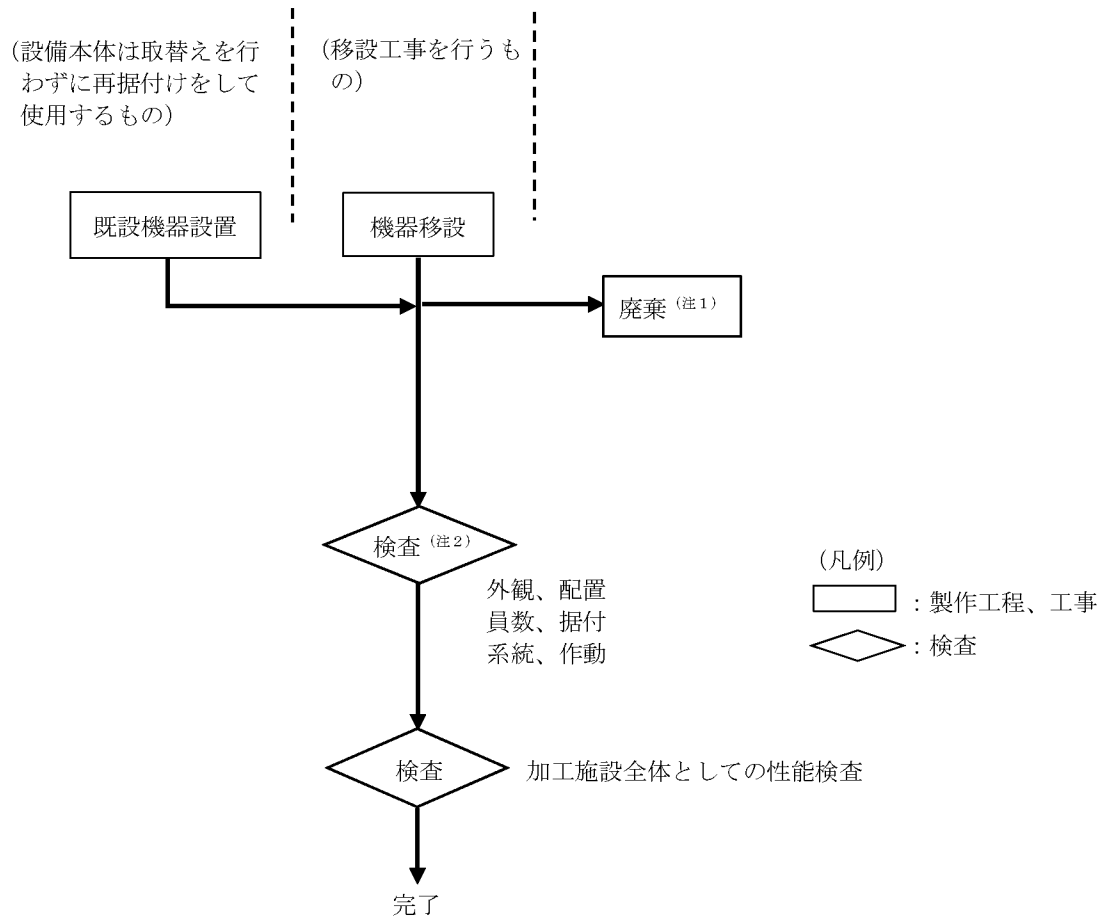
k. 非常用電源設備



図リ - k - 1 工事フロー

1. 第1加工棟設置の設備

火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の改造（発信機のみ）



(注1) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

(注2) 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を通して外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。

図リー1-1 工事フロー

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

第1 廃棄物貯蔵棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備）、第3 廃棄物貯蔵棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備）の継続使用については、ト．放射性廃棄物の廃棄施設の項で示すとおりとする。

6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る建物・構築物の検査の項目を第リ－1表に、検査の方法を第リ－2表～第リ－4表に示す。

また、変更に係る設備・機器の検査の項目を第リ－5表及び第リ－7表に、検査の方法を第リ－6表及び第リ－8表に示す。

加工施設全体としての性能検査の項目を第リ－9表に、検査の方法を第リ－10表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハ－3表に示す。

第リ－1表 建物・構築物に係る検査の項目

施設区分	設置場所	建物・構築物名称	変更内容	第1号検査					第2号検査
				外観	配置	員数	材料	寸法	作動
その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟	改造	○	○	○	○	○	—
	第1－3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2	変更なし	○	○	○	○	○	—
	第1－3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3	変更なし	○	○	○	○	○	—

第リ-2表 (1/2) 建物・構築物に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾		判定基準 ⁽³⁾
a. 発電機・ポンプ棟 ①エキスパンションジョイントの設置 (図リ-a-1 全体工事フロー、図リ-a-1-1 個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	発電機・ポンプ棟の南側壁にエキスパンションジョイントを有効な幅をもって設置していることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	図リ-建-1-6のとおり、発電機・ポンプ棟の南側壁に有効な幅をもってエキスパンションジョイントを設置していること。
		材料	エキスパンションジョイントの材質が  であること及び不燃性又は難燃性材料で造られていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エキスパンションジョイントの材質が  であること及び不燃性又は難燃性材料で造られていること。
a. 発電機・ポンプ棟 ②外部扉の改造 (図リ-a-1 全体工事フロー、図リ-a-1-2 個別工事フロー参照)	検査2-1	外観	F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	F1 竜巻対策扉の強度部材の材質、形状及び配置(骨組)を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の強度部材の材質、形状及び配置(骨組)が別表リ-建-1-2及び図リ-建-1-10のとおりであること。
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法が図リ-建-1-8のとおりであること。
	検査2-2	外観	設置後のF1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の配置が図リ-建-1-7のとおりであること。
	検査2-3	員数	F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の員数が図リ-建-1-8のとおりであること。
		外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査2-4	材料	鉄筋の材質、呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の材質、呼び径が別表リ-建-1-2のとおりであること。
		外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査2-5	寸法	鉄筋の呼び径、配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径、配筋ピッチが図リ-建-1-11のとおりであること。
寸法		型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図リ-建-1-11のとおりであること。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第リ－２表（２／２） 建物・構築物に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾		判定基準 ⁽³⁾
a. 発電機・ポンプ棟 ②外部扉の改造 (図リ－a－1 全体工事フロー、図リ－a－1－2 個別工事フロー参照)	検査２－６	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が \geq N/mm ² 以上であること。
		材料	コンクリートの密度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの気乾単位容積密度が \geq 以上であること。
	検査２－７	外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	脱型後のコンクリートの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査２－８	外観	仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査２－９	外観	F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	F1 竜巻対策扉の強度部材の材質、形状及び配置（骨組）を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の強度部材の材質、形状及び配置（骨組）が別表リ－建－１－２及び図リ－建－１－１０のとおりであること。
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法が図リ－建－１－８のとおりであること。
	検査２－１０	外観	設置後のF1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の配置が図リ－建－１－７のとおりであること。
		員数	F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の員数が図リ－建－１－８のとおりであること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第リ－3表（1／2） 建物・構築物に係る検査の方法（a. 発電機・ポンプ棟（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
建物	配置	建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。		建物の配置が図リ－1－1－1のとおりであること。
	員数	建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。		建物の員数が1であること。
基礎	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
		配置	基礎の支持層がN値10以上であることを関係書類等により確認する。	図リ－建－1－4のとおり、基礎の支持層がN値10以上の洪積層（砂質土層）であること。
構面（柱・はり・壁で構成される面）		配置	構面を目視又は関係書類等により確認する。	構面が図リ－建－1－16及び図リ－建－1－17のとおりであること。
柱	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 25 N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図リ－建－1－18(2)のとおりであること。
			柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	柱の形状、寸法が図リ－建－1－18(2)のとおりであること。
はり	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 25 N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図リ－建－1－18(3)のとおりであること。
			はりの形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法が図リ－建－1－18(3)のとおりであること。
壁	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 25 N/mm ² 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が ≥ 2400 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図リ－建－1－18(4)のとおりであること。
壁の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが図リ－建－1－15のとおりであること。また、図リ－建－1－19に示す遮蔽能力を有する壁は、設計確認値以上の厚さであること。			
床	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 25 N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図リ－建－1－18(5)のとおりであること。
	床の厚さを測長又は関係書類等により確認する。		床の厚さが図リ－建－1－14(3)のとおりであること。	
	土間コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第リ－3表（2／2） 建物・構築物に係る検査の方法（a. 発電機・ポンプ棟（既設部分））

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が ≥ 20 N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図リ－建－1－18（5）のとおりであること。
			屋根の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図リ－建－1－14（4）のとおりであること。
開口部	ガラリ	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
梯子	梯子	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表リ－建－1－3のとおりであること。
		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第リ－４表 建物・構築物に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾		判定基準 ⁽²⁾
b. 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 ①遮蔽壁 No. 2 の適合性の確認 ②遮蔽壁 No. 3 の適合性の確認 (図リ－b－1 工事フロー参照)	検査	外観	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の外観を目視により確認する。	遮蔽壁 No. 2 に使用上有害な傷及び変形がないこと。 遮蔽壁 No. 3 に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の配置を目視により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の配置が図リ－建－2－2 のとおりであること。 遮蔽壁 No. 3 の配置が図リ－建－2－2 のとおりであること。
		配置	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の基礎が支持層に到達していることを関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の基礎が建築基準法施行令第九十三条の規定による平板載荷試験で支持力を確認した表層地盤に達していること。 遮蔽壁 No. 3 の基礎が建築基準法施行令第九十三条の規定による平板載荷試験で支持力を確認した表層地盤に達していること。
		員数	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の員数を目視により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の員数が 1 基であること。 遮蔽壁 No. 3 の員数が 1 基であること。
		材料	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の鉄筋の材料、強度を関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の鉄筋の材料、強度が別表リ－建－2－1 のとおりであること。 遮蔽壁 No. 3 の鉄筋の材料、強度が別表リ－建－3－1 のとおりであること。
		材料	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 のコンクリートの圧縮強度が別表リ－建－2－1 のとおり、 ≥ 20 N/mm ² 以上であること。 遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの圧縮強度が別表リ－建－3－1 のとおり、 ≥ 20 N/mm ² 以上であること。
		材料	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの密度を関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 のコンクリートの気乾単位容積質量が ≥ 2400 kg/m ³ 以上であること。 遮蔽壁 No. 3 のコンクリートの気乾単位容積質量が ≥ 2400 kg/m ³ 以上であること。
		寸法	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の配筋の呼び径、配筋ピッチが別表リ－建－2－1 及び図リ－建－2－3 のとおりであること。 遮蔽壁 No. 3 の配筋の呼び径、配筋ピッチが別表リ－建－3－1 及び図リ－建－2－3 のとおりであること。
		寸法	遮蔽壁 No. 2 及び遮蔽壁 No. 3 の寸法を測長又は関係書類等により確認する。	遮蔽壁 No. 2 の寸法が別表リ－建－2－1 かつ表リ－建－2 (遮蔽壁 No. 2 仕様) の遮蔽の項に示すとおりであること。 遮蔽壁 No. 3 の寸法が別表リ－建－3－1 かつ表リ－建－3 (遮蔽壁 No. 3 仕様) の遮蔽の項に示すとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第リー5表 設備・機器に係る試験及び検査の項目

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査							第2号検査			
						外観	配置	員数	据付	材料	単一 ユニット	複数 ユニット	面速	負圧	IL*	作動
その他の 加工施設	発電機・ポンプ棟	発電機室	非常用電源設備 No.1	非常用発電機	改造	①②⑤	①	①②	①②④	①②⑤	—	—	—	—	—	③
			屋外	—	非常用電源設備 No.2	非常用発電機	変更なし	①⑤	①	①	①	①⑤	—	—	—	—
			非常用電源設備 A	非常用発電機	変更なし	①⑤	①	①	①	①⑤	—	—	—	—	③	
	第2加工棟	第2分析室	分析設備	粉末取扱フード No.1	改造	①③⑤⑥	①	①	⑤	①②	①	①	①	—	—	—
			分析設備	粉末取扱フード No.2	改造	①③⑤⑥	①	①	⑤	①②	①	①	①	—	—	—
			分析設備	粉末取扱フード No.3	改造	①③⑤⑥	①	①	⑤	①②	①	①	①	—	—	—
			分析設備	ドラフトチャンバ No.1	改造	①③⑤⑥	①	①	⑤	②	①	①	—	—	—	—
			分析設備	ドラフトチャンバ No.2	改造	①③⑤⑥	①	①	⑤	②	①	①	—	—	—	—
			分析設備	ドラフトチャンバ No.3	改造	①③⑤⑥	①	①	⑤	②	①	①	—	—	—	—
		第2開発室	燃料開発設備	スクラップ処理装置	改造	①③⑤⑥	①	①	①	①②	①	①	—	①	—	—
			燃料開発設備	試料調整用フード	改造	①③⑤⑥	①	①	①②	①②	①	①	①	—	—	—
			燃料開発設備	試料調整用フード No.1	改造	①③⑤⑥	①	①	①	①②	①	①	①	—	—	—
			燃料開発設備	試料調整用フード No.2	改造	①③⑤⑥	①	①	①	①②	①	①	—	①	—	—
			燃料開発設備	粉末取扱フード	改造	①②③	①	①②	①④	①②	①	①	①	—	—	—
			燃料開発設備	プレス	改造	①③⑤⑥	①	①	⑤	①②	①	①	①	—	—	—
			燃料開発設備	加熱炉	改造	①②③④⑤ ⑥⑦	①	①②	①②④ ⑤⑥	①②	①	①	—	—	①	①
			燃料開発設備	小型雰囲気可変炉	改造	①②③④⑤ ⑥⑦	①	①②	①② ⑤⑥	①②	①	①	—	—	①	①
		第2分析室	分析設備	計量設備架台 No.12	撤去	⑦⑧	—	—	—	④	—	—	—	—	—	—
		第2開発室	試験検査設備	計量設備架台 No.13	撤去	⑦⑧	—	—	—	④	—	—	—	—	—	—
			試験検査設備	計量設備架台 No.14	撤去	⑦⑧	—	—	—	④	—	—	—	—	—	—

*IL：インターロック

第リー6表(1/2) 設備・機器に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
		②変更・追加・撤去した強度部材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ②-2 変更・追加する強度部材に使用上有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。(溶接部を有する場合) ②-3 溶接部に変形及び欠陥がないこと。
		③ウランが存在する部位の高さを測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③ウランが存在する部位の高さが各設備の仕様表及び添付図に示す最低ウラン取扱い高さ以上であること。
		④落下防止構造の構造、寸法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	④-1 落下防止構造が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ④-2 落下防止構造の寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。また、落下防止の機能を果たす上で、ストッパ、ガイド及び落下防止板が十分な高さを有すること。
		⑤配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑤配線用遮断器を設けていること。
		⑥漏電遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑥漏電遮断器を没水水位より高い位置に設けていること。
		⑦設備・機器の撤去跡の外観を目視又は関係書類等により確認する。(撤去)	⑦設備・機器が撤去されていること。
		⑧撤去する設備・機器の跡仕舞いの状態を目視により確認する。(撤去)	⑧第1種管理区域の設備・機器撤去跡には樹脂系塗装を施していること。
配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表のとおりであること。	
	②変更・追加する強度部材の員数を目視により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第リー6表(2/2) 設備・機器に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	据付	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		③(欠番)	③(欠番)
		④変更・追加する強度部材の据付方法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	④変更・追加する強度部材の据付方法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		⑤設備・機器の据付状況を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑤設備・機器を建物又は架台にボルト等で固定していること。
		⑥配管の支持間隔を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑥配管の支持間隔が標準支持間隔以下であること。
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		②変更・追加する主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		③(欠番)	③(欠番)
		④第1種管理区域の設備・機器撤去跡に施す樹脂系塗装の材料を関係書類等により確認する。(撤去)	④塗料の材料が難燃性かつ腐食しにくい材料であること。
		⑤基礎のコンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	⑤基礎のコンクリートの圧縮強度が各設備の仕様表別表の材料一覧のとおりであること。
臨界防止検査	単一ユニット	①質量制限を行う設備に質量制限の管理方法の表示があることを確認する。(既設)(改造)	①質量制限の管理方法の表示が仕様表のとおりであること。
	複数ユニット	①単一ユニット間の面間距離を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①単一ユニット間の面間距離が各々30 cm以上であること。
作動検査	面速	①設備の囲い式フードの開口部での面速を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①開口部の面速が0.5 m/秒以上であること。
	負圧	①設備の囲い式フード内の負圧を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①囲い式フード内の負圧が9.8 Pa以上であること。
	インターロック	①信号系統図のとおりに動作試験を行う。(既設)(改造)	①信号系統図のとおりに動作すること。
	作動	①使用状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)	①使用状態を模擬した動作が正常に行えること。
②停電状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)		②動力の供給が停止した場合に、核燃料物質模擬重量物を安全に保持していること。	
③停電状態を模擬した無負荷試験を行う。(既設)		③非常用発電機が自動的に起動し所定の電圧及び周波数を40秒以内に確立すること	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

(4) 設備・機器を他の設備・機器に据え付けているボルトを示す。

第リ-7表 (1/5) 建物、設備・機器の付属設備等に係る検査の項目

区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査	
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	IL*	作動
その他の加工施設	第2加工棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	— ⁽¹⁾	—	—	—	—	—	—	—	② ⁽³⁾
	第1加工棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	— ⁽²⁾	—	—	—	—	—	—	—	② ⁽³⁾
			火災感知設備	自動火災報知設備(感知器) ⁽⁴⁾	改造	①	①	①	①	—	① ⁽⁵⁾	—	②③
	第1廃棄物貯蔵棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	改造	①	①	①	①	—	① ⁽⁶⁾	—	② ⁽¹⁷⁾ ② ⁽³⁾
			通信連絡設備	所内通信連絡設備 (所内携帯電話機(PHSアンテナ))	改造	①	①	①	①	—	—	—	②
		—	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	改造	①	①	①	①	—	① ⁽⁵⁾	—	②③
		—	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	改造	①	①	①	①	—	①	—	①③
		—	消火設備	消火器	改造	①	①	①	—	—	—	—	—
		—	緊急設備	避難通路	新設	① ⁽⁷⁾	①	—	—	—	—	—	—
		—	緊急設備	非常用照明	改造	①	①	①	①	—	①	—	①②
		—	緊急設備	誘導灯	改造	①	①	①	①	—	①	—	①②
	第3廃棄物貯蔵棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	改造	①	①	①	①	—	① ⁽⁶⁾	—	② ⁽¹⁷⁾ ② ⁽³⁾
			火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	改造	①	①	①	①	—	① ⁽⁵⁾	—	②③
		—	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	改造	①	①	①	①	—	①	—	①③
		—	消火設備	消火器	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	—
		—	緊急設備	避難通路	新設	① ⁽⁷⁾	①	—	—	—	—	—	—
		—	緊急設備	非常用照明	改造	①	①	①	①	—	①	—	①②
	第5廃棄物貯蔵棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	— ⁽¹⁾	—	—	—	—	—	—	—	② ⁽³⁾

第リー7表 (2/5) 建物、設備・機器の付属設備等に係る検査の項目

区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査	
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	IL*	作動
その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	改造	①	①	①	①	—	① ₍₆₎	—	② ⁽¹⁸⁾ ② ⁽³⁾
		—	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	改造	①	①	①	①	—	① ₍₅₎	—	②③
		—	消火設備	消火器	改造	①	①	①	—	—	—	—	—
		—	緊急設備	避難通路	新設	① ⁽⁷⁾	①	—	—	—	—	—	—
		—	緊急設備	非常用照明	改造	①	①	①	①	—	①	—	①②
		—	緊急設備	誘導灯	新設	①	①	①	①	—	①	—	①②
	第2加工棟	—	消火設備	自動式の消火設備	新設	①	①	①②	①	①	—	—	—
	発電機・ポンプ棟、 屋外	—	消火設備	屋外消火栓	改造	①② ③	①	①	②③	①	①	—	①
	第2加工棟	第2-1ペレット室、 第2-2ペレット室、 第2-1事務室、第2 部品室、第2-1燃料 棒加工室、第2-1組 立室、第2機械室、第 2開発室、第2排風機 室	消火設備	屋内消火栓	改造	①② ③	①	①	②③	①	①	—	①
	屋外	—	消火設備	可搬消防ポンプ	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	②
	第2加工棟	—	緊急設備	漏水検知器	改造	①	①	①②	—	—	—	—	②
	第1廃棄物貯蔵棟	—	緊急設備	漏水検知器	改造	①	①	①②	—	—	—	—	②
	屋外	—	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	改造	— ⁽⁸⁾	—	—	—	—	—	—	—
	屋外	(第2加工棟4階)	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	改造	— ⁽⁹⁾	—	—	—	—	—	—	—
	屋外	(第2加工棟4階)	緊急設備	緊急遮断弁(水素ガス)	改造	— ⁽⁹⁾	—	—	—	—	—	—	—
	屋外	—	緊急設備	緊急遮断弁(プロパンガス)	改造	— ⁽⁸⁾	—	—	—	—	—	—	—
屋外	—	緊急設備	緊急遮断弁(都市ガス)	改造	— ⁽¹⁰⁾	—	—	—	—	—	—	—	

第リ-7表 (3/5) 建物、設備・機器の付属設備等に係る検査の項目

区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査	
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	IL*	作動
その他の加工施設	屋外	—	緊急設備	感震計	改造	①③	①	①	①	①	—	①	②
	発電機・ポンプ棟	—	緊急設備	送水ポンプ自動停止装置	新設	—	①	①	—	—	—	①	—
	第2加工棟	第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	改造	— ⁽⁸⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第2加工棟	第2開発室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	改造	— ⁽⁹⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第2加工棟	第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	改造	— ⁽⁸⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第1廃棄物貯蔵棟	—	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	改造	— ⁽¹⁰⁾	—	—	—	—	—	—	—
	屋外	—	緊急設備	可搬型照明	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	②
	事務棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備(電話交換機)	改造	①	①	①	①	—	①	—	② ⁽¹¹⁾
		—	通信連絡設備	所内通信連絡設備(無線機)	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	②
	事務棟 保安棟	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備(固定電話機)	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	②
		—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (所内携帯電話機(PHSアンテナ))	改造	①	①	①	①	—	—	—	②
	屋外	—	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	改造	①	①	①	①	—	① ⁽⁶⁾	—	② ⁽¹⁷⁾ ② ⁽³⁾
	事務棟 保安棟 屋外	—	通信連絡設備	所外通信連絡設備	変更なし	①	①	①	—	—	① ⁽¹⁹⁾	—	②
	第2加工棟	—	緊急設備	遮水板	新設	①	①	①	—	②	—	—	—
	第1廃棄物貯蔵棟	—	緊急設備	遮水板	新設	①	①	①	—	②	—	—	—
	第1廃棄物貯蔵棟	—	緊急設備	防護壁又は防護柵(W1防護壁)	新設	— ⁽¹²⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第1廃棄物貯蔵棟	—	緊急設備	堰、密閉構造扉	改造	— ⁽¹²⁾	—	—	—	—	—	—	—
第3廃棄物貯蔵棟	—	緊急設備	防護壁又は防護柵(W3防護壁)	新設	— ⁽¹³⁾	—	—	—	—	—	—	—	

第リ-7表 (4/5) 建物、設備・機器の付属設備等に係る検査の項目

区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査	
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	IL*	作動
その他の加工施設	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	—	警報集中表示盤	—	変更なし	①	—	①	—	—	①	—	②
	第2加工棟	—	緊急設備	防火ダンパー	改造	— ⁽¹⁴⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第2加工棟	—	緊急設備	防護板	新設	— ⁽¹⁵⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第2加工棟	第2-2ペレット室	緊急設備	防水カバー	新設	— ⁽¹⁶⁾	—	—	—	—	—	—	—
	第2加工棟	—	分析設備	—	変更なし	—	①	①	—	—	—	—	—
	第2加工棟	—	計量設備	上皿電子天秤	改造	—	①	①	—	—	—	—	—
	第1加工棟	—	放射線測定装置	—	変更なし	—	—	①	—	—	—	—	—
	第2加工棟	第2開発室	燃料開発設備	—	変更なし	—	①	①	—	—	—	—	—
	第2加工棟	第2開発室	試験検査設備	—	変更なし	—	①	①	—	—	—	—	—
	—	—	運搬設備 (フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック)	—	変更なし	—	—	①	—	—	—	—	—
	—	—	高圧ガス貯蔵施設 (アンモニア、プロパンガス等)	—	変更なし	—	—	①	—	—	—	—	—
	—	—	ガス供給施設	—	変更なし	—	—	①	—	—	—	—	—
	—	—	危険物貯蔵施設 (油、薬品等)	—	変更なし	—	—	①	—	—	—	—	—
	—	—	受電施設	—	変更なし	—	—	①	—	—	—	—	—
—	—	空調施設	—	変更なし	—	—	①	—	—	—	—	—	

第リ－7表（5／5） 建物、設備・機器の付属設備等に係る検査の項目

区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査	
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	IL*	作動
その他の加工施設	—	—	給水及び循環水設備	—	変更なし	—	—	①	—	—	—	—	—
	—	—	緊急設備（放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材）	—	変更なし	—	—	①	—	—	—	—	—
	—	—	緊急対策本部	—	変更なし	—	—	①	—	—	—	—	—

丸数字は、第リ－8表 設備・機器に係る検査の方法の検査の方法に対応する。

*：インターロック

- (1) 第4次申請で適合確認を行った設備であり、本申請において変更なし。
- (2) 第3次申請で適合確認を行った設備であり、本申請において変更なし。
- (3) 事業所内建物間における相互の放送の確認は、第1加工棟、第2加工棟、事務棟、保安棟に設置するマイクから試験放送を行う。（マイクは第1加工棟に設置している所内通信連絡設備（アンプ）、第2加工棟に設置している所内通信連絡設備（アンプ）に付属している。）
- (4) 検査は発信機のみを確認する。
- (5) 接続している自動火災報知設備（受信機）を通して、非常用電源系統に接続していることを確認する。
- (6) 接続している所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））を通して、非常用電源系統に接続していることを確認する。
- (7) 避難通路の表示を確認する。
- (8) 検査は第ハ－1表における{2064}連続焼結炉No.2-1にて実施する。
- (9) 検査は第リ－5表における{8025}燃料開発設備 加熱炉にて実施する。
- (10) 検査は第ト－6表における{6138}焼却設備 焼却炉にて実施する。
- (11) 加工施設内で場所を選定し、所内携帯電話機（PHS）及び固定電話機の相互間で試験通話を行う。
- (12) 検査は第ト－2表にて実施する。
- (13) 検査は第ト－4表にて実施する。
- (14) 検査は第ト－6表にて検査を実施する。
- (15) 検査は第ハ－1表（{2050}プレスNo.2-1、{2052}焙焼炉No.2-1 破碎装置）、第リ－5表（{8025}燃料開発設備 プレス）にて実施する。
- (16) 検査は第ハ－1表（{2044}粉末混合機No.2-1粉末投入機、{2047}粉末搬送機No.2-1 粉末搬送容器昇降リフト、{2064}連続焼結炉No.2-1）にて実施する。
- (17) スピーカーとしての作動の検査には、第1加工棟に設置している所内通信連絡設備（アンプ）に付属するマイクから試験放送を行う。
- (18) スピーカーとしての作動の検査には、第2加工棟に設置している所内通信連絡設備（アンプ）に付属するマイクから試験放送を行う。
- (19) ファクシミリ、一般回線（所内通信連絡設備（電話交換機））、IP電話、社内網の利用（所内通信連絡設備（電話交換機））を確認する。

第リー 8 表 建物、設備・機器の付属設備等に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
		②(欠番)	②(欠番)
		③配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③配線用遮断器を設けていること。
	配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の配置図のとおりであること。
	員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表の員数のとおりであること。
		②変更・追加する強度部材の員数を目視により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	据付	①設備機器の据付状況を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備・機器を建物又は架台にボルト等で固定していること。
		②設備・機器を建物又は架台にボルト等で固定していること。(既設)(改造)	②設備・機器の据付状況を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)。
		③配管の支持間隔を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③配管の支持間隔が標準支持間隔以下であること。
材料検査	材料	①変更・追加する主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	①変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表又は仕様表別表の材料一覧及び仕様表の添付図のとおりであること。
		②主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②主要な部材の材料が、不燃性又は難燃性であること。
系統検査	系統	①設備・機器が非常用電源系統に接続されていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①非常用電源系統に接続していること。
作動検査	インターロック	①信号系統図のとおりに動作試験を行う。(既設)(改造)	①信号系統図のとおりに動作すること。
	作動	①電源の遮断後、40秒以上バッテリーにより点灯又は動作することを確認する。(既設)(改造)	①電源遮断後、40秒以上バッテリーにより点灯又は動作していること。
		②作動試験を行い、正常に作動することを確認する。(既設)(改造)	②正常に作動すること。
		③作動する警戒区域を作動試験により確認する。(既設)(改造)	③配置図のとおり警戒区域で作動すること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第リ－9表 加工施設全体としての性能検査の項目

設備・機器名称、機器名	第2号検査
	作動
非常用電源設備 No.1 非常用発電機	A
非常用電源設備 No.2 非常用発電機	A
非常用電源設備 A 非常用発電機	A

第リ－10表 加工施設全体としての性能検査の検査の方法

検査の項目	検査の方法	判定基準
A	全ての負荷設備を接続し、停電状態を模擬した負荷試験を行う。	負荷設備へ電源を供給した状態で、非常用発電機の電圧及び周波数が確立すること。

7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品（原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。）について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を ハ. 成型施設 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

別添Ⅱ 加工施設の変更に係る工事工程表

加工施設の変更に係る工事工程表を下表に示す。

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
ハ. 成型施設								
{1002}*	第2加工棟	第2加工棟 —	改造				□ △ △ △ △ ▽	
{2042}	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト —	改造				□ △ ▽	
{2043}	第2加工棟 第2-2混合室	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機 —	改造				□ △ ▽	
{2044}	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機 —	改造				□ △ ▽	
{2045}	第2加工棟 第2-2混合室	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 —	改造				□ △ ▽	
{2046}	第2加工棟 第2-2混合室	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	変更なし				△ ▽	
{2047}	第2加工棟 第2-2混合室	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	改造				□ △ ▽	
{2048}	第2加工棟 第2-2混合室	供給瓶 No. 2-1 供給瓶	改造				□ △ ▽	
{2050}	第2加工棟 第2-2混合室	プレス No. 2-1 —	改造				□ △ ▽	
{2051}	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	改造				□ △ ▽	
{2052}	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	改造				□ △ ▽	
{2053}	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	改造				□ △ ▽	
{2054}	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	改造				□ △ ▽	
{2055}	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	改造				□ △ ▽	
{2057}	第2加工棟 第2-2混合室	計量設備架台 No. 4 —	変更なし				△ ▽	
{2058}	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	変更なし				△ ▽	
{2059}	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット抜取部	変更なし				△ ▽	
{2060}	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	変更なし				△ ▽	
{2061}	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	改造				□ △ ▽	
{2062}	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 段積装置部	変更なし				△ ▽	
{2063}	第2加工棟 第2-2ペレット室	有軌道搬送装置 —	改造				□ △ ▽	
{2064}	第2加工棟 第2-2ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1 —	改造				□ △ ▽	
{2064-2}	第2加工棟 第2-2ペレット室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	改造				□ △ ▽	

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{2064-3}	第2加工棟 第2-2ペレット室	空気混入防止機構 —	変更なし				△ ▽	
{2064-4}	第2加工棟 第2-2ペレット室	失火検知機構 —	改造				□ △ ▽	
{2064-5}	第2加工棟 第2-2ペレット室	過加熱防止機構 —	改造				□ △ ▽	
{2064-6}	第2加工棟 第2-2ペレット室	冷却水圧力低下検知機構 —	改造				□ △ ▽	
{2064-7}	第2加工棟 第2-2ペレット室	圧力逃がし機構 —	変更なし				△ ▽	
{2064-8}	第2加工棟 第2-2ペレット室	可燃性ガス配管 —	改造				□ △ ▽	
{2065}	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台 焼結ボート置台部	改造				□ △ ▽	
{2066}	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台 焼結ボート解体部	変更なし				△ ▽	
{2067}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移載部	変更なし				△ ▽	
{2068}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部	変更なし				△ ▽	
{2069}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ保管台部	変更なし				△ ▽	
{2070}	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	改造				□ △ ▽	
{2071}	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	改造				□ △ ▽	
{2072}	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機	変更なし				△ ▽	
{2073}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部	変更なし				△ ▽	
{2074}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	変更なし				△ ▽	
{2075}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット抜取部	変更なし				△ ▽	
{2076}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 1 部	変更なし				△ ▽	
{2077}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 2 部	変更なし				△ ▽	
{2078}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	変更なし				△ ▽	
{2079}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	改造				□ △ ▽	
{2080}	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 波板移載部	変更なし				△ ▽	
{2081}	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	改造				□ △ ▽	
{2082}	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク	変更なし				△ ▽	
{2083}	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 配管	変更なし				△ ▽	

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{2084}	第2加工棟 第2-2ペレット室	計量設備架台 No. 7 —	変更なし				□ △ ▽	
{2085}	第2加工棟 第2-1ペレット検査室	ペレット検査台 No. 1 —	改造				△ ▽	
{2087}	第2加工棟 第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2-2混合室	焙焼炉 No. 2-1 運搬台車 —	変更なし				△ ▽	
{2089}	第2加工棟 第2-1ペレット検査室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2-2混合室	スクラップ保管ラック F型運搬台車 —	改造				□ △ ▽	
{2090}	第2加工棟 第2-1ペレット検査室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2-2混合室	ペレット運搬台車 No. 3 —	改造				□ △ ▽	
ニ. 被覆施設								
{3032}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	X線透過試験機 No. 1 —	改造				□ △ ▽	
{3033}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No. 1 トレイ挿入部	変更なし				△ ▽	
{3034}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No. 1 ヘリウムリーク試験部	変更なし				△ ▽	
{3035}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (B) 部	改造				□ △ ▽	
{3036}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No. 1 石定盤部	変更なし				△ ▽	
{3037}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (C) 部	変更なし				△ ▽	
{3038}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 4 ストックコンベア (1) 部	変更なし				△ ▽	
{3039}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 4 燃料棒移載 (3) 部	変更なし				△ ▽	
{3040}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒移載 (4) 部	変更なし				△ ▽	
{3041}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (1) 部	変更なし				△ ▽	
{3042}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (2) 部	変更なし				△ ▽	
{3043}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (1) 部	変更なし				△ ▽	
{3044}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (2) 部	変更なし				△ ▽	
{3045}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (5) 部	変更なし				△ ▽	
{3046}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 6 ストックコンベア (2) 部	変更なし				△ ▽	
{3047}	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (6) 部	変更なし				△ ▽	
{3001}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部	改造				□ △ △ ▽	

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)			
{3002}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部	改造				△	△	△	▽	
{3003}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	改造				△	△	△	▽	
{3004}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	改造				△	△	△	▽	
{3006}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 1 —	改造				△	△	△	▽	
{3007}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台 —	改造				△	△	△	▽	
{3008}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	改造				△	△	△	▽	
{3008-2}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ —	変更なし	(第4次申請において{3008}脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部を含めて適合性確認を受けたものであり、工事工程は当該施設に従う。)							
{3009}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No. 1 運搬台車	改造				△	△	△	▽	
{3010}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部	改造				△	△	△	▽	
{3011}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	改造				△	△	△	▽	
{3012}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	改造				△	△	△	▽	
{3013}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部	改造				△	△	△	▽	
{3014}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載(1)部	改造				△	△	△	▽	
{3015}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部	変更なし							△	▽
{3016}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部	変更なし							△	▽
{3017}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部	改造				△	△	△	▽	
{3018}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置 (A) —	変更なし							△	▽
{3019}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置 (2) —	変更なし							△	▽
{3020}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No. 2 —	改造				△	△	△	▽	
{3021}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部	変更なし							△	▽
{3022}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	変更なし							△	▽
{3023}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部	変更なし							△	▽
{3024}*	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台 —	改造				△	△	△	▽	
{3025}*	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No. 5 —	改造				△	△	△	▽	
{3026}*	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	改造				△	△	△	▽	

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{3027}*	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	改造				△ □ △ ▽	
{3028}*	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 2 —	改造				△ □ △ ▽	
{3029}*	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No. 9 —	変更なし					△ ▽
{3030}*	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No. 10 —	変更なし					△ ▽
{3031}*	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 9 —	変更なし					△ ▽
ホ. 組立施設								
{4001}	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No. 1 燃料棒挿入装置 (1) —	変更なし					△ ▽
{4002}	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No. 2 燃料棒挿入装置 (1) —	変更なし					△ ▽
{4003}	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No. 1 組立定盤部	変更なし					△ ▽
{4004}	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No. 1 スウェーピング部	変更なし					△ ▽
{4005}	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No. 2 組立定盤部	変更なし					△ ▽
{4006}	第2加工棟 第2-1組立室	組立機 No. 2 スウェーピング部	変更なし					△ ▽
{4007}	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体取扱機 No. 1 —	改造				□ △ ▽	
{4008}	第2加工棟 第2-1組立室	堅型定盤 No. 1 —	改造				□ △ ▽	
{4009}	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体外観検査装置 No. 1 —	改造				□ △ ▽	
{4010}	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (D) 部	変更なし					△ ▽
{4011}	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No. 1 石定盤部	変更なし					△ ▽
{4012}	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (E) 部	変更なし					△ ▽
{4013}	第2加工棟 第2-1組立室、第2集合体保管室	2 ton 天井クレーン No. 1 —	変更なし					△ ▽
{4014}	第2加工棟 第2梱包室、第2集合体保管室	2. 8 ton 天井クレーン —	変更なし					△ ▽
{4015}	第2加工棟 第2-1組立室、第2-1燃料棒検査室、第2 燃料棒保管室、第2部品室、第2梱包室、第2 輸送容器保管室	燃料棒運搬台車 No. 1 —	変更なし					△ ▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)	
{5011}*	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo. 1-1 —	変更なし			△		▽	
{5012}*	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo. 1-2 —	改造	[Bar]		△		▽	
{5015}*	第2加工棟	粉末缶移載装置No. 1-1 —	変更なし			△		▽	
{5016}*	第2加工棟	粉末缶移載装置No. 1-2 —	変更なし			△		▽	
{5019}*	第2加工棟	粉末缶搬送コンベアNo. 1 —	変更なし			△		▽	
{5013}*	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo. 2-1 —	変更なし			△		▽	
{5014}*	第2加工棟	輸送容器搬送コンベアNo. 2-2 —	改造	[Bar]		△		▽	
{5017}*	第2加工棟	粉末缶移載装置No. 2-1 —	変更なし			△		▽	
{5018}*	第2加工棟	粉末缶移載装置No. 2-2 —	変更なし			△		▽	
{5020}*	第2加工棟	粉末缶搬送コンベアNo. 2 —	変更なし			△		▽	
{5030}*	第2加工棟	原料保管設備D型 No. 1 —	改造	[Bar]		△		▽	
{5030-2}*	第2加工棟	粉末保管パレット —	変更なし	(第1次申請において{5030}原料保管設備D型 No. 1、{5031}原料保管設備E型 No. 1 に含めて適合性確認を受けたものであり、工事工程は当該施設に従う。)					
{5021}*	第2加工棟	原料搬送設備 No. 2 粉末スタッカクレーン	変更なし			△		▽	
{5022}*	第2加工棟	原料搬送設備 No. 2	改造	[Bar]				▽	
{5023}*	第2加工棟	粉末缶コンベア				△		▽	
{5024}*	第2加工棟	原料搬送設備 No. 2 粉末缶受台	変更なし			△		▽	
{5025}*	第2加工棟	原料搬送設備 No. 2 粉末缶台車	変更なし			△		▽	
{5031}*	第2加工棟	原料保管設備E型 No. 1 —	改造	[Bar]			△	▽	
{5026}*	第2加工棟	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 1	変更なし			△		▽	
{5027}*	第2加工棟	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 2	変更なし				△	▽	
{5028}*	第2加工棟	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 3	変更なし			△		▽	
{5029}*	第2加工棟	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 4	変更なし	[Bar]		△		▽	
{5001}*	第2加工棟 第1加工棟	保管容器F型 —	変更なし				△	▽	

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)	
{5002}*	第2加工棟 第1-3貯蔵棟 第1加工棟	保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型） —	変更なし					△ ▽	
{5040}*	第2加工棟	ペレット保管ラックB型No.1 —	改造					△ ▽	
{5040-2}*	第2加工棟	ペレット保管パレット —	変更なし	(第1次申請において{5040}ペレット保管ラックB型No.1を含めて適合性確認を受けたものであり、工事工程は当該施設に従う。)					
{5041}*	第2加工棟	ペレット搬送設備No.3 ペレットスタッカクレーン	変更なし		△			▽	
{5004}*	第2加工棟 第1加工棟	保管容器G型 —	変更なし				△	▽	
{5047}*	第2加工棟	ペレット保管ラックE型No.2-1 —	改造					△ ▽	
{5049}*	第2加工棟	燃料棒保管ラックB型No.1 —	改造		△			▽	
{5050}*	第2加工棟	燃料棒保管ラックB型No.2 —	改造				△	▽	
{5052}*	第2加工棟	燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッカクレーン	改造		△			▽	
{5051}*	第2加工棟	燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア	変更なし		△			▽	
{5005}*	第2加工棟	保管容器H型 —	変更なし				△	▽	
{5063}*	第2加工棟	燃料集合体保管ラックE型No.1 —	撤去		△			▽	
{5067}*	第2加工棟	試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚No.2	撤去				△	▽	
{5067-2}*	第2加工棟	試験開発燃料貯蔵設備 試料保管容器	撤去				△	▽	
{5064}*	第1加工棟	第1-1貯蔵容器保管設備 第1-1貯蔵容器保管区域	撤去					□ △ ▽	
{5066}*	第1加工棟	粉末・ペレット貯蔵容器I型 —	撤去					□ △ ▽	
{5065}*	第1加工棟	第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域	撤去					□ △ ▽	
{5009}*	第1加工棟	第1-1輸送物保管区域 —	新設					□ △ ▽	

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{5053}*	第2加工棟	燃料集合体保管ラックC型 No.1 —	改造				△	△ ▽
{5054}*	第2加工棟	燃料集合体保管ラックC型 No.2 —	改造				△	△ ▽
{5055}*	第2加工棟	燃料集合体保管ラックD型 No.1 —	改造				△	△ ▽
ト. 放射性廃棄物の廃棄施設								
{1004}	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟 —	改造				△	▽
{1005}	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟 —	改造				△	▽
{1006}*	第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟 —	新設				△ △	▽
{1014}*	第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟 —	撤去				△	▽
{6001}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 排風機（301-F）	変更なし				△	▽
{6002}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） 排風機（302-F）	変更なし				△	▽
{6003}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 排風機（303-F）	変更なし				△	▽
{6004}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（部屋排気系統） 排風機（304-F）	変更なし				△	▽
{6005}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） 排風機（305-F）	変更なし				△	▽
{6006}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） 排風機（306-F）	変更なし				△	▽
{6007}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統） 排風機（307-F）	変更なし				△	▽
{6008}	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） 排風機（308-F）	変更なし				△	▽
{6009}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-401）	変更なし				△	▽
{6010}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-402）	変更なし				△	▽
{6011}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-403）	変更なし				△	▽
{6012}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-404）	変更なし				△	▽
{6013}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） フィルタユニット（FU-405）	変更なし				△	▽
{6014}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） フィルタユニット（FU-406）	改造				△	▽
{6015}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統） フィルタユニット（FU-407）	変更なし				△	▽
{6016}	第2加工棟 第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（FU-408）	変更なし				△	▽
{6017}	第2加工棟 系統Ⅴ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）	改造				△	▽
{6018}	第2加工棟 系統Ⅵ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）	改造				△	▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）において、全部又は一部の事項について適合性の確認を受けたもの。

管理番号	設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和元年度下期 (2019年度下期)	令和2年度上期 (2020年度上期)	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
{6019}	第2加工棟 系統Ⅷ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）	改造				□ △ ▽	
{6020}	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） ダクト	改造				□ △ ▽	
{6021}	第2加工棟 系統Ⅱ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） ダクト	改造				□ △ ▽	
{6022}	第2加工棟 系統Ⅲ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） ダクト	改造				□ △ ▽	
{6023}	第2加工棟 系統Ⅳ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（部屋排気系統） ダクト	改造				□ △ ▽	
{6024}	第2加工棟 系統Ⅴ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） ダクト	改造				□ △ ▽	
{6025}	第2加工棟 系統Ⅵ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） ダクト	改造				□ △ ▽	
{6026}	第2加工棟 系統Ⅶ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統） ダクト	改造				□ △ ▽	
{6027}	第2加工棟 系統Ⅷ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） ダクト	改造				□ △ ▽	
{6028}	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	
{6029}	第2加工棟 系統Ⅱ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	
{6030}	第2加工棟 系統Ⅲ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	
{6031}	第2加工棟 系統Ⅳ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（部屋排気系統） 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	
{6032}	第2加工棟 系統Ⅴ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	
{6033}	第2加工棟 系統Ⅵ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） 閉じ込め弁	改造				□ △ ▽	
{6034}	第2加工棟 系統Ⅶ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統） 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	
{6035}	第2加工棟 系統Ⅷ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	
{6036}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ（給気系統） 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	
{6036-2}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ（給気系統） 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	
{6036-3}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（給気系統） 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	
{6036-4}	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ（給気系統） 閉じ込め弁	変更なし				△ ▽	
{6037}	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー	改造				□ △ ▽	
{6037-2}	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー（ワンスルー運転切替用）	改造				□ △ ▽	
{6037-3}	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー（リサイクル運転切替用）	変更なし				△ ▽	
{6038}	第2加工棟 系統Ⅱ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー	改造				□ △ ▽	